

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
93

2022.12

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 C A L E 2 0 年の歩みと今後の展望 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（C A L E）センター長 村上 正子

外国法制・実務

- 10 [ラオス] ラオスにおける Access to Justice の状況（総論）—国家戦略と司法統計—
前 J I C A 長期派遣専門家、弁護士 鈴木 一子
- 18 [ラオス] ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 1）
（地方における関連機関の実情・第 1 ルアンナムター） J I C A 長期派遣専門家 阿讃坊明孝
- 32 [スリランカ] スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳 国際協力部教官 茅根 航一
- 43 国際仲裁及び国際調停に関するオンラインセミナー
～ 2 1 世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（J S P P 2 1）～
国際協力部教官 曾我 学
坂本 達也

活動報告

- 【会合】
49 第 2 3 回法整備支援連絡会の開催について 国際協力部教官 庄地美菜子
- 【海外出張】
150 [スリランカ] 第 5 回スリランカ研修（現地ワークショップ）
（刑事司法実務改善～公判前整理手続の運用指針策定～） 国際協力部教官 國井 弘樹
- 【対外研修】
159 令和 4 年度選択型実務修習及び霞が関・法務省インターンシップ実施報告 国際協力部教官 村上 愛子
- 【研修等実施履歴】
170 国際専門官 向井 沙織
- 【活動予定】
172 国際専門官 向井 沙織

専門官の眼

173 首席国際専門官 多田 亮星

各国プロジェクトオフィスから

176 ベトナム長期派遣専門家 塚原 正典
前カンボジア長期派遣専門家 内藤裕二郎
前ラオス長期派遣専門家 鈴木 一子
インドネシア長期派遣専門家 及川 裕美

編集後記

178 国際専門官 向井 沙織

CAL E 20年の歩みと今後の展望

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CAL E）センター長

村 上 正 子

はじめに

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CAL E）は、今年、設立20周年を迎えた。この間、CAL Eの活動を様々な形で支えて下さった多くの方々に、この場を借りて改めて感謝を申し上げたい。

CAL Eの活動は、大きく2つの柱、すなわち研究と教育（人材育成）から成っているが、本稿では、この20年間で、CAL Eが研究と教育それぞれの分野でどのような活動をしてきたかを概観するとともに、今後の展望を述べることにしたい。

1. 最初の10年（2002年から2011年）

CAL Eの前身は、法整備支援・協力とその研究のために、2000年に法学研究科・法学部が法学部創立50周年を記念して寄付を募った基金で運営していた「アジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange）」であり、その2年後の2002年に、名古屋大学に属する国の運営費交付金によって運営される正式の部局として改組され、現在に至っている（名古屋大学における法整備支援の取り組みは、すでに1989年から始まっており、その間に築き上げられた活動経験・ネットワークを引き継ぐ形でCAL Eの活動はスタートしている）。初代センター長の佐々木名誉教授（国際政治）から、杉浦名誉教授（ロシア法・司法制度を含む中央アジア全般の公法）、鮎京名誉教授（ベトナム法）、市橋名誉教授（社会主義体制移行国家における行政法）へとバトンは引き継がれていった。

この間のCAL Eの研究は、文部省特定領域研究「アジア法整備支援」という大型科研の下、体制移行国における法制度の整備のプロセスを対象とし、この10年間で、法整備支援の理論的研究の基盤が築かれた。

教育・人材育成については、名古屋大学大学院法学研究科では、すでに1989年の法整備支援事業立ち上げと同時に人材育成が開始されていた（これについては、奥田沙織（1990年4月から2021年3月まで、法学研究科の留学生担当講師）「1980年代法学部ダイナミズムと法整備支援人材育成 アジアのすそ野に広がる名大法曹家たち」CAL E NEWS 46号2頁以下に詳しい）。さらに、1999年から法学研究科で始まっていた英語による法学教育に加えて、それまでの法整備支援・協力に関する共同研究を通して交流があったカウンターパート大学の要請を受け、日本語を学び、かつ日本語によって日本法も学ぶことができる日本法教育研究センター（CJL）を、順次開設していった。2005年にウズベキスタン・タシケント国立法科大学、2006年

にモンゴル・モンゴル国立大学、2007年にベトナム・ハノイ法科大学、2008年にカンボジア・カンボジア王立法経大学にそれぞれCJLを設置し、名古屋大学から日本語と法学の特任講師を1名ずつ派遣し、現地講師とともに教育するという、唯一無二の取り組みを始め、これがCALEの主力事業へと発展していく（この4つのセンター以外にも、2012年にはベトナム・ホーチミン市法科大学、2013年にはミャンマー・ヤンゴン大学、2014年にはインドネシア・ガジャマダ大学とラオス・ラオス国立大学に、それぞれ拠点が開設されている）。

なお、CALE設立10周年記念のシンポジウムは、「法整備支援から法協力へ—新たな地平の開拓—」というテーマで、主に法学教育支援や教育研究のネットワーク構築、人材育成などが議論された（最初の10年の活動については、市橋克哉「名古屋大学における法整備支援と人材養成—CALE10年の歩みとその将来—」ICDNEWS55号（2013年6月）1頁以下を参照）。

2. 次の10年（2012年から2021年）

センター長は、市橋名誉教授から、小畑教授（国際法・国際人権法）、國分教授（現在は法政大学）（韓国憲法）、藤本教授（法社会学）へと引き継がれていく。

(1) CJLでの教育活動

この間、各国のCJLが順次10周年を迎え、教育のノウハウが確立され、安定した教育を提供できるようになり、着実に修了生が育って様々な場面で活躍するようになった。幸い多くの方々に注目され、政府関係者、研究者や実務家から一般企業の方まで、毎年多くの方々がセンターを訪問され、交流を深められている。修了式にも多くの方に参列頂き、CJLを拠点として、様々なレベルでの国際交流が行われていることは、何よりもそこで学ぶ学生にとって、非常に貴重な体験となっている。活動のいくつかを紹介すると、まず、学年論文という制度がある。これは3年生が自分でテーマを決め、1年間かけて論文を完成させる取り組みである。将来日本に留学を希望する学生にとっては、研究計画を立てる一助にもなるが、それ以外の学生にとっても、自国で今何が問題となっているのかについて、その背景や社会での位置づけを調査し、自分なりの考えをまとめることは、重要である。それから夏季セミナーでは、毎年夏に、各センターから選抜された学生が来日し、専門家の講義を聞いたり、裁判所等の施設を見学したり、ホームステイを通して地元の人々と交流をしたりする。学生にとっては、それまで学んできた日本語を使って実際に日本の文化を体験することはもちろん、各センターの学生と交流し、互いに刺激を受ける貴重な機会でもある。

しかし、2020年初頭からのCOVID-19の世界的流行により、残念なことに、これまでの教育もかなり制約を受けている。ここ数年は、各国のセンターはもちろんのこと、学生が通う現地の大学の授業もオンラインとなり、国によっては大規模なロックアウトが実施されるなど、日本の学生同様、彼らも思うように動けず、交流もままならない状況が続いた（この間のCJLの教育については、藤本亮「C

OVID-19と日本法教育研究センターの教育と研究」ICD NEWS第84号（2020年9月）1頁以下に詳しい）。上記夏季セミナーもオンラインでの実施を余儀なくされたが、それでもできるだけ色々な経験ができるよう工夫した。

(2) 他機関との協力

CAL Eの教育・人材育成活動の発展に欠かせないのが、ICDやJICA等の他機関との協力である。大きなものとしては、2009年から、法務省法務総合研究所、名古屋大学や慶應義塾大学などの大学や研究機関が協力して、主に学生を対象として開催されている法整備支援連携企画が挙げられる。これは、「法整備支援へのいざない」（法務省法務総合研究所主催）、「サマースクール・アジアの法と社会」（CAL E主催）、「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学大学院法務研究科主催）の3つの企画の連携であり、毎年テーマを設けて、それについて法整備支援や国際協力について考える機会と情報を提供するものである。この3つの企画のうちのサマースクールは、上述のCJLの夏季セミナーの行事の一つとなっており、CJLの学生にとっては、日本人の学生との交流の場であり、かつ自分の学年論文を発表し、それを素材に議論するという場でもある。この企画もコロナの影響を受け、2020年からはオンラインで開催されている（今年度からは、JASSOの奨学金を得て、1年間の長期研修と2か月の短期研修というプログラムがスタートしている）。また、JICAの現地専門家の方々には、CJLでの教育に継続的に協力して頂いている。

(3) 国内における人材育成

名古屋大学では、学部や法科大学院でも法整備支援関係の教育に力を入れてきた。例えば法科大学院の「法整備支援論」の講義では、法整備支援の事例研究と理念論、評価手法、各支援機関の実務家による現場での活動についての講義に加え、CJL出身の留学生在が自身の研究を報告することで各国の法制度に触れる機会も設けられている（これについては、小畑郁「名古屋大学法学部における法整備支援関係教育一実績と近年における困難」ICD NEWS第73号（2017年12月）24頁以下に詳しい）。2008年度からは、法科大学院修了生を、各国のCJLに短期派遣し、日本語によって日本法を教えたり、現地の法律関係機関や法整備支援関係事務所を訪問するという事業も行っている。さらに、2017年から始まった学生やアジア法・法整備支援初学者向けの「アジア法整備支援特別講座」に加え、今年度からは、学部1年生を対象とした基礎セミナー（一般教養科目）で、法整備支援の入門講義を行い、アジアへの興味を引き出そうとする新たな試みも始めている。

(4) CJLコンソーシアムの設立

CJLとの関係では、2017年に「日本法教育研究センターコンソーシアム」が設立された。これは、CJL事業をオールジャパンの事業と位置づけ、関係大学、企業、個人の協力の下、アジアにおける法学研究・教育分野の国際交流を促進しようとするものである。

(5) 研究活動

CAL Eの研究も新たな展開を遂げている。2015年には、アジア法交流館が新しく設立され、その落成記念シンポジウムが開催され、「アジア—日本「法協力」の新時代—教育と研究の交錯と発展—」というテーマのもと、CJLの教育において、法学分野の専門日本語教育がどのような要素から成り立っており、どのように結合しているのか、アジア市場経済移行諸国における法典化の特徴を踏まえ、当該国の行政法の法典化に及ぼす影響について、さらにASEAN共同体の構築と法整備支援の課題について議論された。ちなみに、CAL Eの活動は大学からの運営交付金で賄われているが、どうしてもCJLの運営に多くの経費が割かれているため、研究費は、大型科研費を獲得することが必須となる。2013年度以降のCAL E関連の大型科研としては、①科学研究費補助金・基盤研究（A）「ASEAN経済共同体構築による加盟国法へのインパクト」、②日本学術振興会・研究拠点形成事業（B）アジア・アフリカ学術基盤形成型「アジア型立憲主義の解明—人権保障と法的安定性強化のための研究ネットワーク」がある。前半は①のASEAN研究が中心であり、小畑センター長（当時）主導の下で、ASEAN経済共同体の構築が加盟国にどのようなインパクトを与えているかを分析し、現代東南アジア法の共通基盤の可能性を探るという研究が行われた。ASEAN法研究への展望としては、ASEAN地域においては、国境を超える協力の技術的性格を強調する機能主義が根強く残る反面、市場が拡大・緊密化することによって生じる域内の貧富の格差の拡大、環境問題の深刻化、人身売買といった問題を解決するためには、立憲主義とでもいえるべき価値思考を導入することが必要であること、そしてこの立憲主義は、ローカルな次元から（現地の特徴を活かした）共通の価値を発見していくという共同化プロセスを保障する原初的立憲主義であることが望ましいとの方向性が示された（CAL E NEWS 4 2号1頁以下を参照）。

この方向性を引き継ぎ、後半は、アジア立憲主義研究が中心となり、國分センター長時代に研究の基盤が作られ、藤本センター長時代にそれが継続・発展していった。また、2019年度からは、アジズ・イズマトフ特任講師（国際法・国際人権法）がCAL Eの研究をリードしている。2020年1月には、上記②の助成を受け、東アジア、東南アジア、オーストラリア、ユーラシア諸国、ドイツから研究者を招聘し、「アジアにおける立憲主義の諸相—アジア的「文脈」とその論理—」というテーマで、コロナ禍直前の最後の対面での国際色豊かな全体会議が開催された。アジアにおける立憲主義の展開の多様性と共通性、ASEAN地域やユーラシア体制移行国における立憲主義につき、各国の憲法制定の歴史を概観することにより、その特徴を把握し、憲法がいかなる対象を統制するために設計されたかを明らかにすることで、各国の憲法の発展と立憲主義への影響が議論された。

この直後から始まったコロナ感染拡大は、CAL Eの研究テーマや交流にも大きく影響しているが、幸いプラスの方向に働いたといえる。2021年1月末のCAL E年次会議（この年から全体会議という名称から年次会議（annual conference）に

変更)は、「21世紀における市民権(国籍)を巡る闘争とその社会的費用—アジア及びグローバルな傾向」というテーマで、オンラインで開催された。コロナ禍において、コロナによる影響を受ける立場の弱い人を保護するという問題意識から始まり、人権法や法社会学、人類学的観点を取り入れて、アジアにおける国籍や市民権を考えるという、タイムリーかつ地球規模の重要課題について、アジア各国から、そして多角的な視点からの比較・分析がなされた。この研究成果については書籍化(英語)を予定している。また、2019年8月からは、法学研究科と連携し、「アジア及び周辺国家における立憲主義」というワークショップシリーズを開催し、オンラインを活用して参加者の対象を広げ、ASEANとユーラシア(旧ソ連、モンゴル等)における立憲主義のダイナミクスを取り上げた。体制移行過程で、憲法がどのように発展してきたか、制度の中でどのようなメカニズムが生まれてきたか、権威主義が進んでいったのはどのような要因からか等が議論され、このうちユーラシアの部分は書籍化された(Ismatov, Aziz/Küpper, Herbert/Obata, Kaoru (Eds.), *Dynamics of Contemporary Constitutionalism in Eurasia: Local Legacies and Global Trends*, Berliner Wissenschafts-Verlag, 2022)。

2022年2月に開催された年次大会は「グローバル化の文脈における現代アジア型立憲主義のアイデンティティとダイナミクス」と題し、ロシア、ウズベキスタン、中国、韓国、インドネシアの研究者が参加し、それぞれの国における憲法諸問題について議論がされた。ここでは、アジア諸国の憲法が、西洋型の民主主義及び法の支配を取り入れようとする試みと、それに対抗し、伝統主義や植民地化へと回帰する動きとが相対立する様が指摘され、アジア諸国それぞれの憲法の有する多様性について、様々な意見交換がされた。この大会では、初めての試みとして一部一般からのスピーカを募るなど、コロナ禍において、費用のかからないオンラインを活用することで、CALEのパートナー国以外の研究者や研究組織との新たなつながりが増えて、ネットワークが広がった(CALEとの関係のみならず、CALEをハブにして新たな関係が構築される)感がある。

3. CALE 20周年記念式典・シンポジウム

2022年9月20日・21日の両日に、CALE 20周年記念式典・シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、CALEの年次会議も兼ねており、タイトルは「Promoting Legal Research, Education, and Cooperation in Asia: Learning from the Past, Looking to the Future (アジアにおける法研究・法学教育及び法協力の促進：過去から学び、未来を見据えて)」とした。このタイトルには、これまでCALEの教育・研究活動を支えてくださった方々への感謝と、先人たちが培ってきた実績への敬意を示すとともに、それを踏まえて、これからCALEがどのように発展していくのか、その新たな方向性を示す意味を込めた。コロナ感染が少しずつではあるが落ち着いてきたこともあり、海外から修了生及び研究者を招聘し、ハイブリッド方式ではあるが、CALE

及び法学研究科にとっては、久しぶりの大きなイベントとなった。第1セッションの記念式典では、文科省より西條正明大臣官房審議官、法務省より上富敏伸法務総合研究所長からご祝辞を頂き、また葉梨康弘法務大臣（当時）からは特別感謝状も授与された。法学研究科同窓生の代表として、ベトナムからはダン・ホアン・オアイン司法副大臣がビデオメッセージで感謝と祝辞を述べられた。記念式典は、牧野絵美CAL E副センター長による、CAL E 20年間の歩みを写真とともに振り返る活動報告で締めくくられた。第2セッションは、名古屋大学大学院法学研究科の英語コース・日本語コース含め様々な留学プログラムで研究し、現在各国で活躍している修了生9名が、3つのサブセッションに分かれて、かつての研究テーマのその後の発展や、現在の研究について報告をした。当時の指導教員を含め当日参加した法学研究科の教員や現役の法学研究科の在学生たちとの意見交換により、アジア比較法研究と留学生教育との融合が実現した。続くハイブリッドによる同窓会には、森寫昭夫名古屋大学名誉教授ほか、法整備支援黎明期の各国のレジェンドの方々や、法学研究科OBの先生方、各国の修了生と現役の留学生が参加し、旧交を温めたり、新たな出会いが生まれるなど、短い時間ではあったが有意義な交流ができた。

翌日は研究関連のセッションとして、「法協力の理念の変容—アジアにおける新たなアクターの登場とその課題（The Transformation of Legal Cooperation Philosophy: New Actors and Challenges in Asia）」と、「アジアにおける比較法—外国法と法の継受の美德（Comparative Law in Asia: Foreign law and the Virtue of Legal Transformations in Asia）」を開催した。前者では、アジア諸国間の様々な法協りに着目し、日本（ICD茅根航一教官）、中国（オックスフォード大学東洋学部 Matthew Erie 准教授）、韓国（韓国法制研究院崔桓容上級研究員）が、それぞれどのような方法や理念に基づいて法協力を行っているか、その特徴を比較することで、法協力の理念の変容について議論した。後者では、アジアの公法及び私法の領域、具体的には、東アジアにおける人権とジェンダー（メルボルン大学 Suzan Kneebone 教授）、ASEAN競争法（シンガポール国立大学 Burton Ong 准教授）、中央アジア憲法（名古屋大学（CAL E）Aziz Ismatov 特任講師）、モンゴル土地法（法学研究科修了生・モンゴル国立大学 Gangabaatar Dashbalbar 教授（モンゴル憲法裁判所判事））において、外国法がどのように国内法に取り入れられ、既存の法体系と整合し、あるいは独自に形作られていったかについて議論された。両セッションにおける報告は、いずれもCAL Eの今後の研究の展開にとっても非常に示唆的なものであった。

4. 今後の展望—これからの10年

現在CAL Eに関わる主な法学研究科の教員は、CAL Eセンター長（民事手続法）、CJLセンター長の松尾陽教授（法哲学）、CAL E副センター長の松田貴文准教授（民法）であり、アジア法を比較法対象として研究をしてきたわけではない。これまでとは大分毛色の異なるメンバーで、今後CAL Eの研究をどのように発展させていく

のか、現在模索中である。その際に常に指針としているのは、CALEという名称が示す、法の交流（legal exchange）である。大学という研究・教育機関、その中でも法学研究科という法学・政治学に特化した組織の中にあるセンターとして、またCJLという独自の教育組織を運営するCALEだからこそできる法の交流を考えてみると、色々な可能性が見えてくる。

(1) 修了生と目指す新たな研究の可能性

CALEの研究を、アジアにおける法の継受のプロセスについての研究とすると、最初の10年は、体制移行国における法整備のプロセス、次の10年は、基本法たる憲法や基本的人権など、制度の根幹を、それぞれ対象としてきた。これからの10年は、個別の分野で整備された法や制度が、それぞれの国の文化や社会情勢を踏まえてどのように発展してきたかを検証しようと考えている。多くのアジア諸国は、体制移行の過程で、法整備支援を受けつつ様々な分野の法制度を形成してきたが、単なる法の移植に止まらず、自国の習俗や文化、既存の制度に合わせて独自の法体系を作り上げてきた。このような多様な法の継受のプロセスを検証し、さらには多様な法整備支援プロジェクトを相互に比較し、それらに必要な情報を共有・交換する場を、CALEが提供できるのではないか。CALEのこれまでの活動を俯瞰的な視点で見直すという意義もある。ここで必要となる情報は、今年度で400名を超えるCJLの修了生、さらには法学研究科の多様な留学生教育プログラムの修了生とのネットワークを持つCALEだからこそ、得られるものも多い。アジア法研究者ではない我々にとっては、指導した院生の研究テーマや自分の研究分野を活かした、修了生との双方向的な研究交流に基づく新たなアジア比較法研究の可能性が見えてくる。

(2) 日本法への還元

重要なのは、研究を通して得た情報を、互いの国の国内法改革の実践にフィードバックし、活用することであり、日本法への還元があつてこそ、双方向的な研究交流といえよう。今後の研究では、労働問題、家族問題、消費者問題、環境問題、法専門職問題などの、世界に共通する問題について、ASEAN統合等のグローバル化の中での法のあり方、共通の法的基盤をどこまで確立できるのか、というアジア法の普遍性を志向する一方で、それぞれの国の歴史や文化、社会情勢を踏まえて発展してきたアジア法の特殊性を尊重するという、この2つの方向性を相補的なものとしてとらえる中で、アジア法としての日本法の意義を改めて問い直すことを試みる。この日本法へのフィードバック、私の場合は、民事紛争解決のあり方を問い直す契機とすること（川嶋四郎「法整備支援とそのプロセスを通じた内省的視座の獲得—民事訴訟法研究者の視点から—」ICD NEWS第48号（2011年9月）1頁以下参照）が、私にできるアジア法との交流であり、今後CALE全体で目指していく研究であると考えている。

(3) 留学生教育の向上

また、今後日本の大学は、アジアからの留学生の受入れを今まで以上に拡大強化

していく方向にある。CALE・CJLは、アジアからの留学生向けの法教育方法のノウハウや、そこでの課題について、情報を交換し共有する、法の交流の場として位置づけられる。例えば、今年の法整備支援連携企画の第二弾として開催したサマースクールでは、「アジア諸国の法学教育の現状と課題」をテーマに取り上げ、アジアの（旧）社会主義国が市場経済体制への移行を開始してからの30年間で、それらの国での法学教育がどのように変化したか、研究者による日本やソ連の法学教育について、さらにはCJLの修了生たちがウズベキスタン、モンゴル、カンボジアの法学教育の現状と課題について報告をし、各国の法学教育、法教育のあり方のイメージを共有した。さらに、現在、傘谷祐之CALE特任講師（CJL法学統括）主導のもとで、カンボジアを素材として、開発途上国出身の学生を対象とした基礎的法学教育モデルの開発に関する研究や、若手研究者や実務家との協働による持続可能な法学教育・研究活動のための調査研究が行われており、今後調査対象を他のCJL設置国にも広げたいと考えている。教育・人材育成については、藤本亮前センター長と瓦井由紀CALE特任講師（CJL日本語統括）主導のもとで、「外国語としての日本語学習と法学学習の統合による教育効果の検討とその検証方法の研究」というテーマで、今後ますます増加する留学生・在外の潜在的留学生に対する日本語教育、法学教育、さらには教育測定学（テスト理論）の学際的研究領域の構築を目指している。このような研究は、長年のCJLでの教育の実績を活用するものであり、CALEならではの研究といえる。そして、これらの調査・研究によって得られた成果を共有することで、留学生教育の向上に貢献できる。

(4) 企業や地域社会との連携

企業や地域社会との連携も重要である。CALEの前身であるアジア法政情報交流センターは、元々地元企業の協力があって始まったものであり、また現在でも、留学生に対する奨学金など多くの支援を頂いている。CALEのパートナー機関とのネットワークをビジネスへどのように展開できるか、留学生との交流はもちろんのこと、企業や行政に共通の課題を、CALEのネットワークを活用してアジア諸国と共有することで、解決の糸口を探る、ということも考えられるかもしれない。留学生教育の向上や企業との連携には、CJLコンソーシアムの果たす役割も、今後重要になる。

(5) 日本国内への発信

今後の課題としては、法整備支援を支える若手研究者の育成も挙げられる。そのためには、これまでの、そしてこれからのCALEの研究成果を、特に日本語で国内に向けて発信することが必要である。すでに述べたように、最近研究成果の英語による発信は順調であるのに対して、日本語による継続的な研究発信は、CALENEWS（年2回発行）以外、これまであまりなかった。国内におけるCALEの研究機関としてのプレゼンスを高め、国内研究者の育成につなげるためには、できるだけ多くの人の目に触れる法律系の商業誌等に、継続的に研究成果を公表していくことが求められる。最近では、ミャンマーの政変を受けて、ミャンマー法を専門とする牧野絵美

講師（CALE・CJL副センター長）が、「国軍によるミャンマー政変と2008年憲法」法学セミナー66巻8号69頁以下（2021年8月）を公表したり、2022年2月に開催されたCALEの年次会議での、2020年のロシア憲法改正についての報告が、現下のウクライナ戦争を読み解くうえで示唆に富むと考え、「特別企画 2020年憲法改革とロシア『立憲主義』の転轍 —ウクライナ戦争への予兆？」法律時報94巻11号（2022年10月）83頁以下で、その概要を公表している。また、現在法学研究科の博士課程に在籍中のCJLウズベキスタン修了生と法学研究科の教員による共同論文（横溝大=ハキモフ・アハドジョン「アジアにおける私法統一—東南アジア及び中央アジアを中心に」論究ジュリスト35号（2020年）219頁以下）も公表されている。これらの取り組みを継続し、ちょっと違った視点から日本の法制度や政治を見つめなおすことの面白さを伝えることで、これからの新たな「法の交流」を担う人材を育成すること、より一般的には日本人学生の国際化の促進につなげることも、法学研究科ならではの日本人研究者養成の途であり、CALEの重要な役割と考えている。

おわりに

法整備支援という言葉は誤解されやすい。「整備や支援ってずっと続くものじゃないよね、いつまでやるの？」と聞かれることもしばしばである。「支援から協力へ」というスローガンも、過去のICD NEWSの記事やCALEの全体会議のテーマとして繰り返し取り上げられてきたが、支援と協力は一体のものと説明されるし、法整備支援は、*legal cooperation* と表現されることが多い。法整備、支援、協力、それぞれの言葉は何となくわかるが、全体としてはふんわりしていて、正直、実際何をやっているのかわかりづらい。さらにその理論的研究となると、私のような新参者にはかなりハードルが高かった。これまでは、法整備支援、アジア、というワードが出ると、自分には関係ないかな、と思いがちであった。CALEセンター長が情けない話ではあるが、今回、CALE 20周年記念のシンポジウムを開催し、またこの巻頭言執筆のために、CALEのこれまでの活動、特にその研究の展開について、ICD NEWS やCALE NEWSを含め過去の資料を読み、何とか体系的にまとめようとする過程で、ようやく、法整備支援の何たるか、またその理論的研究の意義の一端がわかりかけてきた程度である。

しかし、わかる人、興味のある人だけに伝わればいい、というのでは、発展しないし後継者も育たない。法整備支援のあり方は、相手国の社会情勢やニーズ、周辺地域との関係によっても変わり得るものであり、何をやっているのか、それが日本にとってどのような意味があるのかを、地道に、わかりやすく、具体的に伝えていくことが、法整備支援の一端を担うCALEの、今後の重要な役割であると考えている。

以上、あれもこれもと思ううちに、長文かつまとまりのない巻頭言になってしまった。今後の展望についても期待と不安が半々ではあるが、引き続き皆様のご指導・ご協力を賜れば幸いです。

ラオスにおける Access to Justice¹ の状況（総論） — 国家戦略と司法統計 —

前 J I C A 長期派遣専門家、弁護士

鈴木 一子

1 本稿の意義

Access to Justice（以下「A 2 J」という）は世界において熱い話題であるが、ラオスの A 2 J に関する日本語の文献はほとんど無いように思われる。今回、主に国家戦略と司法統計という客観的情報に基づいて、A 2 J に関するラオス現状をまとめる。統計についてはラオスでは様々な数字に接するため、この4年間で収集できた出来るだけ信憑性の高い数字を掲載する。

2 ラオスにおける A 2 J の位置づけ

(1) 党大会

2021年1月13日から15日まで行われたラオス人民革命党第11回全国代表大会（以下「党大会」という）²において、次のような方針が示された。

個人の正義や国家の権利を保護するために人民が司法過程に参加し、国家または社会の法律サービスを受けられる環境を形成する³。

脚注3記載の文献では「近年は土地紛争などで裁判となるケースも増えているが、司法の公正性が問題となっている。とくに集団を重視し個人主義を否定してきた体制において、これまでのような法の前の平等や社会的公正だけでなく「個人の正義」と記したことは象徴的な変化といえる。」と分析されている。

(2) 国家の5か年計画

党大会決議を解釈して具体化するため「2021年から2025年までの第9次国家社会経済発展計画」（以下「国家5か年計画」という）が定められた⁴。これは、「持続可能な経済的成長を継続する」など6つの成果から成る。

「成果3 人民の健やかな生活の向上」の「アウトプット1 過疎地及び遠隔地における貧困が緩和され、人民の生活、文化的価値及びメディアが向上する」において「女性や子どもがより強固な A 2 J を有する」という指標が採用された。また、「法律

¹ 「司法へのアクセス」又は「正義へのアクセス」と日本語訳されるが、本稿では英語表記にする。本稿では主に司法手続及びADRへのアクセスを念頭に置いている。

² 5年に一度、開催される。ラオスで最も重要な会議であり、党大会で示された方針を読めば、ラオスの経済や社会の現状が分かる。

³ 「ラオス人民革命党第11回大会——転換期を迎える国家建設——」（アジア経済研究所、2021）29頁
https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Jpn_Books/eBook/202111_01.html

⁴ 2021年3月22日から26日にかけて行われた国会によって承認された。

扶助」という言葉が138か所も使用され、法律扶助制度の拡充が戦略として明確に打ち出された。

(3) 司法分野の5か年計画

2020年11月18日付け司法省の党委員会及び党大会における決議を実施するため、司法省は「2021年から2025年までの司法分野の発展計画（以下「司法5か年計画」という）」を策定した⁵。これは、下記7つの目標と52のプロジェクトから成る。

目標4.4「司法制度の発展と促進」の具体的内容として「村落調停委員会の人材強化」、「法律扶助事務所の人材強化」等が挙げられている。

目標4.5「弁護士」の具体的内容は、「司法省の方向性に合致させ、無料サービスといった社会のニーズに合致するように、ラオス弁護士会（LBA）の管理体制を再構築し調和させる」、「弁護士数の増加との質の向上のほか、弁護士倫理、法や規則に違反した者への懲戒処分」等とされている。

- 目標1 立法及び法改正並びに法令起草の監督及び評価
- 目標2 法律の普及
- 目標3 司法人材の育成
- 目標4 司法サービス
 - 目標4.1 経済紛争解決
 - 目標4.2 公証
 - 目標4.3 判決執行
 - 目標4.4 司法制度の発展と推進（※村落調停、法律扶助等）
 - 目標4.5 弁護士
- 目標5 司法分野の国際協力
- 目標6 組織、人事及び監査
 - 目標6.1 組織と人事
 - 目標6.2 監査
- 目標7 インフラ整備（※車両やパソコンなど）

(4) 小括

以上のとおり、ラオスはA2Jの拡充を国家戦略として採用し始めたところであり、未だ初期段階、つまり法曹の増加や制度の充実といったA2Jに関する基本的インフラを整備していく段階にあるといえる。

⁵ 2021年11月23日、24日に司法5か年計画について主要ドナーから意見を聴取する会議がルクセンブルクの支援によって開催された。

3 統計

(1) 弁護士の数⁶（2022年9月20日時点）

368名（うち女性87名）

LBA会長代行によれば、全体のうち、3割が若手、4割が中堅、3割がベテランというイメージ。

(2) 裁判官の数⁷（2021年時点）

558名（うち女性155名）

※地区裁判所（日本でいう簡裁）の裁判官を含む。

なお、2019年に某最高裁判事は、「裁判官の人数を1800名にし、裁判官1人当たり事件を3件もつことを目指している」と発言していた。

裁判所の繁忙度を伺い知るデータ⁸として、以下のものがある。

首都裁判所（日本でいえば東京地裁）の民事部に所属しているのは16名（うち女性8名）。内訳は、3級裁判官⁹2名、2級裁判官2名、1級裁判官3名、裁判官補¹⁰6名、技術職員2名、書記官1名。

2022年9月現在の首都裁判所における民事事件数は1審事件が358件（未済350、既済8）。控訴事件は136件（未済132、既済4）。

民事部の人手が足りないので行政部の裁判官にヘルプに来てもらっている。

(3) 検察官の数

現時点では、私の知る範囲では不明と言わざるを得ない。おそらく2016年時点で452名¹¹というのが近い数字であろう¹²。

(4) 司法分野の合計人数¹³（2022年11月23日時点）

2508名（うち女性897名）が司法部門で働いている。

このうち274名が国立司法研修所（NIJ）の講師である。

「司法部門」とは、司法5か年計画全体を見ると、法曹三者、村落調停委員¹⁴、司法省職員（管轄下にある組織を含む）などを指すと思われる。

⁶ 2022年9月20日、LBA会長代行から聴取。2022年4月4日にアジア財団を訪問した際に同財団所属の弁護士から聴取した人数は367名（うち女性86名）だったことから、信憑性の高い数字といえる。

⁷ 2022年4月18日、最高人民裁判所人事統計局長から聴取。

⁸ 2022年9月26日、首都裁判所民事部長から聴取。

⁹ 3級裁判官が立場が高く、所長クラス。次が2級、1級と続く。

¹⁰ 日本と異なり、裁判官補はアシスタントの立場であって裁判官ではない。

¹¹ 「アセアン共同体とラオス」(JICAラオス事務所、2018)148頁「第8章 ラオスにおける法曹養成制度改革」(須田大)

¹² 2019年2月時点で「検察官1679名（うち女性602名）」、2021年9月時点で「検察官1678名（うち女性609名）」という情報に接したが、その際に聞いた裁判官数が過大に過ぎたことや、本文記載の司法分野2508名という5か年計画に明記された数字を前提にすると、当該情報は信憑性が低いと思われる。

¹³ 司法5か年計画「I 6.1 組織と人事」に記載がある。

¹⁴ 村落調停は各村で2016年首相令、2016年司法省大臣令等に基づいて行われる。村落調停委員会は6名の合議体であり、①委員長（国家建設戦線）、②副村長、③村の女性会代表、④青年隊、⑤治安維持部隊、⑥尊敬される人から成る。

(5) 訴訟事件の数¹⁵ (2021年時点)

	新受	既済	未済	最も多い類型
地区裁判所 (一審事件) ※日本でいう簡裁	刑事906 民事819 家事258 労働21	刑事873 民事739 家事232 労働24	刑事216 民事752 家事185 労働18	窃盗331 消費貸借165 離婚225 未払賃金15
県裁判所 (一審事件) ※日本でいう地裁	刑事2896 民事107 商事102 家事52 少年138 労働2 軍事54	刑事2711 民事105 商事96 家事52 少年123 労働3 軍事56	刑事690 民事332 商事256 家事64 少年50 労働3 軍事8	薬物1044 消費貸借34 消費貸借99 離婚56 薬物77 未払賃金2 薬物27
高等裁判所 (二審事件)	刑事149 民事171 商事43 家事30 少年1 労働0 軍事4	刑事157 民事145 商事45 家事21 少年1 労働0 軍事4	刑事38 民事90 商事28 家事19 少年1 労働0 軍事2	薬物65 消費貸借29 消費貸借36 離婚29 交通規則違反1
最高裁 (破棄審)	刑事68 民事85 商事27 家事8 少年1 労働2	刑事64 民事77 商事24 家事10 少年0 労働3	刑事32 民事70 商事24 家事7 少年1 労働1	薬物21 消費貸借21 消費貸借165 離婚8 窃盗1 未払賃金2
再審	刑事12 民事24 商事1 家事5 少年0 労働1	刑事15 民事18 商事4 家事3 少年0 労働1	刑事10 民事28 商事0 家事5 少年0 労働0	詐欺3 消費貸借2 消費貸借1 離婚5 未払賃金1

¹⁵ 2022年4月18日、最高人民裁判所人事統計局長から聴取。

(6) 村落調停

ラオスでは村落調停が司法制度に取り込まれており、「些細で高額でない争い」について村落調停前置主義が採用されている（民訴法194条）。実際には多くの事件が村落調停に付されているようだ（刑事事件も付されると聞く。なお、村落調停の刑事事件で刑罰を科すことはできない）。

全国的な統計は不明である。

2022年9月19日に首都ビエンチャン、シーサッタナー郡シームアン村役場から聴取したところ、同日時点で2022年になってから調停は4件のみであった（既済）。内容は、バイクの購入代金、スマホの購入代金、銀行の貸付け、個人の貸付け。同村は首都の中心部にあり調停が盛んな地域と聞いていたのだが、なぜ事件数が少ないかは不明である。

なお、今までの活動を通して弁護士等に聴取してきた結果、村落調停事件に弁護士が関与することは、全国的にほとんどないようだ。

(7) 経済紛争解決センター

経済紛争について仲裁及び調停を行う機関であり、司法省の管轄である。首都のほか14県に設置されている。司法5か年計画の目標4.1にも掲げられており、ADRを司法サービスの重要インフラと捉えていることが分かる。ラオスはニューヨーク条約及びシンガポール条約に加盟しており、外国企業の投資を呼び込む戦略の1つとして経済紛争解決センターを充実させたいようだ。

2016年から2020年までに全国で399件の新受、273件の既済。全部で4万4560米ドル相当の価値の事件を解決した¹⁶。

司法省本省内に設置されている経済紛争解決センターでは、2020年に合計20件が既済（調停13、仲裁7）。3件が執行段階に移行して2022年9月現在、係属中（調停1、仲裁2）¹⁷。

4 法律扶助

A2Jの文脈で欠かせないのが法律扶助であるから、ラオスの法律扶助の現状について説明する。

(1) 法律扶助の根拠

日本では¹⁸第2次世界大戦後、GHQの指示によって法律扶助制度を作ることになり、日弁連が無料法律サービスを行ってきた。徐々に国から補助金が出るようになり、1980年代になると国家予算による法律扶助制度を設立する機運が高まり、遂に2004年に総合法律支援法が成立し、それに基づき2006年に法テラスが設置された。このように世界の流れは弁護士の手弁当から国家の責任による法律扶助制度

¹⁶ 司法5か年計画「I 4.1 経済紛争解決」に記載がある。

¹⁷ 2022年9月19日、司法省内経済紛争解決センター副センター長から聴取。

¹⁸ 2022年6月14日開催のトヨタ財団プロジェクトによる日弁連とLBAのワークショップ「A2Jを促進するための挑戦、活動及び教訓」における亀井時子弁護士の講演を参考にまとめた。

に移行している。

ラオスでは、国連等の集中的な支援を受けて法律扶助の必要性が認識され始めた段階であり、前記のとおり国家5か年計画の主要な内容とされた。

法律扶助の根拠法は2018年に制定された政府令77号である。司法省は、国家5か年計画及び司法5か年計画を実施するために「法律扶助アクションプラン」を策定中であり、法律扶助制度の認知向上、サービスの質の向上などを目標としている¹⁹。

(2) 法律扶助の内容

前記政府令77号によれば、ラオスで法律扶助を利用できるのは、①貧困者、②機会に恵まれない者、③障がい者、④特別な保護を必要とする児童、⑤法律の規定による必要的弁護となる犯罪者、⑥暴力の被害を受けた女性及び児童、⑦人身売買の被害者である。

①「貧困者」とは「家族全員の平均で収入が最低賃金未満の者」、⑤「必要的弁護事件」とは法定刑に死刑がある事件、被疑者が18歳未満、障がい者、ラオス語が理解できない者といった基準も規定されているが、受給要件を満たすかという不明確な事例もしばしばあるという²⁰。また、「家族全員の平均で収入が最低賃金を下回る者」は、国家公務員も入ってしまうという。そのため受給要件を見直すべきという意見も見られた²¹。

法律扶助の対象となる法律サービスは、情報提供、法律相談、書類作成、訴訟代理である。

(3) 相談場所

法的紛争が起きたとき、市民はどこに相談すればいいのかは、大きな問題である。現在、無料で相談できる場所は主に2種類あり、司法省によるリーガルエイドオフィス及びLBAによるリーガルエイドクリニックである²²。司法省リーガルエイドオフィスでは法律の学位をもった司法省職員が相談に乗っており²³、LBAリーガルエイドクリニックには弁護士2名程度が常駐²⁴している。司法省リーガルエイドオフィスは全土にわたって134か所設置されている（県レベル及び郡レベルの司法局、司法研修所3校等の合計）。LBAリーガルエイドクリニックは首都ビエンチャン内に

¹⁹ 2022年8月23日にアクションプラン草案について主要ドナーの意見を聴取する会議がUNDPの支援で開催された。

²⁰ 2022年8月29日、30日開催のトヨタ財団プロジェクトによる日弁連の支援による司法省（LBA含む）、裁判所、検察庁、警察の4機関合同会議「法律扶助における弁護士の役割」における発言。

²¹ 脚注20の会議における発言。

²² そのほか、女性同盟やNPOであるADWLE（The Association for Development of Women and Legal Education）も相談所として機能しており、女性や子どもの相談が多い。女性同盟は各県及び各郡に設置されている。ADWLE事務所は2か所のみであるが、それぞれ弁護士が5名程度常駐し、首都ビエンチャンの司法局とMOUを締結の上、活動している（以上、2022年4月4日アジア財団から聴取）。

²³ 2022年4月4日アジア財団から聴取。

²⁴ 2022年3月18日開催のトヨタ財団プロジェクトによる日弁連とLBAのワークショップ「ラオスにおけるA2Jの改善」におけるラオス側発表。

10か所あるほか、7県²⁵に1か所ずつ設置されている²⁶。リーガルエイドクリニックに常駐する弁護士は78名である（首都に42名、その他に36名）²⁷。

(4) 課題

法律相談が担当できる人材の不足、手続の遅延、社会における法律扶助の認知度が低いことなど課題は様々あるが、最も大きな課題は予算だと考える。今のところ、アメリカ、ルクセンブルク、フランス、ドイツ、UNDP、EUといった欧米ドナーの資金による法律扶助ファンドによってまかなっているが、国家予算は投入されていない²⁸。

弁護士が無料相談を実施しても報酬を請求する手続が明確ではない上、審査に時間がかかるため、多くは請求できていないようである。これには弁護士の役割が関係者の間でもあまり理解されていないことにも原因がある²⁹。現状は、弁護士の自腹、支払われても低額で、せいぜいガソリン代程度のようなようだ。例えば、ボリカムサイ県の裁判所が首都ビエンチャンにいる弁護士を選任した場合、自腹で弁護士がボリカムサイに行かなければならない³⁰。

ラオス政府は、今のところ国家が立て替える方向ではなく、プロボノ活動を増やそうという方向に動いているようだ³¹。そのため、弁護士業や他の事業で成功した一部の弁護士がプロボノとして無料法律相談や受任をしている状況のようである³²。

5 まとめ—A2Jと法整備支援

(1) 欧米

ラオスでは、アメリカ、ルクセンブルク、フランス、ドイツ、UNDP、EUのほか、アメリカ系のNPO（アジア財団、BABSEACLE³³、メノナイト）がA2Jに関する援助を行っている。前記司法省によるリーガルエイドオフィス及びLBAによるリーガルエイドクリニックの設備や職員の育成は各ドナーの支援によるものであるし、前記のとおり法律扶助の資金もドナーが拠出している。2021年8月26日からUSAID及びアジア財団の支援による法律扶助のウェブサイトが運用開始となり、24時間、法律相談を受け付けている³⁴。また、USAIDなどは村落調停も支援している。

²⁵ ウドムサイ、ルアンプラバン、サイニャブリ、ビエンチャン、サワンナケート、サラワン、チャムパーサックの7県。

²⁶ 司法省リーガルエイドオフィス及びLBAリーガルエイドクリニックの数について2021年12月9日にUNDP及びEUの支援によって開催された司法省主催の法律扶助ワークショップにおける発表。

²⁷ 脚注23に同じ。

²⁸ 脚注19、20記載の会議における司法省や各ドナーの発言。

²⁹ 脚注20は司法省、裁判所、検察庁、警察が初めて一同に集まって弁護士の役割について議論した場となった。参加者からはこのような会議を今後も行いたい旨の発言があった。

³⁰ 脚注20記載の会議における発言。

³¹ 2017年LBA内規72条では弁護士にプロボノとして年1件の代理又は40時間の活動を義務づけている。

³² 2022年8月31日首都ビエンチャンチャンタプリー郡LBA事務所における聴取結果。

³³ 例えば、BABSEACLEは法律扶助の啓発動画を制作した。

³⁴ <https://www.youtube.com/watch?v=Sb1M11Y6vfk&list=PL1eai2MJF5FoadNh0E2Nj9Em9yj-j9YPS&index=3>

³⁴ <https://legal-aid.moj.gov.la/index/>

(2) 日本

日本弁護士連合会はLBAをカウンターパートとし、脚注20の会議を開催するなど、A2Jについて支援している³⁵。

JICAプロジェクトについては、他国から「A2Jに関してどのような活動をしているか？」と聞かれる機会が増えた。この質問に対する説明は、少々ロジックが必要となる。欧米系ドナーは一丸となって、例えば無料法律相談などAccessの部分を支援しており、A2Jの文脈で分かりやすい。これに対して、JICAプロジェクトは少々、毛色が異なっていて、民法、民訴法、刑法などの理論の発展を支援している。A2Jの文脈ではJusticeの部分、司法制度の根幹を支援していると考える。

最近、「JICAプロジェクトの成果物を利用したい」、「コラボレーションしたい」という他ドナーからの要望が増えた。例えばプロジェクトが作成した刑訴法の手続チャートを使いながら、他ドナーがDV事件で配慮すべき手続は何かを考えるセミナーを行うといった具合である。JICAプロジェクトは独自の路線で司法制度の肝を支援しているから、他国とコラボレーションできるところはしながら、世界のトレンドに流され過ぎずに、今後も法解釈の発展を支援し続けるべきだと思う。

以上

³⁵ パンデミックの前には、日弁連とLBAは村落調停のパンフレットを印刷して配布する計画を立てていた。

ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 1） （地方における関連機関の実情・第 1 ルアンナムター）

J I C A 長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

第 1 はじめに

1 調査概要

ラオスでは、司法制度の発展に関連して、裁判などの司法手続、調停等による紛争の解決手続への市民のアクセス（Access to Justice）向上にむけての基盤の整備段階にあると言える。紛争解決に関わる多くの機関が協働して制度発展を継続していく必要があるが、いかなる点が発展に向けての課題であるのか、どのような点に外部からの情報や支援が求められているのかについて把握するには、適切な現状把握が必要である。しかしながら、ラオスにおける司法や紛争解決へのアクセスの具体的状況、特に Access to Justice 関連の各機関が現在具体的にどのような活動をしているのか、どのような状況に置かれているのか、彼らの抱える課題は何であるかなど、詳細な情報は必ずしも容易に入手することはできない。そこで、かねてから Access to Justice 向上に直接関わる現地機関、それも首都とは異なる状況に置かれている地方の現状を直接確認してみたいと考えていた。

そのような中、2022年1月～2月、私がラオスにおける J I C A 長期専門家として担当する地方での民法典普及会議開催時、ラオス司法省に調整をして頂いた結果、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、複数の関連機関を視察訪問し、具体的な状況及び課題について調査をする機会を頂いた。この現実に行った調査を元に、Access to Justice に関連して地方の各機関の具体的状況について報告することが、本稿の目的である。その為、視察後の私見や考察を加えることは極力差し控え、視察で得られた客観的状況のみを伝えることとする。

2 本稿の内容

視察訪問先は以下の2県・4箇所の機関だが、記載内容と量の関係から、本稿については①及び②のルアンナムター県所在の関係機関を取り扱い、③及び④のサワンナケート県所在の機関については次稿にて報告させて頂く。

（視察先）

- ① ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- ② ルアンナムター県裁判所
- ③ サワンナケート県弁護士会
- ④ サワンナケート村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

なお、本件報告は、あくまでラオス内の Access to Justice に関係しうる機関のうち一部の実情報告であるため、これをその他の地域や機関の実情に全て同じく当てはめることはできない。

また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施され、それも限られた聴取対象者からのみの情報に基づくものであることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現実に Access to Justice に携わる地方の機関がいかなる状況に置かれているのかを把握するため、現地の具体的状況や彼らの苦勞を伝えることはできると考えており、ラオスの司法制度の実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

第2 ルアンナムター県概要¹

本稿の報告対象となる機関があるルアンナムター県の概要は、以下の通りである。当該機関の置かれている状況の実質的理解に繋がるため、調査対象の所在地の概要を記載する。

- 1 人口 およそ19万人（2017）
- 2 面積 9325km²（青森、山形、鹿児島県と同程度）
- 3 位置 ラオスの北西端。ミャンマー及び中国の国境と接している。中国とラオスを繋ぐ主要な交易ルート上にある。^{2 3}

¹ knoema 「World Data Atlas 『Louang Namtha』」

(<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国 /Louang-Namtha, 2022年10月18日最終閲覧)

² 堀内孝「Earth Gallery Vol.117 ラオス人民民主共和国」Mundi 30頁-35頁（2018）(<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1806/ku57pq000029gynt-att/14.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)

³ JICA ラオス事務所「ラオス概況」2022年8月 (https://www.jica.go.jp/laos/ku57pq00000468zk-att/summary_202208.pdf, 2022年10月18日最終閲覧)

(位置情報 /Google Map)

<https://www.google.com/maps/place/ルアンナムター>

[/@20.9315333,100.5863533,9z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x312a2fce74936097:0x939acd3e8c0c4f4d!8m2!3d20.9170187!4d101.1617356](https://www.google.com/maps/place/ルアンナムター/@20.9315333,100.5863533,9z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x312a2fce74936097:0x939acd3e8c0c4f4d!8m2!3d20.9170187!4d101.1617356)



(出典 : maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)

第3 ルアナムター県司法局 リーガルエイドオフィス

1 視察先概要

法律扶助政府令⁴ 2条において、法律扶助（リーガルエイド）とは、貧困者、障害者、特別な保護を必要とする子ども、弁護士の支援を必要とする旨法律に記載されている加害者、暴力の女性被害者、人身取引被害者など、支援を必要とする者などに対する無料法的サービスである旨定義している。

同政府令7条においては、法律扶助サービスとしては、①法情報の提供、②法的アドバイスの提供、③法的文書の作成、④訴訟代理の4種類が規定されているが、リーガルエイドオフィスにおいて提供する業務はこのうち①～③の業務である（同政府令8条～11条・これに対し、④は弁護士のみが提供可能な業務とされている）。なお、ラオスでは2018年の同政府令の発布を受けて、リーガルエイドオフィスの設立が全国で進んでいるところである。⁵

本視察訪問先は、ルアナムター県に設置された、このようなリーガルエイドオフィスの一つである。

2 視察日時：2022年1月10日

ルアナムター県司法局のマリフォン局長、ペッサヴァン副局長をはじめとして、同オフィスの方々に当方の視察にご対応頂き、以下のとおりお話を伺った。

3 リーガルエイドオフィス概要

同オフィスの職員は合計3名（所長含む）である。

同オフィスの創設時期は2019年10月25日であるが、その後、すぐにCOVID-19感染拡大時期が重なり、⁶ 活動に困難が生じていた。当該オフィス以外に、ルアナムター県内の他地域のオフィスを合わせ、本件視察調査時点において合計4ヶ所の相談所が存在している。その他、県内のシン郡及びロン郡には設置できておらず、今後の設置を目指しているようである。

2021年の相談件数としては、統計上139件（上記の県内4ヶ所の相談所の総計）であり、土地、家族問題（夫婦、離婚、けんか）が多いという。

同オフィスで実施している無料相談の対象としては、法律扶助政府令の定めるような、貧困者、暴力被害者、女性などの相談を受けている。一般的には、相談者は経済力が低い人が多く、通常の社会人の相談はそれほど多くない。

なお、相談に先立って、相談者の個人情報を確認するものの具体的な収入までは聞かず、職業の確認を求める程度である。貧困者に該当するかどうかなど必要な場合には、相談者の住む村の村長に確認すれば同人の経済的地位を確認できるため、問い合

⁴ 2018年2月28日法律扶助政府令（77号/政府）

⁵ 入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS第83号31頁（2020.6）(<https://www.moj.go.jp/content/001325353.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)。

⁶ JETRO「ラオス：ビジネス活動正常化に向けた基本情報」（2022.3.29）(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/asia/matome/la.pdf, 2022年10月18日最終閲覧)。ラオスにおいては、Covid-19の感染拡大防止のためのロックダウンが、2021年4月以降、同年11月の実質的解除に至るまで実施されていた。

わせをすることがあるという。

4 相談方法

相談の方法としては来所相談が主であるが、一部、電話相談を受けることもあるという。相談時には、日本での通常の法律相談同様、一方の当事者から相談を受けており、例えば夫婦問題の相談であっても双方同席で相談を受けることはない。

まずは相談員が最初に簡単な聞き取りを実施し、相談内容の概要を把握する。その時点でアドバイスを与え解決可能な問題であれば相談は終了するが、さらに対応の必要がある場合、その後、所長が追加の相談対応を行う。相談時間としては、事前情報が何もない場合であっても、冒頭の聞き取りから1時間程度が通常である。

2020年のラオス民法典施行以降については、家族関係については、同オフィス内でも民法典の規定に基づいてアドバイスすることもあるとのことである。

相談時の処理方法はケースバイケースであるが、例えば、家族問題の場合は、仲直りをするよう示唆したり、村落調停を紹介したり、裁判での解決を教示したりなどしている。土地問題の場合は、関係部署へ行くようにアドバイスすることもあるという。

なお、労働問題の争いで弁護士を委任したいと相談されたものの、ルアンナムター県内には弁護士がいない⁷ので、隣のウドムサイ県へ連絡するように伝えたケースがある。とはいえ、リーガルエイドオフィスとしては、同オフィスで相談を受けている限り、弁護士紹介が必要なケースはさほど多くないというのが実感らしい。

5 ルアンナムターでの課題⁸

(1) 遠方の相談者へのアクセス⁹

リーガルエイドオフィス相談の宣伝方法として、各郡において、デスクを設置して行う広報イベントを通じ普及活動を実施している。県司法局の普及課でも法令と共にリーガルエイドオフィス相談の周知を実施している。ただし、本件視察時点においてはラオスにおけるCOVID感染拡大の最中なので、普及活動を行うことが現実的に難しい状況にあるということであった。

そのため、遠隔地については、同オフィスの活動について未だ周知できていないところもあるが、逆に、普及活動を実施し周知が行われている地域からは、例え遠方であったとしても直接オフィスまで相談に来ることが多いとのことであった。遠方の相談者にとっては、電話相談が可能であったとしても、電波状況すらも良好で

⁷ 入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注5、23頁。同著が指摘するように、ラオス弁護士会所属の弁護士の大多数がヴィエンチャン首都所在であり、地方の弁護士数が極端に少ないという問題がある。

すなわち、委任のみならず、対面による弁護士からの法的アドバイスの提供も極めて困難である。

⁸ 阿讃坊明孝「各国プロジェクトオフィスから」ICD NEWS第92号124頁(2022.9)(<https://www.moj.go.jp/content/001381613.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)。

ラオスに限られないが、首都と比較し、地方は飛行機や電車でアクセスできる場所は限られ、陸路では移動に長時間を要し、移動コストも上がり、必ずしも容易に移動できるとは限らないため、情報伝達について大きな影響が生じる。これは、地方県の中心都市と遠隔地にある町との間の情報伝達事情についても同様である。オンライン環境整備についても、遠隔地であればインフラが整っておらず、類似の状況が見られ得る。

そのため、県内隔々までの情報の伝達は容易ではない。研修についても同様である。

⁹ 本稿第2 ルアンナムター県概要参照。県の広さと人口密度の低さ、加えて交通事情の悪さによる市民へのアクセスの困難性を考慮する必要がある。

はなく電話相談が難しいエリアがある。

(2) 法律相談についての認知度

法律扶助や法律相談という分野はラオスでは比較的新しく、市民の中にはその存在を知らない人も多い。

しかしながら、同オフィスとしては法律相談の潜在的必要性は高いと考えており、将来的には相談件数も多くなると想定している。同様に、弁護士への関与についても、将来的には必要性が高まってくると考えられている。その為、県司法局としてもリーガルエイドオフィスの活動についての市民への普及を引き続き積極的に継続していく考えである。

(3) 法律の理解度

同オフィスでの相談時には、民法典施行以降は法律の条文を見て相談するようにしている。インターネットの繋がるエリアではフェイスブックを通じて相談者が民法典の情報を得ていたりするため、相談員も適切に対応しなければならない。¹⁰ そのためにも相談員が民法典を勉強中だが、単独では理解や勉強が難しいとのことである。

また、相談員が法律の普及や研修を受けていないと、一人一人が民法典の内容を異なって解釈したり理解したりしてしまうという懸念がある。しかしながら、遠方では研修の機会がない。そのため、ルアンナムターで開催される研修¹¹については重要な機会であると考えているようである。

可能であれば、民法典等について中央から法律の研修を受けた後、ルアンナムターの人たち自身が、県内の中心部だけではなく更に地方のエリアへ再普及できたらよいと考えているが、それを実現する予算がなく現実には実施できない状況である。仮に予算があったとしても、雨季にはアクセスが悪く乾季にしか訪問できない場所もあったりするなど、ルアンナムター中心部以外の地方のエリアへのアクセスは非常に難しい。オンラインを用いての会議や普及を検討しようとしても、県内中心部以外はインターネット環境が悪く、実現は容易ではない。仮に地方においてインターネットが使用可能であったとしても、地方の人たちにとってはその使い方もわからず、オンライン会議には容易にアクセスできないと思われるとのことである。

¹⁰ (特にスマートフォンを通じての) オンラインによる市民への法情報提供の有用さを示唆するものである。なお、ラオスではフェイスブック利用者数が非常に多いというのが実感である。

¹¹ 2022年1月11日～13日開催のJICA法の支配発展促進プロジェクト支援による民法典普及会議(ルアンナムター県)。首都ヴィエンチャンからプロジェクトメンバー(最高裁、最高検、司法省、ラオス国立大学所属)がルアンナムター県中心部を訪れ、裁判官、検察官、県司法局など、法律実務家等に対する民法典の研修を実施した。

(リーガルエイドオフィス外観・県司法局。県司法局の建物向かって左端にリーガルエイドオフィス入口があり、その中に受付と相談室の2室のみが存在する。)



(リーガルエイドオフィス入口)



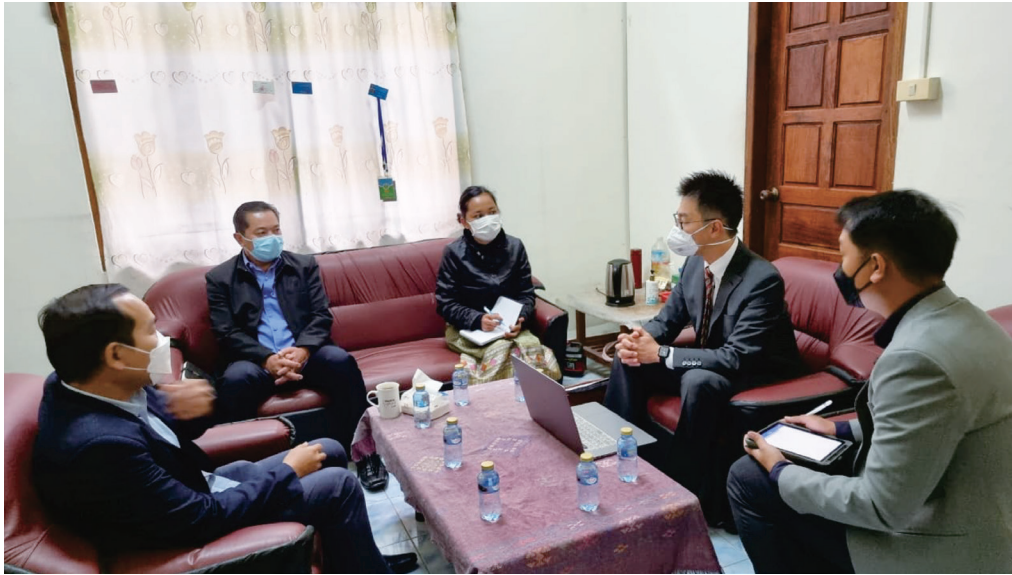
(リーガルエイドオフィス受付)



(リーガルエイドオフィス所長相談室。受付のすぐ奥に位置する。)



(県司法局内における面談の状況。左から2番目がルアンナムター県司法局のペッサヴァン副局長)



(ルアンナムター県司法局マリフォン局長への表敬)



第4 ルアンナムター県人民裁判所

1 視察先概要

ラオスの裁判所の組織としては、①最高人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1ヶ所）、②地域人民裁判所（中部：首都ヴィエンチャン、北部：ルアンパバーン、南部：チャンパサクの計3ヶ所）、③首都人民裁判所及び県人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1ヶ所、及び全国17県に各1ヶ所の計18ヶ所）、④地区人民裁判所（各県内に複数設置）がある。¹²

今回の視察先は、このうちルアンナムター県所在のルアンナムター県人民裁判所（上記③）であり、日本の地方裁判所に相当するものである。

2 視察日時：2022年1月10日

ルアンナムター県人民裁判所（以下「県裁判所」と言う）の見学をさせて頂いた際、同裁判所のカムソーン副所長に以下の通りお話を伺った。

3 裁判所の人員構成

ルアンナムター県内には、県人民裁判所のほか、2つの地区人民裁判所が存在する。

県裁判所では31名が勤務しており、その中には長官1名、副長官3名、裁判官2名、裁判官補9名、書記官3名が含まれる。

裁判官は、県内外で転勤はない。仮に増員が必要な状態であっても、新人を首都など他の地域から配転してもらうことはなく、県内の裁判官補がルアンナムター県の裁判官になるのが通常であるとのことである。県裁判所には、ベトナムの大学卒2名、ベトナムの大学院卒1名がいるが、それ以外はラオス国内で勉強をしてきた者である。

4 取扱事件（2021年）及び事件処理

刑事：第一審139件、控訴審4件。麻薬事犯が多い。

民事：第一審11件、控訴審5件。土地の所有の争いが多い。¹³

商事（消費貸借契約の争いが多い）、少年（麻薬と窃盗の件が多い）、労働、家族：各数件。

法廷の開廷日は通常金曜日で、年間平均では合計200件程度の事件を取り扱う。これを2名の裁判官で担当し処理することとなるが、裁判官補9名が事件処理を手伝うことから、実質的な裁判官一人の負担は一年あたり20件程度であるとのことである。

裁判を担当する合議体の構成としては、裁判官2名のほか、合議体の長を県裁判所の長官か副長官が担当するため、彼らの負担が過大である。それゆえ、事件処理を進

¹² The People's Supreme Court of the Lao PDR 「A map of the location of the People's Court through the country (2020) (https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=pfbid0vJscoo49cVkXhaTWe9wgLddKJRY4x7dHFXUDLMDKWs7ZgiKRbsZNaK-SACHXSXPa8l&id=252553605526998&sfnsn=mo, 2022年10月18日最終閲覧)

¹³ 刑事事件に比較し、民事事件の取り扱いの少なさが目を引く。

める上で和解による解決の重要性が高い。

5 ルアンナムター県特有の事件

県中心部では土地関連紛争が多い。登記簿の記録上において複数の土地同士が重複しているために土地所有者間で争いになるケースや、登記簿がない土地の所有権を主張する争いなどが多く、裁判所にとっても解決が難しい問題である。

県内で遠隔地の事件としては、国境近くでの麻薬事件の件数が多い。

ルアンナムター県内には弁護士は一人も存在しない。¹⁴ しかしながら、裁判所としては弁護士がいない裁判が通常であり、弁護士の関与がなくとも事件処理上さほど問題はないと感じているとのことである。¹⁵ 事件によっては、隣県所在の弁護士が事件を担当することもある。

6 裁判所の課題

(1) 法律の研修・普及の問題^{16 17}

裁判官に対する民法典や法律の研修の機会が少なく、そのような研修の需要が高い。最高裁が計画し実施しない限り、ルアンナムター県内の裁判官は法律の理解向上のための研修が受けられないが、予算の関係もあり実施は容易ではない。そのため、当地で開催される研修¹⁸は、県裁判所からも数名参加することができ、裁判官の研鑽を行う良い機会だと考えている。

将来的にオンラインでの研修実施の可能性を考えたとした場合、ルアンナムター県では現時点で個人レベルではオンライン会議参加経験がないため、実施には相当の困難を伴うと考えられる。携帯電話なら所持している者も多いが、P Cの所持率は低い。

(2) 機材・備品の問題

県裁判所の機材・備品としては、事務用P C、コピー機が不足している。特に稼働できるコピー機は1台のみであり、もう1台は故障している。県内のさらに地方に所在する地区裁判所には、そもそもそのような機材がない。地区裁判所の1つは建物が未完成であり、また、机等の設備すらない。裁判所に本はあまりなく、裁判

¹⁴ 入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注7、23頁。

¹⁵ この点は特筆すべき指摘であり、様々な理由が考えられる。弁護士に邪魔のされない裁判所の自由な訴訟指揮や事実認定が可能であると考えられる反面、弁護士による当事者の主張・証拠の整理、及びその結果としての裁判手続迅速化等のメリットを感じられていない可能性がある。

¹⁶ 田中嘉寿子「法整備支援活動における成果物の普及活動について」第9回法整備支援連絡会

191頁-192頁(2008.1.18)。同著が指摘するように、研修等により、民法典を含む法律を地方の裁判官等法律実務家に適切に普及するには、民法典が全ての裁判官等にとって入手できるようにするのは当然のこと、民法典の概要を伝えるのみではなく、その内容を理解し実務で運用できるレベルにまで達する必要がある(更には、民法典を自らの手で改訂できるまでに至るのが最適である)。

しかしながら、短期間の研修のみでこのレベルに達することは困難であり、国家における法の支配の発展には長期的な計画が必要であると考えられる。

¹⁷ 松元秀亮「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」ICD NEWS第35号39頁-40頁(2008.6)(<https://www.moj.go.jp/content/001142716.pdf>, 2022年10月18日最終閲覧)。同著が指摘するように、人材育成は長期的な取り組みが必要であり、実務に活かせるレベルに達するには繰り返し研修の機会が与えられることが重要である。ただし、資金的な問題は避けられない。

¹⁸ 前掲注11

官が使用すべき文献が不足している。仕事上、法律情報については（国会、ラオオフィシャルガゼット^{19 20}の）2つのウェブサイトを参照することが多いと言う。

（ルアンナムター県裁判所）



¹⁹ Ministry of Justice 「Lao Official Gazette」 (<http://laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/displaythemostrecentxx&category=-Legal%20Document%20Consultation>, 2022年10月18日最終閲覧)。

²⁰ ラオスにおける法律制定時、国民議会が承認し、国家首席が公布した後に官報掲載され、原則として官報掲載後15日後に法律が発効（施行）する。この官報掲載は、当該ウェブサイトに掲載することとされている（2015年憲法60条）。

(大会議室)



(法廷。調停用のセッティング中である。)



(県裁判所における面談の状況。写真右側がルアンナムター県裁判所のカムソン副所長。)



第5 おわりに

以上の通り、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、本稿においてはルアンナムター県内2機関の視察調査の結果を報告した。ラオスにおける地方の司法の状況ないしは紛争解決へのアクセスの状況に関し、各機関の抱える問題点や困難点、現状理解に寄与することができれば幸いである。次稿では、同様にサワンナケート県内2機関について報告する予定である。

スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳

国際協力部教官

茅 根 航 一

1 はじめに

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）の刑事訴訟法¹（Code of Criminal Procedure）を改正し、新たに pre-trial conference（以下「P T C」という。）を導入する法律（Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No.2 of 2022、以下「改正法」という。）が2022年2月17日に施行された²。P T Cは、刑事裁判（以下「公判」という。）の開始前の段階において、裁判官の主宰の下、当事者らが集まって公判開始前に確認しておくべき事柄等を整理し、裁判官が決定を下すための手続であり、スリランカで問題となっている公判手続の遅延³の解消に資することが期待されている。P T C導入後の運用の実情については本号掲載の國井弘樹教官執筆記事に譲り、本稿では改正法の概要を紹介するとともに、改正法全文の試訳を掲載する。

2 改正法の概要

(1) 改正法の主眼は、P T Cに関する条文である195条のAの新設である。また、本改正に伴い、制定法（Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979）の関連条文である195条及び208条が改正されたほか、P T Cを主宰できる記録裁判官（Recorder Judge）に関する Judicature Act, No.2 of 1978 の規定が改正された（Judicature (Amendment) Act, No.4 of 2022）。以下では、主に195条のAの内容を説明する。

(2) P T Cの対象事件

195条のA(1)項において、P T Cが高位裁判所（High Court）⁴に係属する事件のみを対象とすることが明記された。条文の並びを見ても、195条のAは、高位裁判所における審理について定めた195条の直後に挿入されている。高位裁判所には正式起訴（indictment）された事件の公判が係属するところ、条文上、P T Cに付するための要件として当事者の請求や裁判所の決定等が定められていない上、P T Cから除外される要件も定められていないことから、法律上は正式起訴された全ての事件についてP T Cが行われることとなる。

¹ 以下、現行の刑事訴訟法を指す場合は、単に「刑事訴訟法」と表記する。

² <https://www.news.lk/news/political-current-affairs/item/33724-the-hon-speaker-endorses-five-bills>

³ 例えば、Sectoral Oversight committee on Legal Affairs (anti corruption) & Media, “Recommendations Pertaining to the Expedient and Efficient Administration of Criminal Justice”, 20 September 2017 (<https://www.parliament.lk/uploads/comreports/1510738363068517.pdf>) や D.S. Soosaihas et als. (2022) p.10 を参照。なお、当部は、2019年度以降、これまで計4回にわたり、刑事手続の遅延解消に向けた支援としてスリランカの法曹三者を対象に研修を実施した。その概要については、ICD NEWS 第83、87、89、91号掲載の各記事を参照されたい (https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_Sri_Lanka_00001.html にリンクが掲載されている。)

⁴ 第一審裁判所である High Court について控訴審裁判所であるとの誤解を与えないため、「高等」の訳語を避け、「高位裁判所」と訳した。高位裁判所は、刑法上のあらゆる犯罪について管轄権を有するほか（刑事訴訟法10条）、刑法以外の犯罪について治安判事裁判所（Magistrate’s Court）に比べてより法定刑が重い犯罪の管轄権を有する（同法11条）。

(3) P T Cにおける公判の迅速化のための方策

195条のA(3)項では、P T Cが以下の目的のために行われなければならないとして、P T Cにおいてなすべき事柄が定められている。前記のとおり公判手続の迅速化を目的として本改正に至った経緯があるところ、改正法には次のとおり公判手続の促進に資するような規定が見られる。

ア 証拠に関する規定

まず注目されるのは、公判で利用する証拠に関する規定である。P T Cを主宰する裁判官において、証拠採用の前提条件が満たされているか(195条のA(3)項(g)号)、証拠の利用可能性があるか(195条のA(3)項(j)号)を確認するほか、P T C終結時に捜査担当の警察官⁵に対して証人の利用可能性に関する報告を求める(195条のA(7)項(b)号)等の規定が設けられている。これらの規定の趣旨は、公判開始前に、証人の出廷の可否を始めとして、公判で必要とされる証拠の利用可能性等を確認することにより、公判開始後に証人の出頭を確保できないなどの理由で期日が延期されるといった事態を避けようとするものであると解される。

イ 主張に関する規定

P T Cを主宰する裁判官において、被告人に対し、起訴事実又はより軽い罪について有罪の答弁をする意思を有しているかを確認するとされている(195条のA(3)項(b)号)。刑事訴訟法197条(1)項では、高位裁判所に係属する公判について、被告人が有罪の答弁をした場合((a)号)又は起訴事実に含まれるより軽い罪について有罪の答弁をし、裁判官及び法務長官がこのような答弁を受け入れている場合((b)号)には、裁判官において被告人が答弁の効果を正しく理解していると認めれば、有罪判決を宣告できると定められている⁶。いずれの場合も、裁判官は、それ以上の証拠調べを要せず有罪判決を宣告できるものと解される⁷。したがって、P T Cにおいて有罪の答弁の見込みを確認することは、公判における証拠の要否を見極めて無用の証拠調べを省略できるという点において、公判手続の促進に結び付くといえる。

ウ 公判期日の設定等に関する規定

P T C終結後の公判を連日開廷で行うことを念頭に、各当事者に対し証人尋問を始めとする主張立証活動に要する時間を確認すること(195条のA(3)項(h)号)、公判を開始する期日を可能な限り迅速に定めること(195条のA(3)項(1)号)とされている。加えて、P T Cを可能な限り迅速に終結させるように努めると定められるとともに(195条のA(5)項)、P T C終結までの期間について被告

⁵ 正式起訴された事件を捜査した警察署の警察官を指す。同警察官は、改正法195条のA(2)項(d)号においてP T Cへの参加が必要的とされている。

⁶ Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005 による改正後の条文。なお、同条は陪審員によらない裁判に関する規定であり、陪審員による裁判については、刑事訴訟法205条(Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005 により改正された。)が197条を準用している。

⁷ 刑事訴訟法197条、207条、ドン・ベルナード・ソロンガ・アラッチ(1993) p. 55参照。

人が裁判所に出頭した日又は裁判所への出頭期日として定められた日から3か月以内と定められるなど（同項）、PTC自体も迅速に進めることとされている。公判手続全体の迅速化が意識されているといえる。

エ 争点整理等に関する規定の不存在

以上の規定が設けられている一方で、改正法には、いわゆる争点整理に関する規定はない。そもそも、検察官に対して起訴状に記載された事実よりも詳細な主張を明示するように求める規定は見られず、被告人に対しては無罪主張等の機会を与える（195条のA(3)項(c)号）とされるにとどまっている。また、PTC終結後の新たな証拠の提出の可否についても定めがない。

(4) PTCの参加者

195条のA(1)項は、被告人の立会が原則として必要であると定めている。同(2)項には、その他の参加者が定められており、検察官や弁護士といった通常立会が想定される者（(a), (b)号）のみならず、被害者及びその代理人（(c)号）が含まれていることが注目される。なお、本改正後の刑事訴訟法195条は、正式起訴を受けた高位裁判所の裁判官は、PTCの期日を被告人及び被害者に通知しなければならないと定めている。

(5) 改正法を踏まえ、被告人や被害者の権利の保障を含めた手続の適正を確保しつつ、いかにして公判の促進を図るかは、今後の実務の運用に委ねられている面が大きいといえる。

3 終わりに

現状では、刑事訴訟法を始め、スリランカの法律の日本語訳は限られている⁸。また、同国の刑事手続を扱った日本語の文献も多いとはいえない（参考文献を参照されたい）。そのような中で試みた本訳は、文字どおり現時点の試行の結果にすぎず、今後筆者らが同国の法制度や刑事手続の理解を深めていく中で、修正が予想されるものである。もとより筆者の誤解や能力の不足による誤りも存在すると思われる。御指摘、御批判を賜りたい。

【参考文献】

1 スリランカの刑事手続関連

ドン・ベルナード・ソロンガ・アラッチ 「スリランカの刑事司法手続(1)」 『研修』
平成4年（1992年）11月号 pp. 49-52

ドン・ベルナード・ソロンガ・アラッチ 「スリランカの刑事司法手続(2)」 『研修』
平成5年（1993年）1月号 pp. 52-56

⁸ 管見の限りでは、憲法を別として、刑事訴訟法の条文の一部（D. P. クマラシンゲ（1999） pp. 1-24）のほか、「児童及び少年法」（菊田幸一・辻本義男監訳『アジアの少年法I』成文堂 1982）等が訳出されている。

アトコラーララゲ・ソマワンサ・ウィジェトンガ 「スリランカの刑事裁判及び司法行政の近況」 『法の支配』 第55号 1983年7月 pp. 36-41

D. P. クマラシンゲ 「スリランカにおける検察の役割と機能」 『アジア諸国の検察制度』 国連アジア極東犯罪防止研修所 1999 pp. 1-24

D.S. Soosaithas et als., “Criminal Justice System, Roles of Prosecution, Defense & Judiciary in Sri Lanka”, ICD NEWS (March 2022) pp.3-42

ノエル・チタウエラ 「スリランカの刑事司法制度」 『犯罪と非行』 1982年11月 pp. 183-202

千葉正士編 『スリランカの多元的法体制：西欧法の移植と固有法の対応』 成文堂 1988

比較民事訴訟法研究会 「スリランカの司法制度」 『比較法雑誌』 第28巻第3号 1994 pp. 53-73

堀内国宏 「スリランカにおける刑事司法事情 - ジョイント・セミナーを終えて -」 『判例タイムズ』 第654号 1988年3月1日 pp. 67-70

2 その他（訳語の選定に当たり参考にした。）

岡田悦典 『刑事準備手続論』 日本評論社 2022

鈴木教司 『インド刑事訴訟法典』 青葉図書 1993

田島裕 『イギリス法入門 第2版』 信山社 2009

田中英夫 『英米法総論 上・下』 東京大学出版会 1980

田中英夫編 『英米法辞典』 東京大学出版会 1991

外山秀行 『法令実務基礎講座』 同文館出版 2017

スリランカ改正刑事訴訟法（試訳）

凡例

本試訳は、スリランカ議会のウェブサイトに掲載されている改正法の pdf ファイルを底本とする (<https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/6250.pdf>)。

改正法以外の条文は、2022年10月20日時点でスリランカ司法省が運営する LawNet (<https://www.lawnet.gov.lk>) に掲載されている条文（改正が判明している場合は改正後のもの、それ以外は制定法である Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979 のもの）を基に訳した。

改正法に付されている小見出しは（）内で訳した。

Section は「条」、Subsection は「項」、Paragraph は「号」とそれぞれ訳した。

刑事訴訟法 1975 年法律第 15 号を改正する法律は、以下のとおりスリランカ民主社会主義共和国議会により制定される。

AN ACT TO AMEND THE CODE OF CRIMINAL PROCEDURE ACT, NO. 15 OF 1979

BE it enacted by the Parliament of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka as follows:-

1. この法律は、刑事訴訟法改正法 2022 年法律第 2 号として引用することができる。
2. 刑事訴訟法 1975 年法律第 15 号（以下「制定法」という。）195 条を以下のとおり改正する。

(1) (c) 号を削除し、以下の条文に差し替える。

(c) 195 条の A の下で行われる P T C の期日を被告人及び被害者に通知すること。

(2) (ee) 号を削除する⁹。

1. This Act may be cited as the Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022.

2. Section 195 of the Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979 (hereinafter referred to as the "principal enactment") is hereby amended as follows:-

(1) by the repeal of paragraph (c) thereof and the substitution therefor of the following paragraph:-

“(c) inform the accused and the aggrieved party of the date of the pre-trial conference to be held under section 195A;”;

(2) by the repeal of paragraph (ee) thereof.

3. 制定法は、同法の 195 条の A としての効力を有する以下の新たな条文を 195 条の直後に挿入することで改正される。

3. The principal enactment is hereby amended by the insertion immediately after section 195 thereof, of the following new section which shall have effect as section 195A of that enactment: -

⁹ Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988 により、正式起訴を受けた高位裁判所の裁判官の義務として付け加えられた条文である。「(ee) 正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係るものである場合、被告人に対し陪審員による審理を希望するか否かを確認すること」

(P T Cは高位裁判所において行われること)

Pre-trial conferences to be held at the High Court

195条のA (1) 項

P T Cは以下のとおり行われなければならない。

- (a) 被告人が195条の規定の下で正式起訴状を送達された場合は、被告人出頭の下で
- (b) 被告人が241条(1)項(a)号で定められた理由¹⁰のため出頭していない場合又は241条(1)項(b)号で定められた理由¹¹のため被告人に正式起訴状を送達できない場合は、被告人不在のまま

195A. (1) A pre-trial conference shall be held-

- (a) upon indictment being served on the accused in terms of section 195, in the presence of the accused; or
- (b) where the accused is not present due to any reason specified in paragraph (a) of subsection (1) of section 241, or where it is not possible to serve the indictment on the accused due to the reasons specified in paragraph (b) of subsection (1) of section 241, in the absence of the accused.

195条のA (2) 項

P T Cは以下の者が参加して行われなければならない。

- (a) 法務長官又は法務長官により開始された審理に関して193条で言及されている者¹²又は贈収賄汚職防止長官又は「贈収賄又は汚職の申立調査委員会」により権限を与えられた同委員会の者又は同長官によって開始された審理に関して同委員会から特に権限を与えられたその他の弁護士のうち場合によりいずれかの者（以下「検察官」という。）
- (b) 被告人を代理する弁護士がいれば弁護士
- (c) P T Cに参加する申請をした被害者又は被害者を代理する弁護士がいれば同様に申請をした同弁護士
- (d) 犯罪に関する捜査を行った警察署の責任者である警察官又はその警察官を代理する警察官
- (e) 裁判長によって許可され、事件の当事者が参加することに同意した弁護士又はその他公務員

(2) A pre-trial conference shall be held with the participation of-

- (a) the Attorney-General or an officer referred to in section 193 with regard to proceedings instituted by the Attorney-General or the Director-General for the Prevention of Bribery and Corruption or an officer of the Commission to Investigate Allegations of Bribery or Corruption authorized by such Commission or any other Attorney-at-Law specially authorised by such Commission with regard to proceedings instituted by such Director-General (hereinafter referred

¹⁰ 被告人が逃亡し又はセイロン島を離れていること。

¹¹ 被告人が逃亡若しくは病気により出頭又は在廷不能であり、被告人が自らの不在のまま公判を開始又は継続することに同意している場合等がある。

¹² 訟務長官又は国家代理人又は法務長官によりその代理として一般的若しくは特別に権限を与えられた弁護士

- to as the “prosecuting counsel”) as the case may be;
- (b) counsel, if any, appearing on behalf of the accused;
 - (c) the aggrieved party or the counsel, if any, appearing on behalf of the aggrieved party, on the application of such aggrieved party or such counsel to participate in the pre-trial conference;
 - (d) the officer in charge for the time being of the police station in which the investigation in respect of the offence has been conducted or an officer representing him; and
 - (e) an Attorney-at-Law or any other officer permitted by the Presiding Judge, with the consent of the parties to the case, to participate.

195条のA(3)項

PTCは以下の目的のために行われなければならない。

- (a) 検察側が被告人に対して被告人が受領する法的な権利を有する全ての資料を交付しているかを確認し、その点に関して裁判所が適切な命令を発すること
- (b) 被告人が正式起訴されている事実のうち一つ若しくは複数又はより軽い罪について有罪の答弁をする意思を有しているかを確認すること
- (c) 被告人の罪を軽減又は免責するための主張及び126条のAに定められたアリバイに関する主張¹³を事前に告知する機会を被告人に与えること
- (d) 正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係る場合、被告人に対し陪審員による審理を選択するか否かを確認し又は検察官若しくは被告人に対し208条に定められた特別陪審員の要否を確認すること
- (e) 専門家証人の報告書が裁判所によって受領され、被告人に提供されているかを確認し、未了であれば、その点に関して適切な命令を発すること
- (f) 420条の規定¹⁴に関し、専門家証人の報告書及びその報告書の内容に関する同意を含む被告人の同意があればそれを記録すること

ただし、被告人が弁護士によって代理されていない場合は、検察側によって提案されたいかなる同意も記録されてはならない

- (g) 特定の証拠を採用し、その点についての命令を発するための前提条件が満たされたことを確認すること

¹³ 126条のA(1)項 (Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005により追加された。)には、以下のとおり定められている。「(1) 高位裁判所に正式起訴された者は、以下の場合を除いて、公判においてアリバイ主張を支える証拠を提出する義務を負わない。(a) その者が捜査段階においてアリバイに関する事実を警察に供述した場合、(b) 予備審問においてそのような事実を供述した場合、(c) 正式起訴後、公判開始の14日前までに、法務長官に通知してそのような防御の主張をした場合。ただし、裁判所は、被告人がアリバイの主張をする前記期限に遅れた事情を示すのに十分な証拠による説明があると認めれば、被告人をして、検察側が事件の主張立証活動を終了する前であれば、いつでもアリバイの主張をすることを許すことができる。」

¹⁴ 420条 (Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988により改正された。)は、(1)項が、公判の開始に際し、裁判所が、被告人に対し、争点となっている事実又はこれと関連する事実に関し同意することに合意するかを確認しなければならない旨の規定であり、(2)項が、起訴された事案において、一方当事者が同意した事実について相手方当事者が証明する必要はなく、争いとなっていない文書の真正や文言についても証明する必要はない旨の規定である。なお、被告人に弁護人がついていない場合のみ同条が適用される。

- (h) 検察官及び弁護人から、263条¹⁵に定められた公判を行うに当たり、証人尋問を含む各当事者による主張立証活動¹⁶に要するおおよその時間を確認すること
- (i) 検察官及び弁護人による主張立証活動が法廷において通常利用できないような追加の設備を必要とするかを確認し、その点に関して適切な命令を発すること
- (j) 検察官及び弁護人にとって公判で必要となる提出する証拠、展示する証拠、その他証拠物、報告書、書籍、記録、その他あらゆる資料の利用可能性を確認し、その点に関して必要な命令を発すること
- (k) 一人又は複数の証人の証言がリアルタイムのビデオリンクによって行われるかを確認し、行われるとすればその点に関して適切な命令を発し準備すること
- (l) 263条に定められた公判を開始する期日を可能な限り迅速に定めること
- (m) 公判の開始前に対処しておくべきと考えられ、また、公判の進行を促進すると考えられる上記以外の事柄について考慮し、命令を発すること
- (n) 法律に則った公正かつ迅速な公判の実施を確保するために必要となり得るその他の決定又は措置をとること

(3) A pre-trial conference shall be held for the purposes of-

- (a) ascertaining whether the prosecution has handed over to the accused, all material, the accused is legally entitled to receive, and for the purpose of making appropriate orders, by Court in that regard;
- (b) ascertaining whether the accused intends to plead guilty to any one or more of the charges in the indictment, or to a lesser offence;
- (c) providing an opportunity to the accused to give advance notice of his mitigatory or exculpatory defence and that of an alibi as specified in section 126A;
- (d) inquiring, from the accused whether or not he elects to be tried by a jury or from the prosecuting counsel or the accused whether a special jury referred to in section 208 is required, if the indictment relates to an offence triable by a jury
- (e) ascertaining whether reports of expert witnesses have been received by court and served on the accused, and if not making appropriate orders in that regard;
- (f) recording admissions of the accused, if any, including the admissions relating to the reports of expert witnesses and the content of such reports, having regard to the provisions of section 420: Provided however, no admissions suggested by the prosecution shall be recorded, if the accused is not represented by an Attorney-at-Law;

¹⁵ 263条 (Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005 により改正された。)には、「高位裁判所における全ての公判は、陪審員の有無にかかわらず、可能な限り、連日行われなければならない」(“every trial in the High Court, with a jury or without a jury, shall as far as practicable, be held day to day”)と定められている。

¹⁶ “presentation of the case”の定義は見当たらないが、英米法の用語としての“presentation of the case”又は“case presentation”の中では当事者の主張及び立証がなされることから(例えば、Crown Prosecution Service Inspectorate, “The Inspectorate’s Report on the Thematic Review of Advocacy and Case Presentation”, pp.51, 52 (<https://www.justiceinspectors.gov.uk/crown-prosecution-service/wp-content/uploads/sites/3/2014/04/TR2000-01Advocacy.pdf>); Civil and Small Claims Advisory Committee, “Civil Trials: Expedited Jury Trials”, p.4 (<https://www.courts.ca.gov/documents/spr10-16.pdf>) 参照)、「主張立証活動」の訳語を当てた。

- (g) ascertaining whether pre-conditions have been fulfilled to make certain items of evidence admissible and for making orders in that regard;
- (h) ascertaining from prosecuting and defence counsel, the approximate duration of time that the respective parties may require for presentation of their respective cases including examination of witnesses in order to conduct a trial as specified in section 263;
- (i) ascertaining whether the presentation of the cases of the prosecution and the defence, may require additional facilities which may not be ordinarily available in court and for making appropriate orders in that regard;
- (j) ascertaining the availability of productions, exhibits, any other real evidence, reports, books, records, or any other material, which may be required by the prosecution and the defence at the trial, and for making necessary orders in that regard;
- (k) ascertaining whether the evidence of one or more witnesses is to be led through contemporaneous audiovisual linkage, and if so, for making appropriate orders and arrangements in that regard;
- (l) fixing a date as expeditiously as possible for the commencement of a trial as specified in section 263;
- (m) considering and making orders relating to any other matter that may be required to be attended to, prior to the commencement of the trial and that may facilitate the conduct of the trial; and
- (n) taking any other decisions or steps as may be necessary to ensure the conduct of a lawful, fair and expeditious trial.

(4) P T C は、高位裁判所の裁判官又は 1 9 7 8 年法律第 2 号 Judicature Act の 5 条の C に定められた記録裁判官¹⁷により主宰されなければならない。

(4) A pre-trial conference shall be presided over by the High Court Judge or the Recorder Judge as specified in section 5C of the Judicature Act, No. 2 of 1978.

(5) P T C を可能な限り迅速に終結させるためにあらゆる努力がなされなければならない。ただし、P T C は、被告人が裁判所に出頭した日又は裁判所への出頭期日として定められた日から 3 か月を超えない期間内に終結されなければならない。

(5) Every endeavor shall be made to conclude a pre-trial conference as expeditiously as possible: Provided however, a pre-trial conference shall be concluded within a period not exceeding three months from the date on which the accused appeared before the court or was required to appear before the court.

(6) 3 名の裁判官の合議体による事件¹⁸に関する P T C は、当該事件を審理するために任命された裁判官 3 名のみによって行われなければならない。

¹⁷ Judicature Act, No. 2 of 1978 の 5 条の C (3) 項には、記録裁判官は判決宣告以外の全ての公判前及び公判開始後の事柄を扱う権限を有すると定められている。

¹⁸ Judicature Act, No. 2 of 1978 の 1 2 条に定められている “trial at bar” のことである。

(6) A pre-trial conference relating to a trial at bar shall be held, only before the three judges appointed to hear the relevant case.

(7) P T Cの終結時に、裁判長は

(a) P T Cにおいて下された決定を読み上げるとともに説明し、裁判長によって署名されなければならない当該決定の内容を当事者が理解したことを記録しなければならない。

(b) (2) 項 (d) 号にいう警察官に対し、証人の証言可能性についての報告書を提出するように求めなければならない。

(7) At the conclusion of a pre-trial conference the Presiding judge shall-

(a) read out and explain the decisions taken at the pre-trial conference and record the fact that the parties do understand the contents of such decisions which decisions shall be signed by the Judge; and

(b) require the officer referred to in paragraph (d) of subsection (2) to submit a report on the availability of the witnesses.

(8) 本条において、「被害者」とは、犯罪が行われた結果として肉体的、精神的、心情的な何らかの権利侵害、損害、機能障害若しくは能力障害を被った者又は何らかの経済的若しくはその他損失を被った者をいい、「被害者」が児童である場合は、その親又は後見人をいい、「被害者」が死亡した場合は、近親者、すなわち、残された妻、子、親、兄弟姉妹の近親者や子孫を含む。

児童とは、18歳未満の者をいう。

(8) For the purpose of this section- “aggrieved party” means, a person who has suffered any injury, harm, impairment or disability whether physical, mental or emotional or any loss economical or otherwise, as a result of the commission of an offence, and if the aggrieved party is a child, the parent or guardian of such child and if such aggrieved party be dead, include his next of kin namely his surviving spouse, children, parents, brothers, sisters or further descendants;

“child” means, a person under eighteen years of age.”.

(制定法208条の改正)

Amendment of section 208 of the principal enactment

4 制定法208条は、同条の(1)項を削除し、以下の条文に差し替える形で改正される。

(1) (a) 検察官又は被告人は、P T Cにおいて、高位裁判所に対し、事件を審理するための特別陪審員の召喚を求める命令を発するよう申請することができ、P T Cを主宰する裁判官は同申請を記録しなければならない。

(b) 公判の開始に当たり、公判を担当する裁判官は、前記申請について考慮し、同申請が正当で理由のあるものと判断すれば、これを認める決定を下さなければならない。

Section 208 of the principal enactment is hereby amended by the repeal of subsection (1) thereof and the substitution therefor of the following:-

(1) (a) The prosecuting counsel or the accused may apply to the High Court at the pretrial conference for an order requiring a special jury to be summoned to try the case and the judge presiding over the pre-trial conference shall record such application;

(b) At the commencement of the trial, the trial Judge shall consider such application and where he considers that the application is just and reasonable make order accordingly.

(不一致の場合にはシンハラ語の文言が優先する)

Sinhala text to prevail in case of inconsistency

5 この法律についてシンハラ語とタミル語の文言間に不一致が生じた場合には、シンハラ語の文言が優先する。

5. In the event of any inconsistency between the Sinhala and Tamil texts of this Act, the Sinhala text shall prevail.

国際仲裁及び国際調停に関するオンラインセミナー ～ 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・ プログラム（J S P P 2 1）～

国際協力部教官

曾 我 学
坂 本 達 也

第1 はじめに

2022年9月5日から同月7日にかけて、シンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Centre（S I M C））を研修実施機関とする東南アジア・太平洋及び南アジア諸国の行政機関等の職員を対象者とした国際仲裁及び国際調停に関するオンラインセミナーが実施された。国際協力部は、このセミナーの企画、準備、実施に関与したことから、その活動内容について報告する。

第2 経緯

日本とシンガポールは、1994年、日本の対シンガポール二国間援助の終了に伴い、シンガポールの援助国化と南南協力の促進を目指し、両首脳間の合意に基づき、日本とシンガポール両国が第三国に対する技術協力を行うプログラムとして、Japan-Singapore Partnership Programme（J S P P）を開始した。その後、1997年、日本とシンガポールの外相間の合意に基づき、Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century（J S P P 2 1）に改編され、経費を両国で折半し、両国の関係をイコール・パートナーシップとして位置付けることが確認された。2007年12月には、J S P P 2 1をASEANの統合強化により資する形で強化すること等を謡った討議議事録（MOD）が日本とシンガポール外相間で署名され、2018年12月には、J S P P 2 1の事業目的として、連結性の強化や法の支配が追記された。

J S P P 2 1の具体的な活動としては、主にシンガポールにおいて約1週間の研修を実施するというものであり、研修実施機関はシンガポール側によって分野ごとに選定され、日本側からは講師を派遣するという協力形態を取っている。これまでに、約410のコースが実施され、95か国の国や地域から約7,100名の研修員が参加している。2020年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全ての研修がオンラインで実施されている。

今次、2021年7月に締結された日本・シンガポール法務省間での連携に係る協力覚書を受け、シンガポール外務省から、J S P P 2 1の新規のコースとして、国際仲裁及び国際調停をテーマとする研修の実施が提案され、この提案を受けて、今回のオンラインセミナーを実施する運びとなった。今回のセミナーは、シンガポール外務省と独立行政法人国際協力機構（J I C A）との共催によるものである。

第3 プログラム

1 概要

(1) 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(2) 参加者

インド、ラオス、カンボジア、インドネシア、モルディブ、ネパール、パキスタン、フィリピン、サモア、タイ、東ティモールの行政機関等の職員15名

(3) 日程

9月5日から9月7日まで

(4) 使用言語

英語

2 内容

(1) オープニング・セッション

【Welcome & Introductions】

シンガポール外務省、在シンガポール日本国大使館及びシンガポール国際調停センターのCEOである CHUAN Wee Meng 氏が開会の挨拶を行い、今回のセミナーの経緯等の説明がされた。

(2) シンガポールにおける国際商事調停・仲裁の概要のプレゼンテーション

【Overview of International Commercial Mediation and Arbitration in Singapore】

シンガポール法務省の Legal Industry Division の Director である Ellis SEE 氏が、シンガポールにおける国際商事調停・仲裁の概要についてのプレゼンテーションを行った。シンガポールは、ビジネス活動と投資を活発化させるため国際商事紛争解決に係る基盤整備に注力してきたこと、国際商事調停・仲裁を活性化させるため、環境、法的フレームワーク、設備・機関、専門性を整備ないし強化し、政府、司法及び法律の専門家が互いに協力をしていること、充実した施設として、仲裁ではシンガポール国際仲裁センター（S I A C）及びシンガポール海事仲裁所（S C M A）、調停ではシンガポール国際調停センター、裁判ではシンガポール国際商事裁判所（S I C C）、ソート・リーダーシップではシンガポール経営大学（S M U）、インフラでは Maxwell Chambers がそれぞれあることなどが説明された。

(3) 参加者による発表等

【Sharing of Pre-workshop Survey – Group Discussion (Country Presentation)】

W o o c l a p を用いて、参加者に対して簡易なアンケートが実施された。仲裁や調停を実際に経験したことのある参加者は少数であったが、アンケートでは、紛争解決手段として最も望ましいのは調停であり、次が仲裁であるとの回答が出された。また、モルディブ、ネパール、タイ、フィリピン、インドネシアの参加者から、それぞれの国の仲裁と調停の法制度や実務の実情についての発表がされた。

(4) 調停の概論のプレゼンテーション

【Introduction to Mediation】

シンガポール国際調停センターの Registrar の LEE Beng Tat 氏が、調停の概論についてのプレゼンテーションを行った。調停のメリットとして、当事者が調停人を選ぶことができ、紛争の解決結果もコントロールできること、対立的ではなく関係修復が可能であること、時間と費用が節約できることなどに言及があり、関係者の誰もが負けたと思わない実りある調停を目指すべきであること、近年は Med - a r b プロトコル、A r b - m e d プロトコルの活用により ADR 全体の中で国際調停が占める割合が増加していること、シンガポール国際調停センターのモデル条項の活用等の説明があった。

(5) 国際調停の手續進行のプレゼンテーション

【Stages of International Mediation】

CHUAN Wee Meng 氏が、国際調停の手續進行についてのプレゼンテーションを行った。国際調停のプロセスは、調停人のオープニング・ステートメント、当事者の冒頭陳述 (Parties' Initial Statements)、要約 (Summarizing)、争点の抽出と議題設定 (Issue Identification & Agenda Setting)、ディスカッション、選択肢の生成 (Option Generation)、最初の交渉 (Initial Negotiation)、プライベート・セッション、更なる交渉 (Bargaining Phase)、結果と文書化 (Outcome & Documentation) という順番で進行していくところ、これら各場面の目的や具体的な内容についての説明がされた後、国際調停のスキルとしては、アクティブ・リスニング、リフレイミング、質問力 (Questioning)、仮説的質問力 (Hypothetical Questioning)、合意文書作成力 (Agreement Drafting) が要求されるとの指摘があった。

(6) 交渉における7つの要素の枠組みのプレゼンテーション

【7 Element Framework: The Substantive and Connecting Elements】

LEE Beng Tat 氏が、交渉における7つの要素の枠組み (実質的要素と連結的要素) についてのプレゼンテーションを行った。ハーバード流交渉術では、交渉の7つの要素として、関心利益 (Interests)、選択肢 (Options)、代替案 (Alternatives)、基準 (Criteria)、コミットメント、コミュニケーション、人間関係 (Relationship) が挙げられているところ、これら各要素についての具体的な説明がされた。

(7) 調停合意の執行及びシンガポール条約のプレゼンテーション

【Singapore Convention on Mediation】

LEE Beng Tat 氏が、調停合意の執行及びシンガポール条約についてのプレゼンテーションを行った。シンガポール条約を批准すると調停合意の執行の場面においてメリットがあること、調停条項が不明確であったり調停手續に瑕疵があったりすると執行ができないことなどの説明があった。また、シンガポール国際調停センターのユーザーの上位3国は、インドが21%、中国が18%、アメリカが11%であり、次いで香港、韓国、スイス、オーストラリア、日本、マレーシア、イギリスとなっていることが紹介された。さらに、ケーススタディとして、具体的な事件

についての言及もあった。

(8) 国際商事仲裁のプレゼンテーション

【International Commercial Arbitration】

シンガポール国際仲裁センターの Registrar の Kevin NASH 氏が、国際商事仲裁についてのプレゼンテーションを行った。ニューヨーク条約の加盟国では国際仲裁の執行の場面で利点があること、国際仲裁の仲裁地としてシンガポールが選ばれているのは、中立かつ公正と見られているからであること、シンガポール国際仲裁センターでは多くの国の出身の仲裁人がいて英米法も大陸法もカバーできること、簡易手続 (Expedited Procedure) も用意されていて迅速な手続が実現できることなどの説明があった。

(9) 投資家と国家間の紛争解決のプレゼンテーション

【Investor-State Dispute Settlement – investment arbitration and mediation】

シンガポール国際仲裁センターの南アジアの Head である Shwetha BIDHURI 氏が、投資家と国家間の紛争解決 (投資仲裁と調停) についてのプレゼンテーションを行った。先進国の投資家が新興国に投資をするリスクは新興国の政府ないし政策の変更であるところ、投資協定はこのリスクを防ぐ役割をしており、新興国は投資協定を絶対に遵守する必要があること、投資協定を遵守しないで投資家に損害を与えるとすると、当該新興国への投資の機会を奪うことになることなどの指摘があった。また、二国間投資協定での紛争解決手段は国際仲裁が選択されることが多く、時間はかかるものの仲裁の効率性を損なわないようにしながらタイムラインを定めることが重要であるなどの説明があった。

(10) インフラ紛争管理プロトコル及び知財紛争調停のプレゼンテーション

【Singapore Infrastructure Dispute Management Protocol Mediation in Intellectual Property Disputes】

LEE Beng Tat 氏が、インフラ紛争管理プロトコル (Singapore Infrastructure Dispute-Management Protocol) 及び知財紛争調停のプレゼンテーションを行った。インフラ紛争管理プロトコルについては、シンガポール調停協会 (SMC) が提供する任意的なプロトコルであり、大規模建設やインフラプロジェクトに起因する紛争を効率的に管理・解決するために用意され、紛争委員会 (Dispute Board) の関与の下、迅速な手続進行が可能となるなどの説明があった。また、知財紛争調停については、改訂調停促進スキーム (Revised Enhanced Mediation Promotion Scheme) により、一定の要件の下、シンガポール知的財産権庁 (IPOS) が調停費用の一部を負担する資金援助制度があることなどの説明があったほか、事例を用いた知財紛争調停の説明があった。

(11) 日本における国際仲裁の促進のプレゼンテーション

【Promotion of International Arbitration in Japan】

法務省大臣官房国際課の金崎哲平課付が、日本における国際仲裁の促進について

のプレゼンテーションを行った。日本政府は、2017年9月に、「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、2018年4月には、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめ、その中で、国際仲裁の活性化の目的は経済成長と官民の協力にあり、手段としては、法制度の整備、人材育成、国内外での国際仲裁の広報、仲裁法廷等の施設整備等があるとされたこと、そして、これに対応する形で、法制度の整備としては、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正や仲裁法の改正、人材育成としては、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）によるビデオ教材の作成や英国仲裁人協会（CIArb）の資格認定の研修、広報としては、日本の仲裁法制の英語での掲載や中国や台湾等でのセミナーの実施、施設整備としては、JIDRCが東京と大阪に国際仲裁・ADR専用審問施設を新設したことについての説明があった。そして、日本を仲裁地とすることのアピールポイントとしては、日本の仲裁制度が世界標準であること、官民両方からのサポートがあること、最先端の仲裁施設があること、安心かつ安全な国であることが挙げられ、結論として、ゼロサムゲームではなく多くの国で国際仲裁が活性化されるべきであり、究極のゴールは国際取引において法の支配を浸透させることにあるなどの説明があった。

(12) 国際商事仲裁及び投資仲裁における実務上の論点のプレゼンテーション

【Practical Issues for International Commercial/Investment Arbitration】

長島・大野・常松法律事務所のパートナーである井口直樹弁護士が、国際商事仲裁及び投資仲裁における実務上の論点についてのプレゼンテーションを行った。シンガポール国際仲裁センターのモデル仲裁条項や日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）を例に挙げ、まず、基礎として、仲裁合意と二国間投資協定の条項の説明がされ、次に、契約の準拠法、仲裁地、国際仲裁に関係する条約の説明がされた。そして、ディスカッション1として、仲裁地を決める際の考慮要素について参加者との議論がされ、参加者からは、中立性、裁判所の介入が限定的、政治的安定性を考慮するなどの意見が出された。また、シンガポール国際仲裁センターの仲裁人に関する仲裁規則の説明の後、ディスカッション2として、仲裁人を選ぶ際の考慮要素について議論がされ、言語能力、利益相反がないこと、経験、繁忙度等が考慮要素になると説明された。さらに、国際仲裁手続の代理人や専門家を選ぶ際の考慮要素、仲裁のタイムテーブル、証拠開示につき英米法と大陸法の調和を図った国際法曹協会（IBA）規則の内容、ヒアリングと和解についての実務についての説明もされた。

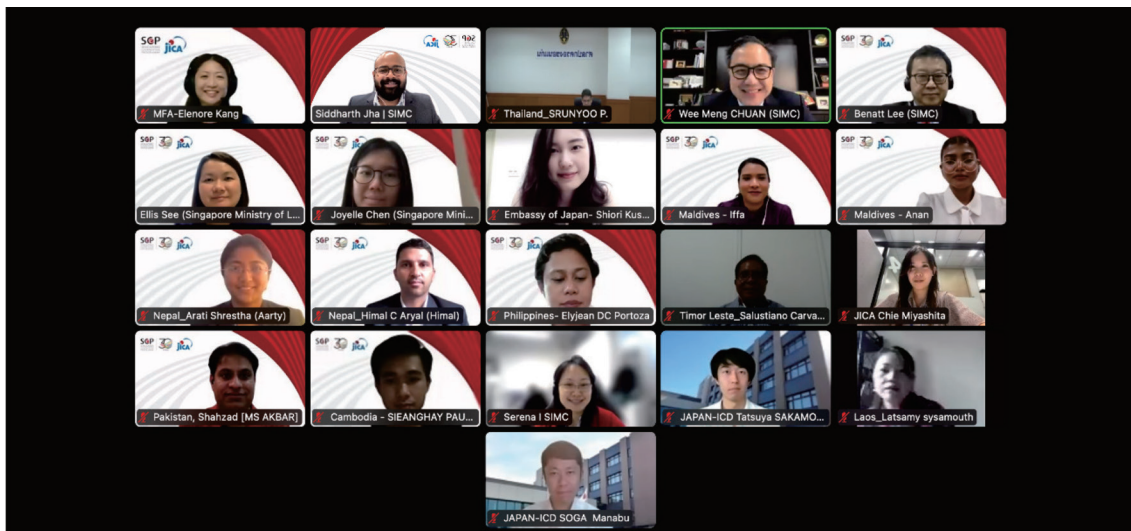
(13) クロージング・セッション

【Closing】

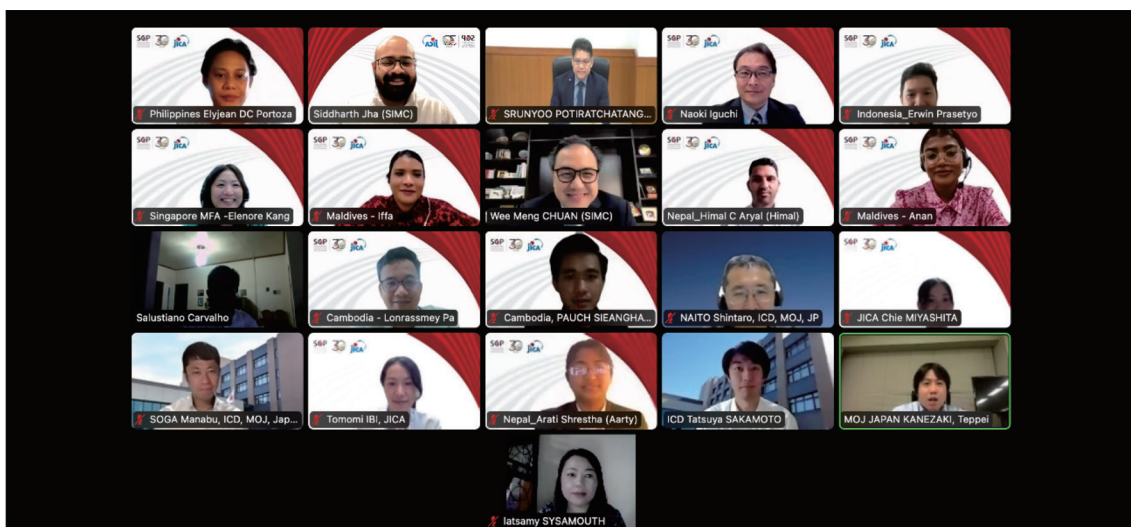
シンガポール外務省、JICAシンガポール事務所及びCHUAN Wee Meng氏が閉会の挨拶を行い、今回のセミナーの意義等が確認された。

第4 おわりに

今回のセミナーは、国際仲裁及び国際調停をテーマとする多国間の研修であったところ、国内裁判については、特に英米法と大陸法では、ディスカバリー制度の有無等、国ごとによって制度自体に違いがある一方、国際仲裁については、英米法と大陸法を中間化した証拠開示手続があるなど、グローバルスタンダードな手続が模索されており、国際調停についても同様のことがあてはまるものであって、国際仲裁及び国際調停というテーマは、多国間の研修に馴染みやすいものと思われる。また、法務省としては、日本の国際仲裁の広報活動の良い機会にもなった上、国際協力部としても、一つの蓄積になったといえる。さらに、裁判官出身の教官である我々にとっても、自らの訴訟の在り方を考える上での多くの示唆を与えられ、良い勉強にもなった。今後もこれらのテーマについての研修の機会があれば、協力をしていきたい。



オープニング・セッションの様子



クロージング・セッションの様子

活動報告

【会合】

第23回法整備支援連絡会の開催について

国際協力部教官

庄地 美菜子

第1 はじめに

第23回法整備支援連絡会が、令和4年6月25日（土）、法務省法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催で開催された。

昨年に引き続き、会場とオンライン配信のハイブリッド開催で実施し、国内外から約140名の参加者を得て行われた。以下、その概要を報告する。詳細については、後掲のプログラム及び発言録を参照されたい。

第2 第23回法整備支援連絡会のテーマについて

第23回法整備支援連絡会では、「法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割～実務家養成の在り方を中心に～」をテーマとして掲げた。

近時、国際情勢は激変しており、我が国の法制度整備支援の相手国であるミャンマーにおいて軍事クーデターが発生し、ヨーロッパにおいてもロシアがウクライナに侵攻するなど、法の支配に対する危機意識が高まる中、改めて法の支配の重要性が広く認識されるに至っている。

我が国の法制度整備支援はこれまで、実務家養成にも重点を置いて行ってきたが、それを支える法学の発展及び法学教育の充実は、質の高い法律家を養成する基盤となり、我が国の法制度整備支援が目指す法の支配の実現、公正な司法と国民の権利保障の実現のために不可欠なものである。

そこで今回の法整備支援連絡会においては、法制度整備支援による実務家養成、とりわけ法理論、法学教育の在り方に焦点を当て、この分野における法制度整備支援の役割について、基調講演、パネルディスカッション等を通じて、関係者間の認識を深めるべく本テーマを設定した。なお、「法理論」という用語は多義的であるが、パネルディスカッションにおいては、「法の適用の現場における現実的な要請に奉仕するという実用的な法解釈学、実用法学」に絞って議論がなされた。

第3 内容について

第1部では、ベトナム、カンボジアの長期派遣専門家のほか法制度整備支援の関係機関からの活動報告がなされた。

第2部では、はじめに内田貴早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授より「法整備支援と法学」と題する基調講演をいただいた。

内田教授からは、制定された法典を適切に運用し、定着させていくために必要なものは何か、という観点から、明治期に我が国が近代法を定着させた経緯をふまえ、法概念を用いて法的な議論ができるようになることが必要であり、法学は、現実の紛争解決のために、社会的事実から法的に意味のある事実を抽出し、法的概念に置き換え、関係者の権利義務関係を構成していく際に求められるツールであり、いわば言語となるものであるが、このような法学を発展させること、そしてこれを担う人材を育成することこそが必要であると述べられた。

引き続き質疑応答では、参加者から多くの質問がなされたが、とりわけ、国際協力部教官や現地派遣専門家からは、「法学の発展のためにはたとえ少数でもこれをけん引する傑出した人物の登場が必要であるとのことであるが、このような人物を登場させるために必要な法制度整備支援とは何か。」「なぜ明治初期の日本は司法の分野に優秀な人物を集めることができたのか。」など日々の支援の悩みと直結するような質問が多くなされ、これについて内田教授からあらゆる御示唆をいただいた。詳細についてはぜひ議事録の該当部分をお読みいただきたい。

これに引き続いて、留学し日本で法学を学んだ経験者であるラオス人民民主共和国のマノデート・チュンタボン氏、カンボジア王国のリム・リーホン氏の両氏をパネリストとして、自国における法理論及び法学教育の発展について意見交換がなされた。

このセッションは、日本でどのような教育が行われているのかを、支援対象国からの留学生の視点を通して、当該国との比較をしながら検討することで、支援対象国における法学教育については法理論をいかに発展させるかについての示唆を得ることを目的として行ったものであるが、両氏からは比較法的観点から法律を学ぶことや判例や裁判例を素材として法律を学ぶことの重要性が体験から述べられた。

パネルディスカッションにおいては、慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授、名古屋大学法政国際教育協力研究センターの村上正子センター長、JICA国際協力専門員の枝川充志弁護士（元ベトナム長期派遣専門家）、千葉地方検察庁の福岡文恵検事（元カンボジア長期派遣専門家）をパネリストとし、法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割について議論が行われた。

福岡検事及び枝川専門員は、現地活動の中で、事実と結論の間をつなぐ法解釈適用の欠如がしばしば見受けられたこと等を指摘し、法解釈学が根付くことの重要性について述べられ、松尾教授、村上センター長からは支援対象国からの留学生に対する支援の課題や今後の展望等が述べられた。

第4 おわりに

パネルディスカッションでの松尾教授の御発言にもあったように、我が国のこれまでの長年にわたる支援の結果、支援対象国の法令整備は確実に進んできており、現在は、制定された法令をいかに適切に運用していくか、当該国の法律家、そして国民一人一人が、制定された法を「我が物」として遵守していくか、という点を議論すべきフェーズ

にある。パネルディスカッションにおいて福岡検事、枝川専門員から御紹介があったとおり、国内外の支援の現場では法解釈、運用に関して、試行錯誤を繰り返しながら支援を行っている。

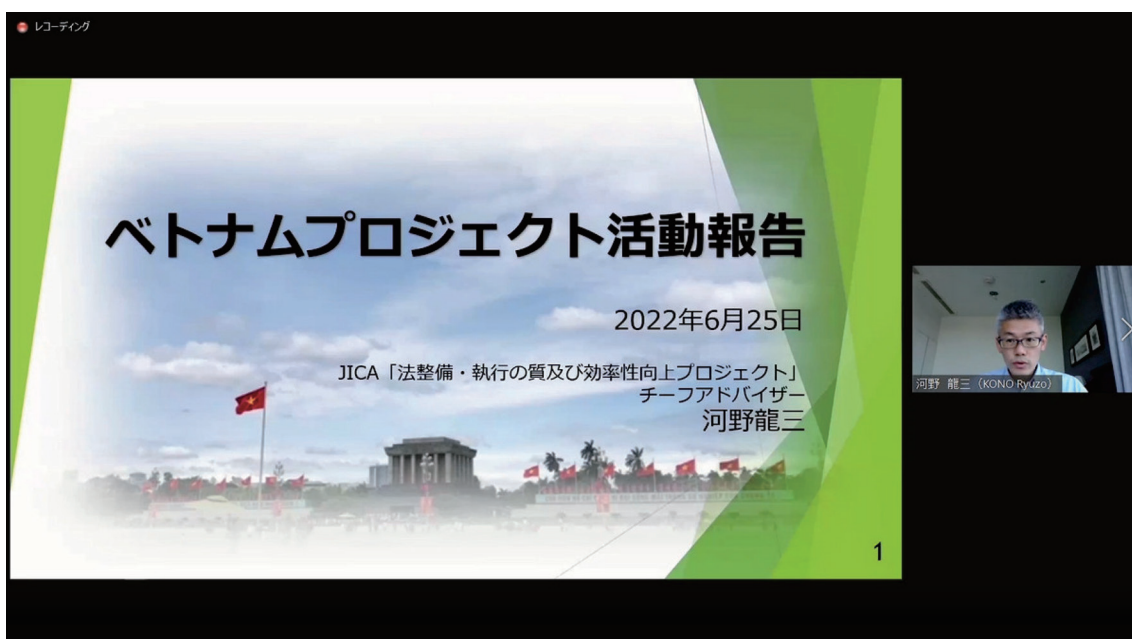
制定された法そのものについても、いくつかの支援対象国においては、法令間の不整合が問題となっており、背後には様々な要因があるが、法規範の間に矛盾・抵触なく法を解釈するための共通の判断基準を法律家全体で有することができれば、起草やその後の運用の段階における法令間の不整合の問題が解消に向かうことには間違いなく、そのためには当該国の法学の発展が不可欠である。

起草支援とは異なって、人材育成は成果が目に見えにくく、また、法解釈や法学教育の在り方は、その国の歴史的文化的背景にも大きく関連するものであり、どこまで法制度整備支援でやるべきか、(やれるのか)という根本的な問いも孕んでいることから、明確な答えがすぐに出るといった類の問題ではない。

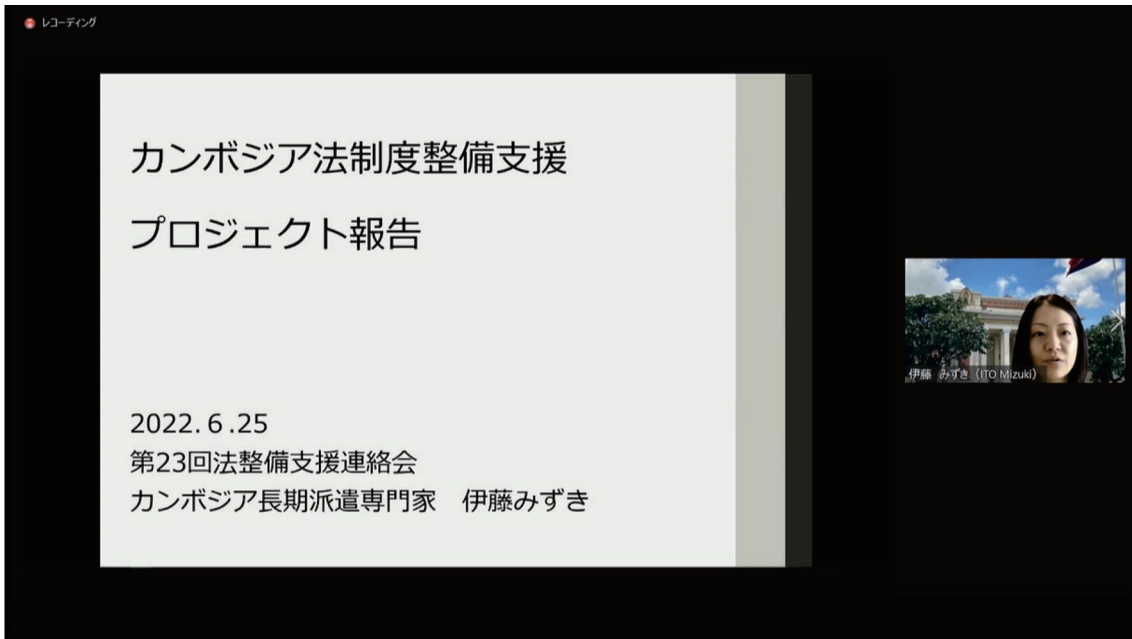
しかしながら、今回の法整備支援連絡会において、内田教授より我が国における近代法整備の過程において法学の発展が果たした役割及びこれを担う人材育成の重要性についてお話いただき、問題の所在がよりクリアになるとともに、我々が今直面している課題を解説するための多くの御示唆をいただいた。

活動報告者、留学経験者、パネリストの皆様からは、様々な御経験、御知見が共有され、参加者にとっても、それぞれの立場において今後の法制度整備支援を行っていくうえでの新たな視点を獲得する貴重な機会になったものとする。

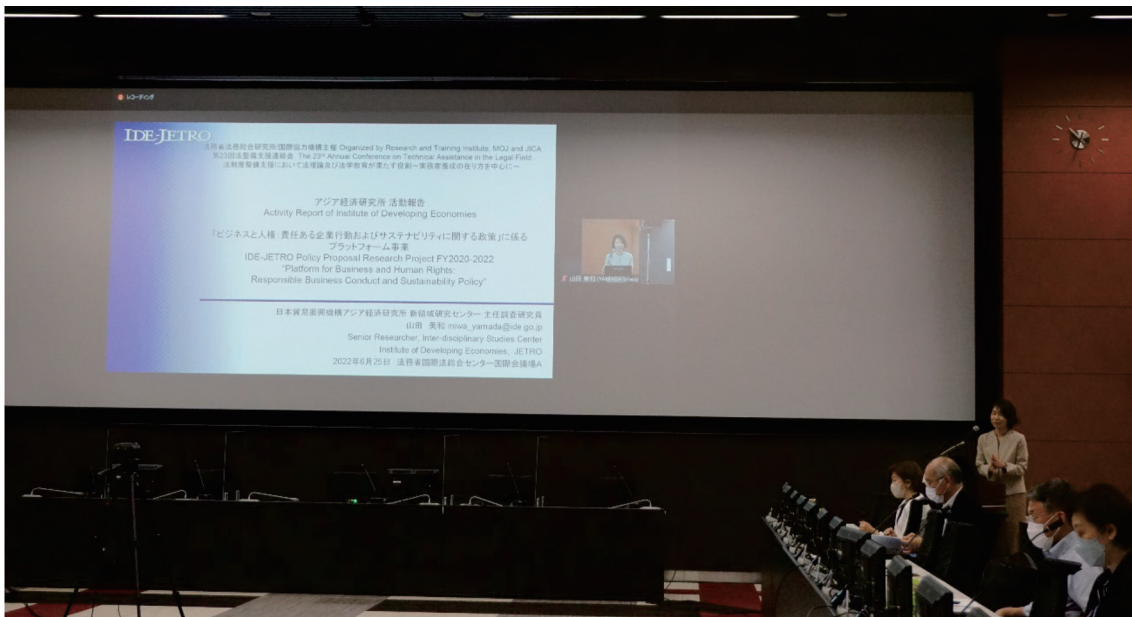
内田教授、活動報告者、パネリストの皆様には、この場を借りて深く御礼を申し上げます。



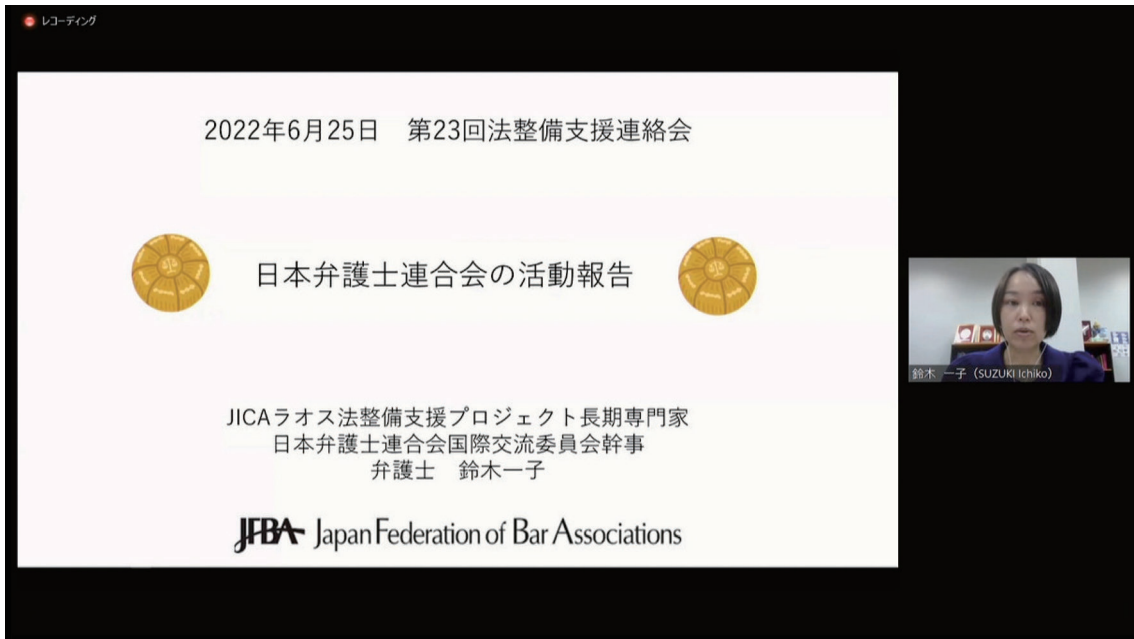
【第1部 JICA長期派遣専門家(ベトナム)による活動報告の様子】



【第1部 JICA長期派遣専門家（カンボジア）による活動報告の様子】



【第1部 日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター主任調査研究員による活動報告の様子】



【第1部 日本弁護士連合会国際交流委員会幹事、JICA長期派遣専門家（ラオス）による活動報告の様子】



【第1部 法務省官房国際課付検事による活動報告の様子】



【第1部 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ
法・司法チーム課長による活動報告の様子】



【第1部 ICD副部長による活動報告の様子】



【第2部 内田貴早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授による基調講演の様子】



【第2部 日本での留学経験者によるセッションの様子】



第23回法整備支援連絡会

法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割
～実務家養成の在り方を中心に～

令和4年6月25日（土）

10:00～17:30

ハイブリッド開催

（会場及びオンライン会議を併用）

（会場）

法務省国際法務総合センター国際会議場A
（東京都昭島市もくせいの杜2-1-18）

開場時間：9:30

（オンライン）
ウェビナー形式

日本語・英語
同時通訳

～法整備支援連絡会～

我が国による開発途上国・体制移行国に対する法制度整備支援のより効果的な実施に向け、関係機関・関係者間において支援の現状や今後の在り方等について情報及び意見の交換を行い、連携を強めていくことを目的として、法整備支援連絡会を開催いたします。法制度整備支援の関係者の皆様のほか、法制度整備支援にご関心のある皆様におかれましては、奮ってご参加ください。

主催：法務省法務総合研究所
独立行政法人国際協力機構（JICA）

後援：最高裁判所
日本弁護士連合会
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所
公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）



プログラム

(敬称略)

第1部

活動報告	10:00-12:00	
JICA長期派遣専門家（ベトナム社会主義共和国）	河野 龍三	
JICA長期派遣専門家（カンボジア王国）	伊藤 みずき	
日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 主任調査研究員	山田 美和	
日本弁護士連合会 弁護士 JICA長期派遣専門家（ラオス人民民主共和国）	鈴木 一子	
法務省大臣官房国際課付検事	伊藤 淳	
JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ 法・司法チーム課長	竹原 成悦	
法務省法務総合研究所国際協力部副部長	須田 大	

第2部

主催者挨拶	13:00-13:30	
法務省法務大臣政務官	加田 裕之	
法務省法務総合研究所長	上富 敏伸	
JICAガバナンス・平和構築部長	宮崎 桂	

基調講演	13:30-14:30	
「法整備支援と法学」		
早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授	内田 貴	

日本での留学経験者によるセッション	14:40-15:10	
「本国における法理論及び法学教育の発展～法実務の発展に向けて～」		
－パネリスト－（五十音順）		
弁護士（ラオス人民民主共和国）	マノデート・チュンタボン	
カンボジア王立法経大学非常勤講師	リム・リーホン	
－モデレーター－		
法務省法務総合研究所国際協力部副部長	須田 大	

パネルディスカッション	15:20-17:20	
「法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割 ～実務家養成の在り方を中心に～」		
－パネリスト－（五十音順）		
JICA国際協力専門員、弁護士	枝川 充志	
千葉地方検察庁検事	福岡 文恵	
慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘	
名古屋大学法政国際教育協力研究センター センター長		
同大学大学院法学研究科教授	村上 正子	
－モデレーター－		
法務省法務総合研究所国際協力部教官	庄地 美菜子	

閉会挨拶	17:20-17:30	
公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長	大野 恒太郎	

基調講演

「法整備支援と法学」



早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授

内田 貴

法学者（民法）。1976年東京大学法学部卒業。1992年東京大学教授、2006年法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与、2015年早稲田大学特命教授。

日本での留学経験者によるセッション

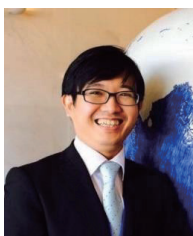
「自国における法理論及び法学教育の発展～法実務の発展に向けて～」



弁護士（ラオス人民民主共和国）

マノデート・チュンタボン

2003年東京外国語大学、2007年神戸大学法学部卒業。2013年より、JICAのプロジェクトスタッフとして日ラの通訳、コーディネート業務を担当した後、2016年からは通訳として独立し、現在はラオス国内で弁護士資格を有しながら通訳・翻訳業務に従事。



カンボジア王立法経大学非常勤講師

リム・リーホン

2012年カンボジア王立法経大学法学部卒業、在カンボジア名古屋大学日本法教育研究センター終了、2015年名古屋大学大学院法学研究科博士課程前期課程（修士課程）卒業、2018年比較法の博士号を取得し、同年より、法律事務所、コンサルティング会社に勤務する傍ら、王立法経大学非常勤講師として、憲法・比較憲法を担当している。

パネルディスカッション

「法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割～実務家養成の在り方を中心に～」



慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

専門は民法、開発法学。シドニー大学客員教授、オックスフォード大学客員研究員、法制審議会幹事、社会資本整備審議会委員、国土審議会特別委員等を歴任。国内外の開発プロセスにおける法整備のあり方について、各国の歴史を踏まえた研究と実践に取り組んでいる。



名古屋大学法政国際教育協力研究センターセンター長、同大学大学院法学研究科教授

村上 正子

専門は、民事手続法。筑波大学人文社会科学系教授、法務省法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会幹事等各種審議会等幹事を歴任。本年4月より名古屋大学法政国際教育協力研究センターセンター長。



JICA国際協力専門員、弁護士

枝川 充志

パプア・ニューギニア勤務等のJICA職員としての勤務経験を経て、2008年12月弁護士登録、2018年から約4年間、JICA長期派遣専門家としてベトナム社会主義共和国に派遣。帰国後、現職。



千葉地方検察庁検事

福岡 文恵

2005年検事任官。2019年から約3年間、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトのJICA長期派遣専門家としてカンボジア王国司法省に派遣。帰国後、現職。

第23回法整備支援連絡会発言録

開会

茅根航一 ICD教官：

ただ今から第23回法整備支援連絡会を開会いたします。私は、本日の司会進行を務めます、ICD、法務総合研究所国際協力部教官の茅根航一と申します。どうぞよろしく願いたします。

法制度整備支援に関わる機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う法整備支援連絡会は、ICD創立前の2000年1月から始まり、今回で23回目を迎えることとなりました。本日は、国内外から多くの皆様に御参加いただき、心より感謝申し上げます。

関係機関の皆様から御挨拶を頂くに当たり、まず当部の内藤部長から一言ご挨拶を差し上げます。内藤部長、願いたします。

内藤晋太郎 ICD部長：

おはようございます。法務省法務総合研究所国際協力部長の内藤晋太郎と申します。

本日はお忙しい中、第23回法整備支援連絡会に昭島の会場又はオンラインで御参加いただき、心からの御礼を申し上げます。また、日頃より当部の活動に多大なる御協力、ご支援を頂き誠にありがとうございます。

本日はご案内の通り、午前の第1部は各機関から活動報告が行われます。そして、午後の第2部になりますが、法制度整備支援における法理論と法学教育が果たす役割というものについて、様々な立場からの御

発表、御意見、御議論を頂く予定でございます。第2部の開始冒頭に主催者側からの挨拶がございますので私からの挨拶は省略させていただきますが、皆様に一つお知らせがございます。長年ベトナムに対する法制度整備支援活動にご尽力をされてこられました愛知県公立大学法人理事長、そして名古屋大学の名誉教授でいらっしゃいます鮎京正訓先生が、このたびハノイ法科大学から名誉博士号を授与されました。改めて、鮎京先生の長年の御功績に対しまして深い敬意を表しますとともに、今回の慶事に私どもの方からお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、本日御参加いただいております皆様方のますますの御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます、司会の方に譲りたいと思います。それではよろしく願いたします。

第1部 活動報告

茅根航一 ICD教官：

それでは午前の部第1部を始めます。

第1部では、法制度整備支援に関わる方々から活動報告を頂きます。なお、ホームページ上に活動報告者の発表資料の日本語版と英語版を公開しております。ただ今からZoomのチャットに、発表者ごとに発表資料のリンク先を掲載してまいりますのでご参照ください。発表中には、日本語版の資料が画面上に表示されます。

最初は、JICA長期派遣専門家としてベトナム社会主義共和国で活動されている河野龍三様、願いたします。

河野龍三 JICA長期派遣専門家（ベトナム社会主義共和国）：

皆様、おはようございます。

今御紹介いただきましたベトナムの長期専門家の河野龍三です。本日はよろしくお願ひします。簡単な自己紹介ですが、私は2010年、検事に任官し、法務省のICD教官を経て、今年の3月からこちら、ハノイに派遣されております。

本日の報告事項は、こちらの3点になります。ベトナム法整備支援の内容は、皆様よくご存じの方が多くはと思いますけれども、改めて本プロジェクトの特徴などについて簡単にご説明した上で、現行プロジェクトの進捗について御報告したいと思ひます。

まず、ベトナムのこれまでのプロジェクトの一覧表をこちらにお示ししています。ご覧いただき、支援の歴史が長いということがひとつの特徴だと思います。正式にはJICAのプロジェクトとして1996年に開始しまして、25年以上の歴史があります。また、左の番号を見ていただければ分かりますけれども、フェーズを1と数えますと、今のプロジェクトがちょうど7つ目のプロジェクトということになります。また、これまで各プロジェクトにおいて検事、裁判官、弁護士、業務調整員など専門家が大量派遣されておまして、今まで合計40名の専門家がベトナムに派遣されてきました。私は一番経験が浅い40人目ということになっています。プロジェクトでは日本でのトレーニングコースである本邦研修も行っておりまして、こちらは合計65回を数えております。

このベトナムのプロジェクトの特徴の1つとしてカウンターパート、実施機関の数

が多いということも挙げられるかと思ひます。カウンターパートの数は徐々に増えてきて、前のプロジェクトが5つ、そして今のプロジェクトは6つの実施機関がございます。また、各カウンターパートの中にも、やはり多数の部局を抱えているカウンターパートもいまして、具体的には、例えばMOJ、司法省の場合ですと、部局だけで22あるということで、例えば司法省を相手にしているといっても、支援対象の分野が非常に広い、いろいろな部局の専門分野に対応する必要があるという特徴があると思ひます。さらに、もう1点、本プロジェクトから共産党の組織、CIAC、中央内政委員会という組織が新たにカウンターパートとして参加しています。今までは、いわゆる司法省とか裁判所、検察院といった国家の行政機関が多いのですが、今回、共産党の組織が新たに参加したという点も大きな特徴かと思ひます。

また、プロジェクトの歴史が長いので当然と言えば当然なのですが、ベトナム側の法整備支援に対するニーズの変化、多様化といったことも指摘できます。ベトナムも、当初は他の国、例えばカンボジアやラオスと同様に基本法令の整備からスタートしました。その後、基本法令がある程度整ってくると、法制度の運用・改善といったフェーズにシフトしてまいりました。その中には、作った法令同士の整合性の問題も含まれております。そして、本プロジェクト、現行プロジェクトにおいては、法令の整合性を引き続き高めていくということも、もちろん対象とはしておりますけれども、それに加えてPDM上、国際競争力の強化というものが新たに上位目標として記載されておまして、更にはデジタル化、

こういった最先端の課題についてもベトナム側から支援の要請が寄せられるようになっております。

このようなベトナム側の多様なニーズに応えるために、本プロジェクトにはアドバイザリーグループという機関が設置されております。ここに敬称を略させていただきましたけれども、各分野の研究者・実務家の大変経験豊富な先生方にアドバイザリーグループに参加していただき、いつでも助言を頂けるような体制を整えております。

また、ベトナムに関してはJICAプロジェクト以外の支援の枠組みが非常にたくさんあるということも指摘できます。一つひとつ大変興味深いものですが、時間がないので今日は割愛します。

それでは、現行プロジェクト、私が今、現行プロジェクトと言っているのは、昨年の1月1日から始まって5年間の期間で行っているものになりますけれども、こちらの現在の進捗についてご説明します。

本プロジェクトは、いわゆる2段階スキームというものを採用しています。また、日本側の専門家がセミナー等で一方的に知見を提供するのではなく、カウンターパートごとに少人数のワーキンググループを作ってもらい、そのワーキンググループのメンバーが会議を主導して、それぞれが設定した課題について解決策を提案してもらうワーキンググループ活動を中心として想定していることに特徴があります。具体的にはこの表に書いてあるとおり、第1段階で各カウンターパートにおいて最優先課題をそれぞれ自分たちで特定してもらいます。これを **Highest-Priority Theme(s)** と呼んでいます。そして、その解決策を討議するためのワーキンググループを設置しま

す。それが終わったら第2段階ということで、各ワーキンググループにおいて、それぞれが決めた最優先課題について研究・討議をしてもらうというのが大きな骨組みになります。

現在の進捗です。当初の計画では、第1段階を最初の1年間で、そして第2段階を残り4年間行う予定でした。しかし、コロナがハノイ、中心都市で今年もかなりはやっていた関係で4か月くらい遅れています。ただ今6月ですけれども、第2段階に入って1か月ちょっと経ったという段階でございます。

第1段階の実施状況については、こちらに記載のとおりです。ORGというのは、プロジェクト活動の細かい運用規則になりますけれども、まずこれをカウンターパートと協議の上策定して、昨年9月の第1回のJCCで承認しております。それから、各カウンターパートにおいて第1段階の作業として最優先課題を選定・特定し、ワーキンググループを設置、更にその活動計画案を作りJCCで承認をしました。この第3回JCCというのが直近のJCCでして、今年の4月末に行いました。

こちらが第1回JCCの様子です。

これは直近の4月末の第3回JCCの様子です。いずれも全カウンターパートの代表者が一堂に会して行いました。

この表は、各カウンターパートがそれぞれ選定した最優先課題、そして2022年の活動計画の簡単な内容をまとめた表です。ご覧のとおり、法令整合性のほか、判例、検察官マニュアルといった、過去のプロジェクトでも取り扱ったことのあるものもありますし、またDX、デジタルトランスフォーメーションといった最先端の課題

も含まれています。

最後に今後の見通し、予定についてお話しいたします。まずは、4月末のJCCで承認されました2022年の活動計画に基づくワーキンググループ活動を着実に実施していくということが一番大きな任務です。JCCでは、活動計画として50個以上の活動が承認されていますので、これを我々専門家を着実に進めていく必要があります。また、このベトナムの法整備支援プロジェクトは、ベトナム政府が進める法・司法改革を支援しておりますけれども、法・司法改革に関する共産党の新たな方針が今年の10月頃に出ると言われております。ですので、こちらの新方針についても注視していく必要があります。そして、今年と同じですけれども、来年の活動計画案を作って、それをJCCで承認するといったことで、来年の活動に備えることも求められます。

最後になりますけれども、現時点での課題・教訓と書きましたが、まだ第2段階が始まったばかりですので、具体的な問題はこれから出てくるのかなと想像しています。しかし、私がこちらに来て、やはりいくつかギャップを感じたこともありますので、ここにはこういった課題があるのかなということを個人的な意見として書かせていただきました。一言で言いますと、ベトナム側、相手がやはり変化しているということを感じます。それを受けて、我々日本側も変化するのか、若しくは変化するべきではないのかといったことを含めて、最近ですと法整備支援戦略という言葉が使われると思うのですが、こういったものについても関係者の皆様の間で議論を深めていただければ大変有り難いと思います。

これは、当プロジェクト事務所で撮った集合写真で、当事務所のスタッフです。前チーフの横幕さんや前専門家の枝川さんが入っていたり、それからスタッフも1名辞めていますので、この人数よりは少し減っておりますけれども、みんな一丸となって頑張っています。引き続き、温かいご支援をよろしく申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

茅根航一 ICD教官：

河野専門家、今ベトナムから御報告いただきましたが、どうもありがとうございました。

続いて、同じくJICA長期派遣専門家としてカンボジア王国で活動されている伊藤みずき様から、御報告をお願いいたします。

伊藤みずき JICA長期派遣専門家（カンボジア王国）：

皆様、おはようございます。長期専門家の伊藤みずきでございます。私は、午後に登壇される予定の福岡文恵検事の後任として今年の3月からカンボジアに赴任いたしました。当プロジェクトは、裁判官出身、検察官出身、弁護士出身の専門家と業務調整の専門家、計4名の専門家で活動しております。これから、カンボジアにおけるプロジェクトの活動状況について御報告いたします。なお、私の画面の背景に写っておりますのは、昨日撮影しました私たち専門家の勤務地であるカンボジアの司法省の様子です。

現在実施中のプロジェクト名ですが、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトです。日本のカンボジアに対する法整備支援

は、民法・民事訴訟法の起草支援から始まり、20年以上にわたって支援を継続してきました。現在のプロジェクトは、フェーズ5になります。本日は、現行プロジェクトの活動を中心に御報告させていただきます。このプロジェクト期間は2017年4月から2022年10月までとなっており、当初今年3月までの5年間を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより活動に遅れが生じたため7か月延長しております。

こちらがプロジェクトのアウトラインです。プロジェクト目標は、民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務が行われるための基盤が整備されること、それを達成するための成果、アウトプットとしては3つの柱があり、1つは、主要民事関連法令が整備される、2つ目は、民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例等が整備される、3つ目は、判決の質を改善するために判決公開の手續が整備され、判決が公開される、となっています。このプロジェクト目標の達成の先に掲げる上位目標としては、民法・民事訴訟法の普及及び適切な運用に寄与すること、となっています。なお、プロジェクトのカウンターパート機関はカンボジア司法省です。

この活動の3つの柱をどのように進めてきたかについてですけれども、図にありますとおり、現地では3つの活動について、それぞれ司法省や裁判所等の各機関のメンバーが参加するワーキンググループを設置し、現地に常駐する専門家が参加してメンバーのサポートをし、活動を進めてきました。活動を進めるに当たっては、検事・裁判官出身の専門家の本邦所属先である法務省の協力があることはもちろん、特に法令

の起草に当たってはアドバイザーグループの先生方に助言を頂きながら進めております。

これまでの活動について、それぞれ順番に御紹介いたします。

まず民事法令の起草については、起草の対象としたのは主にこの3つの法令でした。供託法は2020年3月に、執行官法については2021年1月に起草案が完成しました。これらについては現在カンボジア司法省において検討中で、今年中の成立を目指しています。不動産登記規定につきましては完成後、国土省が所管する土地法の一部に組み込まれる予定で、司法省と国土省が共同で検討する必要があります。2022年1月に、まずは司法省案が完成し、現在国土省との共同のワーキンググループで規定案を検討しているところです。現在は、これまでに週に一度だった国土省との共同ワーキンググループを週に2回に増やし、作業をスピードアップさせております。

次に、書式例の作成についてですが、この活動では民事訴訟における訴状、答弁書、判決書などを作成しました。このスライドに書いてあるとおり、これまでに6つの種類の事件について書式例を作成し、それぞれについてカンボジア国内の始審裁判所の全裁判官、控訴裁判所、最高裁判所の一部の裁判官が参加したセミナーで解説をし、書式例を普及しました。このセミナーは、後ほどご説明する判決書公開に関連するセミナーと合同で行われ、プロジェクト終盤に行われたセミナーでは、一部の講義をワーキンググループのメンバーである裁判官が担当しました。このときに担当した裁判官たちは、柴田紀子現官房審議官が

2006年からカンボジアに専門家として派遣されて以降、裁判官・検察官養成校の将来の教官候補としてJICAプロジェクトで育成された裁判官たちでした。彼らは、現在も裁判官として活躍する傍ら、裁判官・検察官養成校で教官として後進の育成に当たっていらっしゃいます。法整備支援は、成果が数字や目に見える形で表れるものではないため評価が難しいというふうに常々感じておりますが、10年以上が経過した今、過去の支援の成果がこのように着実に実を結んでいるのだと感じています。作成した書式例ですが、カンボジアの司法省のウェブサイトで公開され、誰でもダウンロードして利用できるようになっており、JICAのウェブサイトでも公開されています。

作成した書式例の例を今スライドに映しております。これが判決書の書式例になります。実際の判決書に即して記載されたものですが、一部に注釈を付けて説明書きを入れて、記載について理解ができるようになっております。最近インタビューをしたカンボジアの法曹からは、「書式例は実務にとっても役に立つもので、自分の業務だけではなく後輩の育成にもこの書式例を役立てている」というような声がありました。なお、2022年4月以降、プロジェクト活動は先ほどお伝えした不動産登記規定の起草に集中して行っており、書式例作成の活動と判決公開に関する活動については実質的に3月で終了しております。

続いて、判決書の公開についてです。これまで判決の公開が行われてこなかったカンボジアにおいて、判決の公開対象については様々な議論があり、司法省や裁判所などとの協議の結果、公開する判決は、裁判

官を対象としたセミナーで扱った事件類型に該当する事件の判決を対象とするということが決定されました。判決書を公開するに当たっては、誤った内容の判決が公開されてしまうことを懸念する声もあり、議論の結果プロジェクトで実施するセミナーで扱った事件類型については、セミナー実施後は裁判官の理解が深まっているはずであるということで、セミナー実施後に出された判決が公開されることになりました。

判決書公開までの流れですが、全国の裁判所から司法省に判決書が送付されてきた後、判決書の分類をし、個人情報に該当する部分はマスキングルールに従いマスキング作業をし、そしてワーキンググループにおいてマスキングが適切にされているかの最終確認や、判決に大きな誤りがないか、公開して問題がないかを確認し、その後、司法省のウェブサイトで公開されます。これらの流れやルールについては、ワーキンググループでの議論や、司法省や裁判所等との協議で一つひとつ決定され、最終的にようやく公開に至りました。

2020年12月に初めての公開が実現し、現在までに合計104件の判決書が司法省のウェブサイトで公開されています。これまで公開された判決の事件類型は、貸金返還請求事件、所有権移転登記手続請求事件などです。

こちらが、判決書が公開されている実際の司法省ウェブサイトの様子です。矢印が指しているのが判決書の番号で、右の丸で囲まれた部分をクリックすると、その判決をダウンロードすることができます。

こちらが、ダウンロードして見ることができる判決書です。丸で囲んでいる箇所は、原告・被告の氏名など、個人情報をマ

スキングして特定の用語に置き換えている箇所になります。判決書の公開は、カンボジアで多くの人から注目されており、司法省のウェブサイトへのアクセスは他の省庁に比べ相当増えているということを聞いております。このように、このプロジェクトで判決書の公開が実現したことは、カンボジアにとって非常に大きな意味のあることだと考えております。判決書の公開は、言うまでもなく司法の透明性を確保するために極めて重要です。また、その結果カンボジア国民の司法への信頼の向上につながります。さらに、将来、判例の研究が進み、カンボジアにおいて法学が発展するきっかけにもなることが期待されます。判決が公開されることに対してまだ消極的な意見もあり、持続的に判決が公開されるようになるにはまだ課題も残っていますが、カンボジアの司法省は判決の公開を続ける意欲を持っていますので、専門家としても引き続き協力していきたいと思っております。私たち専門家は、カンボジアの法整備支援は着実に成果が出て少しずつ前進しており、カンボジアの司法の改善に貢献しているのだと信じて日々奮闘しておりますので、引き続き温かいご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、カンボジアからの報告を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

茅根航一 ICD 教官：

伊藤専門家、カンボジアからの御報告ありがとうございました。

続いて、日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター主任調査研究員の山田美和様です。山田様、よろしくお願いいたします。

いたします。

山田美和 日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター主任調査研究員：

ただ今御紹介にあずかりました J E T R O アジア経済研究所の山田美和と申します。アジア経済研究所を略して私たちはアジ研と呼んでいるのですけれども、昭島のアジ研（国連アジア極東犯罪防止研修所）ではなくて、私たちは海浜幕張のアジ研ということで、よろしく願いいたします。

アジア経済研究所は、アジアに限らず中東アフリカ、それからラテンアメリカ、様々ないわゆる *developing economies*、途上国を対象とした社会科学系の研究所です。その中で本日御紹介いたしますのは、私が運営の中心を担っております、「ビジネスと人権：責任ある企業行動及びサステナビリティに関する政策」に係るプラットフォーム事業です。3年計画で実施しており、それについての御報告を、この場を借りてさせていただきたいと思っております。

このプロジェクトは、「ビジネスと人権に関する指導原則」というものを基礎にしまして、日本企業のサプライチェーン展開の上で特に重要なアジアを中心に、ビジネスと人権に関する各国の政策や、企業の動向を調査し、日本企業がどのように人権尊重を企業活動の中に取り入れるべきなのか、そして責任ある企業行動、責任あるサプライチェーンを実現できるのか、そして、それを実現するために、させるために日本政府としてどのような政策が必要かなどについて調査をするとともに、提言を行うことをしております。特に中小企業が直面する課題を洗い出し、日本政府が「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて

作成しましたナショナルアクションプランの実行や見直しにとっても有効なインプットを予定しております。そのために、このビジネスと人権、責任ある企業行動、それから様々な言い方がありますけれども、持続的で包括的なサプライチェーン、それからサステナビリティに関する議論をする場としての大きなプラットフォームとして研究会を運営しています。主なりサーチの対象といたしましては、各国の政策の動向、特に人権デューデリジェンスに関してです。直近では2月に欧州委員会から企業に人権デューデリジェンスを義務化する指令案が出され、今後、欧州議会の中で議論がされていきますし、それから昨年来ドイツでもそういった法律ができています。また、アジアにおきましてもタイを中心に証券取引の関係から人権尊重の開示義務を義務化するというような動きも見られており、各国の政策について動向を調査することが重要と考えています。それから、人権デューデリジェンスそのものに関する法律とは別の形で、例えば、貿易政策、自由貿易協定の中において労働や環境に関しての条項、サステナビリティ条項というものがどういうふうに使われているのか、また、昨今、人権侵害を理由とした商品や製品の輸入禁止措置というものもとられている所もありますので、そういったことに関して貿易政策に絡んだ調査も行っています。アウトプットといたしましては、幾つかここで書かせていただきました。このプラットフォームには、私どもアジア経済研究所の研究者、それから外部の主立ったステークホルダー、経済界から経団連、グローバルコンパクトネットワークジャパンや、それから連合、日弁連、NGOの方

等にも入っていただいています。それから関係省庁からのオブザーバーも参加しております。是非法務省からも参加をしていただければと希望しています。プラットフォームのゲストスピーカーとしては、国内外の様々な方をお呼びしています。昨年度では欧州委員会から、それから、ミャンマーにあります Myanmar Centre for Responsible Business からお話を伺ったり、また移民労働問題の専門家や、それから投資家サイドの立場ということで、アセットオーナーの方からお話を頂いたりなどしています。アウトリーチの活動といたしましては、今年1月に、オンラインでしたけれども千人を超える登録を頂いて、国際シンポジウム「サステナビリティと企業の社会的責任：SDGsを現実にするポスト（ウィズ）コロナの10年に向けて」というものを世銀と一緒に共催をいたしました。また今年も予定をしているのですけれども、夏期講座としてビジネスと人権というものを取り上げて、広く発信していきます。また、経済産業省とJETROの共催セミナーも行いましたし、JETROのメンバー会員向けのオンライン講座というものもやっています。また、アジア経済研究所ではビジネスと人権の特集ページを昨年開設いたしましたので、機会があれば、是非アクセスしていただければと思います。

今年の予定といたしましては、今まで申し上げました調査活動と、それからアウトリーチ活動を続けていきます。去年アメリカで行われました民主主義サミットで岸田文雄首相がプレッジをされた、責任ある企業行動に関する国際機関との連携ということで、一つには経済産業省とILOのプロジェクト、もう一つには、外務省とUND

Pのプロジェクトがありまして、それらの両方に関しても、アジア経済研究所として調査や、それからアウトリーチ等々の面で協働ができればと考えています。

今まで申し上げたのが、私どもの活動報告なのですけれども、今回機会を頂いたので、改めて「ビジネスと人権に関する指導原則」が何かということと、それと法整備支援との関連性をお話ししたいと思えます。結論から言うと、「ビジネスと人権に関する指導原則」を国として実行していくに当たり、法整備支援ほど効果的な有効な方法はないのではないかとというのが私の結論でありますし、この法整備支援連絡会でお話しさせていただいている理由と考えています。繰り返しになりますが、「ビジネスと人権に関する指導原則」は全部で31からなる規定からできています。歴史を振り返ると今に至るまで、多国籍企業が国境を越えて様々な場所で、いろいろな人権侵害、例えば採掘プロジェクトで住民を立ち退けたり、アウトソースしている工場で労働者が侵害を受けたりということがあります。親会社の子会社に対する責任はどうかとか、現地の法律が、例えば労働基準法が整備されていなかったり、またそこで訴訟を起こすことが難しいような状況にあたりといったときに、なかなか国際的に多国籍企業を規制するというのは非常に難しいです。長らく国連の中でも多国籍企業を直接的に規制する国際条約を結ぶべきだという議論もあったわけですが、投資企業を抱えている先進国サイドの方としては、そういった国際条約の締結には反対という立場をとってきて、人権侵害の補償を求めるNGOと企業との埋めることのできないギャップというものが存在してい

ました。そのギャップを埋めるために、去年の夏にお亡くなりになってしまったのですが、ハーバード大学のジョン・ラギー教授が、当時のコフィー・アナン国連事務総長の特命を受けて、様々なステークホルダーとの協議を経て、ドラフトをしたのが、この「ビジネスと人権に関する指導原則」です。第1の柱は、「人権を保護するのは国家の義務」です。これは、この指導原則が存在する前からもちろん当然そののですけれども、国の人権保護の義務を再確認しています。それから、第2の柱として、国連の文章として初めて企業を名宛人として、人権を尊重する企業の責任というものを書き記したのが画期的です。そして、3つ目の柱としては救済へのアクセスとなっています。

これは、改めて一昨年、日本政府が出したビジネスと人権に関する行動計画です。全ての日本企業に対して、人権デューデリジェンスを期待しています。現在、経済産業省を中心に日本企業に対する人権デューデリジェンスに関するガイドラインを策定中であります。

こちらがナショナルアクションプランに書かれている、これは昨年度もお見せしましたが、法整備支援について書かれている箇所です。ODAを活用し、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の基礎云々ということで、正にビジネスと人権の実行計画の中に法整備支援というものも位置付けられています。

これらが国がやるべきことと言いますか、企業が人権を尊重することができる政策、仕組み、環境づくりを整えていくというのが国の義務でありまして、いろいろな政策を各国が持っているわけですが、そう

いったものの共通した政策の中で、法整備支援というのは、相手国がこの指導原則というものを実行するということを支援できます。いろいろな司法制度の協力等々は、3つ目の柱であります救済へのアクセスを確保し、そして、市民の権利の確保、市民社会のスペースを確保するという意味でも、この法整備支援というのは非常に重要な役割を持っていると位置づけられます。

こちらは、昨年11月に、ビジネスと人権に関する国連ワーキンググループ、作業部会というのがあるのですが、そこで今後の10年に向けて出されたロードマップの概要です。特に、ACCESS TO REMEDYの部分で、やはりなかなか進展としては進んでいないということが書かれています。そして重要な点として、エリア8に挙げられているより国際的な協力が強調されています。

こちらはJETROが昨年度、海外進出日系企業の実態調査ということで行った調査です。在外全体の中で5割の企業がサプライチェーンにおける人権尊重の方針を有しているということなのですが、地域別に見ると在東南アジア日系企業の認識の取り組みの遅れが目立ちます。サプライチェーンにおける人権方針の策定については、日系企業の集積する東南アジアでは5割を下回っていますし、策定の予定もないというところも4割はあります。

なので、私としては、皆さんに拙稿をお配りさせていただいたのですけれども、このビジネスと人権に関する指導原則というものを法整備支援の中に取り込み、日本のみならず、相手国政府がこの取り組みを推進できるような下支えをするということが、この法整備支援活動の中で、ますます

これから有効になっていくのではないかと提言を含めて今回の発表を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

茅根航一 ICD教官：

山田様、ありがとうございました。

次は、日本弁護士連合会弁護士でJICA長期派遣専門家としてラオス人民民主共和国で活動されている鈴木一子様です。今ラオスにいらっしゃる鈴木様から御報告をお願いいたします。

鈴木一子 日本弁護士連合会国際交流委員会幹事、JICA長期派遣専門家（ラオス人民民主共和国）：

皆様、おはようございます。ただ今御紹介いただきました鈴木一子と申します。日弁連国際交流委員会幹事です。現在ラオスにおります。今日は、日本弁護士連合会の活動報告をさせていただきます。

活動報告の前提として、まず日弁連による国際司法支援の概要を簡単に復習しようと思います。日弁連による国際司法支援は、今共有している資料の通りで、主に相手国の弁護士会（その他の団体もあります）と直接友好協定を結ぶなどして直接の支援をしているところが特徴かと思えます。弁護士会同士の交流や支援ということです。日弁連の誰が活動しているかということ、日弁連の中には50を超える委員会がありますが、その中の一つの国際交流委員会がありまして、その国際交流委員会は2つに分かれます。国際司法支援センター部会と国際交流部会です。法整備支援を具体的にやっているのは国際司法支援センター部会、私が所属しているものになります。

国際交流委員会の全体的な構図は以上の

通りなのですが、2021年11月から国際交流委員会内で新たな体制が取られました。具体的には、弁護士による事務局、アドミチームという名前で呼ばれている事務局ができて、各プロジェクトチーム、PTの活動の進捗管理をより明確にしようということだと思います。

具体的に活動しているのはプロジェクトチームで、どのようなチームがあるかという点、先ほど言った2つの部会のうち法整備支援をしている国際司法支援センター部会では、カンボジアやラオス、ベトナム、モンゴル、それからJICA課題別研修のプロジェクトチームもあります。さらに、国際交流部会では、中国やロシア、米国、ドイツ、香港、あるいはPTはないけれども、ほかにも多く国と交流があり、そちらは交流をメインとしているので支援をするというよりは対等な立場で何らかの交流、国際会議に出席したりとか、そういうことをしている部会です。

それでは活動報告となります。現在、日弁連で動いているものとして、大きく分けて、トヨタ財団プロジェクトのほか、トヨタ財団プロジェクト以外で日弁連が自分たちのお金でやっている活動というものがあり、更にJICAから委託を受けて実施した研修があります。4つ目に、国内の主に弁護士向けの活動というのがあります。これらを紹介します。

まず、トヨタ財団プロジェクトですが、こちらは日弁連の法整備支援の活動にトヨタ財団から賛同を得ることができ、ここに書いてある通り「平和で豊かな暮らしのために『法』をもっと身近に、正義へのアクセスを実現するための4か国の連携」ということで、要するに Access to Justice を

テーマとしてベトナム、カンボジア、ラオス、日本4か国の連携のプロジェクトということです。当初のプロジェクト期間は2019年11月1日から2021年10月31日まででしたが、コロナウイルスの影響でなかなか活動ができなくて2022年9月30日まで延長されました。

トヨタ財団プロジェクトの体制について、具体的に相手国に対して活動しているのは、元々あった日弁連のカンボジアPT、ラオスPT、ベトナムPTが活動しています。その上にトヨタ財団プロジェクト管理委員会というのが作られ、更にその下に事務管理チームが作られていまして、これら皆弁護士ですが、進捗管理をしているという状況です。

具体的に何をしたかと言いますと、まず2021年11月25日に4か国で「Access to Justice を促進するための挑戦、活動及び教訓」というテーマで、英語を使用してオンラインでセミナーを行いました。

これはそのアジェンダの抜粋です。前半部分は各国からカントリーレポートということで Access to Justice の現状をそれぞれ発表していただきました。後半は、Access to Justice を改善するためのレポートに基づいてディスカッションを行いました。カンボジア、ラオス、ベトナムと日本、それぞれが英語という言語ですが一堂に会して意見交換するということは、法整備支援の文脈ではなかなかないのかなと思います。貴重な機会だと思いました。

さらに、最初の4か国合同セミナーの後には、本来は日弁連が各国に渡航することを予定していましたがなかなか難しいため、オンラインで日本とカンボジア、日本

とラオス、日本とベトナム、各国それぞれでワークショップを行うということになりました。カンボジアで既に終わったセミナーとして、「Access to Justice を促進するための挑戦、活動及び教訓」というテーマで今年の2月に実施しました。ラオスは、今年の3月に「法律扶助の実務」というテーマで実施しました。ベトナムは、今年の3月に「日本とベトナムにおける法の普及と法教育」というテーマで実施済みです。

さらに、2か国間ワークショップの第2弾として、この原稿作成をした時点では予定のところもありましたが、例えば、ベトナムのワークショップは実施済みです。こちらは「遠隔地における司法アクセス改善方法」というテーマでした。ラオスとのワークショップも6月14日に実施済みです。こちらは「法律扶助の現在・過去・未来」というテーマで行いました。カンボジアについては、こちら6月頃の予定ということになっていたのですが、現時点では7月に行うと聞いております。「Access to Justice と弁護士の役割」ということで、カンボジアの大学生を対象とするワークショップを行うと聞いています。一つは、Royal University of Law and Economics、カンボジアの王立法律経済大学でワークショップ、もう一つは National University of Battambang、国立バタンバン大学でワークショップを行う。これは2回開催するとカンボジアで聞いています。

ここからトヨタ財団プロジェクト以外の活動について説明します。まず、カンボジア。従前、民事訴訟法普及のための弁護士向けセミナーを行ってきました。こちらは法務省と共同して活動することもあります

が、こちらはパンデミックによって中断しております。コロナが収束後引き続き行う予定です。先ほども話がありましたが、カンボジアで判決が公開されたので、それを活用することができないか日弁連でも検討しているということです。

ラオス。従前、Access to Justice に関する活動、例えば村落調停に関するものを行っていましたが、これはパンフレットを作って配ろうとかそういう話が出ていたのですが、渡航が難しくパンデミックにより中断しております。トヨタ財団が終わった後の具体的な活動は、今のところ決まっていない状況です。

ベトナムは、トヨタ財団プロジェクト以外に、ベトナム弁護士会と日弁連で共催のウェビナーを10月以降に行う予定です。テーマは、「ベトナムと日本の間に起きる国際投資」ということです。

モンゴルは、日弁連との交流関係、支援関係が続いておりまして、今年の3月にモンゴル弁護士会とモンゴル法曹協会とオンラインでつないで、「新型コロナウイルスの司法への影響」というテーマでの交流会を行ったと聞いています。

ミャンマーですが、ミャンマーについては国際交流委員会内にプロジェクトチームがなかったのですが、その立ち上げを計画していたところ、ご承知のとおりクーデターが発生したため、現在PTを立ち上げるという計画についても具体的な動きは中断しています。

こちらはJICAから委託を受けて日弁連が実施する多国間との研修です。これは2021年10月13日から12月1日の間に全8回オンラインで講義を入れるという形で行いました。これは4回目の実施に

なります。オンラインとしては2回目の実施です。オンラインなので毎日集まるといのは難しそうなので、週1回講義を入れるという形になっていました。参加者は、主に司法省職員、弁護士、立法担当者等で各国ラオス、マラウイ、ネパール、ナイジェリア、タンザニア、ベトナムから参加がありました。これについては5回目の実施を今準備中です。5回目の課題別研修を実施中です。

これは課題別研修の内容の説明です。各国の人は、応募するときにカントリーレポート、各国の司法の状況ですね、司法アクセスの状況をレポートで作成する。それからオンラインでの実施なので、VTRをあらかじめ作成してアップロードして、それを見てもらうということをやりました。講義では質疑応答や議論も多く行いました。8日間ありますが、テーマは記載の通りです。詳細な説明は、ここでは省略します。

ほかに日弁連の国際交流委員会の国内向けの活動を説明します。オンライン交流会、テーマが「今、地方で国際化」。東京や大阪や名古屋だけではなく、小さな地方都市も含め全国で国際的なことのニーズはあるのではないかとということで、国際委員会が存在しない単位弁護士会もあるのですが、各地方の弁護士会の代表者が集まり地方で国際化をどうやるかという交流会、議論が行われました。3月に行われたのは3回目の交流会になります。

ほかに国際交流委員会内の勉強会があります。今日まで3回行われ、テーマは1回目「国家における司法の役割とSDGs 16.3」、2回目は「地方の国際化」、3回目は「法の支配と法整備支援」でこのと

きは松尾先生に来ていただきました。このように、主に若手を想定し、国際交流委員会の中で勉強会をし、全体的な法整備支援や国際的な状況について勉強をし、興味を持ってもらおうということをやっております。

どうもご清聴ありがとうございました。

茅根航一 ICD教官：

鈴木専門家、ラオスから御報告ありがとうございました。

続いて、法務省官房国際課付検事である伊藤淳様です。伊藤検事、よろしくお願いたします。

伊藤淳 法務省大臣官房国際課付検事：

おはようございます。ただいま紹介にあずかりました法務省大臣官房国際課付の伊藤と申します。本日は官房国際課付の検事として、課の業務を紹介させていただきます。

簡単に自己紹介をさせていただきますが、検事として、ただ2016年の4月に国際協力部教官として、こちらのICDに配属されたこともあり、その後JICA長期派遣専門家として今御発表された鈴木専門家と同じ立場でラオスにも派遣されていたことがあります。2022年、今年の4月から官房国際課で勤務しております。

本日、官房国際課の業務を紹介するに当たり4つの点をお話しさせていただきます。司法外交と官房国際課の沿革、そして京都コンGRESについて、日ASEAN特別法務大臣会合についてです。

「司法外交」という言葉ですが、官房国際課の業務を報告するに当たって外せないのがこの言葉です。「司法外交」、その意義

や目的はこちらに書いた通りなのですが、その理解というのはなかなか、いろいろな人がいろいろな理解をしているものと認識しています。法制度整備支援の活動もこの中に入ってくるのかなと思っています。国際課に配属されてから「司法外交」という言葉をよく使うようになり、それが何かを考えるために、ある方からアメリカの最高裁判事のブライヤーさんという方の退任演説を見ることを勧められました。学生や若手の法律家などに向けて、自らの仕事の意義や重要性について語ったものですが、アメリカという国が、違う人がいることを前提に法の下に何らかの解決策を見つけて一緒に生きていくこと、これを法の支配というような言い方をするかと思いますが、を選択した意義を説明して、ブライヤー判事は、「アメリカ独立時から法の支配という壮大な実験を続け、これからも続けていく、後進もそういったことを続けていくのだ」ということを述べておられました。「司法外交」そのものを説明したものではないとは思いますが、考えるひとつのきっかけかと思い御紹介させていただきました。

官房国際課の沿革と、そして官房国際課のイメージのスライドです。平成30年4月に法務行政の国際的課題の多様化に対して部局縦割りではなく、省全体、政府全体で統一的な対応をするために、司令塔機能を果たすべくして誕生したものでございます。総合的に対応ということです。法整備支援連絡会なども適切に利用し、法整備支援などについても戦略的に展開できることなども官房国際課としてはサポートしていく業務の1つとなっております。

これが官房国際課の業務の内容をまとめ

たスライドです。お示ししたスライドに記載のあるとおり、合計9つの係に分かれて法務行政の国際的業務を担当しております。政策4係というところが法制度整備支援などを担当しております。

これは官房国際課の業務の具体的なイメージを持っていただくための写真です。表敬訪問なども担当しております。法務副大臣がポーランドに出張されたときに官房国際課がサポートしたものでございます。

そして、官房国際課ですが、世界に派遣されている法務省職員について、その派遣のサポートや活動のサポートなども行っております。これが世界に派遣されている法務省職員です。これは今年の4月1日現在のものですが、現時点ではもう少し増えた人数となっております。

官房国際課の業務についてですが、外せないのが京都 kongress のことなので、少し古いものになりますが簡単に御紹介させていただきます。成果と展開という点を中心に紹介させていただきます。

これは京都 kongress の概要をまとめたものです。令和3年3月7日から12日までの6日間にハイブリッド方式で開催されたものです。これは元々前年に開催することを予定されていたのですが、コロナの影響によって延期されていたものであります。この京都 kongress で採用された京都宣言では、法の支配が持続可能な開発で誰一人取り残さない社会の実現の礎となることを確認して、今後国連や加盟国が京都宣言に盛り込まれた内容を実行することが重要となることとなるので、その取り組みについて以下3つを御紹介したいと思います。

これがその3つの取り組みについてまと

めたものです。1つずつ簡単に説明させていただきます。

まず1つ目が、アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）と呼ばれているものです。京都宣言では、国際協力や法執行機関を対象とした地域ネットワーク等の重要性が確認されたのですが、アジア太平洋地域でそれが十分ではないということだったので、連携する枠組みを作ったものがあります。法務省は、アジア太平洋地域における刑事実務家による情報プラットフォームとして、このアジア太平洋刑事司法フォーラムを定期開催することとし、令和4年2月にUNODCと共催で、第1回会合を東京で開催し、第2回会合についても来年の2月に東京で開催することが既に予定されています。これはその内容が書かれたものであります。

2つ目の成果展開として、ユースの力を、若い人の力を使うというものであります。 kongressの前に京都 kongress・ユースフォーラムというものが開催され、勧告を採択し、京都 kongressに提出されております。若者のエンパワーメントの重要性を指摘し、法務省はそれを受けUNODCの協力の下、法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムを定期的で開催することとし、これにつきましても第1回を令和3年10月に東京で開催し、このフォーラムについても今年の12月に京都で第2回を開催するべく準備を進めているところでございます。

3つ目の活動につきましても、再犯防止国連準則の策定を主導ということでございます。京都宣言では、再犯防止施策の充実について詳細な規制が設けられるなど、この分野に関する各国の高い関心が示されて

おります。法務省ですが、京都 kongress成果の1つとして再犯防止に関する国連準則の策定を主導しております。起草に当たっては、京都 kongressにおいて開催されたワークショップや、サイドイベントとして開催された世界保護司会議において再犯防止の取り組みに保護司をはじめとする、地域ボランティアが参画することの有効性等について議論された成果を踏まえ、約130年の歴史を有する保護司制度等の我が国の官民連携やマルチステークホルダーパートナーシップの再犯防止の知見を盛り込むことなども検討しております。

以上が京都 kongressの成果と展開についての御紹介でありました。それでは最後に御紹介したいものとしまして、日ASEAN特別法務大臣会合について御紹介させていただきます。これは法務省が、京都 kongressの次の目玉として考えている1つの大きな国際会議になります。

これがタイムスケジュールなどを記載したものであります。細かい会議の名前などの紹介は割愛させていただきますが、法務省はASEAN各国に対する法制度整備支援等を通じ、長い年月ASEANにおける法の支配や基本的人権の尊重などの基本的価値観の定着に貢献し、ASEAN各国と緊密な関係を構築していると考えております。そして、これを利用してその内容を発展させていくというのが日ASEAN特別法務大臣会合というものであります。2023年、来年ですが日ASEANの友好協力50周年という重要な節目となります。これを契機に、日本とASEAN各国との関係をより一層強化するために、官民を問わず、様々なレベル・分野で協力・交流事業が実施されることが予定されていま

す。そして、それを成果展開していくということが2030年のSDGsのゴールにつながるのではないかという考え方をまとめたのが、このスライドになります。

これは日ASEAN特別法務大臣会合のイメージをまとめたものとなります。左側に開催の意義、そして真ん中に開催内容、そして期待される成果についてまとめたものとなっております。この特別会議は、日ASEAN間の法司法分野における協力関係や、法の支配、基本的人権の尊重といった基本的価値の共有を確認するとともに、この分野におけるポスト2023年の日ASEANの取り組みの指針となるワークプラン、共同宣言を採択する予定で、京都宣言に近いものだと思いますが、ASEAN地域におけるルールに基づく国際秩序の強化や、日本が積極的かつ戦略的に展開することが期待されております。会合に合わせて様々なイベントをすることを検討しており、ここにも書いてありますが、グローバルユースフォーラムや国際仲裁シンポジウム、決まったものはまだありませんが、いろいろと検討しております。もちろん法制度整備支援に関するイベントなども開催することは考えられるのかなと考えております。2023年夏に開催することを見据え、国際課は、京都 kongress の次の目玉として、ASEANにおける課題やニーズを的確に把握するべく準備を進めているところです。ASEANとの関係が重要であるということはこれまで何度も言われてきましたが、昨今の国際情勢、ロシアによるウクライナの事態や、北朝鮮のミサイルの問題、様々な状況を踏まえて、日本におけるASEANの重要性というのは、かつてないほど重視されているように個人的にも

感じております。同時に、日本ですが、法制度整備支援を通じてASEANと強い信頼関係があるという利点もあります。来年50周年を迎えるASEANとの関係ですが、その関係性を整理して発展させる重要な機会だと考えております。法制度整備支援は、その1つの重要なツールであり、法制度整備支援に関心のある皆様には、是非来年の日ASEAN特別法務大臣会合、その関連イベントにも関心を持っていただき、何らかの形で関与していただくと幸いです。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

茅根航一 ICD 教官：

続いて、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム課長、竹原成悦様です。竹原様、よろしくお願ひいたします。

竹原成悦 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム課長：

ありがとうございます。ただ今御紹介にあずかりましたJICAの竹原と申します。今年の3月に課長になりまして、どうぞよろしくお願ひいたします。日頃からJICA事業に御協力いただきまして、この機会をお借りして御礼申し上げます。この報告の機会も誠にありがとうございます。私からは、昨年度の活動の概況、それから今年度の活動見通しについてご報告申し上げます。

昨年度については、コロナの環境の中で非常に厳しい事業の運営が継続してございます。技術協力プロジェクトという比較的

大型の技術協力の事業、これを7件やっております。東南アジアで6件、東アジアで1件です。この厳しい環境の中でも、インドネシアで新しいプロジェクトを開始することができました。オンライン、対面の併用で現地での活動を継続しています。ただ非常に残念な状況なのは、本邦研修の見送りが続いていることです。現地セミナー、遠隔研修で代替的な事業の運営を行っておりますけれども、やはり対面で、日本に来てもらって皆さんの視野を広げてもらい、それから日本の多くの方と接していただく本邦研修の機会というのは非常に重要と考えており、今年度下半期になりますけれども、少しずつでも再開できればと考えています。それから、将来への投資としまして、法の支配に向けた新たな取り組みも少しずつ種をまいています。地域的には、今年8月にTICAD8がありますので、アフリカ地域での法整備支援の可能性の調査を始めております。例えば、少年司法の分野、司法アクセスの分野、ビジネス法の分野で調査を行っております。それから、人々に力点を置いたジャスティスという意味では、先ほど山田様からご説明がありましたけれども「ビジネスと人権」を非常に重視していきたいと考えております。これも各国でのぜい弱な労働者の置かれた環境について調査をする。それから、カカオという産業に特化する形でプラットフォームを作る。こういったものにも投資を始めております。

具体的なプロジェクトについて、地域別にご説明いたします。まずメインの領域であります東南アジア、東アジアについてです。東南アジアは先ほど申し上げた技術協力プロジェクト、大型の事業を中心に運営

しております。伝統的なベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシアでの活動がございます。ミャンマーは、残念ながら21年度の終わりで、一旦、長期専門家が帰国されています。こうした活動は、ICD様、裁判所、日弁連からの公募の専門家、資料記載の機関に御協力いただきまして、現地に長期専門家に駐在いただき活動いただいているというものであります。それから公正取引委員会に御協力いただき、競争法の分野でも支援を行っております。ベトナム、モンゴルでの技術協力プロジェクトをはじめ、競争法の各領域で活動しております。

新たな展開としまして、南アジア、中央アジア、それからアフリカにも展開しております。南アジアは、まだ事業の単位としては比較的規模は限られておりますけれども、ネパール、バングラデシュ、スリランカで、どのような活動をこれから展開していくか、研修をしながら、あるいは個別専門家という形で人を派遣しながら徐々に広げていきたいと考えております。ウズベキスタンは、長くの協力がありますけれども、今は国別研修の形で民事法について研修を続けているという状況です。それからUNAFEIさんの御協力を頂きまして、多くの課題別研修をやっております。こちらもオンラインの研修が続いておりますが、今年度は下半期に対面の研修を実現できる見込みであります。資料の最後の行になりますけれども、日弁連と協力して司法アクセスの強化も継続してやってまいります。昨今の力による現状変更のこともございますので、外務省の国際法局と協力して国際公法の分野での研修というのも始めております。

それから、非常に重視しているのが、留学生の事業です。長期研修あるいは人材育成奨学計画の形でやっております。長期研修については、法司法分野の中核人材ということで、昨年度は、ベトナムから名古屋大学に2名、ラオスから慶應義塾大学に2名を受け入れていただきました。この中核人材の枠組みで留学生を増やしていきたいと考えておりました、今年度は合計10名、それから22年度から26年度までの5か年で76名の留学生を受け入れたいと考えております。資料に記載した21年度は4名ですが、この留学生事業を非常に重視しているということで、どんどん増やしていきたいと考えております。それから、無償資金協力という枠組みを使い、資料にある29名の方を受け入れております。東北大学、名古屋大学、九州大学、国際大学、慶應義塾大学にそれぞれ受けていただいています。それから資料の3番目で「開発大学院連携」と書いておりますけれども、JICAでここ最近重視しておりますのが、日本の開発経験の理解を留学生の方にご理解いただくため特別のプログラムを設けていただき、特別の講座を作ってくださいことをやっております。現在、名古屋大学の法学研究科、九州大学の人文科学府と一緒に組んでおります。来週も九州大学で講義がございまして、これはJICAから、私や国際協力専門員の塚原さんが一緒に講義を行い、直接日本の法整備支援の歴史等もご説明する機会を設けております。

特に21年度の活動の中でお伝えしたい点を何点かご報告します。先ほど、ベトナム、カンボジアの専門家からご報告がありましたので、それ以外の事業に焦点を当てますけれども、まずインドネシア、東南ア

ジアでのビジネス環境整備のための法整備支援の一環で、インドネシアの新しいプロジェクトの御紹介です。こちらは法令間の整合性の確保に加え、知財等のビジネス関連事件の紛争解決機能強化を支援しております。具体的には判決集を作っております。この第2集ができ、それから昨年度の終わりに公開セミナーを実施したという活動の成果がございまして、

それから、南アジアです。こちらは未済事件の滞留、バックログの滞留が非常に問題になっているという状況です。具体的な活動としては、バングラデシュの国別研修、今まで調停を中心にやっております。先生方に御協力いただきましてオンラインの研修をやっております。その中で、バングラデシュ側が能動的に自らの対策のためのワーキンググループを設置するという動きが出てきまして、そこに対してICD様の御協力で作成をしまして、争点整理について意見交換するというような非常にダイナミックな動きが出始めております。それからスリランカにつきましては、刑事司法の実務ということで、こちらはちょうどスリランカ側でPre-trial Conferenceが法律の中で定められる、刑訴法の中で定められるという機運にも合致しまして、オンライン研修をうまく実施しております。

それから、先ほども種まきと申し上げましたけれども、アフリカ地域の調査でございます。3つの分野で行っており、まず司法アクセスの向上ですが、アフリカは法律と人材はそれなりにということなのですが、やはり人々が司法アクセス、あるいは救済にアクセスできるというのは非常に限られている。インフォーマルな仕組み

というのが非常に重要になっていると理解しております。そういう中で、法律の扶助、ADR、ICTの活用、そういった面の策を検討しております。2番目がビジネス法の分野であります。アフリカも、大陸自由貿易協定ができるとか、非常にダイナミックな動きを示す中で、競争法、知財法、倒産法、こういったものが重要になっていると理解しております。まだ何が日本にできるかというのは、検討中の状況なのですけれども、まずは調査をして現状を確認していきたいと思っております。最後に、ケニアの非行少年少女の保護・更生です。これは、今までもUNA FEI様はじめ各機関に御協力いただき長く協力しておりますけれども、改めてインフォーマルな仕組みもうまく使い、技術協力プロジェクトを作っていくかと考えてございます。

2022年度、今年度の協力です。既存の協力の継続に加えて、先ほどの本邦研修を再開するというのが私どもにとっても大きな活動の目標になってございます。それに加え、新たな取り組みの御紹介です。1番が新規案件の立ち上げということで、カンボジアで法・司法分野の人材育成プロジェクトですが、これは、裁判官の養成校の能力強化を図るものを今年度に立ち上げたいと考えております。それから、東ティモールの法司法整備能力強化支援で、こちらは、案件としては継続しておりましたが、具体的なJICAの事業としてまだ始めておりませんでしたので、ICD様に御協力いただいて、今年度から具体的に動いていく予定です。それから、日本シンガポールパートナーシップ研修。シンガポールはODAの対象外ですけれども、それぞ

れ折半する形で、協力は過去のアセットを使って続けております。こちらICD様の御協力を頂いて、国際仲裁についての研修を9月に実施する予定でございます。そして、留学生ですね。国際公法については、今年度2名から始め、来年度はASEAN、FOIPの国を中心に9名を予定してございます。それから、将来案件の形成ということで、バングラデシュについては先ほどの未済事件の対応について、ネパール、ウズベキスタンでも新たな民事法分野の協力について検討してございます。アフリカについては、ビジネス法と司法アクセスの改善の事業に加え、TICAD8でUNDPと連携したイベントを予定してございます。

その他の新たな取り組みとして、やはりビジネスと人権の分野は重視していきたいと考えております。コロナ危機を受けた、ぜい弱な労働者の保護に係る調査が今年度には終了しますので、それを踏まえ、具体的に何ができるかというのを事業として検討していきたいと思っております。先ほど、山田さんからご報告されたように、国家、政府が企業に対して何ができるのかというのが非常に重要だと思いますし、それ以外にJICAが各企業と連携し、具体的に何ができるかというのも、並行して考えていきたいと思っております。あと具体的な分野としては、ガーナのカカオ産業に焦点を当てたプロジェクト、それから日本国内ではプラットフォーム型の事業ということで、企業やNGOと連携して運用を進めていきたいと思っております。大学様とは、長期研修、留学生のネットワーク強化も図っていきたいと思っております。これは今ICD様と一緒に相談してございますけれども、やは

り留学に来て、これまでは、JICAはお金は出すけれども、正直、各大学におまかせの状態になっている部分があったと思います。こちらも、私たちも、ネットワーキング、将来の日本と各国との関係の強化につながるような、あるいは法の支配の強化につながるような種まきというのを、日本にいる間にやっていきたいなと考えております。

最後に、これは参考ですけれども、法・司法分野以外で法の支配の総合的な取り組みが必要だと思っておりますので、メディアの支援とか、あるいは選挙管理の支援、市民の安全を守るための地域警察の支援、こういったものも私どもで、セットで各国にやっていきたいなと思っております。

では、以上でご報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

茅根航一 ICD教官：

竹原様、ありがとうございます。

では、最後に、当部法務省法務総合研究所国際協力部副部長の須田大から、当部における活動報告をさせていただきます。須田副部長、よろしくお願いたします。

須田大 ICD副部長：

ICD副部長の須田と申します。本日はご来場どうもありがとうございました。オンラインで参加の方もご視聴いただきありがとうございます。

私からは、昨年度の法整備支援連絡会以降に行いました国際協力部ICDの活動の報告をさせていただきたいと思っております。本日は、既に私からの報告の前に、ベトナムやカンボジアに関してはそれぞれ法務省から派遣されている長期専門家の2人から各

国の活動を詳細に報告していただきました。また、JICA様からは竹原課長より、先ほど直近のJICAの取り組みについて詳しく御報告を頂いております。それらの方々が御報告された内容と重複する部分もございますが、ICDが関わっております法制度整備支援事業の案件の全体を見渡す形での御報告と、最近力を入れておりますICD独自の活動についての御報告をさせていただきます。

こちらのスライドは、見慣れた方も多くいらっしゃると思いますが、これまでICDが関与してまいりました法制度整備支援の対象国の一覧となっております。その中で、最近支援を終了しています中国に関しては、図から外してございます。

ご承知のとおり、ICDが創設された2001年当時は、これよりもぐっと少ない対象国でございまして、ベトナム、カンボジア、ラオスなどの合計5か国でございましたが、その後、対象国の範囲は拡大され、現在ではスライドのとおりとなっております。アジア地域の14か国に及んでおります。2021年度で中国に対するODA支援が終了したため、中国に対する法制度整備支援事業も3月で終了しておりますが、現在はイコールパートナーシップという関係性を築くべく、JICA様の主催する共同研究活動に協力しております。

ご承知のとおり、ICDの法制度整備支援の業務は、JICA様の技術協力案件に参加する形で行うものと、ICDが主導して行うものに大別されております。このスライドに掲載しましたのは、現在ICDがJICA様の技術協力に関わる形で協力している国々の一覧となります。最初のベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、

インドネシアは、それぞれプロジェクト型の技術協力が行われている国でございます。バングラデシュ、スリランカの2か国につきましては、先ほど竹原課長からも御紹介がありましたが、国別研修の形で支援が行われている国であります。

ベトナムは、先ほど河野さんから詳しく説明がございましたが、最近の活動では、少年司法のワークショップが行われたり、証拠提出等に関する民訴法のセミナーが行われたりしております。その他JCC会合も2回実施されておりました。それらにICDが協力しております。そして、今年7月には現地調査が予定されており、その調査に当部からも参団する予定になっております。

カンボジアに関しましては、現在、民法・民訴法の運用改善のプロジェクトが行われております。先ほど竹原課長から御紹介がありましたが、次期プロジェクトとして、裁判官等の養成改善に向けた新規プロジェクトが開始されることが予定されております。これが今年の11月からとなっております。それに向けたプロジェクトの内容策定調査が今年5月に行われましたが、そちらに参団させていただきました。それ以外にも、ワーキンググループ活動の会合や起草準備会合などが実施されておりますが、それらについてもICDの教官が参加しております。

続いてラオスですが、「法の支配発展促進プロジェクト」が進行中でございます。2018年7月から5年間の予定で行われており、来年の7月まで現行のプロジェクトが続く予定です。2020年5月に民法典が施行されておりますが、これはJICA様の方でも当部の方でも広報して

おりますとおり、プロジェクトの支援で成立した基本法でございます。現在は、逐条解説集の作成が最終段階まで来ておりました。そちらのアドバイザーグループの会合などにICDも出席し協力しております。その他、過去のプロジェクトで作成しました民事判決書マニュアルの改訂や、民事分野及び刑事分野に関する事実認定問題集の作成が意欲的に進められておりました。それらの会合をオンラインでつないで日本から参加しております。

ミャンマーについては、現在、残念ながらプロジェクトが一時中断の状況にありますので、説明は割愛させていただきます。

インドネシアですが、直前の竹原課長から御紹介がございましたが、法令整合性の活動と知財を対象とした活動が行われております。法令整合性の関係につきましましては、今年の1月にオンラインセミナーが実施されました。また、判決集については、3月に第2集のお披露目の会が大々的に開催されており、そちらにも参加しております。

バングラデシュとスリランカですが、バングラデシュは調停人養成等の調停制度の強化、裁判所における事件滞留改善に向けた事件管理の強化が行われております。昨年11月にバックログ解消に向けての民事訴訟事件の管理を目的としたオンラインセミナーを開催しております。スリランカでは、刑事事件の関係での案件を進めておりました。刑事司法実務の改善ということで、刑事訴訟の遅延解消を目的とした国別研修を行っております。昨年8月、12月にそれぞれオンラインセミナーを開催しております。今年度も引き続き実施する予定にしております。

こちらのスライドは、ICDが主導して行っている活動を列挙したものでございます。昨年度は、オンラインを活用してセミナー等を精力的に行ってまいりましたが、特にネパールに関しましては、今年4月、現地を訪問し、最高裁判所や国家司法学院において現地セミナーを実施しております。新型コロナウイルス感染症がまん延していたことにより、長きにわたり海外出張ができない状態が続いておりましたが、このように、本年度に入り、ようやく海外出張を行うことができ、対面での事業を実施することができるようになっております。

その他の活動としましては、今年5月28日土曜日に、対面とオンラインのハイブリッド形式にて学生、司法修習生、若手の法曹や若手研究者を対象に法制度整備支援の魅力を伝えるイベントとして、「法整備支援へのいざない」を実施しました。約140名の方の参加を得ました。写真はパネルディスカッションの様子を写したものでございます。

また、法務・検察職員を対象とした法制度整備支援の理解を深めることを目的としている国際協力人材育成研修も実施しており、こちらの研修は法制度整備支援に携わる人材の発掘の場となっております。本年3月、ベトナム、カンボジア、インドネシアの3か国に法務省から長期派遣専門家を合計3名派遣しましたが、3名ともがこの研修の参加経験者でございます。また、ICDに現在所属する教官のうち3名は、この人材育成研修の研修参加者となっております。写真に載せましたのは、昨年11月、研修参加者がベトナム・ハノイ法科大学の中にございます名古屋大学日本法教育研究センターの学生に講義を行ったときの

様子でございます。

以上に加えて、ICCLC様との共催で、関西を中心として行っている活動に、アジア・太平洋法制研究会がございます。本年度は、スライドに記載しております国を対象に、不動産に関する法制度比較を実施しております。

法務総合研究所では、近年、各国の研究養成機関をカウンターパートとして協力覚書(MOC)を締結し、それに基づく法務省主導の活動を促進しております。昨年8月11日には、法務総合研究所とモンゴル国国立法律研究所との間でMOCを締結いたしました。これに基づいて、昨年10月と今年の2月には、刑事司法制度比較等のセミナーをオンラインで実施しました。こちらの写真は、オンラインで行ったMOCの締結式の様子となります。

また、ウズベキスタン共和国の司法省と我が国の法務省との間では、既に平成31年に協力覚書を締結しておりますが、この協力覚書に基づく活動として、ウズベキスタン司法省の傘下の機関である法律家トレーニングセンターとICDとの間で、昨年11月に年次協力プログラムを締結しております。今後、同センターとの間で法律実務家の人材育成に関する知見の共有等を図るための共同セミナーの開催等を行っていく予定にしております。

令和2年10月に策定された、ビジネスと人権に関する行動計画の中の取組の一つとして、「途上国における法制度整備支援」も掲げられているところでございます。ICDではビジネスと人権に関する内部勉強会を複数回実施し、先ほど活動報告を頂きました山田美和先生や、UNDPから講師の方をお招きして、内容の濃い講

義と意見交換をさせていただいております。山田先生、勉強になる講義をどうもありがとうございました。また、UNDPに派遣されている稲垣オフィサーにも多大なる協力を頂いております。ICDでは、引き続き、この分野に関する知見を深めるとともに、司法アクセスの改善等、国際的な課題解決に向けた活動を行っていく所存でございます。

これに加えて、スライドには掲載しておりませんが、先ほど竹原課長から紹介のございましたJICA様の長期研修の研修員をお迎えして10日間のインターンシップも実施しております。JICA様、大学、ICDという形で、法制度整備支援を軸とした協力活動も実施しているところでございます。

前回の法整備支援連絡会以降のICDの主な活動について報告させていただきました。これらの活動に関しまして、関係者の皆様方のお力添えを賜りましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後も引き続き、お力添えよろしく願いいたします。以上です。

茅根航一 ICD教官：

それでは、これより質疑応答に移らせていただきます。会場にいらっしゃる方については挙手を、オンラインで参加されている方についてはQ&Aに質問の書き込みをしていただくようお願いいたします。

早速オンラインで質問いただいております。ベトナムの河野専門家に対する質問です。

現在のプロジェクトは、2段階スキームとして、まず最優先課題を特定し、それを踏まえてワーキンググループ活動をする

という特徴があると理解しましたが、このような活動をすることで具体的にどのようなメリットがありますか。このような質問を頂いております。河野専門家、お答えいただけますでしょうか。

河野龍三 JICA長期派遣専門家（ベトナム社会主義共和国）：

御質問ありがとうございます。2段階スキームのメリットということですが、私も、いくつかあると思うのですが、私が思いつくのは、まずはカウンターパートが自ら課題を発見し、どの優先順位が高いかということ自分で考え、それを選定するという、このプロセス自体が非常に大事で、これをしてもらうということが重要です。また、2つ目に思いつくのは、自分たちで特定した課題ですので、その後のワーキンググループでの議論も主体的に行っていくことが期待できる、こういったメリットがあると思います。ただ、実際は、こういったスキームを使うかどうかは、そのときの手続的な理由とか、いろいろな事情があって、プロジェクトごとに判断されるのかなと思っております。以上です。

茅根航一 ICD教官：

河野専門家、ありがとうございました。オンラインで更に御質問いただいております。JETROアジア経済研究所の山田様に対する質問です。

法制度整備支援では、実体法、手続法を問わず、幅広い分野の支援がなされていますが、司法アクセスの分野以外に、支援国での指導原則の実現に当たり重要と思われる分野がありますか。このような質問を頂いております。山田様、お答えいただけま

すでしょうか。

山田美和 日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター主任調査研究員：

御質問どうもありがとうございます。今日は、「ビジネスと人権」というフレーズが、いろいろなところで皆さんがおっしゃるようになって、とてもうれしく思います。ただ、私が今頂いた御質問に答える形で皆さんにお伝えしたいのは、ビジネスと人権という特別の分野の支援対象とかそういうものがあるということではなく、全ての政策、法律等々に関して、人権の尊重というものを埋め込んでいくということです。

重要と思われる分野という御質問なのですけれど、考え方を整理したいと思います。

1つは、ビジネスに関する法律の中に、人権尊重という部分を入れていく。例えば、会社法の中でも人権デューデリジェンスを義務化するとかいったこともそうですし、例えば、証券取引法において、人権尊重の取組みに関する情報の開示をさせるとか、競争法の中では、公正かつ自由な競争条件として、人権尊重というものを埋め込み、日本における下請法のような感じで、優越的地位の乱用による相手方の労働者の権利が侵害されるようなことを防止するとか、企業活動、ビジネス活動を規制する法律の中に、今まで入っていなかった人権尊重というレンズを通して法律を支援していくということがあります。

もう1つは、政府自体が経済アクターでもあります。例えば、その国における公共調達の在り方には価格とかいろいろな条件がありますが、その中に人権尊重とか労働

者の保護とかいったものを入れる。政府調達のやり方、経済活動のアクターとして主体となる政府がどういうことをしていくのかということ、相手国と一緒にサポートしたり支援したりするということも可能だと思います。

そして、3つ目としては、伊藤さんからお話がありましたけれども、法の支配、基本的人権の尊重という普遍的な価値を共有するという、ここが一番重要なわけでありまして、その国におけるメディアの統制だとか、情報公開法がどういうふうになっているのかとか、そういったところも法律というツールを通して、相手国と一緒にエンゲージメントができる分野ではないかなと私は思っています。雑ぱくですが、以上です。

茅根航一 ICD教官：

先ほどのご報告を補足する形でご丁寧なご回答どうもありがとうございました。

では、オンラインで更に御質問を頂いているので紹介させていただきます。カンボジアの伊藤専門家に対する質問です。

判決書式、不動産登記制度等については、裁判所書記官、法務局、登記官等、現場の知見が不可欠と思われませんが、それらについてどのように関わっておられますか。また、判決の公開については、限定的にしかできないのは、判決書の内容にばらつきが多いからと考えてよろしいですか。このような質問を頂いております。伊藤専門家、お答えいただけますでしょうか。

伊藤みずき JICA長期派遣専門家（カンボジア王国）：

御質問いただきありがとうございます。

不動産登記に関してですけれども、カンボジアでは法務局というものではなくて、地籍管理所という所がやっております、国土省所管になっていて、日本とは管轄が異なっており、だからこそ国土省との共同ワーキンググループで検討しているということになります。現在、不動産登記の規定を検討するワーキンググループでは、地籍管理所に関する実務に精通している方も参加しておられますので、そういった方の知見を借りながら検討しているところでございます。

2点目の質問ですけれども、判決の公開について限定的にしかできない理由ですけれども、先ほどご説明したとおり、判決を全て公開するということには、非常に抵抗感もあつたりしたようです。その原因としては、やはり判決書が誤ったものもあつたりして、全てそれが公開されるとかえって悪影響になるのではないかといった声もあります。そういったいろいろな議論を踏まえ協議をした結果、先ほどのような、セミナーを実施した事件類型に該当する判決のみということで、現時点ではなっております。以上です。

茅根航一 ICD教官：

伊藤専門家、ありがとうございました。

今の御質問に関連して、体制面についてICDの須田副部長から補足させていただきます。須田副部長、お願いいたします。

須田大 ICD副部長：

不動産登記の関係についてですが、御質問の中に「不動産登記の関係については現場実務をよく知っている方が必要ではないか」ということが触れられておりました。

実は、国際協力部には検察官、裁判官出身者の教官以外に、法務省民事局で勤務していたキャリアを持つ教官もおります。その者は実際の登記実務に携わったことがありまして、この分野の知識経験がある者でございますので、このカンボジアの不動産登記等関係の活動につきましては、その教官が専従して協力に当たって、現地の活動をサポートしております。

茅根航一 ICD教官：

須田副部長、ありがとうございました。まだ多くの御質問を頂いているところですが、時間の関係で、大変恐縮ではありますが、このあたりで打ち切らせていただきます。なお、お寄せいただいている質問については、おつて、運営者が責任をもって登壇者の方にお伝えいたします。

では、以上を持ちまして第1部を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

第2部 主催者挨拶

茅根航一 ICD教官：

ただいまから第2部、主催者の挨拶に移ります。

まず、法務省の加田裕之法務大臣政務官よりご挨拶を申し上げます。加田政務官のご挨拶はビデオレターの上映となります。

加田裕之 法務省法務大臣政務官：

皆様、こんにちは。法務大臣政務官の加田裕之です。第23回法整備支援連絡会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。本年2月に発生したロシアによるウクライナへの侵略は、力による一方的な現状

変更を許さないという国際秩序の根本を揺るがす事態であり、国際社会に大きな衝撃を与えました。このような試みは、人類があなたの困苦を乗り越えながら獲得してきた「法の支配」、「基本的人権の尊重」といった普遍的価値を踏みにじるものであります。国際社会は、今、重大な挑戦を受けていると言っても過言ではありません。

法務省では、全ての人があるルールの下で安全・安心に暮らせる「誰一人取り残さない社会」を実現するために必要な「法の支配」や「基本的人権の尊重」などの普遍的価値を日本から世界に発信して浸透させる「司法外交」を推進してまいりました。今般のウクライナの事態を受け、今、正に、その意義が高まっていると感じているところです。

そして、この「司法外交」において最も重要な取組の一つとして位置づけられているのが、我が国が四半世紀以上にわたって取り組んできた法制度整備支援であります。我が国の法制度整備支援の特徴は、日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国の主体性や歴史・文化を尊重し、国の実情、ニーズに見合った支援をしているところにあります。また、法律の整備のみならず、それを執行・運用する人材育成を行い、持続的に制度が機能することを重視していることに大きな特徴があり、相手国から高い評価を得ております。

昨年12月、私は、名古屋大学の法政国際教育協力研究センターを訪問しました。同センターは、アジア諸国に対する法制度整備支援に関する国内外屈指の拠点でありまして、そこで留学生の皆様と車座対話を行いました。留学生の皆様からは、各国の抱える問題点を研究して将来の法整備に生

かすという目標とともに、母国の発展に対する強い思いやその高い志を聞かせていただきました。大変感銘を受けるとともに、人材育成を含む法制度整備支援の意義を改めて認識しました。

今回は、名古屋大学や神戸大学で留学経験のある、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国のご出身の法律家のお二人から、自国における法理論や法学教育の発展についてお話しいただくと承知いたしております。日本での留学が、その後の自国での御活躍にどのように活かされたのかなど、お二人の生きたご経験をお聞かせいただければうれしく思います。

このように、法制度整備支援は、その歴史の中で着実に成果を築いてまいりました。このような取組を今後も積極的に進めていくために、関係者の定期的な情報共有・意見交換の場である法整備支援連絡会の意義は、非常に大きいと考えます。

今回の連絡会は、「法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割～実務家養成の在り方を中心に～」がテーマと聞いております。連絡会では、まず、内田貴早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授から、我が国が明治期に西洋式の近代法を整備し「法の支配」を確立する過程で、法理論や法学教育が果たした役割等について御講演いただきます。皆様ももうご存じのとおり、内田教授は、民法学の第一人者であるとともに、我が国における法整備の歴史の研究にも造詣の深い方です。また、ご登壇いただく皆様全員を御紹介することはできませんが、本日は、大変豪華なパネリストの皆様にご参加いただいております。こうした方々をお迎えした上で、我が国の法制度整備支援を支えてきた専門家、

法理論や法学教育の第一線で活躍する実務家など、様々なバックグラウンドを持つ関係者の皆様一堂に会し、新しい時代の法制度整備支援の在り方について協議が行われることは、またとない機会であり、主催者として大変喜ばしく思います。我が国の法制度整備支援のより一層の発展に向け、今回の議論が実り多いものとなりますことを期待しております。

最後になりましたが、ここにご参集の皆様と、法制度整備支援に携わる全ての皆様の更なる御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

茅根航一 | CD教官：

続きまして、法務省法務総合研究所長上富敏伸よりご挨拶を申し上げます。上富所長、よろしくお願ひいたします。

上富敏伸 法務省法務総合研究所長：

法務省法務総合研究所長の上富と申します。まず、大変お暑い中、この昭島の会場までご足労いただきました皆様、そして、国内外からオンラインで御参加いただいている皆様に、心からの歓迎と御礼を申し上げます。本日は、プログラムにもありますとおり、既に午前中の第1部において、関係各方面からの活動報告が行われました。そして、これから始まる第2部では、基調講演、日本での留学経験者によるセッション、パネルディスカッションが予定されております。御多忙中にもかかわらず、本連絡会のために様々ご準備を頂きました皆様には、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の法整備支援連絡会のテーマは、「法制度整備支援において法理論及び

法学教育が果たす役割～実務家養成の在り方を中心に～」というものです。法学の発展及び法学教育の充実、質の高い法律家を養成する基盤であり、「法の支配」を実現し、公正な司法と国民の権利保障を実現するために不可欠でありますので、その支援は極めて重要です。本日、基調講演を頂くと、早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授の内田貴先生は、御著書である「法学の誕生：近代日本にとって『法』とは何であったか」の中で、明治初期の日本において、西洋からの近代的な法典を継受するとともに、やがて自国語で法学の研究や教育に従事する法学者が誕生し、法典の背後にある西洋的な法的思考様式を自家薬籠のものとしていった経緯を克明に描かれています。本連絡会で内田先生から「法整備支援と法学」について御講演を賜えますことは誠に貴重な機会であり、法制度整備支援の活動の意義と今後の目指すべき方向について有益な御示唆をいただけるものと思えます。また、引き続き留学経験者によるセッション、またパネルディスカッションにおいては、支援対象国で実際に法学教育を受けた方、あるいは法学教育に携わっておられる方々をお迎えしており、活発にご議論いただけるものと存じます。この会場にご参集の皆様だけではなく、国内外からオンライン参加されている皆様にも、御意見やコメントをお寄せいただくなどして、積極的に議論に御参加いただければと思えます。

最後になりましたが、本連絡会に御後援を賜りました、最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センターの皆様にご心より感謝を申し上げます。

すとともに、本日御参加いただいております皆様のますますの御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

茅根航一 ICD教官：

続きまして、JICAガバナンス・平和構築部長 宮崎桂様よりご挨拶を頂きます。宮崎様、よろしくお願いいたします。

宮崎桂 JICAガバナンス・平和構築部長：

ただいま御紹介いただきましたJICAガバナンス・平和構築部長の宮崎でございます。まず、内田貴先生をはじめといたしました本日の法整備支援連絡会にご登壇の皆様、そして御参加の皆様、及び共催者を含め開催に御尽力いただきました関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。また、昨年度までは新型コロナウイルスの影響が大きい中、専門家や関係機関の皆さまには遠隔での活動を積極的に推進いただき、新たな案件形成にも御協力いただきました。困難な状況の中で、パートナーである途上国の方々との信頼関係を維持することができましたこと、関係の皆さまに改めて御礼申し上げます。

さて、私どもJICAは、一人一人の暮らし、命、尊厳を守る「人間の安全保障」の実現をそのミッションの一つとしております。法の支配、とりわけ法整備支援は、このミッションを達成する上での重要な協力の一つであります。しかしながら、昨今、ミャンマーのクーデター、アフガニスタンにおけるタリバンによるカブール侵攻、ロシアによるウクライナ侵攻等、世界においても「力による支配」、「力による現状変更」がまん延し、各途上国内はもとよ

り、国際社会全体でも、「法の支配」が脅かされ、人間の安全保障の深刻な脅威となっております。こうした中、先般、「法の支配を推進するため、司法外交を展開する議員連盟」が設立されるなど、法制度整備支援への期待が一層高まっていると考えます。今回のテーマである法理論や法学教育の深化と普及については、法律を学び、法の支配の理解を有する人々の層を広げ、厚くするという点で、大変重要なテーマと考えております。JICAは、2022年4月から、独立行政法人としての中期目標をもとに、今般の国際情勢の変化を踏まえ、各セクターにおける事業の目標・アプローチを改めて見直し、全20の分野で、SDGsにも沿った形での「グローバルアジェンダ」として設定し直す取り組みを行いました。それに沿った形で、事業の在り方についても、より幅広い国内外のステークホルダーの皆様と更に連携を図り、大きな相乗効果を生み出すことを目指しております。全20の分野のうちの一つであるガバナンス分野では、法の支配に関し、長年継続しております法令の整備・運用改善や法律関連の人材の能力強化に加え、近年拡充しつつある司法アクセスの向上、児童労働の撤廃をはじめとするビジネスと人権の問題への取り組み、さらには国際社会における「法の支配」の実現の鍵となる国際公法分野の人材育成につきましても、これまで以上に重視していく方針としております。その中では、来年の日ASEAN友好協力50周年という文脈でも重要な東南アジアに加え、南アジア、更に今年開催されます第8回アフリカ開発会議（TICAD8）への貢献を鑑み、アフリカも優先地域として位置付けております。

事業計画実施に当たっては、既に、関係者の皆様から多大な御協力を頂いてきておりますが、引き続きの御協力をお願い申し上げます。大学関係者の皆さまとは、留学生受入れ事業における更なる連携をお願いしたく考えております。JICAといたしましては、今日お話を承る内田先生のお話にも通じますけれども、日本の経験を海外に伝えるべく数年前に立ち上げた、「JICA開発大学院連携プログラム」を通じ、法整備支援プロジェクトとの連携を狙った新たな留学生受入れ事業も関係大学の皆さまの御協力の下で進めているところです。同プログラムの更なる充実に向けた御協力を、この場をお借りしてお願い申し上げます。本日、オンライン、そしてこの会場におきまして、日頃よりJICA事業に御協力を頂いております関係者の皆さまに多数ご出席いただいております。改めて日頃の皆さまの御協力に感謝申し上げますとともに、引き続きのご指導をお願い申し上げます。最後に、本日の連絡会の成功と、今後の関係の皆様との協力の深化を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

茅根航一 ICD教官：

宮崎様、ありがとうございました。

続きまして、基調講演として、早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授 内田貴様から「法整備支援と法学」と題して御講演いただきます。内田先生には、御講演の最後で皆様からの質問にお答えいただきたいと思っております。内田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

基調講演

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

1 法整備支援の難しさ－法学の必要

御紹介いただきました内田貴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、「法整備支援と法学」というタイトルでお話をさせていただこうと思っております。

日本の法整備支援は、JICAのベトナム・プロジェクトが試行的に開始されたのが1994年ということですので、そこから数えるともう28年になります。その間、多くの関係者の文字通り心血を注いだ努力が重ねられてきました。このような活動に、私は強い関心を持っていましたし、これまでの支援活動を心から応援してまいりました。しかし、私自身はこの活動に直接貢献をしたわけではございません。それにもかかわらず、今日私がこうして、基調講演という光栄なご依頼をいただくことになったのはなぜか、そのことをまずはじめにお話させていただきたいと思っております。

私はもともと民法を専門とする法学者でありますけれども、2018年に『法学の誕生』という本を書きました。これは、いわば日本自身の法整備の黎明期を対象とした歴史研究です。日本が西洋式の近代法を整備した歴史についての、これまでの常識的な理解によれば、日本の法整備というのは、まず最初にいわゆるお雇い外国人、つまり西洋人の法整備支援を受ける時代があり、そうやって曲がりなりにも近代的な、つまり西洋的な基本法典が整備された。それに続いて、その基本法典、たとえば、民法についていいますと、民法というのは、日本に近代的な市場経済を確立する上で必

須の法典であったわけですが、この民法について言えば、その民法の条文を解釈するための精緻な解釈理論がドイツから導入され、日本民法の精緻な解釈理論の体系が形成された。そして、それをもとに法典を運用する裁判実務も発展してきた。こういうイメージで捉えられてきたと思います。

しかし、西洋式の法典を西洋人の助力を受けながら制定するという段階と、法典を実際に運用するということ、とりわけ、運用のための解釈理論を自前で展開するという段階の間には、実は大きなギャップがあります。これは法制度整備支援に実際に携わっておられる皆さんにはよくご理解いただけることだと思うのですが、外国の支援で法典を作ったからといって、直ちにそれを自分達で運用できるわけではないわけです。近代的な法典、とくに民法のような抽象度の高い法典を運用するためには、法典の解釈理論が必要です。しかし、解釈理論を展開するためには、多くの法概念が必要ですし、それらの法概念を用いて法的な議論をするための、ある種の知的な世界を共有する必要があります。その「ある種の知的な世界」、それが私のいう法学です。日本はその法学を、法典の編纂とは別に手に入れたからこそ、その後の法典の運用に成功したのだと思います。しかし、法典の整備とその運用との間にあるこの種の重要なステップが、なぜかこれまでの研究では忘れられていたように思います。

私は『法学の誕生』という本の中で、日本に法学が誕生したことによって、はじめて、西洋式の法典の運用に成功したということを描き、その法学の誕生が誰によって担われたのかということを探ることにしました。光栄なことに、法制度整

備支援に携わっておられる法務総合研究所国際協力部の皆さんがこの本に関心を持って下さり、例えば2019年にラオスから法律家の皆さんが来日された折には、この本に描かれた日本の経験について話をするようにというご依頼を受けました。それに続いて、今日は、法整備支援連絡会でこうしてお話をする機会をいただいたという次第です。このたびのご依頼の趣旨は、「法整備支援において法学の果たす役割について話をするように」ということでした。という次第で、本日のメインテーマは、外国からの支援で法典の継受がされたとき、その継受法の運用に成功するには、その国の「法学の誕生」が必要だ、という話です。

2 法学とは

(1) 言語としての法学

まず、そこでいう法学とはなにかが問題です。法学という言葉の意味は多義的ですが、私が「法学の誕生」というとき意味している法学がどのようなものなのかについて、もう少し立ち入ってご説明をしたいと思います。

大学ではじめて民法を学ぶ学生というのは、通常、はじめて法律学の専門科目を学ぶ学生です。そこで、私は、そのような最初の民法の講義をする際に、法学入門的な意味を込めていつも申しておりましたのは、「法学というのは、比喩的にいえば言語のようなものであり、法学を学ぶというのは、新たな言語を学ぶようなものだ」ということです。外国語、例えば英語を学ぶという場合、日本語と英語というのは、単語が1対1で対応しているわけではありません。日本語にある単語が英語になかったり、日本語にない単語が英語にあったりし

ます。また、これは英語に限りませんけれども、例えば色の名前についてみても、日本語には色の名前について細かな名前がたくさんありますけれども、言語によっては、そのような名前のない言語もあります。つまり、色の認識の構造そのものが言語によって異なるというわけで、そのことは、色について論じたり考えたりするときの思考の違いを生むだろうと思います。

このように、人間の思考というのは言語によって規定されますから、外国語を学ぶということは、単に用いる単語が変わるということではなくて、異なる思考に頭を切り替えるということの意味するわけです。日本語と英語のバイリンガルの人が、日本語から英語に切り替わった途端に人格が変わったように見えるという経験をよくしますけれども、これは思考の仕方が変わることによって、人格にも影響するのではないかと思います。法学を学ぶということも、たとえ日本語で法学が表現されていても、日常の日本語とは異なる言語体系を学ぶということであり、それを学ぶということは、日常とは異なる思考の世界に入るということを意味するのだと、そのことを私は最初に学生に伝えようとしたわけです。では、法学というのは一体どんな言語なのでしょう。

(2) 古代ローマで形成された法の言語

西洋の法学は、コアの部分は古代のローマで形成された概念とか原則を共有しています。民法という法典そのものは、例えばフランス語とかドイツ語とか、それぞれの国の言葉で書かれますけれども、用いられている概念とか原則の多くは、古代ローマ法以来のヨーロッパの歴史の中で洗練されてきたラテン語の概念とか原則に由来する

ものです。それらは、最終的には各国の言葉で表現されてはいても、その語源をたどっていくと、もとの言葉が共通ですので、それを通じて世界の共通語のような言語世界を作り上げています。

ところが、西洋の法学が入ってくる前の日本では、古代ローマ法由来の法学というものは存在しませんでしたので、そもそも、西洋的な法学の基本的な概念が日本語の中にはありませんでした。例えば、契約という言葉、この言葉自体は随分古くから日本語にありますけれども、西洋の法学でいう契約という抽象概念は日本語にはありませんでした。もちろん債権とか物権といった概念もありませんでした。それどころか、「権利」という概念もありませんでした。これはちょっと奇妙に感じますが、日本語には「権」という言葉はありました。しかし、「権」というのは、兵馬の権とかで使いますように、権力を意味します。これに対して、英語で言えば、権利 *right* という言葉は正しいという含意を持っています。こういう含意を持つ権利という概念が日本語にはなかったわけです。さらに英語の *society*、「社会」という概念が日本語にはありませんでした。「世」とか「世間」という言葉はありましたけれども、若干ニュアンスが違います。社会 (*society*) あるいは、権利 (*right*) という概念のない言語で、西洋の法学的な思考ができないというのは、これはもう明らかなことだろうと思います。

その結果、明治維新後の日本は、法学を、まったく異質な思考として学ぶことになります。そして、それを学んで本当に深い理解に達したごく少数の極めて優れた日本人がいた。これがまた驚きですが、極め

て深い理解に達したその日本の知識人が、自分が持っている漢学の教養を動員して西洋語に対応する漢字を探して、基本的な西洋の法学の用語を逐一日本語の漢字に置きかえていき、言葉を創出していったわけです。

ちなみに、society という西洋語に対応する翻訳語として、幕末の西周とか津田真道は「相生養の道」という訳語を提唱しました。また福沢諭吉は「人間交際の道」という訳語を提唱しました。しかし結局いずれも定着せず「社会」に落ち着きました。しかし、その結果、西や津田や、あるいは福沢たちが何とか訳語の中に含めようとした、元の society という言葉に含まれているある含意、「人と人との社交（交際）」という含意が訳語から落ちてしまいました。社会の「社」も「会」も人間の集団しか意味しませんので、交際、社交の意味を持たないわけです。このため、コロナ禍でいわれるようになった social distance という英語が日本語に直訳されると「社会的距離」となって、全く意味不明の言葉となりました。social dance という英語を「社会的ダンス」ではなく「社交ダンス」と訳すだけの柔軟さがあるのであれば、social distance は社交の距離、交際の距離と訳すべきだったのだらうと思います。しかし、いずれにせよ日本語の「社会」には元の society に含まれている重要な含意が落ちています。

また日本語の権利も、原語に含まれている正しいという意味が含まれていません。福沢諭吉は「権理」という、音は同じなのですが、権利の利に利益の「利」ではなく、理科の「理」を充てる訳語を提唱しました。こちらの方は朱子学の「理」の概念を使うことによって原語のニュアンスを伝

えています。朱子学の「理」というのはものごとに内在する原理とか正しさを意味します。physics という英語は、物に内在している原理を探る学問であるということで物理学と訳されたわけです。しかし、権利について理科の「理」を使う訳語は結局一般化せず、利益の「利」を使う権利が現在では使われています。その結果、原語に含まれている含意が一部落ちていくことになります。

では、古代ローマ法以来の概念や規範で作上げられた法的言語世界は、どのように法の運用にかかわっているのかについて、次にみていきたいと思います。

3 「事件を作る」法学

それを知るには、現実の紛争解決に直面した弁護士、あるいは裁判官の頭の中の思考プロセスを考えることが有益であると思います。現実の紛争は、しばしば非常に複雑です。私は今、大規模な弁護士事務所の客員弁護士をしておりますので、事務所内の弁護士が扱う案件の相談を受けるということがしばしばございます。そのような、生の紛争案件には、大変複雑なものが多く、まず何が事実なのかという事実認定の問題がありますけれども、事実が判明したとしても、当事者の持ち込む証拠書類とか関係者の証言などを総合して、一体何が紛争の原因なのか、何をめぐる紛争なのかがよく分からないほど複雑な案件というのも珍しくありません。

民事事件の弁護士は、依頼人から聞き取り、あるいは証拠書類から読み取った事実を、可能な限り依頼人の主張に沿う形で構成して、どのような紛争なのかについての絵を描きます。しかし、原告と被告で、弁

護士の描く事件の絵がまったく異なるということは珍しくありません。裁判では、法廷で双方の弁護士がそれぞれの絵を主張します。一審裁判所、通常地方裁判所ですが、地裁の裁判官は、その主張を元に、証拠を精密に評価をして、一体どのような事案なのかということ構成していきます。「構成」という言葉を使いましたが、これは、「発見」ではありません。どのような事案なのかを見つけ出すというのではなく、創造的に構成するわけです。裁判官はしばしばこれを「事件を作る」と表現します。私が一時法務省で働いておりましたときに、同僚の裁判官が、「自分は法務省での勤務が長いけれども、できれば地裁の裁判長をやりたいのだ」と言っていました。「どうしてですか」と尋ねると、事件を作るのが面白いからだという話をしておりました。これはどういう意味か。

例えば、「ある人が何かを述べた」という事実があるときに、それは意思表示なのかどうかという評価をします。「ある人が何かを頼まれた」という事実があるとき、それは請負なのか委任なのか、あるいは雇用なのか、という評価をします。そういう評価をしながら、関係者の間に生じている現実の関係を、権利と義務の関係に置き換えていくわけです。これは何をしているのかというと、様々な事実が入り組んでいる複雑な現実の中から、法的に意味のある事実を取捨選択し、それを法的概念に置き換えて、関係者の間の関係を法的な権利義務の関係に構成していくという作業をしているわけです。これが「事件を作る」ということです。

法的な概念で表現される権利義務の関係は現実そのものではありません。生の事実

を、いわば法の仮想空間に移し替えたものです。そうすることによって、生の事実を見ているだけでは、どう処理していいかわからないような紛争が、法の仮想空間に置き換えることによって、複雑さが縮減され、明快な権利義務関係に置き換わるということが可能になります。ここが法律家の腕の見せ所です。普通の法律家が四苦八苦するような事案も、優秀な法律家は、目から鱗が落ちる様な、明快な権利義務関係に構成して見せることができます。これが裁判官の能力の発揮される場面でもあるわけです。また、当事者の代理人からすると、裁判官が「なるほどそういう事件だったのか」と納得するような事件の絵を描いてみせることができれば、半ば勝訴したも同然ということになります。ここも弁護士としての力量が発揮される場面です。ここで法律家が使っているもの、ある種の言語システムですが、これが私のいう法学です。

以上のご説明からも分かりますように、法学というのは、生の現実を法の仮想空間に移し替える言語だということが出来るように思います。そしてその言語には、厳密に定義された概念や規範が体系的に、つまりは抽象度の度合いに応じて重層的に集積していて、その言語世界に入ると、そこに特有の思考があるということになります。このような法の言語を完璧にマスターした法律家は、文学の世界で例えて言えば、優秀な翻訳家に似ているかもしれません。

外国の文学作品を見事な日本語に翻訳する翻訳家は、その外国語を深く理解する能力があると同時に、日本語での優れた表現能力を持っています。それと同様に、優れた法律家というのは、当該紛争が起きた現実の世界、例えばシステム開発紛争です

と、システム開発の世界を深く理解し、その世界で日常用語とか、あるいは業界の用語で表現されている事実が何を意味しているかということ当事者の立場に立って理解できる能力が必要です。しかし、同時にまた法の言語を完璧にマスターし、法言語でのすぐれた表現能力が必要です。

この能力というのは、語学の能力とよく似ていまして、熟練によってレベルに大きく差が出ます。この点は、自然科学とは少し異なるかもしれません。実証的な自然科学は、新しい事実を発見したり、その事実を説明する新しい法則を発見したりして発展していきます。これに対し、法学は、新たな事実を発見する学問ではなくて、むしろ語学のように使いこなす必要のあるものであり、それには熟練を要します。その意味では、科学というよりもアート、芸術とか匠の技のようなものと言えるかもしれません。

4 法の整備と法学

(1) 日本の法整備と法学

では、そのような法学を日本人はどのようにして手に入れたのか。歴史を振り返って考えてみたいと思います。自前の法典を作る場合、例えばフランス人が1804年にフランス民法典を作り、ドイツ人が1896年にドイツ民法典を作ったわけですが、そういう自前の、自分達の法典を作るときは、まずそれに先行して成熟した法学が必要でした。つまり、法学というのは、法典に先行して存在するわけです。この点は日本ではちょっと感覚が違っているかもしれません。

日本では、法学というのは法典の解釈をする学問だと思っている方もいるかもしれ

ませんが、元々法学というのは、法典に先行して存在しているものです。例えば、契約という概念や、様々なタイプの契約、例えば売買や請負や賃貸借といった様々な契約を規律するのに必要な概念があらかじめ用意されていたからこそ、商取引に関する当時の現実を、法の仮想空間に移し替え、そこに条文を作ることが可能になったわけです。また、所有権という概念とか、とりわけ、民法典がヨーロッパでできた当時重要であった土地、とくに農地の利用に関する様々な概念があらかじめ用意されていたからこそ、それを使って農地の利用に関する当時の現実を、法の仮想空間に置き替えて、そこにある慣習的な規範を条文の形に書くことができたわけです。

フランス民法が作られたとき、ドイツでも、「隣国で民法典ができた。これにならって民法を作るべきだ」という声が上がりました。ティボーという学者がそういう主張をしたのですけれども、それに対してサヴィニーという学者は、「法典の編纂には法学の成熟が必要である。ドイツの法学はまだその域に達していない」といって反対をしました。ドイツの法典論争として有名な「ティボー対サヴィニーの論争」です。では、隣国フランスでは、その「法学の準備」が整っていたのかというと、サヴィニーは、そのフランスについても、辛らつな言葉で批判をしています。少々言い過ぎたと思ったのか、あとで釈明をしていますけれども、サヴィニーが何を言ったかと言いますと、フランスには18世紀にポティエという高名な法学者がおりました。彼はフランス民法の父と呼ばれる偉大な法学者であり、そのポティエの令名は当時

ヨーロッパ中に響いておりました。彼についてサヴィニーはこんなふうに書いています。

「私はポティエを低く評価する考えは少しもなく、むしろ彼のような人を多く有する国民の法学こそ望ましいものとする。しかし彼以外には人がなく、彼のみがほとんど法源であるかのように尊敬され研究される法学界は、むしろ同情に値する」。

かなり辛らつなことをフランスについて言っているわけです。ただ、準備が十分であったかどうかはともかくとして、フランスには、古代ローマ法以来の法学の蓄積がありました。そして、1世紀近く遅れて民法を制定したドイツも、やはりローマ法学を基礎とした洗練された法学が蓄積されていました。つまり、古代ローマ法以来の法の言語を体系的に洗練し、そしてそれを法律家の頭の中に内面化するということが行われていたからこそ、自国の法規範を法規範として認識し、それを条文の形で表現することができたわけです。そういう立法を成し遂げた人達、立法を成し遂げた国民は、自分達が作った法典を、その法典を作るのに用いた法学を使って運用することが当然できるわけです。ところが、外国法の継受によって法典を作る場合、必ずしもその国の法学が成熟していなくても、あるいは、そもそもその国に法学などというものがなくても、法典を作ることが可能になります。その場合は、法典はできても、それを運用する法学の準備が整っているとは限らないわけです。

では、日本の場合、法学はどのようにして成立したのか。これを探究したのが最初にお話した私の『法学の誕生』という本ですけれども、以下では、そのエッセンスを

ごく簡単に御紹介をしたいと思います。

(2) お雇い外国人による法整備支援

日本が法整備をした時代は、帝国主義の時代です。この当時、日本が法整備支援を特定の外国に求めますと、その国の圧倒的な影響下に置かれ、悪くすると植民地になってしまう恐れもありました。そこで、日本人は、これはという外国人の法律家を自分で探し出し、一本釣りで契約を結んで、高額の報酬を払って支援を委託しました。明治時代の歴史をふり返ると、日本を近代国家にするための法整備の時代と呼べる時代は、明治初年からだいたい30年くらい続きます。その間、お雇い外国人に法学の教育を委ね、法典の起草を委託し、そして、様々な法律問題への助言を求めました。例えば、フランス人ボワソナードは、当時、パリでもらっていた給料の6倍の給料を提示されて日本にやってきた人ですけれども、刑法、刑事訴訟法、民法を起草し、国際法に関する助言を政府に与えました。明治6（1873）年から約22年間日本に滞在しました。また、ドイツ人ロエスレル（ロエスレルと伝統的に表記されますが、ドイツ語読みするとレスラー）は、伊藤博文らによる憲法の起草を助け、商法典を起草しましたけれども、明治11（1878）年から約15年間日本に滞在しました。つまり、法整備の時代のうち、外国人に頼っていた時期は、最初の30年弱であったといえそうです。

その間、日本は、お雇い外国人に頼ると同時に、自前の人材養成に精力を注ぎました。日本人の西洋留学というのは幕末からありましたけれども、国を挙げて最優秀の人材を養成し、それを西洋に送り込むということが行われるようになったのは、明治

8（1875）年の文部省留学からです。彼らは全国の藩から推薦されて集められ、さらに選抜に選抜を重ねて選ばれ、そして外国人教師から外国語による専門領域の教育を受けていました。そういう秀才ですので、語学のハンデがない、専門知識の不足もない、そういう状態で西洋の一流の教育機関に送り込まれ、留学先のトップエリート達と競って互角かあるいはそれ以上の成績を修めました。文部省留学生達の留学期間は当初は5年でしたので、最初の留学生が出たのが明治8年ですから、明治13年から留学生が帰国します。そして、明治14年、1881年には、私の考える、日本で最初の法学者といえる穂積陳重が夏に帰国しまして、翌明治15（1882）年に東京大学教授兼法学部長となって本格的な法学教育に乗り出しました。

もっとも、日本人の手による法学教育といっても、日本には当初、西洋の法学を論ずるための法律用語がありませんでしたので、最初は日本人も英語で教育をしていました。しかし、穂積達の努力によって急速に翻訳語の整備が進められ、明治20（1887）年頃には日本語での法学教育がある程度可能になったと言われます。この頃、教える側についても、東京大学（その後帝国大学）の教授陣についても、徐々に日本人の教授が増えました。お雇い外国人を帰国させて、教育の面でも外国人に頼る度合いを下げていった時期です。

穂積は、「法学通論」という、今でいえば法学入門に当たる講義を日本語で行いました。これはドイツの大学で法学を最初に学び始める学生を対象に行っていた講義を参考にして作られたコースですけれども、その内容については、明治21年から22

年にかけてこれを受講した安達峰一郎のノートが残っておりまして、これは慶応大学の図書館に保管されており、講義の内容を知ることができます。ちなみに、安達峰一郎はオランダのハーグにあった常設国際司法裁判所、現在の国際司法裁判所の前身ですが、その所長も務めた、戦前の日本を代表する外交官です。この講義では、およそ法的議論をする上で必要な基本的用語、概念が体系的に解説されます。また、西洋の法学の学派の説明も含まれていまして、例えば、この世には普遍的に正しい正義に適った法が存在すると考える自然法学派とか、あるいは、法は各民族に固有のものであって、歴史的に形成され発展すると考える歴史法学派など、当時のヨーロッパにあった法についての根本的な思想の対立も紹介されます。こういう自然法学派、歴史法学派というのは、現在でも法学入門で名前は出てくるのですけれども、現在は単に知識として教えているだけです。しかし、当時は、日本は西洋の法をどのようなものとして受け入れるべきかの選択が迫られていたわけで、自然法論を受け入れれば、西洋の正しい法をコピーすることが正しいということになります。しかし、歴史法学によれば、日本には日本の民族、歴史に則した固有の法があるはずだ、という話になる。全然法の捉え方が違って来るわけで、穂積の授業は、その判断を受講生に問いかける意味を持っただろうと思います。

こうして、西洋の法学のどれに出会っても、それを歴史的な大きな視野の中で相対化できる視点が受講生の中に植え付けられていったと考えられます。このような日本の法学の基礎が、穂積の教育を通じて若い世代に植え込まれ、人材養成が行われて

いったわけです。

(3) 日本の法学の誕生

ところで、ボワソナードの起草したいいわゆる旧民法、そして、ロエスレルの起草した旧商法が、法律として成立し施行されようとしたときに、これに反対する運動が起きまして、いわゆる日本版の法典論争が巻き起こります。明治22年から25年あたりにかけての論争です。この論争の結果、せっかくお雇い外国人が起草した民法、商法の施行は延期されました。この論争を通じて、もはや外国人の起草した法典は受け入れられないという、日本の国民の意思が示されたと言えるだろうと思います。このあたりで、外国人に頼る法整備は終わつたとみてよいだろうと思います。

しかし、外国人に頼る法整備から脱却するためには、単に外国人の起草した法典を拒絶して、外国人を帰国させればすむわけではなく、日本語での法的議論が可能になり、日本人による日本語での法学教育が可能になる必要があります。先程申し上げましたように、日本語での法学教育が可能になったのが、東京大学では明治20(1887)年頃であると言われていますが、これは、穂積陳重の帰国から6年程度です。中心人物が帰国して法学教育を始めて6年くらいで、だいたい日本語である程度法学教育ができるようになった。その後、旧民法を修正する形で明治民法を制定するための法典調査会での審議が始まります。これが本格化するのが明治26年の秋頃からですが、この頃までには、民法、つまりは当時の私法に関する基本的な用語の整備が終わっていたとみてよいだろうと思います。

つまり、日本語での法学教育が可能に

なってから、10年を経ずに、だいたい6年くらいで日本人だけで民法典の法案審議ができるレベルに達しました。穂積達によって起草された明治民法の草案は法典調査会の会議で審議されましたけれども、この議事録は広く知られています。この議事録を読むと、かなり高度な法的議論も展開されています。そのようなことがすでにこの時点で可能になっていたというわけです。このように穂積陳重の帰国から10年から15年程度で日本の法学が、民法、つまり当時の私法に関しては、ほぼ完成していたと考えられます。そのことを示す証拠を一つお示ししようと思います。

明治民法の施行というのは、明治31(1898)年ですけれども、その7年後、明治38(1905)年、日露戦争の最中ですが、まさに戦争のための資金調達を期待をして、大陸法型である日本の民法典・商法典にはない「信託」制度を用いた担保付社債信託法という法律が新たに制定されます。この法律は、要するに外国の企業、投資家から資金を調達するために社債を発行したい、そのための仕組みを作るという法律でしたが、社債とは借金ですから、返済しないとイケない。そこで、返済が確実ですよというために、担保をつける必要がある。しかし、明治民法の担保物権というのは、個別の物にしかつけられません。しかし、例えば日本の土地に担保をつけたって、西洋人は信用してくれない。そこで、社債信託の制度を作るのと同時に、事業を担保化して、事業に担保がつけられるようにして、社債を発行しようとしたわけです。この事業を担保化するための法律というのは、今まさに法制審議会で議論しているテーマでもありますけれども、

このとき事業を担保化するための法律として、鉄道抵当法・鉱業抵当法・工場抵当法が制定されます。いずれも明治民法の担保物権が全く想定していない新たなタイプの担保であり、しかも、それを使った信託を用いた社債の制度が作られたわけです。

これらの法律は、外国人による支援を受けることなく、完全に自前で制定されました。担当した司法省参事官は平沼騏一郎です。平沼騏一郎は、穂積陳重の教え子で、のち検事総長・大審院長を経て内閣総理大臣になる人物です。平沼騏一郎というと、検察畑の人として知られていると思いますが、実際、参事官としてこの法律を起草する直前のポストは、東京控訴院次席検事です。控訴院次席検事から司法省参事官になっていきなり信託を使った社債の法律を作ったというわけです。法律ができたのは1905年ですが、平沼はこの法律を作るために、その2年前、1903（明治36）年に東京帝国大学英法科、つまりイギリス法専攻で卒業したばかりの司法官試験補、現在でいうと司法修習生ですかね。その若者の池田寅二郎と協力しまして、この法律を起草しました。平沼騏一郎自身も帝国大学英法科の出身です。穂積陳重の教え子ですので、イギリス法を学んで信託を知っている。平沼は議会でも答弁を一手に引き受け、信託についての質問に対して答えています。民法の施行から間もない時期に、このような前例のない立法を自前で起草できる。それだけの法学を手に入れていたというわけです。ちなみにさらに驚くべきことですが、この法律は改正を経つつも今も生きています。なお、池田寅二郎という人も大変優秀な方で、のちに大審院長になる方です。

また、公法分野でも、明治22年の明治憲法の制定以降、穂積陳重の弟の穂積八束らが精力的に憲法解釈の論文を執筆して、急速に公法学を確立していきました。

また、裁判実務の方も、いかに急速に水準を上げたかを、これも一つ例をお示したいと思います。民法の中に詐害行為取消権という大変難易度の高い制度があります。この制度について明治民法には3か条しか規定がありませんでした。まったく日本人にとって未知の制度について、こんなことはちょっと考えられないのですが、細かい条文を作っても日本の社会にうまく合うかどうかわからないから原則だけ、骨だけを書いて、あとは運用で何とか埋めてくれという大変無責任な起草がされたわけで、3か条しか条文がなかった。要件効果の細部は全て解釈に委ねられていました。この点について最初に詳細な理論を提示して、その後2017年の債権法改正で全面改正されるに至るまで100年にわたって判例法として効力を保ち続けた大審院連合部判決があるのですが、これが出たのが明治44年3月24日です。つまり民法施行後13年にして、日本の裁判官は難解なフランス由来の制度について、100年以上維持できる、理屈のしっかりした判例理論を展開し得たわけです。この判決文は容易に読むことができますので、お読みいただくと納得されると思いますが、非常に質の高い議論が展開されています。これは驚くべき水準と言えるだろうと思います。

そして、その後、大正年間を通じて、ドイツの学説が大量に継受され、民法の精緻な解釈理論が構築されていきました。大正年間、鳩山秀夫という学者を中心として、ドイツ流の解釈理論が構築されるのです。

が、これは法典の継受との対比で、「学説継受」と呼ばれています。この学説継受が行われたために、日本の解釈理論は精緻になった、ドイツの影響で精緻になった、と言われてきたのですが、いきなり学説継受なんかできるものではありません。やはりその基礎となる法学があったからこそ、それが可能になったのだらうと思います。

5 法学誕生の要因

では、なぜ日本で、短期間に法学の誕生が可能になったのでしょうか。いろいろな要因が考えられますけれども、ここでは3点を指摘したいと思います。

まず第1は、漢学の素養です。江戸時代の後半以降、朱子学を中心とした漢学が盛んとなりまして、例えば、荻生徂徠などのすぐれた学者を輩出しました。荻生徂徠の漢学というのは、多分、本家の中国でも後れをとらないようなすごい水準の儒教の学問ですけれども、こういう学者が輩出した。そして、江戸時代の各藩に設けられていた学校である藩校で漢学の教育も盛んに行われ、優秀な学生達は荻生徂徠などの日本の学者の著作も読んでいました。この朱子学というのは、非常に抽象度の高い、論理的・体系的な哲学ですので、漢学を学んだ秀才達は、抽象的な思考、体系的思考に馴染んでいたと考えられます。明治期には、そのような、まさに東洋の教養を身につけた人間が西洋の文明を理解しようとしたわけで、福沢諭吉が『文明論之概略』の中で述べた「恰も一身にして二生を経るが如く、一人にして両身あるが如し」、1人の人間の中に東洋の教養をびっしり詰め込んだ人間と、西洋の文明を学んだ人間という2人が共存していて、お互いを照らし

合わせながら、西洋の文明を学んだというわけです。「この概念は一体、東洋の学問ではどういうふうに表示できるのか」ということを考えながら西洋の学問を学んだわけです。こういう体験ができる人材がいた時期というのは、ごくわずかなのです。西洋と出会う前に本格的に漢学を学んだ世代だけです。ごくわずかな期間ですが、しかしその期間、そういう人材がいたために、法学の受容にあたっては、漢学に含まれる豊富な語彙のおかげで、西洋法学の概念を深く理解した上で、漢字の法律用語を作り出していったわけです。これが100%原語の意味を汲み上げていたかどうか、そこは微妙ですけれども、しかし、ある程度原語の意味を伝えることのできる専門用語を作り上げていったわけです。

漢学の素養なしに西洋法学を日本語に翻訳するという事はかなり困難であったらうと思います。例えば幕末にオランダに留学して、社会を「相生養の道」と訳した津田真道という学者、この人は、*jurisprudence*という言葉「法学」と訳した最初の人ですけれども、しかし、法学という翻訳語を作りながら、中国語の「法」というものと英語の *law* とは、意味がやっぱり違う。だから *jurisprudence* を法学というのは、正しくないと感じたのです。では、正確に訳そうとすればどうなるかという、津田真道は国学の素養も非常に深い人でしたので、国学を使って、「すぢのまなび」と訳するのがよいというふうに言っています。今の我々にはちょっとピンとこないかもしれませんが、国学を学ぶと「すぢのまなび」で *jurisprudence* の意味がよくわかるというわけです。しかし、こういう大和言葉ふうの用語で抽象度の高い法律用

語を逐一翻訳していくというのは、なかなか骨の折れることであっただろうと思います。要するに、法学を受容する側の言語体系に、ある程度の適性がないと、これほど短期間で法学の誕生は困難であっただろうと思います。そして、中国の儒教の古代からの膨大な語彙なくして、これほど短期間に法学を受容することは困難であつたのではないかと思います。

第2の要因として、法の運用経験があります。日本には、唐の律令制を継受して以来1200年間の、西洋的ではないにせよ法の運用経験がありました。とりわけ、江戸時代には、徳川吉宗の『公事方御定書』以来の法典化された法があり、そのもとでの奉行所での裁判の蓄積がありました。そこにおける先例主義による法的判断、すなわち判決の蓄積というのが一体どういう水準のものであつたかと言いますと、明治22年に福沢諭吉の招きで来日し、慶応大学に滞在していた若きアメリカの法律家、ジョン・ヘンリー・ウィグモアという人がいました。彼はお雇い外国人にしては珍しく、これだけ歴史のある国なのだから法もあるはずだと考え、日本の法を調べようとしたのです。そして、江戸時代に判決がたくさんあるということがわかり、英語のできる日本人に、それを英語に翻訳させて、それを勉強しました。その結果、ウィグモアが言ったのは、世界でイギリスと日本でだけ職業的裁判官による判例法の形成が行なわれていたということです。ちょっと過大評価のところもあるかもしれませんが、そういうレベルのものがあつたというわけです。

ちなみに、ウィグモアは3年ぐらい日本にいて、帰国後ノースウェスタン大学の教

授になりましたが、証拠法（エビデンス法）の大家となりまして、およそアメリカ法を研究した人ならば誰もが知っている20世紀アメリカを代表する大学者の一人となりました。そういう大学者が若い頃、日本にいて、日本法についてそのような評価をしたというわけです。

古代ローマ法が私法を中心とする法であつたのに対して、律令以来の日本の法は刑法とか行政法を中心とするものでした。そういう違いはありますけれども、ただ、先例に照らして法的判断をするという思考は、日本人にとって馴染みのある思考であつたと考えられます。この経験は、西洋的な近代法の運用に際しても、意味を持ったのではないかと思います。法における先例主義というのは、要するに同じような事案は同じように処理すべきだという考え方ですから、適用する規範に矛盾抵触があつてはならないという西洋的な法思考の1つの核心原則が、すでに日本に存在していたということの意味するだろうと思います。

そして、第3の要因は、人材の集中です。明治初期の政治的リーダー達は、西洋の社会や制度、そして国家を理解する鍵は何かというと、それは法学であると考えた。その結果、この時代の最優秀の人材が法学に向いました。人材というのは、無尽蔵にいるわけではありませんで、にいかにより優秀な人材をどれだけ集めるか、これが学問の振興にとって大きな要因となります。すぐれた人材が集まり、そして彼らが本場の西洋に留学をして法学を身につけ、その知識を元に日本語で法学の教育をした。そこにまた人材が集まり、法学の素養のある人材が数多く養成されました。

西洋から継受した法典を実際に運用する

司法官（裁判官・検察官）も、こうした人材の中から生まれました。そういう人材が育つ前の司法官、明治初期の裁判官は、政治的に功績のあった人が司法機関の幹部にいきなり抜擢されるということもありまして、明治時代の裁判官が必ずしも西洋式の法学教育を受けていたわけではありません。しかし、西洋式の法学が裁判実務に急速に浸透し、裁判の水準が高くなった1つの理由としてあげられるのは、明治31（1898）年頃ですが、西洋式の法学教育を受けていない裁判官、これを当時「老朽裁判官」と呼びましたが、この老朽裁判官を淘汰するという人事が断行されたことです。この人事は激しい摩擦を生みまして、主導したのは横田国臣らですけれども、横田はこの人事の報復として一時期懲戒免職になるというようなこともありましたけれども、しかし、この人事によって司法の近代化、西洋化が一気に推進されたということが言えるだろうと思います。

6 まとめ

以上が、西洋法の継受において、日本の法学がどのような役割を果たしたかについての、私の理解です。では、このような日本の歴史が、現代の日本の法整備支援にどのような示唆を与えるだろうかということをお話したいと思います。

日本の場合、外国の支援から脱することへの強い志向というものが法学の受容を促進し、また継受法の運用の成功にも大きく貢献したように思えます。これは時代背景もあると思います。その意味では、「外国の法整備支援は不要である」と言われるように支援対象国の法学の成立を促進することこそが望ましい法整備支援だということ

になりそうです。日本の経験だけからいえば、そういうことになります。これは法整備支援にとって何とも矛盾をはらんだ支援の仕方のように見えますけれども、日本の法整備支援の特色は、支援対象国に寄り添い、支援対象国の「オーナーシップ」を尊重することにあるとされていますので、日本にとっては何ら法整備支援の理念との矛盾はないだろうと思います。

そして、日本の経験を踏まえて言えば、法整備は、最終的には人の問題だと思えます。自国の法学を生み出し、法学教育をリードし、そして自国の法整備をリードし、また、整備された法の運用をリードするリーダー的な存在、卓越した法律家をいかに養成するかが鍵のように思えます。継受法の運用に成功するためには、法学の誕生が必要だと思えますが、それを主導できる法学のリーダーをいかに育てるか、が重要ではないかと思えます。必要なのは100人の平均的実務家を育てることではなくて、というところちょっと言い過ぎですが、100人の平均的実務家も必要なのですけれども、しかし、たとえ少数でも、傑出した人物が登場することが必要ではないか。そして、その人物に活躍の場がきちんと与えられるということが、法典を整備した次の段階として必要ではないかと思えます。そして、それを側面から支援することには、大きな意味があるのではないかと思います。私からの話は以上です。

どうもご清聴ありがとうございました。

茅根航一 ICD教官：

内田先生、どうもありがとうございました。それでは、いただいた質問について、時間の許す限り内田先生にお答えいただき

たいと思います。会場にいらっしゃる方については挙手を、オンラインで参加されている方についてはQ&Aの質問の書き込みをしていただくようお願いいたします。質問ある方いらっしゃいますでしょうか？では、会場からICD教官の曾我から質問があるようですのでどうぞ。

曾我学 ICD教官：

法務総合研究所国際協力部の教官の曾我と申します。今日は貴重なご講演をいただき誠にありがとうございました。法務総合研究所国際協力部では、アジア諸国に対して、法整備支援活動をしているのですが、現在は法令の起草支援というものよりも、裁判実務の改善とか、法曹人材育成にウェイトがあるように思います。内田先生は、先ほどのご講演の中で、日本では民法施行後、13年にして大審院が詐害行為取消権につき、詳細な理論を提示して、説得力のあるリーディングケースとして効力を保ち続けたということに言及をされました。また、必要なのは100人の平均的実務家ではなく、たとえ少数でも傑出した人物が登場することであるということもおっしゃっていただきました。これは日本の先ほどの例ですと、当時の大審院長の横田国臣氏などを指すのかなと思いましたが、このような人物をアジア諸国において誕生させるために、日本の法整備支援としてどのようなアプローチが望ましいとお考えでしょうか？先ほど、外国の法整備支援を不要であると言われるように被支援国の法学の成立を促進することこそが望ましい法整備支援であるとお言葉もありましたので、そのことも踏まえてお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

どうもありがとうございます。大変重要な御質問をいただきましてありがとうございます。傑出した人物をどういうふうに育てるかということですが、これは、まず日本の経験の場合はどうだったのかということで申しますと、傑出した法律家として、横田国臣のお名前をあげていただきましたが、横田国臣という人は、30代半ばぐらいでドイツ留学の機会を与えられて、ドイツに留学して以降、帰国してからめきめきと力を発揮して、立法とか行政で活躍するのですが、ただ、法実務家としては、つまり裁判官や検察官といった実務法曹としての実績はそれほどない方ようです。

実務法曹として傑出した人物としては、今日、名前をあげた中でいうと平沼騏一郎とか、池田寅二郎といった人物があがるだろうと思います。では彼らはどうやって養成されたのかというと、彼らはいずれも帝国大学、あるいは東京帝国大学の出身であるわけですが、そこでの教育がよかったのかというと、もちろんそれもあるかもしれませんが、何よりも当時、帝国大学、あるいは東京帝国大学の特に法律の分野に、最優秀の若者が集中していたということが大きいと思います。そういう素材としての質の高い人達を相手に教育をすることによって、その中から傑出した人物が登場してきたということが言えるのではないかと思います。つまり、教育を受ける人達の母集団に優秀な人材が集中していたということです。

では、その人達に法学教育を施した穂積陳重はどうやって養成されたのかというと、彼は明治3（1870）年に、貢進生

という制度が作られて選抜されました。明治政府は、日本国にとって国家存亡の危機である、日本が西洋の植民地にならずに国家として存続できるかどうかの瀬戸際の危機的な状況である、というので、この国を支えられる人材を全国から集めました。翌年が廃藩置県ですので、当時まだ藩があった時代ですが、各藩の大きさに合わせて1人から3人の10代後半の若者を差し出させます。それぞれの地域の最優秀の「若者」、といっても当時のことですから、男性しか考えていないし、武士階級しかいないのですけれども、とにかく最優秀の人材を集めて、300人余りが集まります。彼らに外国人による外国語教育を施し、繰り返し選抜をして、絞りに絞って最終的に残った人材を留学に出した。そういうわけで、まず、その人材を集めるという努力をしているわけです。もしそれがなかったら、つまり、江戸時代の人材養成というのは、能力を問わず家柄で全てが決まるという社会ですが、その封建時代の人材養成方式のままであったら穂積陳重はようになっていたかと想像しますと、彼は宇和島藩の上士という、武士階級の上の階級の出身ではありますけれども、穂積家というのは、江戸時代は、穂積とは言わず鈴木とっていましたが、陳重は鈴木家の次男坊でしたので、お父さんの同僚の入江さんという武士のところに養子に行っていました。ですから、入江陳重と呼ばれていたわけですが、お父さんも入江さんも共に宇和島藩の鉄砲組の組頭を務めていた。ですから、もしあのままの時代であれば、穂積陳重は、宇和島城の中で鉄砲の訓練をして一生終わったかもしれない人です。それを東京に引っ張り出してきて、世界的に名を知られるよう

な学者に育てあげたというのは、やはり人材を集める努力をしたということがあると思います。

ですから、法整備支援の場合も、支援による法学教育は非常に大事なのですけれども、そこに人材が集まるような仕組みを是非作るようにその国に働きかけることも重要なことではないかと感じました。不十分ですが、私からのお答えです。

茅根航一 ICD教官：

内田先生、ありがとうございます。では、引き続き、他に御質問ある方はいらっしゃいますでしょうか？ では、ICDの坂本教官、よろしく願いいたします。

坂本達也 ICD教官：

法務総合研究所国際協力部の教官の坂本と申します。本日は貴重なご講演をいただきありがとうございます。先生からいただいたお話の中に、当時の日本には穂積陳重のような優れたリーダーがおり、こうした優れたリーダーの存在が法学の生成、発展において重要であるというお話があったと思います。一方、支援対象国の現状を見てみますと、まず外国から継受した法典が先にあり、多くの平均的実務家がとにもかくにも法典の運用を始めているという現状があります。そういった現状の中で、先ほどの曾我教官の質問とは逆になりますけれども、多くの平均的実務家、全体のレベルを引き上げるためにどのようなアプローチが望ましいというふうにお考えでしょうか？ よろしく願いいたします。

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

またこれも非常に重要な点についての御質問をありがとうございます。これは実務家に限らず研究者も同じことだと思いますが、法学的な思考能力が高くて、生の紛争を法の仮想空間に置き換えて議論することのできるような優れた法律家を養成するために有効な方法というのは、やはり法学というのは、ヨーロッパの歴史の中でも討論や弁論ということと密接に関わる学問ですので、議論を通じてトレーニングをしていくという方法が非常に有益なのだろうと思います。

今、ここにおられる優れた日本の法律家の皆さんも、いずれかの段階でそういうトレーニングを受けている方だと思うのです。その「議論」も、何か質問をして正解が出れば「よろしい」という、そういう議論ではなくて、正しい議論をしても、それを叩き潰すような反論をして、相手にまた反論をさせるという、そういう議論です。これは、密度の濃い、そして時に激しい議論が必要なわけで、それによって優れた法的議論とはどういうものかということを手伝って行くのだと思います。

ところが問題は、これは、ネイティブランゲージ、つまり母国語でないと多分できないだろうと思うのです。通訳を介してとか、ネイティブではない言語を介して、激しい議論をして相手を追い詰め反論させるというのは、これはなかなか難しいだろうと思います。

平均的な100人の実務家のレベルをあげていくためにも、そういう議論を通じた教育が必要で、ということは、つまりそういう教育が母国語でできる傑出した教師、

法学教育のできる人材を育てる必要があるのではないかと思います。

その人は、当然、教育を受ける側から色々な質問を受けるわけで、なぜそんな議論が必要なのかとか、この概念はどういう意味なのかといった色々な質問を受ける。そのときに、「わかりません」では話にならないので、その概念は日本ではこういうふうに言っている。しかし、ヨーロッパの歴史の中では、こうなんだということが答えられないと議論にならないわけです。ですから、やはり法学についての深い教養と、そして自分もそういうトレーニングを受けた人である必要がある。そういう傑出した人材を、日本が手助けをすることによって養成することで、そういう教育のできる人材を配置していくというのは、日本の経験を踏まえた場合に、考えられる方法ではないかと思います。

ただ、私が申し上げているのは、私自身が法整備支援の経験が豊富で、自分の経験から申し上げているわけではなく、日本の歴史からはそういうふうに言えますということだけですので、支援対象国のそれぞれの事情に応じた適切な方法というのは、当然あるのだろうと思います。ただ、日本の経験からはそういうことが言えるのではないかと思います。以上です。

茅根航一 ICD教官：

ありがとうございました。では、引き続きオンラインでの質問に移らせていただきます。山下輝年先生より次のような質問をいただいております。「英語ではthe right、ドイツ語ではRechtsという概念がなかった日本社会で『権理』では、当時の正しさ、いわば社会的圧力、義務が強調

されるため、あえて『権利』としたと考え
ると、それなりに納得できますが、そうい
う背景はないのでしょうか？そして、す
でに社会の在りようが変わり、今こそ権理
のほうが良いと考えれば、文字を権理にし
ても良さそうですが、そういうことは無理
があるのでしょうか？もっとも今も同調圧
力が強い社会と考えれば、権利のままでも
仕方ないかなとは思っていますが。』、こう
いった質問をいただいております。先生い
かがでしょうか？

**内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名
誉教授：**

大変興味深い質問をいただきありがとうございます。
利益の利を使う権利というのは、実は日本発の訳語ではなく、中国で最初
に訳された言葉なのです。それが日本に入ってきました。しかし、利益の利では、
元の原語の重要な含意が落ちているといっ
て、福沢諭吉が理科の理を使ったわけでは
なくても、結局それが一般化しなかった。
こういう経緯を知っている人達の間では、
福沢の訳語のほうが良いと思っている人は
多いと思います。ですから、この際、切り
替えようというのは大いに私も賛成です
が、こうなりますと、まず法律の条文から
変えていかなければいけない、法制局がな
んていうかというような話になりますの
で。これはなかなかハードルは高いかと思
いますが、ただ、利益の利を使った権利
が、原語の含意を尽くしていないというこ
とを意識するということは非常に重要なこ
とで、そのための様々な啓蒙活動という
か、法学教育の中でも、あるいは、法制度
整備支援の中でも、日本語の権利という言
葉の訳語の限界をきちんと伝えていくとい

うことは必要なことではないかと思いま
した。山下先生が、言葉の転換運動をされる
のであれば、私も是非賛同したいと思いま
す。ありがとうございます。

茅根航一 ICD教官：

ありがとうございます。続いてもオンラ
インでの質問です。カンボジアでJICA
の長期派遣専門家として活動されている伊
藤みずき専門家から次のような質問をい
ただいております。「現地で活動していると、
司法に優秀な人材が集められていな
い。その意識が薄いのではないかと感
じます。そもそも日本は、なぜそもそもそのよ
うな意識を持てたのでしょうか？」こう
いった質問をいただいております。いかが
でしょうか？

**内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名
誉教授：**

ありがとうございます。どうすれば優秀
な人材を集められるか。これは、私のほう
が答えを教えていただきたい質問です。明
治時代になぜ人材が集まったかという
と、今日もお話し申し上げましたが、やはり西
洋を知らないとこのままでは日本は立ち行
かなくなる。では西洋文明とは何なんだと
いうことを考えたときに、最初に日米修好
通商条約とかで、アメリカとの交渉をして
いく中で、初めて、西洋には法というもの
があり、国際法というものがあり、あるい
は取引の法というものがあり、西洋の社会
が法を基にして成り立っているというこ
とを知るわけです。外国との貿易を盛んにす
ることが日本にとってもメリットがあるか
ら、開港しなさい。港を開いて、自由な貿
易を認めなさいとアメリカから言われて、

日本で考える貿易とは国と国の取引で、長崎でもそういうふうに行っていると言ったら、とんでもない、貿易というのは民間同士でやるんだと言われた。驚いて、異国の民間同士でどうしてそんな貿易ができるのか？と問うと、取引の法があるからだと言われた。こういう経験を通して、法というものを知らない、西洋世界は全く理解できないんだと危機感を持ちまして、そこで、日本を近代化するための鍵は、西洋の法を知ることだという意識が非常に広く共有された。そのために、人材が一気に法に集まったという経緯があると思います。

しかし、これはそのときだけです。その後、法学部を出て官僚になることによって高い地位につけるといって時代がしばらく続いた。そのために人材が集まりましたけれども、現在の日本は全然そうではありません。そこで、現在の日本は、どうすれば優秀な人が法学部に集まるかを教えてもらいたいというような状況にあります。ですから、たまたま明治の時代にはそういう国際関係の背景があって、人材が集まりましたけれども、常に人材が集まるというわけではないし、現在の日本の法学教育はむしろ危機的な状況にあるといっても過言ではないだろうと思います。

では支援対象国の場合、どうするかということですが、やはり人材が集まる1つの要因として、職業に対する憧れというのは、あるだろうと思います。法曹になることによって、こんな仕事ができるんだということで、若者に夢を与えられれば、これは今の日本でも同じことがいえると思うのですが、そうすると人が集まる。それは、トレンドイナドラマで取り上げてもらって人気が出るとか、そういう一時的な

話ではなくて、もっと将来の若者の職業選択という点で、こんな仕事ができるんだということを見せるということが非常に大きな要素であると思います。これは、現在実務で活躍しておられる皆さんに是非、発信のほうも積極的にやっていただく必要があるんじゃないかと思います。この点は、日本においても支援対象国においても同じことが言えるのではないかと思います。

私自身が回答を持っていない質問ですので、中途半端なお答えですけれども、さしあたり以上のように思います。

茅根航一 ICD教官：

ありがとうございます。オンラインで御参加の弁護士の原若葉先生から質問をいただいております。「日本の法学の発達にあたり、日本語で語れたということが大きかったと思います。そうだとすると、法整備支援にあたって、現地語で語ることが重要ということになるのでしょうか？」こういった質問をいただいております。

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

これはもちろんそうだと思います。ただ、先ほども申しましたように、法学のトレーニングのために必要なのは、やはり討論で、討論はかなり激しい議論ができないと駄目ですので、支援をする側の人がそこまで現地語に熟達するということは、なかなかハードルが高いのではないかと思います。ネイティブの言語を法学教育で使えるということが必要ということになれば、やはり、現地の言語をネイティブランゲージとする人の中から、そういう教育に携われる人材をできるだけ多く養成するというこ

とが鍵になるのではないかと私自身は感じています。支援する側が、現地の実務家を教育していくということも大事ですが、やはり傑出した人を見つけ出して、法実務教育のリーダーとして育てていくということも重要ではないかと思えます。

茅根航一 ICD教官：

ありがとうございます。会場参加のアジ研の森永所長よろしく願いいたします。

森永太郎 国連アジア極東犯罪防止研修所長：

アジ研の所長の森永でございます。内田先生、非常に示唆に富んだ大変素晴らしいご講義ありがとうございました。これは私の個人的な興味といたしますが、伺いたいことがあるんですけれども、私も様々な途上国の支援をしておりまして、そして、その中でよく感じますのは、かの地においては、法というものが、我々が想像するような例えば、解釈を許すような、あるいは解釈で発達させていくべき法、そうではなく、法というのは国家の命令であるというふうに観念している方々がかなりの数が出て、特に私が法整備支援を始めた初期の頃は、その解釈などというものは、そもそも国家の指示を疑うようなものであって、ある種の、私はそのときどっちかという軍隊の命令が思い浮かんだんですけれども、つまり命令に従っていないと死んでしまうというような状況で、その命令がどういう根拠で出されているのかとか、どういう理解の余地があるのかとっているうちに死んでしまうというようなところの中から、実際にその解説を現地の方から受けたことがあります。そういう環境の中での法

だったために、森永のというような、その解釈というのは、とてもじゃないけどまだついていけないというような、そういう話を何度か聞いたことがあります。これが意外に、我々素人が想像しますと、ちょうど富国強兵で邁進していかなければいけなかった時代の日本が、ある意味、よくもまあこんなりべタルな法学というものを誕生させることができたものだということが、ある種の驚異でもありまして、そのへんの日本が置かれていた、必ずしも命令というふうに、絶対に従わなければいけないものだと、解釈を許さないものだというふうに理解する、そっちのほうに転ばなかったというと何かやっぱり、例えば江戸時代のそういう法学者というものがいたり、それから明法なんてものがあったり、そういった歴史的な要因が大きいのでしょうか？それとも何か特別な要素がそこにあったのか、そのあたり個人的な興味で伺いたいと思ひまして、よろしく願いいたします。

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

難しい御質問をいただきました。ありがとうございます。まず法というのは国家の命令であって、解釈を許さないものであるという発想そのものは、決して珍しい発想ではなくて、中国では紀元前の法家の時代から歴史的にそういう発想がありますし、それから、国家の命令とまではいわないけれども、解釈を許さないんだという発想はフランス民法もそうです。これは自然法で、正しい法をナポレオンが全部定めたのだから、裁判官が解釈してはならないという命令を出した。そういう解釈を許さないという発想、全て書き込んであるから、あ

とはそれに従えという発想そのものは、歴史的にも地域的にも文化的にもよく見られる発想だと思います。

ところが、たとえその発想を強制しようとしても、やはり社会の動きというのは、だんだん早くなってきていますので、どうしても立法がそれに追いつかないわけです。そこで、ヨーロッパでも19世紀の終わりから20世紀の初頭に自由法論というのが現れまして、いくら法律できちんと書いても社会の動きのほうが早くなっていく、これはもう解釈で補うしかないんだ、自由な解釈を認めようという思想的運動が出てくるわけです。

ですから、歴史的にはそれが繰り返されていて、整備された法典ができると、なるべく解釈を制限する。しかしまた時代が経つと、解釈が容認されるという、そういう波はあるのだらうと思います。その中で、日本はどうしてこんなに解釈が自由に発展したのかということなのですから、まずは、私の専門が民法なものですから、民法の例で申しますと、日本の民法は、ヨーロッパの民法と違って、詳しいことが書かれていません。これは、条約改正のために、ごく短期間に民法を作らなければいけないという要請があったために、ヨーロッパの民法にあるような詳しい条文を書こうとすると、日本の実態も調べなければいけない。そんなことをやっている暇がないので、原則だけ書いて、あとは解釈で、運用でやってくれということで、枝葉を全部そぎ落としたシンプルな法典を作った。日本人の中には民法というのは、そういうシンプルなものであるべきだと信じている方がいて、私が債権法改正に携わったときに、民法はシンプルであるべきだから、そんな

余計な条文を付け加えるなという反対が実務界からも出てきましたけれども、それはたまたま日本の民法がそうであったにすぎないので、ヨーロッパはもっと詳しいことを書いてあるわけです。しかし、日本民法はそういうふうに原則しか書いていないために、初めから解釈に委ねられていた。そこで解釈がかなり幅を利かせていて、しかし解釈の手がかりが何もないので、ドイツからそれを持ってきたという経緯があるのだと思います。そういう経緯で、日本で解釈論というものが発展したのです。

他方で、そのような解釈論の在り方に違和感が持たれなかった理由として、やはり日本には歴史的に解釈の伝統というのがあったということがあると思います。律令制の時代から、外国から継受された法典は、神棚に祀るような立派なもので、簡単に改正できるものではないのです。明治民法もそうですけれども、3人の立派な起草者が書いた舶来の民法を改正するとは何事だと私は叱られましたけれども、条文を変えるなんてとんでもない、解釈でやれというような文化が実は律令制の時代からずっと日本にはあって、法典は聖書のようなもので、テキストそのものは変えない。あとは解釈、運用でやるという、そういう伝統があったということも一因としてあるのだらうと思います。

しかし、日本でも細かな政策を実施するための特別法は、ものすごく細かく書きまわすし、解釈の余地を許さない書き方をし、明文に反する解釈は認めないような運用がされている法律は存在しますので、領域によってはそういうことも現実には可能である。しかし、民法のような、もう少し抽象度が高くなると、やはり解釈を容認せ

ざるを得ないし、それを容認するような文化、考え方にいかに合理性があるかということ、支援においてもきちんと説明していく必要があるのではないかと思います。

茅根航一 ICD教官：

ありがとうございました。続いて、会場にいらっしゃるJICAの枝川様お願いいたします。

枝川充志 JICA国際協力専門員、弁護士：

JICAで法整備支援を担当しております枝川と申します。今日は貴重な講演をありがとうございました。大変勉強になりました。時間が限られていると思いますので、手短に質問させていただければと思います。

先生のご講演は日本の経験ということが前提にあると思います。法の編纂を手に入れた後は、法の運用が成功するために法学が必要だということでした。そうすると逆にいうと、法の運用が成功するために法学がなければだめだというふうにとれるかなと思うわけです。法学というものは、先生のお話によると、生の現実を仮想空間に移し替えた言語だという話がありました。そうした法学の在り方、今おっしゃられた表現で定義付けられると抽象的といったら大変失礼なんです、そのように感じられるため、具体的に、例えば各国においてどのような形の法学の在り方が良いものだと捉えられているのか、そのあたりの具体的なイメージというのが捉えにくいなと思いました。

また、外国人が法学の形成、誕生に関与していくときに、どういった協力の在り方

があり得るのか、そのあたりを知りたいと思いました。つまり、法の運用が大事だと言いつつも、そこに法学の存在が欠かせないという、これは日本の経験を踏まえたということだと思いますけれども、そういう考え方が仮にあるとすれば、その部分を埋めていかないと運用のほうもうまくいかないということになっていくわけです。そうすると、例えば外国から支援していくときに、どのような方法で法学形成に関与していけるのか、この点を知りたいと思いました。

質問が抽象的というか、まとまっていないかもしれませんけれども、お答えいただくと助かります。ありがとうございました。

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

御質問をきちんと理解できているかどうか分かりませんが、私の理解した限りでお答えしますと、法学という何か普遍的な中身のものが存在するわけではなくて、これは文化によって、違い得ると思うのです。私は今日の話の中で、西洋の法学とか、日本の法学の誕生という言い方をしたのですが、フランスの法学と日本の法学はイコールではない。ドイツの法学とフランスの法学も実はイコールではないのです。ただ、私法については、古代ローマ法以来の基本概念が、コアの部分としてありますので、皆、そこを共有しています。そこは共通していますけれども、でも例えば契約というもの、契約という概念をどう捉えるかについても、契約という概念をどう定義するかが、フランスとドイツでも違うし、イギリスとも違う。イギリスとアメリカですら違う。皆それぞれに

やはり実務というか、現実のプラクティスがありますから、それとの関係で、微妙に差が出てくるわけです。したがって契約について論ずる際に必要な概念の種類というものも、フランスでは *cause* というような概念を使うけれども、イギリスでは *consideration* という概念を使うというふうに、それぞれ中身が微妙に違う概念を使うわけです。

その意味で、法学というのは、その国の法学が誕生しないといけない。しかし、その国の法学を誕生させられるのは、その国の言語を母国語とする人でないと無理だと思うのです。そうすると、その国の法学を誕生させられる法学者を育てないといけない。あなたの国にはこういう法学がいいですよと、これは外国人には多分言えないと思います。言えることは、日本の法学はこういうものだということです。ヨーロッパから学んで日本はこういう法学を持っている。そのことを学んでいただいて、そこから、じゃあ自分たちの場合はどうだということを考えてもらうというプロセスが必要なのではないかと思います。

ですから、日本人が法的な議論をするときに、ヨーロッパの法学そのものではなく、アジアの土壌の中で育った日本の法学を使って議論しているんだということを、自覚的に捉えて示すということが、自分たちの法学の必要性を自覚してもらえる1つの方法として、有益なのではないかと思います。

枝川充志 JICA国際協力専門員、弁護士：

どうもありがとうございました。大変参考になりました。ありがとうございます。

茅根航一 ICD教官：

ありがとうございました。次の質問を最後の質問とさせていただきます。オンラインで名古屋経済大学の市橋克哉先生から次のような質問をいただいております。「法整備支援は知らない。その日はいつ来るかについての質問です。1つエピソードです。支援対象国の出身の留学生が帰って、日本法のテキストを翻訳しました。それは古典とその時代の法学に精通した明治の黎明期の日本の留学生とは異なり、日本の司法試験予備校のテキストでした。このテキストが当該国では、日本の代表的テキストとして普及しています。私達の教育の問題でもあるのですが、このエピソードを知ったとき、明治期の日本留学生とのあまりの大きな違いに呆然としました。その国の一流の学者の定評あるテキストではない、受験参考書を訳して紹介しても、そのことが持っている意味を理解できないという留学生が当該国のエリートです。この状況を知って、ここから離脱する。その日はいつ来るかをいつも考えさせられています。今日のお話とは比べものにならない情けない話をしてしまいましたが、何かご教授をいただければと思います。」

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

どうお答えしていいかわかりませんが、ただ、私もかつて東京大学で教育をしていたときに、ゼミの学生が報告をする際に、色々な論文とか文献を調べて報告するのですが、予備校のテキストを引用して報告する人が出るようになってきて、非常にショックを受けたことがあります。留学生が、日本の学生と話をしている、「学

者の訳の解らない難しい本より、こっちのほうがよく解るよ」という話を聞いて、確かにそうだと感じるということは、もしかしたらあるのかもしれないと思います。

確かに、ある法律についての最低限の情報を得るということだけでいうと、もしかしたら予備校のテキストに効率的にそういう情報伝達のできる内容のものがあるのかもしれないかもしれません。しかし、法の運用のためには、そういう特定の法律に特化した情報ではなくて、もう一歩下がった、法律を作るために必要となるような「法学」の部分を学ぶ必要があるんだということをきちんと伝えるということが、まだ法学を持っていない国に対する支援の仕方として、意味があるのではないかと思います。日本はもうすでに法学が存在し、法の運用が確立していますから、どうしても関心が細かな運用の部分にいつてしまって、学ぶほうも、そっちのほうに目が行くということがあるのかもしれませんが、そういう運用を可能にしている背後には、実はもっと大きな法学という言語システムがあって、それが、実務家の間で完全に共有されているからこそ、そういった運用が可能になっている。そこをきちんと伝えるということが、これからの法制度整備支援の在り方として重要なポイントなのかなと、今のお話を伺って感じました。どうもありがとうございます。

茅根航一 ICD教官：

内田先生、全ての御質問に対する丁寧なご回答どうもありがとうございました。最後になりますが、名古屋大学名誉教授 森 眞先生から次のコメントをいただいておりますので、御紹介させていただきます。

「日本の法学が誕生するにあたって無視できないのは、江戸時代の寺子屋教育などによる高い民度の背景があった事実です。法制度支援、対象国における民度（人材の違い）に注目すべきです。」このようなコメントをいただいております。

内田貴 早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授：

森 眞先生、どうもありがとうございます。

茅根航一 ICD教官：

まだ多くの御質問を頂いているところですが、時間の関係で申し訳ありませんが、このあたりで打ち切らせていただきます。なお、お寄せいただいている質問については、おって運営者が責任をもって、内田先生にお伝えいたします。内田先生、長時間ありがとうございました。会場から今一度是非大きな拍手をお願いいたします。

日本での留学経験者によるセッション

茅根航一 ICD教官：

それでは、これより日本での留学経験者によるセッションを開始します。モデレーターはICDの須田副部長です。須田副部長、お願いいたします。

須田大 ICD副部長：

それでは、留学経験者のお二人とのセッションを始めたいと思います。このセッションは「自国における法理論及び法学教育の発展－法実務の発展に向けて－」と題しまして、日本の大学に留学して、法学を

学ばれた2人の方をスピーカーにお招きしました。

まず、お一人目ですが、ラオスからマノデート・チュンタボン弁護士に御参加いただきます。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

皆さんこんにちは。よろしく申し上げます。

須田大 ICD 副部長：

マノデートさんは、神戸大学法学部を卒業された後、2013年から2016年までの間は、当時ラオスで実施していたJICAの法整備支援プロジェクトのスタッフとして、通訳とコーディネート業務を担当されていました。私もちょうど専門家としてラオスに赴任して仕事をしていた時期だったので、マノデートさんには大変お世話になっていました。独立後は通訳業の傍ら、弁護士資格を取得され、現在御活躍されています。マノデートさんのことはヤックさんというあだ名で呼ばせていただいたので、この場でも気やすい呼び方ですが、ヤックさんと呼ばせていただきます。

お二人目は、カンボジアから、リム・リーホン先生に御参加いただきます。リーホンさん、こんにちは。

リム・リーホン カンボジア王立法経大学 非常勤講師：

こんにちは。よろしくお願いいたします。

須田大 ICD 副部長：

リーホンさんは、カンボジア王立法経大

学法学部を卒業され、カンボジアにある名古屋大学日本法教育研究センターを修了後、名古屋大学大学院に留学されました。そして、2018年には、比較法の博士号を取得され、現在は、法律事務所や企業においてのお仕事と並行して、母校の大学の非常勤講師として御活躍されています。ヤックさん、リーホンさん、今日はよろしく申し上げます。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

よろしく申し上げます。

リム・リーホン カンボジア王立法経大学 非常勤講師：

よろしく申し上げます。

須田大 ICD 副部長：

さて、先ほどの内田先生の基調講演の中で、法学とは何かという点について触れていただきました。一部引用させていただきますと、「法学とは、現実の紛争解決のために社会的事実から法的に意味のある事実を抽出し、法的概念に置き換え、関係者の権利義務関係を構成していく際に求められるもので、法実務の運用を発展させるためには、必要不可欠となるもの」、こういったお話をしていただいたと思います。このセッションでは、この法学に関して、日本ではどのように教育が行われているのかを、法制度整備支援の対象国であるラオスやカンボジアからの留学生の視点を通して、それぞれの国の教育と比較しながら検討し、法学教育、ひいては法理論をいかに発展させるかについて、これを考える材料として提供したいと考えております。

では、まずヤックさんとリーホンさん、お二人がそれぞれ日本に留学して学ばれていた際、具体的にどのような法学の教育を受けたのかについて教えていただきたいと思います。

まず、ヤックさん、よろしく申し上げます。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

私は、ラオスでの法学の教育は受けていなくて、ラオス国立大学に在学していた1年生と2年生のときには、一般教養だけを勉強し、その途中で日本に留学して、1年目は、東京外国語大学日本語教育センターの1年間のコースで日本語だけ勉強しました。その後、2003年に神戸大学の法学部の国際コースに入学しまして、4年間、主に国際系の分野ですが、その基礎的な知識として、特に1年生、2年生、3年生頃は、日本の民法、刑法、憲法、そして法哲学とかも受講しました。講義の形で教育を受けました。

須田大 ICD 副部長：

ありがとうございます。そうすると、留学される前の2年間は、ラオス国立大学の方で一般教養だけ勉強されて、日本語の本格的な勉強は、日本に留学されてからということだったわけですね。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうです。1年生、2年生は一般教養、要するに、高校の延長線みたいな教育です。

須田大 ICD 副部長：

わかりました。日本にいられて語学の学士を終えられた後、神戸大学の法学部国際コースで学ばれていたときには、日本語で、先ほどおっしゃったような民法、憲法、法哲学や国際関係の法律を学んだと、こういうことでしょうか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうです。そのとおりです。

須田大 ICD 副部長：

ありがとうございます。続きまして、リーホンさん。いかがだったでしょうか。

リム・リーホン カンボジア王立法経大学 非常勤講師：

ありがとうございます。御紹介いただきましたように、私は2008年から2012年まで、カンボジアの首都、プノンペンにある王立法経大学で、クメール語でカンボジアの法の授業を受けていました。そのほかに、名古屋大学日本法教育研究センター（CJL）で日本語の多くの科目を勉強しておりました。実は、私は、高校のときにも、AFSという高校交換留学プログラムで、15歳のときに、1年間、新潟県の長岡市でホームステイしていました。留学後は、2012年に名古屋大学に留学したのですが、名古屋大学の修士課程と博士課程で、ゼミ形式に参加していた憲法研究会などでは、比較憲法なども学んでおり、行政法とかは講義の形式で学びました。

須田大 ICD 副部長：

ありがとうございます。そうすると、ヤックさんもリーホンさんも、お二人とも、日本の大学で、日本語で法律を学ばれた。当時は、特に日本法について学ばれたということですね。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうです、はい。

須田大 ICD 副部長：

次に、お二人が、日本の大学で法律を学んだ経験から、日本の法学の教育について、どのように感じられたのかという印象、こういった点についてお伺いしたいと思います。まず、ヤックさんですが、日本の法学教育について、どういった特徴があるというふうに感じていらっしゃいますか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

細かい違いとか、特徴はたくさんありますけれども、決定的にラオスとの違いは、判例の紹介とかです。大学では判例を題材にした法教育が行われるのです。その判例も、様々な種類がありました。短くて読みやすい概要、事案内容を紹介して、あとは判決の理由付け、判旨のように短くまとめたものとかもあったり、あるいは、もう少し長めなものもあったり、学校の授業で、先生が条文を紹介しながら、たまには判例に触れたり、そういう内容を紹介したりということが印象的でした。

須田大 ICD 副部長：

なるほど。今、判例も幾つかの形で利用

することがあった、1つは事案の概要とか、判旨がまとまったものということをおっしゃっていましたが、いわゆる判例百選とか、そういったものが授業で使われたりしていたという、そんなイメージですか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうですね。そういうイメージです。

須田大 ICD 副部長：

その場合には、解説のような部分も判例百選とかにはあるのですけれども、そういったところも勉強で参考にしたりとかしたのでしょうか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

勉強しました。翻訳しながら勉強して、やはり条文だけみると、条文の行数は短いのですが、使う言葉が難しいんです。判例とかの理由付けだと適用方法を若干2ページ、3ページとかかかるのですけれども、普通の条文だけ見るよりは、大体イメージがしやすいんです。

須田大 ICD 副部長：

それは、具体的に、事件の中で条文が、法律がどのように機能しているか、使われているかということイメージすることができる、そういった感じですか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうですね。条文の機能がわかって、そして使い方とか、あるいは解釈の考え方で

か、あるいは、他の条文との連携、そういう全体が見えます。

須田大 ICD 副部長：

そのような判旨とかが書かれている少しまとまったものではなくて、原典に当たったりとかということもありましたか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうですね。やはり、元々はそういう法律の条文やルールの趣旨も考えさせられることになりました。

須田大 ICD 副部長：

これは、大学で法律を学ぶ授業の中で、そういった判例の紹介ということも積極的に行われていたということでしょうか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

はい。そうです。ほぼ毎回紹介されて、長い部分とかに関しては、後で自分で確認したり、勉強したりします。

須田大 ICD 副部長：

そのような判例というものが、有効に教育とかに使われていくと、どういった効果があるというふうに感じていらっしゃいますか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

私の個人的な考えとしては、やはり条文を単純に暗記するものではなくて、言葉だけ覚えることではなく、機能を、そのファンクション全体を把握できるような教育の

効果が得られるのではないかなと思います。多分、早い段階で全体が見える人は、学生時代から、こういう条文、こういう規定、こういうルールは、こういうふうに扱われるということ、最初の早い段階で意識し始める、将来自分が実務家になるとか学者になるとかいう早い段階で多分気づくと思います。

須田大 ICD 副部長：

条文そのものの暗記ではなくなると。その判例を見たり評釈を読んだりすると、ヤックさん自身の中でどんな効果というか、実際の良さが感じられることがありましたか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

多分、早い段階で、実務家に向かないということに気づきます。やはり、そういう学者とか、理論研究の方が自分には向いているということが、大学の段階で気づきますね。実務家になると、こういう難しい事案とか、こういう法律を使って処理しないとけないということを早い段階で気づきました。

須田大 ICD 副部長：

ヤックさんは、JICAの法律のプロジェットのコーディネーターや通訳をしてくださっていたと思うのですが、ラオスの現在の法律実務家は、条文の使い方、機能、こういった点についての理解はいかがですか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

前の発言とか、講演にも関係する内容ですけれども、ラオスでは、やはり法律というのは国が決めたものであって、しっかり守らないといけないものです。イコールしっかり暗記しなければならないというイメージが強かったんです。ですので、多くの人は、しっかり暗記して、覚えるようにやっていて、実務家になったとしても、そういう癖があります。

須田大 ICD 副部長：

また、その活動の中で大学の授業や、司法研修所とかの授業なんかを見に行かれたこともあると思うのですが、そこでの法律の教え方というのはどんな教え方ですかね。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

教え方は、やはり条文を頭から最後まで、第1章、2章、3章とか、最初から最後まで紹介して授業が終わり、他の宿題とかケースとかは多分あまり使われてなくて、先ほども言いましたけれども判例とかもないので、研究する素材がないんです。ですので、条文そのものは覚えますが、どう使うかは、学生にはまだその時点では多分わからないのではないかなと思います。

須田大 ICD 副部長：

ありがとうございます。

続いて、リーホンさん。リーホンさんは憲法専門で学ばれていまして、現在、憲法、公法を教えていらっしゃるというわけですけれども、日本とカンボジアの憲法教

育についての違いは特にどういった点にありますか。

リム・リーホン カンボジア王立法経大学 非常勤講師：

カンボジアでは、テキストに基づいて条文を読みながら、歴史も踏まえて勉強するようなスタイルです。外国との比較の観点はありません。

他方、日本では憲法と日常生活の出来事との関わりを学んだほか、新聞を読んだり、政治や政論の在り方を学んで、憲法に関する問題発見の方法を学びました。講義としては、名古屋大学では、比較憲法もありましたが、それを学んで、ゼミでは判例を学びました。そこでは、理由に基づいて自分の意見を述べるということを求められて、自分自身で論理的に考えて、発表することが求められる教育でした。よく言われるように、法律は、正しいものが1つだけあるというものではないのですけれども、憲法にも、もちろん基礎的な原理はありますが、今起きている課題に対して、どのような理由付けでどう解釈をするべきかが重要だと思います。そのことを日本で学ぶことができました。

須田大 ICD 副部長：

ありがとうございます。リーホンさんは、実際に今、大学で教鞭をとられていますけれども、日本で実際に受けられた、ご自身が受けられた教育を踏まえて、今後、カンボジアの法学の教育を発展させていく上で、どういうことが特に必要になっていくとイメージされていますか。

**リム・リーホン カンボジア王立法経大学
非常勤講師：**

私は2018年にカンボジアに帰って、大学の非常勤として3年ほど教えておりますが、やはり教材、カリキュラムと人材はどれも重要だと思います。まず、法の解釈はいろいろなものがあり得るということを知るといことが重要だと思います。授業の形式として、日本のようなゼミ形式も大事だと思います。自分が現在教えている大学では、学生が60名、70名の講義形式ばかりになっていますが、日本のように講義形式とゼミ形式を組み合わせることが重要だというふうに思います。ゼミ形式であれば、双方向に意見交換ができますが、多い人数の講義ですと、一部の意欲のある学生のみが発言する形になってしまいます。私の教えている大学にも昔はゼミ形式の授業もありましたが、今は、講義が中心です。英語やフランス語のクラスは少人数ですが、法律の授業については人材やコストの問題から学生が選べる授業がないので人数が多くなってしまいます。ゼミ形式にはできないというのが現状です。カンボジアのクメール語、現地語で書かれた専門書は十分ではないですし、そのときに比較法的な視点を含めたものが必要だというふうに思います。日本では外国語の論文や文献を見たり、すぐ決着したりできる環境が整っていました。カンボジアの大学にも日本のような図書室のような充実したものがあるといいなというふうに思います。

外国でいい制度が必ずしも自国でいいわけではないです。自国の現状や、社会的背景、制度、歴史を踏まえて、参考とする制度を導入するべきかを検討しなければならないと思います。そのためにも、比較法的

な観点は重要だと思います。

判例について、日本では多数の裁判例が公開されていまして、裁判及びその結果の透明性が確保されていると思いますが、判決公開がまだ進んでいないカンボジアでは、透明性が十分確保されていないと感じております。ただ、現在は、その点が改革されているところであり、日本の法整備支援とかで、カンボジアの司法省のホームページに判決書がアップされていますが、これを進めていき、透明性を保っていくことが重要だと思います。あとは、現行プロジェクトによる判決文公開によって特に民法の先生などが契約の要件など実務をリアルに感じることができずし、授業に役立てることができるのでいいと思います。

須田大 ICD 副部長：

ありがとうございます。今日、前半でも紹介がありました判決の公開が役に立っているというお話ですね。

**リム・リーホン カンボジア王立法経大学
非常勤講師：**

はい。

須田大 ICD 副部長：

ヤックさん、少し戻りますが、先ほどラオスの学校での法律の教育で、条文そのものの暗記が進められるというか、法律の目次立てを読みあげていくとか、法律の条文そのものを読んでいくといった形の授業が行われているという実情について御紹介があったと思うのですが、日本の大学でヤックさんが法律を学ばれたときに、どういう点がポイントとして先生から教えられ、それによってヤックさんが得ることができた

ものが何だったかということについて紹介していただけますか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

授業では、先生がまず条文の紹介をしまして、あと事例、ケースを紹介します。その条文のできるまでの経緯とか、それに関連する制度の改革とか、あとは今後改善すべき課題とか、要するに1つの条文に関わる、周り全体をいろいろな方向から紹介していただきます。そういうことで、1つの論点、あるいは1つの条文に対して、いろいろな方向からの理解が得られるんです。想像力の拡大とか、想像力の自由度をまた膨張させるというような印象を受けました。

須田大 ICD 副部長：

ありがとうございます。そうすると、今、ヤックさんの話の中にあつた、背景事情とか、関連する情報とかを学ぶことによって、いわゆる法律の趣旨とかそういったことの理解が進んだりするということですかね。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうですね。理解は深まります。解釈もこういう解釈もできますというように、解釈の可能性も認識させられます。

須田大 ICD 副部長：

実際にプロジェクトの活動に携わっていて、ラオスのカウンターパートの裁判官とか検察官とか、司法省の方との議論をよくご覧になると思うのですが、そういった法

律的な議論をするときに、やはりその趣旨とか、法律の立法の経緯とか、そういうところに思いが至っている方というのは、なかなか少ないですか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

そうですね。やはり、立法の段階で、きちんと議事録とか立法の趣旨についてはこれまで多分きちんとやれていないんです。ですので、立法者が年をとって定年になったり、亡くなった後、その後継者に条文の趣旨が伝わらないんです。ですので、現段階では、今の活躍している実務家の人は、立法者の前任者の学生である人が多いです。立法者で亡くなった人も多い中で、なかなか聞いたり、確認したりすることができない。条文の趣旨とか、制度の趣旨を確認することができない。ですので、なかなかこの条文の趣旨というのがどういうものなのかを活動中で問いかけても、難しいですねと答えが返ってくる場合が多いのではないかなと思います。

須田大 ICD 副部長：

なるほど。それをたぐり寄せる材料も少ないということなんでしょうか。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

はい、そうです。

須田大 ICD 副部長：

どうもありがとうございます。

お二人から日本で受けた法学教育の特徴とか、法律の理解が深まった理由、こういったものを紹介していただきましたけれ

ども、共通する要素として、比較の観点というものがあつたと思います。ヤックさんからは、法律を学ぶに当たって、法の成り立ちや変遷というのでしょうか、解釈の変遷。これからどういうふうになつていくべきなのかといったことを比較しながら法律を学んだという経験談が紹介されましたし、リーホンさんからは、他の国の法律との比較、そういった観点から何が自分の国にとって最適な法律、制度なのかということをお話がありました。今ある法の理解を深めて解釈などをするために、現在通有している法のみを参照するわけではないというのは、重要な視点の提供があつたのではないかなと思います。

また、お二人から共通して提示されたのが、判例、裁判例を素材として法を学ぶことの重要性でした。これは単に理論的な抽象論のみに終始するのではなくて、実際に社会で起きている現実の法の適用場面を踏まえて学び、議論し、そして法を分析して、その意義を解明していくということによって、法の実践である実務と法理論が共に発展していくもの、いわば、その2つは車の両輪なのだということを顕著に示したエピソードであると思われまふ。

今日はお二人のお話が非常に参考になりました。どうもありがとうございます。ヤックさん、リーホンさん。

マノデート・チュンタボン 弁護士（ラオス人民民主共和国）：

ありがとうございました。

リム・リーホン カンボジア王立法経大学非常勤講師：

ありがとうございました。

茅根航一 ICD教官：

以上で日本での留学経験者によるセッションを終了いたします。パネリストの皆さん、ありがとうございました。今一度会場から大きな拍手をお願いいたします。

■ パネルディスカッション

茅根航一 ICD教官：

これよりパネルディスカッションを開始します。モデレーターは、ICDの庄地教官です。庄地教官、お願いします。

庄地美菜子 ICD教官：

それでは、パネルディスカッションを始めます。初めに、パネリストの先生方を御紹介いたします。

向かって左から五十音順で、JICA国際協力専門員／弁護士で今年の3月までベトナムの長期派遣専門家でいらした枝川充志先生、千葉地方検察庁特別刑事部検事で、この3月までカンボジアの長期派遣専門家でいらっしゃいました福岡文恵検事、慶應義塾大学大学院法務研究科教授・松尾弘先生、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、同大学大学院法学研究科教授の村上正子先生です。よろしくお願ひいたします。私は、司会進行を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の庄地でございます。よろしくお願ひいたします。

このパネルディスカッションにおいては、テーマを「法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割－実務家養成を中心に」と設定いたしました。この背景について、簡単に私から御説明申し上げます。

我が国の法制度整備支援は、実務家養成にも重点を置いて行なってまいりましたが、それを支える法学の発展及び法学教育の充実というものは、質の高い法律家を養成する基盤となり、我が国の法制度整備支援が目指す法の支配の実現、公正な司法と国民の権利保障の実現のために不可欠なものであります。その支援は極めて重要であることから、本テーマを設定いたしました。本日は、実際に法制度整備支援の前線で働いていらっしゃるパネリストの先生の皆様方から、対象国における法学教育や日本国内での留学生に対する法学教育についての課題、将来に向けての展望、それを支える法解釈学や法理論の発展について御議論いただきたいと思っております。

なお、ここで言う法理論としまして主催者側が想定しているものは、法の適用の現場における現実的な要請に奉仕するという実用的な法解釈学、実用法学といったものを想定しておりますが、どのような法理論が法制度整備支援の中で必要なのかという点についても含めまして、それぞれのパネリストの皆様の考えをお聞かせいただき、御議論いただきたいと思っております。

まず初めに、松尾先生にお聞きしたいのですけれども、法制度整備支援におきまして、法理論の役割について、今、議論すべき状況に来ていることの背景につきまして教えていただけますでしょうか。

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授：

ありがとうございます。法制度整備支援の方法として、法理論及び法学教育に焦点を当てるべき時期に来ているのではないかとということで、問題提起をさせていただきます。

たいと思います。

日本の法制度整備支援が始まって30年近くが経過いたしました。その間、相手国の多くでは、基本法令の整備が進んでまいりました。また、基本法令の整備がまだ十分であるとは言えなかったり、あるいは植民地時代の法令が改正されずに社会の現実との間に乖離が生じていて現代化が必要な国もありますけれども、現在、法令整備が進行中の国も含めて、多くの国では法令整備が着実に進んできているように思われます。これについては、日本の法制度整備支援のこれまでの重要な貢献があったと言って良いのではないかと思います。

いわばこの第一段階を踏まえて、そのようにして制定された法令が実際に広く社会で運用され、各国の市民の人格権とか所有権、債権、その他の財産権といった基本的な権利が保護され、実現されるようになっていくかどうか。それによって市民が、法が自分たちの権利を守ってくれるものだという意識を持ち始めているかどうか。法に対する信頼とか愛着とか、支持の感覚を保つようになっていくかどうかという観点から見ますと、さらに引き続き取り組むべき課題があるようにも思われます。市民が法に対する信頼とか愛着とか支持を持つということが、遵法精神の最も基盤になることだと思われまして、法の支配が浸透するために不可欠の条件でもあり、司法制度の整備とともに、法に実効性を与える基盤であると考えられます。すでにこのような観点から、制定された法令がどのように具体的な事件に適用され、実際に市民の権利の保護や実現に役立っているかということが、重要な関心事になっており、法制度整備支援の3つの柱として、法令の整備に加え、法

を運用する法曹の能力養成、および市民の法的能力の強化ということが謳われてまいりました。もっとも、限られた数の法曹に対する限られた期間の能力養成や、市民に対する法知識の普及に向けたその時々々の法律相談、法律扶助だけでは、なお十分とは言えないかもしれません。

このような状況の下では、制定された法令を具体的な事件に適用し、問題解決するための法の解釈や適用に関する技術や知識を育成し、法解釈で足りない部分について必要な法改正を行い、そうやって法を社会に根づかせてゆくための一連の技術や知識を育成するということも、法制度整備支援の重要な関心対象とならざるを得ないように思われます。

法を具体的事件に適用して問題解決するための知識としては、一方では、先程から議論になっております法解釈論というものが不可欠ですし、他方では、法適用の前提となる事実を明らかにするための事実認定論というものが不可欠でしょう。さらには、法の改正や制定のための立法に関する理論も含めると、さまざまな法学教育のメニューがあるように思われます。それぞれの一通りの法解釈論から事実認定論、さらには立法の理論にまで至る、法学教育のカリキュラムを、どの程度の時間をかけて、どのような教材を用いて行うべきかということについては、法整備支援の方法としての検討がこれからの段階であるように思われます。

そして、そうした法の解釈および適用についての技術および知識の普及を図るためには、法令の背後にあって、法のルールを成り立たせている基本的な原理・原則、つまり、法の理論についての理解を深めるこ

とが、不可欠であると思われます。

また、一旦制定された法令というのも決して完全ではありませんし、社会・経済の変容に応じて、既存の法令の解釈・適用では対応できない問題に対しては、法令を改正し、新たな法令を制定していく必要もあります。そのためにも、立法に先立ち、あるべき法について法および政策の原理・原則に照らして議論する法理論の涵養や法学の発達ということが重要になるように思われます。

法というのは立法化されて条文に書いてあるから法である、というのではなく、なぜそうなっているのかという、その背後にある法理論を探求し、その国の言葉と概念を用い、価値観に照らして理論を形成していくということが必要な段階に来ているのではないかと思います。先ほど内田先生の御講演において、ティボーとサヴィニーの法典論争を紹介していただきました。フランス民法典が制定されてから10年後、1814年の論争であります。ドイツ民法典が出来るのが1896年ということですから、かなり長い時間をかけてドイツでは既存のローマ法や自然法の理論の上に、さらに独自の法学の理論を涵養し、そして民法典を制定したという経緯が紹介されました。その際、法典に先立って成熟した法学が必要であることを主張したサヴィニーは、「法学については主導的原則を発見していくということが重要である」ということを強調しました。このように「立法の前に成熟した法学がなければならないのか、立法をしながら法学を涵養しうるのか」ということはなかなか難しい問題ですが、おそらく理想的には、法令を整備する前に法学を発達させることができるということが

望ましいように思われます。しかし、そのような条件を満たすことができた国は、決して多くはないように思われます。

日本においては、先ほど内田先生の御講演にありましたように、留学を終えた俊英たちが法典の起草に携わり、かつ、その頃から学問としての法学の創出に乗り出して行った経緯があります。そうした経験というものを、客観的な事実として相手国に語ることはできるのではないかと思います。内田先生の御著作の『法学の誕生』の中にも、日本の法学の特色として、当時の世界を見渡しても容易に比肩し得るものを見出しがたいほど驚くべき広さの比較法的、学際的視野を持った法学が作られていったという経緯が分析されています。それは、立法とともに法学をその国の独自の言語や法についての考え方というものをベースにしてどうやって作っていくのかを考える重要な手がかりになるのではないかと思います。そのときに日本の経験を客観的事実として語ることによって、どのような情報提供ができるのか。具体的には、法学教育のカリキュラムとして、どのような法分野について、どのくらいの時間をかけて教育をしているか、あるいは比較法や基礎法学などのカリキュラムはどうなっているか。教材としてどのようなものが用いられていて、教科書にはどのようなことが書いているか。判例集その他の教材はどうなっているか。あるいは、法学部それからロースクール、司法修習所へと至る一連の法学教育のプロセスの中で、どのような役割分担がされているのかということについての知識やその背景事情に関する情報の提供は、それなりに意味を持つかもしれません。各国の法学はその国の文化というものを

をベースにして形成されるものですので、日本が相手国の法学を作るということはありません。しかし、その一方で、相手国の法学を作ることに素材を提供するということが可能かどうかということ議論する時期に来ているのではないかと思います。このような観点から、本日のテーマについて論じる意味があるのではないかと考えております。

序論的な問題提起を兼ねて発言させていただきました。ありがとうございます。

庄地美菜子 ICD 教官：

松尾先生、詳細な御説明ありがとうございます。

それでは次に枝川さんから、この3月までベトナムにおられた御経験も含め、現地での法学教育についてどのような関わりを持っておられたか、また、そこで得られた知識や感じられたことなど共有いただけたらと思います。お願いします。

枝川充志 JICA 国際協力専門員、弁護士：

御紹介いただき、ありがとうございます。JICAで国際協力専門員をしております枝川です。今日はこのような機会を与えていただいて大変ありがたく思っております。

松尾先生のご提起に直接答えるものではありませんが、本日のテーマに即して、自分がベトナムで行っていたことを最初に御紹介させていただければと思います。

私は2018年4月から4年間、今年の3月までJICAの長期派遣専門員としてベトナム法整備支援プロジェクトに派遣されておりました。しかし法整備支援プロジェ

クトの枠組みの中に法学教育が組み込まれていたわけではありません。そうした中、CALEが主催しているハノイ法科大学の中に設置されている日本法教育研究センターの依頼を受ける形で、日本法コースに就学している4年生の学生約15人向けに、前期後期の授業1コマを毎回90分、年間を通じて行うという経験をしました。これを4年間行っていました。

センターの中には日本語教師の先生や、法律のバックグラウンドを持つ先生もおられました。我々実務家がベトナムに駐在しているということで、センターから依頼を受けてこのような事業に関与させていただきました。非常に貴重な経験をさせていただきましたと思っています。これがベトナムでの法学教育の関わりということになります。

扱っていた法は日本法なのですが、ベトナムの学生さんを相手に、日本法の教育に携わったという文脈で、次にその内容を御紹介させていただきたいと思います。

年間の授業は前期と後期に分かれていました。前期は例年、センター指定のケーススタディからなる日本の民法の教科書を使っていました。大体、総則から債権各論まで重要なトピックについて前期で一通り回せるよう進めていました。1回の授業で、例えば代理だとか不法行為などの中から毎回ひとつのテーマを扱って授業を行っていました。我々が授業を行う前に当該テーマについての基本的講義はセンターの講師の先生が行っておられました。学生さんは大体3から4人のグループに分けられ、当番のグループが割り当てられたテーマのケースの解決についてパワーポイントを使って日本語でレジュメをまとめます。この取りまとめ内容、日本語の表記・使い

方等を我々が事前にチェックして授業に臨むという形で進めていました。

授業では、学生さんはレジュメを基に発表するということになります。専門家で輪番制で担当していました。他の専門家の進め方は見たことがないのですが、私の場合、学生さんの発表が終わった後、順番に学生さんを当て、制度の趣旨・目的について質問したり、この場合どうなのかと、なぜそのように考えるのかといった形で質問しながら、どのぐらい理解をしているのかということを確認しながら授業を行っていました。大学の先生のように深い法理論を教授できるほどの能力はありませんので、そういう形でとにかく質疑応答をしながら授業を進めることで理解度を確認する形をとりました。他に日本語の使い方についても確認していました。漢字の読み方といったことまで確認してください、とセンターの先生から言われていましたので、そういうことも含めて授業を行っていました。

後期になりますと、今度は応用編という形になります。4年生の前期後期のうちの後期なので、大学での最後の授業期間ということになります。2018年度は日越ベトナムの判例をそれぞれ取り上げて議論をしていました。ベトナムで判例制度が始まって2、3年経ったころでした。しかしベトナムの判例を扱う際、我々自身に言葉の限界がありました。内容に疑義が生じると、そもそも翻訳が正しいのかという議論から始まってしまっていました。そのため必ずしも生産的なものではありませんでした。そこで翌2019年度はチャレンジングな試みとして民事模擬裁判を行いました。これはなかなか大変だったんですけども、学生さんたちはすごく一生懸

命取り組んでくれました。2020年度・2021年度は日本の判例を扱いました。日本の判例をナマで読むのはなかなか難しく、地裁、高裁、最高裁まで読んでいくとかなり膨大なものを読まなくてははいけません。そこで判例百選を使ってみました。しかしそれでもやはり学部生の方にはなかなか難しく、しかも日本語が母語ではないわけですから一定の配慮が必要でした。そのため2020年度はできるだけ簡単な事案を扱いました。2021年度になるとコンパクトにまとめられた日本の市販の判例教材を使って授業を進めていきました。これも前期と同じように事案を紐解き、レジюмеをパワーポイントで作成・発表し、その後質疑応答して、事案についてどの程度理解しているのか、この場合だったらどうなのかということ、それぞれ順番に当てていって答えてもらう方法で行いました。以上がベトナムでの法学教育との関わりということになります。

プロジェクト活動との関係でいえば、ここでは必ずしも法理論、法教育ということをも真正面から取り上げていたわけではありません。私が担当していた司法省だと、ベトナムでは担保措置と言うのですが、担保についての下位法令の改定にちょうど差し掛かっていた時期でした。当該下位法令のドラフトに対し制度の趣旨目的、言葉の定義などを意識しつつコメントしたり、必要に応じて日本法をベトナム法と比較しながら知見を共有するを行いました。日本法の紹介だけをしていると前提が分からず受け手に響かないと思い、ベトナムとどこが違うのかということをも趣旨目的に遡って説明しつつプレゼンをしました。どこまで響いているか分かりませんが、でき

るだけレジюмеの中にそういう説明を残して持って帰ってもらうということを心がけていました。

また、新しいプロジェクトが昨年(2021年)1月から始まったのですが、その中で最高人民裁判所との協力活動にも関わっていました。1年目は準備期間的な位置づけでした。そのためプロジェクトの枠組みに関する協議以外に、先方とやり取りする機会はほとんどなく、たとえば判例を扱うなどという形で具体的に展開していくということはありませんでした。

その分、日本側の下準備として、ベトナムではこれまでに判例が52選定されていますので、それを翻訳して判例を読み込むということをやっていました。これはICDの裁判官教官の皆さん、検察官教官の方々、ラオス法整備プロジェクトの専門家の方とオンラインで繋いで開催しました。事案の内容、結論、法律構成を検討するなどしてベトナムの裁判官の思考方法、事案をどうやって見ているのかということを検討していきました。本日、冒頭にベトナムの長期派遣専門家である河野チーフアドバイザーから話がありましたが、ベトナム最高人民裁判所との協力では判決書、判例を取り扱っていく予定です。判例の読み込みで得たベトナム判決に見られる裁判官の思考方法についての理解、こうしたものが今後の協力活動に役立つのではないかと考えています。

現時点では、これまでにどういうことをしてきたかということの御紹介ということで、この場は終えさせていただきたいと思っています。どうもありがとうございました。

庄地美菜子 ICD教官：

枝川さん、ありがとうございます。枝川さんには後ほど学生さんとのやりとりとか、プロジェクトとしての活動の中での気づきの点等について詳細にお聞きできればと思います。

それでは続きまして、福岡さんからこの3月までカンボジアにおられた御経験に基づき現地での関連する活動について教えていただけますでしょうか。

福岡文恵 千葉地方検察庁検事：

ありがとうございます。千葉地検検事の福岡と申します。私は、今年の3月末までカンボジアにJICAの長期派遣専門家として赴任しておりました。その間、学生の指導そのものに関わったことはありませんでしたが現地の実務家、特に裁判官に対する活動を通じて実感した、対象国における法学教育の重要性や、実務家養成の在り方などについて、本日はお話をしていきたいと思っております。

私は、プロジェクト活動のうち主に判決書公開に向けた活動を担当しておりました。本日の午前中、伊藤みずき専門家からも話がありましたように、判決書公開を進めるための活動と並行し、裁判官養成の一環として裁判官に対するセミナーを定期的に行っていました。具体的にもう少しご説明しますと、全国の裁判所から判決書を収集し、次のセミナーの対象となっている事件類型、例えば、貸金返還請求事件、離婚等請求事件、不動産執行の事件など、カンボジアで多く訴訟提起されている種類の判決書をワーキンググループでメンバーと一緒に分析しまして、実務上の問題点がどこにあるのか、そしてその解決策はどうした

らいいのかということを検討して、その検討結果をセミナーで解説するようにしておりました。ワーキンググループメンバーと実務上の問題点を検討する中で強く感じたことがありまして、長い間ワーキンググループメンバーとしてプロジェクト活動に関わって力をつけているような裁判官たちでも、ある問題点について「これはどう考えるべきか？」ということ質問しますと、「誰々専門家は過去にこう言っていたから、この結論はこうですよ。」と、そういうところはしっかりと覚えていて明確に回答することができるのですけれども、「ではどうしてそういう結論になるんですかね？」ということ聞くと、その理由を十分に説明できないということが多々ありました。もちろん、しっかりと理由を説明できる裁判官も多くいらっしゃるのですけれども、やはり多くの方が結論だけをしっかりと覚えていて、どういう思考過程でその結論に至るのかというところが、まだちょっと不十分なのではないかなということが日々の活動で強く感じる場所でした。この点については、判決書を分析している中でも同様に感じたことがありまして、事実と結論の間をつなぐ法解釈ですとか、適用の部分がスポッと抜けてしまっている。理由の部分が抜けてしまっている判決書をよく見かけていました。

私たちのプロジェクトのナショナルスタッフは5名中4名がカンボジアのCJL、日本法教育センターの出身だったのですけれども、CJL出身のスタッフは本当に優秀でして、「どうしてこういう問題が起こるのかな。」とか、そういう話をスタッフとしていると、「条文の趣旨から条文を解釈するということをおぼ機会があ

まりないのだ。」という話をよく聞きました。カンボジアの大学の法学部でも、条文の趣旨からどういうふうに考えればいいのかというところをしっかりと教わっていないという話でした。そのような経験から、裁判官養成のためにはそもそもカンボジアにおける法学教育の改善というのが必要不可欠なのではないかなということを感じておりました。

さらに、先ほどリーホンさんの話にもあったのですが、現行プロジェクト後の支援の必要性ですとか、その支援の内容をどうするかということを検討していく中で、ICD教官が中心となりまして、カンボジアの実務家の皆さんですとか留学経験者の皆様に、カンボジアでの法学教育に必要なものは何なのかということインタビューする機会がありました。そのインタビューで、リーホンさんにもお話をお聞きしたことがあり、法解釈学の不十分さだったり、文献がそもそも不足しているんですよ、という指摘が多くされたことを覚えております。まだ課題は多いなということを感じていたところでした。

現時点で私からは以上です。ありがとうございます。

庄地美菜子 ICD教官：

福岡さん、ありがとうございます。では続きまして、日本への留学生の法学教育、あるいは現地での教育に関しまして、CALE及びCJLの取り組み、現状の課題について等、村上先生から教えていただけますでしょうか。

村上正子 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、同大学大学院法学研究科教授：

ありがとうございます。CALEというのは法政国際教育協力研究センターの略でして、CJLというのは、これまでも何度かお話に出ていますけれども日本法教育研究センターの略で、私の今から話す中でもCALE、CJLということで説明させていただきたいと思います。

具体的にCALE、CJLの取り組みに入る前に、私は法学研究科で民事訴訟法を専門としておりまして、法科大学院と、それからアジアからの留学生の指導、英語コースと日本語コースの両方の指導に携わっております。そこで大事にしていることというか、何を目指しているかということ、「答えは一つではない。一つのことを、いろいろな側面あるいは多様な立場から考えられるようになってほしい。」ということを目指して、日々教えているのですが、これは留学生だけでなく日本人の学生に対しても同じことを目指して教えておりますが、意外と日本人の学生でも、答えばかりを知りたがったり、判例の結論だけ暗記して、そこに至るまでの論理過程を蔑ろにするという学生が少なくないというのは嘆かわしいことで、これは決して外国の話ばかりではないというのを、ちょっと今痛感しているところです。それを踏まえまして、CJLでどのような取り組みをしているかということをちょっと具体的にお話ししたいと思います。

今までも既にお話に出っていますが、CJLは日本語で日本法を教えています。なぜ日本語で日本法を教えるのか、その理由から簡単に説明させていただきますが、まず

現実問題として英語による日本法に関する文献や資料が非常に限られているという点が挙げられます。また、内田先生の話にもありましたけれども、外国法を継受して独自に発展させてきた日本法には、日本法独自あるいは固有の概念というものがあり、それを英語で正確に伝えることには限界がある。結果として、前提が異なるまま議論することですれ違いや誤解も生まれるということが認識されまして、英語コースの経験を踏まえ、名古屋大学では日本語で日本法を教えるという、そういう取り組みを始めたわけです。

C J Lの目的は、日本法の知識を教えるに際して、その背景にある日本の社会構造や人々の法意識を理解することで、日本という国がどのような時代背景や政治状況、それから経済状況に基づいて現在の法制度を作り上げてきたのかということをおぼくを目的としています。そして、そのためには日本語を習得し、日本語で直接学ぶことがやはり一番効率的であると考えているところです。

このC J Lの教育がうまくいくためには、日本語の先生とそれから法学を教える先生との協力が不可欠になります。C J Lでは名大から日本語と、それから法学の特任講師を一人ずつ派遣していますが、この両方の先生のコラボレーションが本当に重要になってくると考えています。

ここでは教材作成、それから授業方法、論文執筆という3つの点についてC J Lの取り組みを紹介したいと思います。

まず教材作成ですが、C J Lでは、日本語で日本法を教えるという目的のために日本史・公民、それから日本の法システムという2つの教材を開発しております。これ

は元々は英語コースの学生のために作成されたものを、日本語用に直して開発したのですが、最近はその改訂作業を行っているところです。C J Lの教育の特徴は、今申したように日本語講師と法学講師とが協力して授業を行っているということにあり、教材自体の工夫としては、まず法学の先生が書いた文章があるのですが、そのままではとても難しく日本人でも難しいところを留学生にとってはほとんど理解ができないということで、日本語の先生がチェックをして、表現を簡単なものにして、専門用語については、直接理解するのはレベルが高すぎるので、それぞれの学習者の第一言語で説明するようにしています。日本語講師と法学講師の協力という点について、先ほど枝川先生からも御紹介いただきましたハノイセンターを例に取りますと、まずは日本語の先生が読解を担当して、設問などを通してちゃんとチャプターを理解しているかという読解力を確認し、その後で、法学の先生がさらに詳しい説明などを加え、話を発展させる、という方法で授業をしています。この授業の方法についても、日本語の先生の工夫がとても参考になっています。法学は今でこそロースクールで双方向授業が一般的にはなっていますけれども、まだまだやっぱり一方通行が少なくないと思われれます。先ほど内田先生が、議論をするのがとても大事だ、と、ここにいる方々、皆その経験をされているとおっしゃっていましたが、私は、あまりそういう経験をした覚えがなくて、どちらかという一方通行で授業を受けてきたほうなので、今でもそういう議論をする授業というのを主催するのがちょっと苦手です。これに対して日本語の先生というの

は、アクティブラーニングをすごく徹底して習得されているというか、そういう授業方法を身につけていらっしゃるの、それがすごく参考になっています。センターでは、学生同士で互いに質問し、それに答えたり、グループワークで学生同士が分からないことを質問あったり、日本語は苦手だけれども自国の歴史をよく知っているという学生がいれば、自分の言葉で歴史について説明した後に日本語の得意な学生がそれを翻訳し、お互いに協力し合うというように、もちろん個人で学習することもありますが、全体でディスカッションすることもありますけれども、実にさまざまな授業方法を展開することで、学生個人個人の能力を伸ばすという工夫をしているということです。

論文執筆については、C J Lでは3年生の1年間をかけて、中間論文というものを書いています。これは個人個人が、今、自分の国で問題となっていることについてテーマを選択し、自分でいろいろ調べて書くというものなのですが、中間論文の執筆にあたっては、どうしても自国にない制度や条文を、日本にはあるからそれを取り入れて解決できます、そういう結論に飛びつきがちがちな学生が少なくないのですが、まずは自国の問題やその背景を客観的に認識して分析するように、それを日本語で表現できるように、というふうに指導するように心がけています。ただ、C J Lの修了生が日本に留学してきて修士論文を書いたり博士論文を書いたりするのは、中間論文一本書いただけで論文の書き方をマスターできるわけではなく、やっぱり分量も違いますから、修士論文を日本語で書くというのはかなりハードルが高く

なります。この点、英語コースの場合は、アカデミックライティングのマニュアルがすごく精緻に作成されていて、専門の教員による授業や論文指導もあるので、統一的なスタイルがある程度確立されているというメリットがあります。C J Lでも日本語の先生が論理的に論文の構造を分析し組み立て方を教えてくれたりはしているのですが、それがやっぱりすぐ身につくわけではないので、また日本語の場合は分野によって論文のスタイルが全然違ったりすることもあるので、英語コースのように統一的なスタイルを示すのが難しいところもあります。C J Lの学生は、日本語の能力は相当高いので自分で資料を集めたり、読んでまとめたりということはできますが、研究計画を詰めていって具体的にすとか、論文の構成はかなり時間をかけて指導をしているというのが現状です。とりあえず以上です。

庄地美菜子 | CD教官 :

村上先生、ありがとうございます。先ほどの御質問にもありましたが、どの言語でというのは本当にさまざまなやり方があるって重要な点だと思います。この点、慶応大学は、松尾先生、いかがでしょうか。

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 :

これは人材育成という観点から、どういうふうに協力するかという文脈で、今日も午前中にJ I C Aの宮崎さん、竹原さんからも御紹介がありましたけれども、J I C Aの長期研修員のプログラムや人材育成奨学計画、J D Sプログラムの留学生たちを受け入れる枠組みとして、慶應ロースク

ルで行なっている試みを簡潔に御紹介したいと思います。

慶應ロースクールには、法曹養成専攻（いわゆる法科大学院）とグローバル法務専攻の2専攻がありますが、後者は2017年4月から始めて、5年経ったところです。これは英語によるLL.M.の取得を可能にするコースで、標準修了年限1年、延長も可能で、全科目英語による法学教育を行うものです。2022年3月までに146名が入学し、114名が修了したという状況です。日本人約15%、外国人約85%で、出身国はさまざまです。ヨーロッパ諸国から、中東アジア、南アジア、東南アジア、北東アジア、北アメリカ、南アメリカ、アフリカと、多様な国籍の学生が入学しています。このプログラムを用いて、既に法曹資格を持っている者、あるいはパラリーガル、法学教育を修了した日本人および外国人に、さらに専門的な法学の知識や問題解決技能を提供することによって、さまざまなキャリアの展開を図り、それから先ほど紹介しました、日本の国際協力の一環として、JICA長期研修員やJDS留学生を受け入れるための受け皿としています。

まだ試行錯誤の段階ですが、非常に多様な国籍、民族、宗教、文化背景を持つ学生が日常的に交流し、同じ授業の中で共通の問題について議論したり、プレゼンテーションしたりしますので、学部や法科大学院の通常の授業よりは、議論が活発になる傾向はあるように思います。また、LL.M.生の中にも日本人がおりますし、LL.M.の授業は司法試験の受験準備をしているJD生にも開放しており、社会人、リカレント生も一緒になったLL.M.クラスも

ありますので、そうした中では各人のバックグラウンドや経験を通じた意見が出されて、相互に刺激がある形での授業展開になっていると思われれます。さらに、専門認証の分野を5つ設けており、Business Law、International Dispute Resolution、Japanese Law、Law and Development in Asia、Intellectual Property Law、これらのうちの各分野について集中的に科目履修することによって、自分の売りを作ってもらおうということもしています。

今問題になっております日本の法や法学の知識をどういうふうに提供するかということでは、日本の法や法学については日本語を勉強してもらって、日本語で提供するということが望ましいと思うわけですが、その条件を満たせる留学生というのは非常に少ないということ、それからもう一つは、日本の法や法学および自国の法制度について外国に向けて発信し、議論するために、共通言語の一つである英語に翻訳するということにも、独自の意味があるのではないかと考えて、始めた試みです。

そのプログラムの一環として、メコン地域の諸大学との間で、単位互換のほか、ジョイントプログラムとしてのエクスターンを行っています。その中では、コメントピックを設定して、例えば契約、財産取引、不法行為、相続について共通問題を設定し、各国の法を適用すると、どういう解決方法になるのかということ議論しています。その記録については、ホームページで公開した資料 (<https://keiglad.keio.ac.jp/working/>) がありますので、ご覧いただければと思います。

今日の資料の後ろにも、関連情報が付い

ておりますので、ご覧いただければと思います。まだ始まったばかりの試みで、どういう成果が出てくるのかは分かりませんが、日本法を含めて、自分の国の法について、法令の規定だけではなく、法に関わる概念、考え方、法学というものをいかに共通言語に翻訳するかという作業自体も、各国の法や法学について、相互に理解を深め、相互の経験を共有するためにも大事なことはないかと考えています。

こういう試みを通じて、日本と外国との法制度や法の理論についての違いを、お互いに確認して、衝撃を受けることもあるように思います。例えば、コモン・トピックの中では、不法行為による損害賠償の算定について、死亡した場合や後遺症が残った場合の逸失利益をどうやって算定するのかということについて、同じ例を使って自分の国だったらどうなるという議論をすると、やはりルールの違いだけでなく、損害自体の捉え方など、考え方の違いが如実に現れて、そういう刺激の中から、根本にある共通法理の枠組や、より普遍妥当性のある原理を見出すきっかけになるかも知れないという気がいたします。

先ほど内田先生の御講演の中にありましたが、日本の法学を育てることができた一つの理由として、漢学の素養が果たした役割として、抽象概念を用いて理解し、説明し、議論ができたというお話がございました。概念をどこまで抽象化してルールを作るべきかということについては、国によって理解の差があるということも、留学生たちとの議論でも、法整備支援の場面でも、しばしば経験するところです。共通言語を用いて議論をすることにより、そういう違いを感じるものがしばしばあるということ

を報告したいと思います。

英語による法学教育には、メリットおよびデメリットの両方があるわけですが、できるだけメリットを生かしていくチャレンジとして、ご報告させていただきました。以上です。

庄地美菜子 ICD教官：

松尾先生、どうもありがとうございました。

ではここからは、具体的な課題等につきまして、更に深くお聞かせいただきたいのですけれども、まず福岡さんをお願いいたします。先程の福岡さんのお話の中でも御紹介いただきました判決書の公開の活動ですが、リーホンさんのお話において、その重要性が実感として述べられました。この点を福岡さんから御意見をいただけますでしょうか。

福岡文恵 千葉地方検察庁検事：

ありがとうございます。今日の午前中に伊藤専門家からもお話がありましたように、カンボジアでは、過去にも判決書が集められて出版され配布されるということがありましたが、それはあくまでも裁判所内部でのことでして、一般の国民の皆様が判決書に触れる機会というのは全くありませんでした。私が判決書公開の活動を進めるなかで、司法省の長官や裁判官の皆様とよく確認していた判決書公開のメリットとしては、大きく分けて3つお話ししていました。まず1つ目というのが、司法の透明性が確保され司法に対する信頼が高まる、ということです。判決書は一般公開されていないとどういうことになるのかと言いますと、一般の国民の皆様は、判決書に触れる

機会が全くなく、どういった理由でその判断がなされるのか、そもそも、そういう判断がなされているということ自体知る機会がありません。どのように法が解釈されるのかということ、一般の国民の皆様が知る機会が全くなかったということで、判決書が公開されることによって、裁判官がどういった理由でその判断をしたのかということが明らかになるというのは、司法の透明性が確保され信頼が高まるということに強くつながることになります。さらに2つ目のメリットとしては、予見可能性が確保され無駄な訴訟提起が減少し、未済が減少するということがありますね。カンボジアでもかなり未済事件が多いということが問題視されており、司法省でも未済減少に強く取り組んでいました。事件を提起するか検討している者が、同種の判決書を見た際、争いようがないと判断できれば無駄な訴訟提起がなくなるということも期待できますので、これも大きな理由となっていました。さらに、司法省の長官が特に強く感じていたのが、3つ目のメリットであり、それは、裁判官の判決書起案能力が向上するということです。自分の判決書が多くの人に見られることによって、しっかりと判断をし、適切な判断を判決書として残すということにつながりますので、裁判官一人ひとりの意識が高まり、判決書起案能力が高まるという非常に強いメリットもありました。

私の任期満了までの間に104件の民事判決書を司法省ウェブサイトで一般公開することになったのですけれども、先ほど伊藤専門家やリーホンさんからも話があったとおり、かなり周りの反響は大きいと聞いております。司法省のウェブサイトは、他

の省庁に比べダウンロード数が非常に多いということも聞いておりますし、学生の皆様や大学教授の皆様などが、その判決書を見て学ぶ機会というのもかなり増えていると聞いています。

今後、多くの研究者の皆様、国民の皆様が判決書を検討し、それを研究し、本を出すなりして法解釈に対する考え方が広まっていく、法解釈学が発展していくということの大きな一歩を踏み出せたのなら良かったなと強く思っています。以上です。

庄地美菜子 ICD 教官：

ありがとうございます。それでは枝川さんにも同じくお聞きしたいのですが、ベトナムでは2015年から判例選定制度が始まり、現在までに52の判例が選定公開されていると承知しております。法学教育、法解釈学の実用という観点から、どのようなことが期待されるのか。また、先程の話の中で判例を用いた授業を行ったということですが、その背景はどういうものがあったのかお聞かせいただけますでしょうか。

枝川充志 JICA 国際協力専門員、弁護士：

ありがとうございます。ちなみに今の公開に関して言うと、ベトナムでは判決・決定文書は、2017年から、原則として法的効力を有するものは電子ポータル上にて公開をされています。

今の御指摘の点ですが、授業で日本の判例を取り上げたのですが、日本の判例は日本人でも実際に読み解くのは容易でないということが言えると思います。条文の趣旨目的、法律の解釈適用などの要素が綺麗に

教科書的に並んでいるというわけではありませんが、教材としては比較的簡易に読み解けるものを使っていました。進め方は、先ほど申し上げたとおりで、レジュメにまとめていただいて、その内容について質疑応答をしていくということで進めていました。やはり日本語がかなり難しく、事案を把握してとなると、日本という国の中で起きた事案内容を理解しなくていけないので、学生さんはかなり大変だったのではないかと思います。

こうした内容の授業を行った理由ですが、誤解を恐れずに言えば、ベトナムでの実務家との議論や、先ほど申し上げた判例を紐解いていくと、これは福岡さんが先ほど指摘されたんですけども、事実と結論の間をつなぐ法の解釈適用、そこがスポッと抜けているという判決に出会うことがあります。内田先生の言葉で言うと「法の仮想空間」というものがないというものもあるわけです。ベトナムでは憲法によって—これはベトナムの関係者には有名な話ですけども—法解釈は国会常務委員会に授権されています。授権という言い方は踏み込みすぎかもしれませんが、ベトナムにおける法解釈は国会の立法作用の一部と位置付けられると私は理解しています。そうした中で、ベトナムの法実務では法解釈を正面から行うのは難しいと。これはドグマではないかと思っていますが、実務家がどういうふうに法を解釈したかを明らかにしないという傾向があるように思えます。議論をしていくと、実際は法解釈をやってるんだということも言う人もいますし、できないんだということ言う人もいます。外国人と議論するときどこまで配慮してモノを言ってるのかということもあるかと思えます。

全てとは言わないのですが、このような法律実務が法の解釈適用が明示されない実務をもたらしているのではないかと思います。他方でこれを穴埋めするような仕組みとして、国会常務委員会が解釈議決というものを出しています。これは本数が少ないのですが、最近だと2021年11月に刑法中の条文についての解釈議決を出しています。

ところで「解釈」という言葉なのですが、ベトナムで「Giải thích」という言葉を使うのですが、日越辞書を引くと「解釈」と書いてあります。しかしこの言葉自体、つまり「解釈」と言ったときその思考過程についてベトナム側と突き合わせたことはありません。ベトナム側と議論するときこういうことを確認しないと、「解釈」と言ったときに共通言語で話しているのかという点は問題としてあるのかなという気がしています。過去のベトナム最高人民裁判所の活動で、日本の先生方がそういう議論をしてるものがあります。そうした議論を通じて「解釈」の内容、日本側が思っていること、ベトナム側が考えていること、この内容を明らかにしていく作業というのは、今後を考えていくうえで必要なのではないかという気がしています。

学生さんたちの話に戻しますと、学生さんたちは日本法を勉強していますので、日本の判例に触れることで、ベトナムの実務との違いを意識してもらい、その意義を理解していただきたいという思いから、判例を材料として使ってきたという経緯がありました。私がプロジェクトオフィスにいるとき、ハノイ法科大学日本法センターの卒業生で、その後留学して名古屋大学を卒業したスタッフが隣に座っていました。その

スタッフと私が言うような問題意識を話したりして議論したことがよくあり、実務を変えていかななくてはいけないという考えを持っていました。そういう人たちが今後どうなっていくかは分かりませんが、留学をして問題意識を持っている方もおられるので、そういう方々が実務をしていく、あるいは何か意思決定をするポジションに就く、そういうことが起きれば、ベトナムの実務も変わっていくのかなという気がします。変わっていくことが果たしていいのかというのはよく分かりませんが、先程の内田先生の話に戻っていくと、やはり自分たちの中で法学を構築していくということが大事だと思いますので、問題意識を持つということ自体は良いことなのではないかと思えます。開発援助の分野では内発的發展という言葉がありますが、そういうことも法学の世界、法律の中で起きていけば結果としては好ましいことなのかなという気がします。

法解釈学の発展という話がありました。このことをベトナム側の視点でどのように評価すべきか、ということまでは踏み込んだことがありません。今のプロジェクトの中でワーキンググループ活動を行うこととしています。ちょうど先ほど内田先生からも言及がありましたが、討議をしながら特定の課題について解決策を見出していこうという建付けをとっています。そういう中でベトナム側と議論をして、問題の所在或いはそのことに対する評価、さらにどういう対処法があり得るのか、そういうことが議論できていければと思っているところです。ありがとうございました。

庄地美菜子 ICD 教官：

ありがとうございます。今、枝川さんのお話の中で法の解釈の話がございました。これにつきまして、現に日本で留学している方、あるいはC J Lに在籍している方の指導にあたりどのような課題を感じておられるかということ、村上先生にぜひお聞きしたいと思えます。事前の質問でも、これはお寄せいただいているところで、指導の難しさ等を、教えてくださいということがございます。村上先生、よろしく願いいたします。

村上正子 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、同大学大学院法学研究科教授：

先程の最後に述べたところとちょっと重なるところはあるのですが、やはり論文を書くとき、C J Lでは3年生で中間論文、割と短い論文なんですけれども、それを書くときに、やっぱりぶち当たるといふか難しいのが、調べたことをただ並べて書くというのではなく、とにかく調べたことを全部書きたがるという傾向にあるんですけれども、全部は別に必要なく、何が必要かというのを取捨選択し、並べ替えることで、読み手にとって分かりやすい文章にするということを理解するというか、そのやり方を学ぶのが、やっぱりすごく難しいと思っております。これは相当書く練習が必要で、私自身、今でも論文を書くときに、すごく構成に困ったりするので、それをただ中間論文を一本書いただけですぐできるかというのはありますし、やはり第一言語でそれまで受けてきた初等中等教育に引っ張られるという部分が大きいのかなと。そうすると、せっかくC J Lで教育を

受けて修士に入ってきてても、なかなかそれを実際に自分だけで組み立てていくというのは、かなり難しい作業になる。博士過程まで進むと、大分そういうことにも慣れてくるというところはあると思うのですけれども、修士課程ですと、まだまだそれを克服するというのが課題になっているのだと思います。

また、特にこれまで一度も論文を書いたことがない英語コースの社会人の場合は、テーマを選択するとか、研究計画を書いてそれを絞り込んでいくという作業がまず非常に重要になってきます。JICAの竹原課長からも紹介のありました、途上国の若手行政官の育成を対象としたJDSプログラムで留学してきたカンボジアの裁判官を指導した経験、苦労話をここで共有させていただきたいと思います。この学生は非常に礼儀正しい裁判官で、会話の終わりに毎回プロフェッサーと付ける、何回プロフェッサーと言われるのかというくらい礼儀正しい人だったのですけれども、とにかく最初は何についても許可を求めるんです。確認というよりも許可なんですね。「この文献を読んでいいか。」とか、「ここにこの文章を入れていいか。」とか、そういう許可をすごく求めてきて、これはあなたの論文なんだから、ちゃんと出典を示さないとか、やってはいけないことはもちろんあるけれども、最終的には自分で決めて、自分で判断して、好きなように書いていいんですよ、と言うと、すごい困った顔を最初はされていて、それがすごい印象的でした。最初の研究テーマが、まさに今日何度も話に出ている「判決文の書き方」だったんですね。もちろんJDSの学生さんの場合は、自分の職というか経験に

基づいて問題点を設定し、それについて研究をして論文を書くという、そういうことが多いのですが、ただ判決の書き方で自分の経験を語るだけだったりとか、判決の書き方のマニュアルを作るだけでは論文にならないということで、研究計画を絞り込むというか、もうちょっと洗練させるというところからまず作業が始まりました。こちらはあまりカンボジアの裁判官が置かれた状況とかがよく分からないので、「ああしたらどう、こうしたらどう。」といろいろ案を出して、例えばJICAの作ったガイドラインを検討するのはどうかとか、都市部とそれ以外の裁判官の質が違って割とみんな誤った判決文を書いている、ということをやっていたので、質を均等にするために裁判官のトレーニング制度を提言するのはどうかとか、いろいろ提案をしたのですが、やはり制度を変えるとか、新しい制度論を提案するというのは、なかなか言いづらいというところもあったみたいで、あまり乗り気にならず、結構どうしようかなと困ったのですが、最終的には、結局判決を書くためには適切な審理をするということが大前提になるので、審理の進め方、争点を明確にするための手続きについて書く、ということによってようやく落ち着いたはいいのですが、いかんせん日本の民訴法の争点整理手続についての英語の文献があまりない。日本語でもそれほど研究対象として論じられているものがあまり見つけられなくて、結局はアメリカの訴訟手続を参考にして、さらに自分の同僚の裁判官へのインタビューを行って、その結果を資料にしてなんとか修論を仕上げました。その時に、日本の裁判官へのインタビュー調査というのも考えたのですけれども、これもまた

ちょっと一筋縄ではいなくて、「正式に申し込んで」と言われて、結局あだこうだしているうちに時間切れになってしまって、ちょっとそれは残念でした。また、お互い母国語が英語ではないので、伝えたいことはこちらは伝えられないし、向こうは多分言いたいことがあるんだけどそれも伝わらなくてという、やり取りが本当に大変でした。最後はカンボジアのC J Lを修了して、日本の博士課程に在籍している、日本語もクメール語もできるという留学生をチューターにして、日本語とクメール語でやり取りができて、大変助けられたという経験をしました。

完成した修論が内容としてどうだったかと言うと、やたら長かったということは記憶にあるんですけど、「がんばったね。」という感じではあったんですが、成果物としての評価よりも、そうやって修論を書き上げるまでの過程でいろいろ議論をして、考えて、自分の判断に基づいて、自分で決定して書き上げたという、そういう経験をしたということがすごく重要だということ、本人が感じていてくれたらいいなと思いました。

また、これはすでに日本で博士号を取得した修了生の話なのですが、先程リーホンさんがそういう話をしていましたけれども、日本の研究者のように仕事、講義をしながら研究をするという環境が整っていないということで、研究に必要な資料、設備、研究費、それから時間がない中で、外国で学んできたことを繰り返し延々と教えるのではなく、どうやってそれをアップデートさせながら学生に教えていくか、そこですごく悩んでいるという話があります。この点については、CALEの特

任講師を中心として「持続可能な法学教育研究活動のあり方」というテーマで検討するプロジェクトを始めたところで、まずはカンボジアから調査をして、軌道に乗ったら他の国も対象にできたらと考えているところです。以上です。

庄地美菜子 ICD教官：

村上先生、どうもありがとうございました。

続きまして、枝川さんにお聞きしたいのですが、先程の枝川さんの御発言の中にもありましたが、支援の枠組でどういことができるかという点に関して、今、村上先生から留学生の皆さんに対するアプローチの話がありましたが、実務家についてはまた違ったアプローチになると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

枝川充志 JICA国際協力専門員、弁護士：

ありがとうございます。パットとしたことを言えるわけではないのですが、実際にベトナム側とやり取りしていた実感としては、議論の前提となる条文の趣旨、そういったものを注釈書などで補っていくことが大事ではないかという気がしています。

ベトナムでは法令の整合性が問題となっています。これはベトナムのみならずだと思いますが、その際、条文同士を比較して、その趣旨に遡って紐解くことは少ないと言ってよいのではないかと印象を持っています。ベトナムという文脈で言うと、政府公認のものでいいので注釈書、あと教育ということで言えば教科書作り、こういったものが不要じゃないかという気がし

ています。そうすることがベトナムの法律状況を、それを法学というか法理論というかは別にして、より豊かなものにすることはできないかなという気がしています。

もちろんこれは個人的な実感というか考えですけれども、実際には条文を順に文章化して解説した教科書というのがあります。しかし日本とは異なっています。日本の法学の教科書というのも、時間とともに多分変化を遂げてきたのではないかと思います。30年前40年前の教科書を見ると、縦書きで字だけというのもあると思います。最近の内田先生の教科書などは、多くの皆さんが読んでいると思うんですけれども、図が描いてあって非常に読みやすく分かりやすくなっていて、これまでのものが読みにくいというわけではないんですけれども、教科書の在り方もどんどん変わっているように思えます。しかしどういう注釈書とか教科書が良いのかというのは、これは一概に言えないんですけれども、そういうものがあると法律を議論する土壌というのが非常に豊かになっていくのではないかなという気がします。何のための注釈書か、教科書かという議論から始めることになるかもしれませんが、ベトナムとの関係ではそんなことを思います。いま申し上げたことは、専門家時代に自分の周りに座っていたスタッフだとか、今、名古屋大学に留学している人からインタビューしたりして、どういった教材で勉強をしてるかということ聞きながら、改めて考えてみたという部分がありますので、ひょっとしたら事実誤認があるかもしれません。

実務家について違ったアプローチがあるか、というような問いかけだったと思うのですが、こういうことが必要だという話

と、それが実際に出来るか、実現可能か、どうしたらいいか、という話はまた別かと思えます。こういったことを誰と議論するかということもあるのですが、機会があれば、例えば司法省とか大学の先生だとかそういう人たちとやれたらなと思えます。学生さんたちと話していると、やはりベトナム法を学ぶための材料が限られていると。これは弁護士の人に聞いてもそうなのです。勉強する教材が少ないというような話を聞かされます。そういう意味では「研修の機会を増やしてほしい。」という話もあるのですが、実務家ということ言えば、教科書的なもの、書籍ですね。日本の経験ということ言えば、日本はやはりそういったものが非常に豊かに揃っていると感じます。そういったものをベトナム語にしていだけでも、かなりインパクトがあるのではないかなという気がしています。そういった観点から教科書とか注釈書という話をさせていただきました。ありがとうございました。

庄地美菜子 | CD教官：

枝川さん、ありがとうございました。ここまでパネリストの皆様から御経験を踏まえ、特に対象国における法学のあり方、法学教育の充実という観点からいろいろなお話を伺ったところでございます。本当にすぐに答えが出る問題ではなく難しい問題ではございますが、これから考えていくべき大変重要な問題であると思えます。いろいろなお話をお伺いして、法の支配の基本となる人材育成をしていくにあたり、こういう点にフォーカスした法制度整備支援をどう発展させていくかということについて、さまざまご示唆をいただいたところなん

ですけれども、最後に、今後の法制度整備支援に必要なこと、求められていることはどういうことなのかということにつきまして、折角の機会ですのでパネリストの先生方からお一言ずつ頂戴できればと思います。

まずは福岡さんからよろしく願いいたします。

福岡文恵 千葉地方検察庁検事：

ありがとうございます。私が専門家としてカンボジアに派遣されていた時代というのは、裁判官の養成をメインで行っていたのですけれども、私が離任する際に最高裁の副所長からお話をお聞きした際に、「裁判官の養成だけをしていたのではダメだ。」ということ強く言われました。裁判官だけではなく、弁護士が力をつけてきちんと訴訟に対応することにより、裁判官には、適切に訴訟進行しなければいけない、法に従った適切な判断をしなければいけない、というプレッシャーがかかるので、裁判官だけではなく弁護士、さらに検察官も含め育成していくことがまだまだ必要なんだ、というお話をいただきました。さらに、法曹関係者だけではなく、私自身プロジェクト活動をやっていくなかで、関係機関の職員もきちんと養成していくことがすごく必要だ、ということを感じておりました。例を挙げますと、民事訴訟法の中には不動産執行に関する規定があり、公告の規定があったり、地籍管理所から裁判所に登記簿謄本を送付しなければならない、そういう規定があるんですけれども、それらの規定がかなり多く無視されているような現状になっているんです。なぜそんなことになっているのか裁判官に話を聞き

ますと、「公告しても誰も見ないからそんなのやっても仕方がないんだ」という回答があったり、「地籍管理所が登記簿謄本を送ることに応じてくれないんだからしょうがないんだ」という回答でして、裁判官がいくら法を守ろうと必死になってやっても、関係機関がそういう意識がないので結局、法を遵守した形での手続きができないですとか、国民に法の理解がないのでなかなかうまくいかない、というようなことがあるという話をよく聞き、裁判官が法を守っていくことを難しくさせるような社会状況があるんだなということを強く感じました。ですので、裁判官、検察官、弁護士だけではなく、関係機関の職員や一般国民に対する教育、育成ということも必要になってくるんだなということを、私自身は感じておりました。

個人的な意見ですけれども、カンボジアに関しては、法制度整備支援がやらなければならないことは数多く残っているのではないかなと感じており、それについてどこからどのようにアプローチしていけば適切な運用が広まっていくのかということ、しっかり日本側でもカンボジア側でも双方で協議をしていくことがすごく重要になってきているなと感じております。

さらに支援をやっていく方法としては、カンボジアの人々が支援の受け手ではなく、まさに担い手としてしっかりと動いていくということが必要になってくると思っております。日本の支援がいつか終わるということを見越し、日本が手を出すところは最小限にしていかなければならないということ強く実感しております。カンボジアに当事者意識を持ってもらうような持続的な支援の仕組みづくりが必要だというこ

とを痛感しており、それはカンボジアに限らず他国の支援でも重要なのではないかなと思っております。以上です。ありがとうございました。

庄地美菜子 ICD 教官：

福岡さん、どうもありがとうございました。

では続いて、村上先生、お願いできますでしょうか。

村上正子 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、同大学大学院法学研究科教授：

CAL E、CJ Lは、大学にあるセンターということで教育と研究と両方の側面を担っていると思っています。二本柱というよりは、教育と研究が相互に補い合いながら両方が発展していくというのが理想だと思っています。教育が充実するとそれが研究の発展につながり、研究が発展すればそれが教育の充実にも跳ね返ってくるという相乗効果で両方が発展していけるように、そういう形でCAL Eがその手助けをできればと考えています。

一言で今後の課題を述べますと、やはり裾野を広げるということではないかと思っています。先程も申し上げたと思いますが、理想としては、日本で学んだ修士が母国に帰って、そこで自ら研究者を育てていくという、現地での研究者再生というのが最終的には理想だと思っています。CJ Lも今は法学の特任講師を日本から派遣しておりますが、将来的には先程のリーホンさんのように、現地の大学で教えている現地の研究者をセンターの法学講師として迎え入れ、その先生達を中心にセンターを運

営できるようにしてほしいと考えております。センターの現地化と言っているんですけども、センターの現地化に向けた対策として、先ほど教材作成のお話をちょっとしましたが、教材作成のときに各パートを担当した執筆者が、どのような意図で、何を伝えたかったか、ということを説明したティーチングマニュアルを作成するようにはしたりもしています。加えて、日本に留学経験のない現地の講師も育てていくことも必要ではないかなと思っております。CAL Eの役割としては、そのような修士との共同研究をどんどん進めていくことで、研究のノウハウを彼らに提供するとともに、リカレント教育も兼ねたさまざまなワークショップやセミナーを開催することで、ともに発展していくということが重要であると思っています。これまでもお話に出てきましたが、彼らの研究をサポートするためにも、また我々の研究が発展するためにも、判決のみならず立法資料、立法の趣旨や立法時の議論、そういったものも広く一般に公開されるといいなと思っています。

他方で、国内の人材育成というのも重要な課題だと思っています。法整備支援の中心を担われてきた先生方の多くは、幸い今でもご健在でいつも貴重な御意見を多く承っていますが、これを担う若い世代をこれからやっぱり育てていかなければいけないなと思っています。まずは裾野を広げるという意味で、少しでもアジアに目を向けて興味を持ってもらいたいということで、名大では法科大学院生向けの法整備支援の科目を設けたり、CJ Lでの講師体験や、CAL Eの研究協力員を募ったり、あるいは留学生自身が自国の文化や言語を紹介す

る交流会を開いたり、ちょっと今コロナで活動が制限されていたんですけども、それもだんだん出来るようになってきていますので、いろいろな工夫をしています。一般的に法科大学院から研究者を目指そうとする学生がなかなかいないというのは、どこの大学も共通の課題だと思っています。もちろん本日のパネリストである枝川弁護士や福岡検事のように、法曹実務家として法整備支援を支えていくということも重要だとは思いますが、研究者、大学の教員として理論面を支える人材を育てていくということも、また重要であると考えています。

ちょっとここでエピソードを紹介させていただくと、名大では今年から学部の1年生向けの基礎セミナーという2単位の科目で、C J Lの法学特任講師の経験もある講師が、法整備支援をテーマにした講座を担当しているのですが、そこに高校生の時に鮎京先生の話聞いて法整備支援をやりたい、それで名大に来ました、という1年生の学生がいて、そういう子をちゃんと育てていかないといけないね、と話していたところです。

まだ時間があるようですので個人的な話をしますと、そういう私も、2016年に名大に赴任するまでは、恥ずかしながら法整備支援のことは全然知りませんでした、そんな私がCALEのセンター長をやっているで大丈夫かと思われるかもしれないんですけども、実は私は、先ほど民事訴訟法専門と申しあげましたが、私の指導教授はカンボジアの民事訴訟法の起草に携わった竹下守夫先生でした。大学院の時にそんな話を先生から伺った記憶もありながら、なかなかそこが繋がらなかったのですが、

今回センター長になって、法整備支援のことをちゃんと本格的に勉強するようになって、竹下先生からバトンを託されたんじゃないか、自分が研究者になった意味はここにあったのかもしれないと、勝手に使命感を感じて一人盛り上がっているところです。私もそういう意味では裾野の一人と言いますか、今まではなんとなく法整備支援というとアジア法の専門家じゃないとできないんじゃないかとか、ちょっと距離のある感じで思っていましたし、法整備支援というのも法令整備だけかなと勝手に思っていたのですが、こう最近いろいろ話を聞いていますと、様々なアプローチがある。色々な関わり方ができ、アジア法を専門にしていなくても自分の専門を介して貢献といいますか関わり方ができる。私でも法整備支援に関わることができるんだという、そういう自信を持ったといいますか、色々なアプローチで発展させることができるのだから、そういう形で、例えば法学研究科の、これまであまり法整備支援に興味を持っていなかった先生方と一緒に研究したり、学生にも興味を持ってもらえるような色々なアプローチの仕方があるんだよ、ということ伝えていけるようになると思います。この思いを竹下先生に直接お伝えできないのが残念ではありますが、これから頑張りたいと思っています。

CALEは今年20周年記念を迎え、節目の年ではないかと考えており、これまでやってきたことを踏まえ、これからどう発展させていくかという大きな転換期に来ていると思っています。これまでやってきたことを国内外の次世代につなげていくためにも、これまでの活動の成果でさまざまな法整備支援がどれだけ各国の一般市民に還

元されてきたのか、それを他国の支援と比較するなどし、検証し、それに基づき次に何をすべきかを理論的に考えていくこと、そして、日本の法整備支援の姿を正しく世界に発信していくことも、CALEが果たすべき役割ではないかと、改めて確信したところです。今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

庄地美菜子 ICD教官：

村上先生、幅広い観点からのお話どうもありがとうございます。

続きまして、枝川専門員、お願いします。

枝川充志 JICA国際協力専門員、弁護士：

ありがとうございます。今、鮎京先生の話がありましたが、全然関係ないことですが、私は以前JICAの職員をしていたのですが、退職し、名古屋大学のロースクールに入りました。授業で鮎京先生の法整備支援論というのがあって、2004年から05年くらいですけれどもその授業に出席していました。その後ベトナムに行って法整備支援に携わったというのは何かの縁を感じる次第です。期末試験がたしか「法整備支援とは何か」という、すごいテーマの試験だったのを覚えています。以前、JICAにいたということもあり、何とか回答を書かなきゃと思って一生懸命書いたのを覚えています。

話を戻して、長い法整備支援の歴史の中で数年携わっただけでどうあるべきか、というのを語るの是非常におこがましいとは思いますが、せっかくこのような機会を与えていただいたので少しお話しさせていた

できます。

法理論とか教育にせよ、自分たちの言語空間だとか生活社会環境を通じて、これまで何らかの形で法理論、法律実務というのはある程度確立したり存在していると思います。にもかかわらず、それを外国人の目から見て、たとえば法理論が足りていない等というのは、ある意味で簡単なのかもしれないし、それはある種、期待を込めて言っている場合もあるかと思います。仮に内田先生が言うような法の仮想空間を移し替える言語というものにまだまだ発展の余地があるというのであれば、一つの方法としては、本日ずっと議論されている留学というものが有効な方法としてあるのではないかという気がしています。

私が先ほど内田先生に質問をして、法学の形成に外国人が出来る事は限られているという話がありました。本当にその通りだなという気がしています。当該言語の習得というところまでいかないと、そういった領域には具体的に関与できないだろうという気がしています。日本に仮に留学して日本法を学ぶ機会があれば、日本法の下で確立されている法理論とか法教育のあり方、そういったことを学ぶ機会があればいいのではないかという気がしています。そうすることで自国の法のあり方、法理論・法教育のあり方、そういったことと相対化することで、内発的に何か気づきを得る、あるいは内発的な発展を期待する土壌ができるのではないかという気がしています。

こうしたある種の期待や仮説が正しいとすれば、問題となるのは今度は留学の中身ではないかと思います。留学すればいいのかということではなく、留学した時にどういうことを学んでいくのかということ

す。それは、こちらが法教育とか法理論が
発展してほしいという願いを込めて留学の
プログラムを組むのか、純粋に彼らが期待
するものを提供するということになるの
か、そこは答えがないところですが、
そういう形で留学の中身ということ
を考えていくことも必要ではないかとい
う気がしています。

学生ならまだしも、実務家ということに
なると、留学して自分の思考を、確立さ
れた自分のある種の法的な思考を変え
ていくのはそれほど簡単ではないと思
います。留学の機会を得て、それを相
対化できる余地があるのであれば非
常に有効なのではないかという気が
しています。外国の人が「こういう
やり方がいいんだ」ということ
で言っただけではなかなか変わ
っていかないと思います。です
ので相対化する場を作って内
発的発展を期待していくとい
うことが、ありうる形の一つ
ではないかという気がしています。

本当はこういった内容を話す形で原稿を
用意しなかったんですけど、別のことを
話そうと思っていたのですが、今日
ずっと議論を聞いていて、以上
に述べたような事が考えられる
のではないかと思います。
どうもありがとうございました。

庄地美菜子 | CD教官 :

枝川さん、どうもありがとうございました。

続きまして、松尾先生、お願いでき
ますでしょうか。

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 :

ありがとうございます。既に福岡さん、

村上先生、枝川さんがおっしゃって
くださったことに本当に深く共鳴いた
します。少し重なってしまうんです
けども、私からは今後の法制度整備
支援に向けて3点、まとめの話を
させていただきたいと思いま
す。

1点目は、法令整備支援から法学教育
支援へとシフトしていく中で、直接・
間接に関りをもつ人々の範囲をど
のように拡大してゆくかというこ
とです。法学教育や法理論の育成
について、法制度整備支援でも関
心を持っていくことが大事じゃな
いかというときに、先ほど福岡さん
から裁判官だけでなく弁護士とか
関係機関の職員も対象にすべき
ではないかというお話がありました。
私もその意見に賛成で、さらに大
学も関係者に積極的に巻き込んで
、その中で法学教育のための教
材作りとかカリキュラムについて
の情報交換等を通じて、人材育成
の裾野が広がる効果をもつよう
な協力をしていくということも、
ひとつの重要な道であるし、強
化の余地のある点ではないかと思
います。将来、法の運用もそう
ですし、法改正をも担い得る人材
の育成というものに協力することが
重要ではないかと考えます。立法
担当者や大学との関係については
、緊張関係があるように感じられ
て、もう少し風通しが良ければ
いいのになと思う国もあります。
決して邪魔をするということに
なってはいけないわけですが、
多くの関係機関が人材をできる
だけ提供し、良い法律家を育ん
でいけるような仕組みに助力でき
たらなと思っています。

2点目は、留学生の受け入れを通
じた人材育成ということ。比較法
や基礎法、法改革のグローバルな
動向を踏まえての自国法の発展
に関心を持つ留学生をできるだ

け受け入れ、個人の能力の養成とともに、さまざまな国際的なネットワークを広げられるような環境づくりということも、法制度整備支援のメニューの1つとして、大きな意味があるのではないかと考えます。引き続きこの点は、多くの方々の御協力を得て実現できればと思います。

そして、3点目は、法学とか法理論というときのコアになるものは何かということです。法学や法理論も歴史や文化の影響を免れないことから、共通の法理論とか共通の法学ということを中心に語ることはできないと思う一方で、例えば非常に特殊な裁判制度というものが残っていて、それに対しては批判的なコメントも必要かもしれない。ローカルなルールとして尊重すべきものと、国際的な標準化を図る余地のあるものを識別しながら、法理論の中身というのは、どこまで多様でどこまで共通化することが可能なのかということも問い続けていかなければならないと思います。その際には、例えば、中国の法家思想をどういうふうに英訳し、説明するかというときに、それは the rule of law ではなくて、rule by law であるという説明もあって、the rule of law にはちゃんと the がついていて一方、rule by law というときには、やや悪口のようなニュアンスもあるようなのですが、それだけでは片付けてしまえないものが、やはり歴史的な背景を踏まえるとあるのではないかと思います。長い伝統の中で形づくられてきた法観念の歴史的・文化的背景をしっかりと踏まえつつ、動的な発展プロセスの中で、法家思想の伝統や、中国で考えられている依法治国の展開について、理解していく必要があるように思います。つまり、rule by law も the rule of law に至

るプロセスの一部として理解することを可能にするような共通枠組法理を探求することも可能かつ必要ではないでしょうか。そういう可能性について謙虚になりつつ、法学や法理論のコアになる中身について、国を越えて議論していくということも、今後の法制度整備支援のあり方を考える際の一つの手がかりになるのではないかと思った次第です。

問題解決の指針には全くなっていませんけれども、感想ということで述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

庄地美菜子 ICD 教官：

松尾先生、どうもありがとうございました。

ここで寄せられている質問に皆様からお答えいただきたいと思います。会場の皆様、またオンラインで御参加の皆様、さらに質問を寄せていただければと思います。

すでに頂いている質問です。この質問に関して松尾先生にお答えいただきたいのですが、「途上国においては、時期に応じて宗主国も異なることがあるため、法律も制定された年代に応じて、背景となる法体系が異なるなどもあるかと思いますが。実務面において、そのような場面には遭遇されましたでしょうか。また、その時はどのような工夫をされるのでしょうか。ご教示いただけましたら幸いです」という御質問を頂いています。

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授：

大変難しい問題で、すぐにお答えすることができないかも知れません。確かに、法

整備支援の対象国は、ネパールを除けば、すべて植民地支配を受けた経験をもっています。中には、複数の国の植民地支配を受けた国もあります。例えば、スリランカはポルトガル、オランダ、イギリスの支配を受けましたし、インドネシアもイギリス、オランダの支配を受けました。フィリピンはスペイン、アメリカの支配を受けています。そして、植民地支配の時期に形成された法概念や制度が残っている場合に、それに対して、法整備支援をする際にどうふうに対応するのかという御質問かと思えます。

1つの国で慣習や立法によって形成され、実務で用いられ、国民や法律家の意識の中に定着した法概念や制度は、簡単に覆すことはできませんし、別のもので置き換えることも容易にできないと思います。したがって、新たな立法をする時には、それを維持するか、修正するか、あえて廃止するかが問題になり、議論がなかなかまとまらないということはあるように思います。私の経験の中では、例えば、かつてラオスの契約法（1990年）5条は、契約の有効要件の1つとして、契約には合法的な動機（ないし理由）（ヘートポン）が存在しなければならないと規定し、同13条はそれを欠く契約は無効であると定めていました。これは、その後改正された契約内外債務法（2008年）10条および18条に引き継がれました。そのルーツは、フランス民法（2016年改正前1108条、1131条参照）の cause の概念に影響を受けた契約法の起草者の理解にあるということなのですが、ラオス民法典を起草する際に、それを維持すべきか、削除すべきかが議論になりました。民法典（2018

年）は「法律行為」（ニティカム）の概念を導入し、法律行為の有効要件（17条）やそれを欠く場合の無効原因（22条）では動機を取り入れなかったのですが、契約の有効要件としては、依然として契約の動機を維持することになりました（366条2項、376条1項）。しかし、これも最終解決ではなく、暫定的な対応かも知れませんが、今後実際に条文を解釈・適用しながら、また、比較法的研究も行いながら、改正される余地もあるように思われます。最終的には、法理論の成熟を待つ必要があるように思われます。これは一例にすぎませんが、そういう形で、一つひとつ対応していくほかないのではないかと思います。適切な答えになっているかどうか分かりませんが、とりあえず以上です。

庄地美菜子 | CD教官：

松尾先生、どうもありがとうございます。

それでは、次に来た質問なんですけれども、オンラインで頂いた質問なんですけれども、これについて福岡さんにお答えいただきたいと思うのですが、「根本的なことですが法学の発展とは何を意味するかについて、実は結構難しいのではないかなと思いました。内田先生のお話にもありました通り、それぞれの国での法学はそれぞれ国ごとに異なるものであり、例えばベトナムの法学など、それぞれのものがあるのではないかと思います。とはいえ、ここはどの国でも共通として必要な法学としての最大公約数のものがあるようにも思います。これは一体何であるとお考えでしょうか」という質問を頂いています。とても難しい質問なのですが、私の理解、もし間違っていたらす

いません。私なりに考えたところですが、私も福岡さんも法整備支援の仕事するまで現場の検事として走り回っていて、学者の先生のように法律的なこと、法学・法解釈学ということを真剣にと言ったら語弊がありますけど、そればかりをフォーカスして考えることはなかった。少なくとも私はなかったのです。ただ、実際自分が法整備支援に関わるようになってきたら、自分の勉強した環境というのは大学1年生の時から判例百選が普通にあって、判例はこうなってる、通説はこうなってる、反対説はこうなってる、という、それは当たり前にある世界での法律を勉強したということが、決して当たり前の法律の勉強の仕方ではなく、国によってさまざまということを知ったということがあります。そういう状況の中で、実際、福岡さんは現地のカンボジアに行かれて同じ法律家同士で接してみて、こういうところをもう少し改善、改善というか向上すればさらにいろんな問題が解決するんじゃないかとか、そういうことを法律家として身につけるスキルであるとか考え方であるとか、そういうことについて何か、もうすでにこれまでのお話で多く教えていただいたところなんですけれども、何か実感されることがあれば教えていただけたらと思います。

福岡文恵 千葉地方検察庁検事：

ちょっと適切な回答になるかは分からないんですけども、私が現地で感じていたことなどを含めてお話しさせていただきたいと思います。

現地で活動していると、セミナーだけではなく日々、裁判官の皆様から「この問題はどういうふうに考えればいいのか、こ

れはどういう結論になればいいのか」という質問を本当によく受けていたんですね。そういうなかで、裁判官の皆さんが求めている回答としては、良い結論はこれだ、というものを求めているんでしょうけれども、そうではなくて、私たち専門家が意識していたのは、結論だけ回答するのではなく、その問題は、この条文との関係で問題となってその条文の趣旨はこうです、その趣旨からするとこういう結論になります。ただそこでちょっとした必要性といいますか、別の結論を取らなきゃいけないという必要性もあるので、こういった解釈もできますよ、という、いくつかある考え方を説明して、その中でカンボジアにとって一番適切な方法を取ってください、というような回答をするように心がけていました。カンボジアのこれまでの社会状況ですとか文化ですとか、そういったことはそれぞれの国で違うんでしょうけれども、条文の趣旨がこうだから趣旨から考えるとこうなります。ただ、こういった別の考え方もありますという、その考え方自身は世界でも共通であって、そこはどの国でも同じように考えるべきところなのではないかなど。ただ最終的なカンボジアで取るべき結論としては、その国の事情に応じて変わってくるというところで、今の回答になっていればいいんですけども、私からの回答は以上です。

庄地美菜子 ICD教官：

福岡さん、どうもありがとうございます。

会場から内藤部長、挙手を頂いているのでお願いします。

内藤晋太郎 ICD部長：

国際協力部長の内藤でございます。本日はパネリストの皆様、どうも大変ありがとうございました。

私からは、一つ質問をさせていただければと思います。法律解釈の上で、法律の趣旨でありますとか、起草の過程、あるいは裁判例というものが重要であるということについては、これは全く異議のないところでもありますし、その通りであろうと思います。一方で、そういうものが分からなければ正しい法律の解釈がやはりできないということになると、専門の法律の方にとっても分かりにくいわけでありまして、一般の方にとっても分かりにくい部分があるんだらうと思います。そういう意味では今般、内田先生がご尽力されたと思うんですけども、債権法改正の一つの目的として、一般国民にとっても分かりやすい法律というものを示すということも、おそらく大きな課題なのだらうと思います。そこで、既にある法律を解釈するときの法律学といいますか法理論の在り方、その教授の仕方とともに、これから法律を作るときに、どのように法学、あるいは法理論というものを生かしていけばいいのか。またそれを、相手の国の方々に伝えていけばいいのかということについて、何かご示唆をいただければ幸いであらうと思いました。松尾先生、お願いいたします。

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授：

ありがとうございます。本当に根本的な問題ですし、法整備支援においても、実際直面することがある問題かと思えます。

適切かどうか分かりませんが、具体

的な例を出してお話の方がよいと思いますので、2017年に制定されたネパールの民法典を題材にして考えてみたいと思います。同法第5編は契約、その他の原因に基づく責任 (liability) に関するもので、第6章は売買契約について定めています。しかし、同章は動産売買について定めていて、不動産売買には適用されないことになっています。不動産売買については、財産 (property) について定める第4編の中で、売買による所有権の譲渡に関する条文が、目的物に欠陥があった場合は、証書に明示的に記載されたことと異なるときにのみ、損害賠償の救済を受けられることを定めるなどにとどまっています。それらの規定を法律の専門家でない者が探し出すのは、必ずしも容易でないように思います。それは、動産と不動産に共通する売買契約の規定を、契約等の原因に基づく責任に関する第5編には入れていないことにもよります。この点は、起草当時から繰り返して議論になった点ですが、起草者の納得が得られずに、現時点ではこのような形になっています。もし、ネパールの民法学で、債権・債務の発生原因としての契約に関する一般的な法理論があって、その中で動産売買および不動産売買に共通する売買契約の理論があり、さらに動産および不動産に関する各論が展開されるといふ形での法理論が成熟し、大学などでも一般的に教えられ、普及していれば、立法に際しても、国民にとってより分かりやすい規定の仕方がありえたかも知れません。しかし、ここでもネパールにおける法観念および法学の歴史的特色を無視することができないように思われます。それは、一つの問題には一つの解決ルールがそれぞれ独立して存在してい

て、ある問題が起こると、それに直接当てはまるルールを探して適用するという発想が、非常に根強く続いてきたように思われます。そこでは、一般規定と特別規定という形でレベルの異なる法規定の階層構造について、少なからぬ違和感があるようにも思われます。その結果、消滅時効についても、一個一個の契約とか不法行為ごとに規定が置かれていて、訴権時効的な色彩が強いのですが、それらについて一つのまとまった消滅時効規定というような一般規定は置かれませんでした。しかし、各々の時効期間のアンバランスも問題になりえます。今後は、そういうことについても議論して、消滅時効についての一般的な法理論が成熟してくれば、将来、国民にとってもより分かりやすく、納得がゆく改正へと繋げてゆく余地があるように思われます。

したがって、内藤部長が今提起された問題は、やはり非常に重要な問題で、法理論を豊かにすることにより、それを国民にとって分かりやすい立法に反映させるという効果は、大いにあるのではないかと考えています。

庄地美菜子 ICD 教官：

松尾先生どうもありがとうございます。

他に会場から御質問ありますでしょうか。あるいはオンラインの皆様御質問ありますでしょうか。

では、坂本教官お願いします。

坂本達也 ICD 教官：

ICDの教官の坂本と申します。本日は、皆さん貴重なお話をいただきありがとうございます。先ほど村上先生のお話の中に、センターの現地化に向けた方策とし

てティーチングマニュアルの作成を検討しているというお話があったと思います。支援対象国の法解釈が発達していない現状においては、日本における法学教育のように実定法の法解釈を中心とした講義を展開することは難しい面があり、支援対象国の大学あるいは法曹養成機関における講義も、自ずから条文を教え込むだけの講義になっているのではないかという想像をしています。そこで、CALEにおいて、センターの現地化の方策として考えておられるティーチングマニュアルは、こういったものをイメージされているのかという点につきまして、少し補足して教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

村上正子 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、同大学大学院法学研究科教授：

御質問ありがとうございます。まず、ちょっと私の説明が足りなかった点があるかもしれないですけども、ティーチングマニュアルを作っているのは、教材の改訂をしている『日本の法システム』というテキストのティーチングマニュアルです。これはまだ具体的な民法の条文何条とか、そういう条文の体系を前提にしたテキストではなく、もっと日本の明治以降どうやって法を継受して発展していったかとか、背景や社会構造、政治状況や経済状況、そういったところとの関係で、言ってみれば、ちょっと法学入門的な部分を解説した教材なので、細かい条文の解釈というよりは、法の発展と言っているのかどうか分かりませんが、どうやって日本が西洋の法を受け入れて、独自に発展させていったか

という、もうちょっと大きな話を書いたテキストになります。そうすると、やはり大きな話なので、執筆者がどこに重きを置いて何を伝えたかったかというのをはっきり示しておく必要があるのかなと。できるだけ各センターで共通して教育を均質なものとしてやりたいという、そういう目的があるので、そこをまずはっきりさせておいたほうがいだろうということで、どういう意図で何を一番伝えてほしくて書いているのかというところを、はっきりさせたティーチングマニュアルというものなので、日本のロースクールなどでイメージしているようなティーチングマニュアルとはちょっと違うものかと思います。よろしいでしょうか。

坂本達也 | ICD教官：

ありがとうございました。

庄地美菜子 | ICD教官：

村上先生ありがとうございました。

時間も迫っております。これが最後にしたいと思うのですが、会場の國井教官からお願いします。

國井弘樹 | ICD教官：

ありがとうございます。ICD教官の國井と申します。今日は非常に興味深い話をパネリストの皆さん、ありがとうございました。

私は枝川さんや福岡さんと同じようにJICAの長期専門家としてミャンマーに赴任しております、その中での苦労話じゃないですけども、それを踏まえて、今日感銘を受けたので感想めいたことを言わせてください。

法整備支援の三本柱と言いますが、この成果というのはなかなか出しづらいもので、法令作成については比較的、成果が明確な一方、人材育成というのは短期間で成果を出すのは非常に難しい。例えば、私がミャンマーを初めて訪問した際、新任裁判官の研修を見たところ、講師役のベテラン裁判官が条文を読み、それに続いて研修員の新任裁判官が声を揃えて条文を読みあげるといようなことをやっていて、非常に驚いたことを覚えています。私たちは、限られたプロジェクト期間で、どうやって成果を示すかというところで、先程おっしゃっていたティーチングマニュアルみたいなものを作ったらどうだろうか、トレーニングオントレーナーをやってみようということで、模擬講義のようなことをやって、ミャンマー検察の研修部門に所属する中堅検事を講師役、私たちが生徒役になり、次に私たちが講師役、彼らが生徒役というように交互に講義を行い、その後、感想を言い合って、そこから得たものをトレーナーズマニュアルのような形で残していく、そういうことで、何とか短期間で成果を出していこうという取り組みをしたことを覚えています。今日お話伺った中でも、皆さんが「教育」という、時間がかかってなかなか成果が出しづらいこの分野で、悩みながら試行錯誤しながら活動されていることに深い感銘を受けました。また引き続き、厳しい状況があると思いますが、微力ながらICDも応援していきたいと思っております。今日はありがとうございました。

庄地美菜子 | ICD教官：

國井教官ありがとうございます。それで

は、パネリストの皆様方に今一度大きな拍手をお願いします。

ありがとうございました。それではパネルディスカッションをこれで終了したいと思います。

閉会挨拶

茅根航一 ICD教官：

それでは最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事長 大野恒太郎様より閉会のご挨拶をいただきます。大野様、よろしくお願いたします。

大野恒太郎 公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長：

はじめに、本地基調講演を行われた内田先生、それから留学経験者セッションに参加されたラオスのヤックさん、カンボジアのリーホンさん、パネルディスカッションに参加されたパネリストの皆様方、そして、連絡会の準備運営にあたった法務省法務総合研究所の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

法整備支援連絡会は、今回で23回目を迎えました。昨日は、専門家会合で法整備支援の方法順序を中心に協議を行いました。本日は、公開プログラムとして、午前中の関係者、関係機関からの活動報告に続き、午後は法整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割をメインテーマに、実務家養成の在り方等を中心に議論いたしました。

基調講演をされた内田先生は、法典が制定されたからといって、それが直ちに実際にうまく運用されることにはならない。それでは法典の運用を成功させるものは何

か、というように問題を提起されました。

これは、法整備支援に携わる者が等しく常に感じている問題だろうと思います。

こうした問に対し、先生は、我が国が明治期において近代法を導入し、これを運用して定着させてきた過程をつぶさに分析された上で、必要なのは法概念を用いて法的な議論を成し得ることであり、それがすなわち法学であると解き明かされました。法学は、生の事実関係を権利義務からなる法の仮想空間に置き換える際のツール、いわば言語となるものであり、そうした法学の成立を促進し、これを担う人材を育成することが決定的に重要である、と言われたのです。先生のご講演を伺い、それまで法実務に関わってきた者として、法理論や法学教育の果たす役割について、改めて目を開かれる思いがいたしました。

ここで、わが国の法整備支援に目を向けますと、それは、相手国に寄り添って、その文化や伝統も踏まえながら、可能な限り自発性を尊重する形で進められてきました。また、法典の制定にとどまらず、その運用や実務家の養成にも力を入れてまいりました。それはまさしく、内田先生が本日説かれたような方向を目指すものであって、相手国における法学の形成を図ることに通じ、わが国における近代法導入と定着の経験に根ざした法整備支援のあり方であることができると思います。

ところで、近年中国をはじめとするアジア経済は、目覚ましい発展を遂げ、急激なIT化の進展が人々の生活や社会経済のあり方を抜本的に改めつつあります。そして、先端的なITや商事等の分野においては、一層国際的に共通した取り組みが求められています。こうした状況を踏まえ

と、わが国に求められる法整備支援の方法も、新たに生じている法的問題への対処を相互に研究し協働する、つまり日本側も学んでいくという双方向的な部分が次第にウェイトを増していくように思います。

しかし、そうした中においても、法を共通のツール、あるいは言語として用いて問題を解決していくためには、法学やこれを身に付けた法律実務家の存在が必要不可欠です。したがって、法律実務家を養成していくという重要性にはいささかの変わりもないように思います。

こうした意味で、実務家養成の在り方を取り上げた本日の連絡会は、時宜を得たものでした。基調講演はもとより、これに引き続く留学経験者のセッション、パネルディスカッションから法を実際に運用していく上でその前提となる法理論、あるいは法学教育の在り方に関して、問題の所在、あるいはこれを克服していくための方法について、多くの示唆が得られたように思います。また、留学経験者やパネリストの皆様の法整備支援に寄せる熱い想いを伺いまして、とても感動いたしました。

他方で、わが国が法整備支援を充実させるためには、官民学それぞれにおいてその担い手を広げるとともに、官民学の間の一層の連携と交流が必要です。当財団はそうした点でもお役に立ちたいと考えております。

なお、最近法整備支援の相手国であるミャンマーにおいて軍事クーデターが発生し、ヨーロッパにおいてもロシアがウクライナに侵攻するなど、法の支配を揺るがすような事態が生じています。そうしたことから、法整備支援について、時に悲観的な意見を耳にすることもあり、ミャンマーの

ようなケースをめぐっては、昨日の専門家会合において活発な議論がなされました。

しかし、わが国の行う法整備支援は、これまで長期間にわたって続けられてきたことによって高い信頼を勝ち得てきました。そして、それは、相手国における経済的な発展の基盤となるものであると同時に、法が人々の権利を守るという作用を通じて、人々の心の中に徐々に法の支配という概念を育てていくものでありますから、本来非常に息の長い事業です。しかも、法整備支援はビジネスと人権に関わる取り組みの中でも、特に有力な手段であると位置付けられています。したがって、私達としましては、そうした情勢の推移等に注意を払いながら、可能な範囲で適切な方法によって地道に法整備支援の取り組みを続けていくべきものというように考えております。

最後に、法整備支援が今後もアジア各国における法の支配の確立や法的相互理解の発展を通じて、わが国を含む国際社会の安定と繁栄に資するよう、本日の連絡会に参加された皆様方にも一層のご尽力をお願いして閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

茅根航一 ICD教官：

大野様ありがとうございました。

本連絡会終了の時刻となりましたが、その前に本連絡会に関するアンケートについて、改めてお知らせいたします。

オンライン参加の方向けのものとしては、アンケートは日本語と英語が併記されています。Zoomから退出された際に自動的に画面に表示されるようになっております。頂いたご回答は、今後のより良い法整備支援連絡会の企画運営に役立てたいと考

えておりますので、何卒ご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第23回法整備支援連絡会を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたり、御参加ありがとうございました。

【海外出張】

第5回スリランカ研修（現地ワークショップ） （刑事司法実務改善～公判前整理手続の運用指針策定～）

国際協力部教官

國井弘樹

1 はじめに

当部では、2019年（令和元年）度から、JICA（独立行政法人国際協力機構）国別研修のスキームで、スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）の刑事司法実務改善等を目的として、合計4回にわたり、同国の法曹三者等を対象に研修を行ってきた¹。同国では、かねてより刑事訴訟手続の遅延及びそれに起因する未済事件の増加が深刻な問題となっていたため、第1回研修では、迅速かつ確かな刑事手続実現に向けた日本の取組を広く紹介したところ、先方から、日本の公判前整理手続に強い関心が寄せられたことから、第2回研修以降、同手続の新規導入に向け、集中的に議論を交わすなどしてきた。

そうした経緯を経て、スリランカでは、2022年（令和4年）2月に刑事訴訟法が改正され、新たに pre-trial conference（以下「PTC」という。）が導入されるに至った。PTCは、第1回公判期日前に当事者等によって実施される準備手続であり、これを刑事訴訟手続の遅延解消の一助とすべく、現地法曹実務家からも高い期待が寄せられている²。

そこで、第5回研修では、PTC導入から半年を経過して直面している実務上の問題点等への対応や今後のPTC運用指針（Standard Operating Protocol/以下「SOP」という。）案等について、現地法曹三者を一堂に集め直接対面で議論等することを目的として、現地にてワークショップを開催することとした。

また、本ワークショップでは、スリランカ法曹三者それぞれが独自のSOP案を作成することを目的としており、日本側出張者もスリランカ側各機関への知見提供を可能とすべく、検察官（当職）、裁判官（当部曾我教官）及び弁護士（JICA枝川国際協力専門員）の三名で構成したほか、第3回及び第4回研修で講義を担当した米国国際開発庁（USAID）司法プロジェクトチーフの元米国検察官エメリー・アドラディオ氏も加わり、米国実務の観点からの助言等を提供いただいた。

なお、本報告中、意見にわたる部分は執筆者の私見である。

¹ 過去4回の研修についてはICD NEWS第83、87、89、91号参照。ICDホームページ（https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_Sri_Lanka_00001.html）にも掲載。第1回は本邦で研修を実施できたものの、その後は新型コロナウイルス蔓延の影響により、オンラインでの開催を余儀なくされ、今次ワークショップはスリランカに対するJICA国別研修開始後初めて現地にて対面形式で実施する研修となった。

² PTC導入に係る改正刑事訴訟法の概要や同改正法の試訳については、本号掲載の茅根航一教官執筆記事（32頁以下）参照。

2 日程等

ワークショップ：8月26日（金）～28日（日） 於ネコンボ
表敬、法廷傍聴等：同月29日（月）～31日（水） 於コロombo

3 ワorkshop概要

詳細スケジュールにつき別添1、スリランカ側参加者（合計34名／内訳は裁判官9名、検察官13名、弁護士10名、司法省2名）について別添2参照。

スリランカでは、法曹三者の対立構造が顕著で、日本において都道府県単位で開催されている法曹三者による定期会合のようなものもないため、日頃より互いに意思疎通を図る機会がほとんど存在せず、PTC導入後、その効果的運用等について一度も議論したことがないとのことであった。そこで、本ワークショップは、副次的効果として参加者同士の交流促進を図ることも目的として、夏期休暇による休廷期間の週末3日間を使い、首都コロomboから車で1時間弱の観光地ネコンボのホテルを会場として各参加者も同ホテルに宿泊してもらう、いわゆる「合宿」形式で開催することとした。

なお、裁判所からの参加者がいずれも高位裁判所（High Court）³裁判官となっているが、これはPTCが高位裁判所に係属する事件のみを対象としているためであり、本ワークショップは、実際にPTCに携わる実務家の参加を得て実施したものである。

以下、各プログラム概要について紹介する。

(1) 各機関からのPTC概要等についての発表

初日の冒頭では、参加4機関より、PTCの概要や訴訟遅延が生じている理由等について、それぞれ発表が行われた。

中でも、裁判官及び検察官がいずれも弁護人に対し、PTCにおいて同意（admission）制度⁴を積極的に活用することを強く求めており、言外に、弁護人の応訴態度を訴訟遅延の原因の一つとしてみていることが窺われた⁵。

これに対し、休憩時間等に私的に話を聞いた著名な弁護士は、「制度上は事前の全面的証拠開示が保障されている⁶が、実際には機能しておらず、十分な証拠開示がない段階でadmissionすることは不可能。しかも、有罪率は5%未満で、ほとんどの事件が無罪になる中、検察側証人の尋問前からadmissionするメリットがなく、場合によっては弁護過誤にもなりかねない。實際上、PTCでadmissionを積極的に行っていくのは困難であり、むしろ、裁判官や検察官と協議し、司法取引を行う方が現実的。」と述べていたのが印象的であった。

³ 従前は「高等裁判所」と訳されることもあったが、スリランカ High Court は、刑法犯や法定刑が短期2年以上の自由刑とされている罪等の第一審裁判所であり（刑事訴訟法第11条）、いわゆる控訴審を担当する裁判所ではないため、誤解を避ける趣旨で「高位裁判所」の訳語を用いている。

⁴ 一方当事者が特定の事実関係についての同意（admission）した場合、それで証明十分であり、他方当事者による立証は不要とされる（刑事訴訟法第420条）。

⁵ 過去の研修においては、検察官が、訴訟遅延の理由として、弁護人による不必要な証人尋問、冗長な反対尋問、度重なる不合理な期日延期等を挙げ、両者間の不信は相当に根深いと感じさせる場面があった。

⁶ PTCでは、裁判官は、検察官から弁護人に全面的開示が実行されているか確認し、必要に応じて（開示等の）命令を発出することができる（改正刑事訴訟法第195条のA(3)項）。

また、裁判官が、自らの負担軽減の観点から、P T Cの実施主体として、記録裁判官（recorder judge）⁷の活用を強く希望していることも印象的であった。裁判官は、多い方で1,000件以上の手持ち事件を抱えながら、本来的には書記官が行うべき期日管理といった司法行政事務まで自ら行っているとのことであった。

各機関からの発表を受け、スリランカにおける訴訟遅延の原因を検討するためには、当事者の応訴態度だけでなく、捜査実務を含めた、一連の手続における実務慣行を丁寧に確認していくことが必要不可欠であると痛感した。

(2) 模擬公判整理手続・模擬P T C

日本側からは、架空の殺人未遂事案を題材に、出張者3名がそれぞれ当事者役を演じて模擬公判前整理手続を行った。これは第3回研修時にも披露したものだが、今回は改めて法曹三者の協力に基づく争点及び証拠整理の重要性を強調したものとしたところ、先方は、導入間もないスリランカP T Cと比較しつつ、我々のプレゼンテーションに強い関心を示していただいた。

その後の質疑応答では、例えば①（起訴状一本主義を前提に）裁判官は公判前整理手続において証拠の要否をどのように判断しているのか、②検察官による被疑者・被害者等の取調べの可否、立会人の要否、③証拠開示の運用、④（検察庁における）部制庁・主任立会の違い、⑤公判前整理手続における被告人の黙秘権保障、⑥公判前整理手続における裁判官のリーダーシップなど、予定時間を超過するほど、数多くの質問が活発に寄せられた。とりわけ、予定主張の明示を前提とした争点整理と被告人の黙秘権保障との関係については、これまでの研修の中でも白熱した議論となり、結果として改正法には争点整理に関する定めが設けられなかったように、先方が高い問題意識を持っていることがうかがえた。

また、先方からのリクエストによりプログラムに加えられた模擬P T Cでは、実際の現地の事件記録をもとに作成した事例を題材にして、スリランカの法曹実務家が組織の垣根を越えて当事者役を演じ、時には大きな笑いを交えながら参加者の交流促進にも繋げることができた。

⁷ 改正刑事訴訟法では、高位裁判所裁判官とともに記録裁判官（recorder judge）もP T Cの主宰者たり得る旨規定されているが（同法第195条のA(4)項）、本ワークショップ参加者によれば、同時点では、その資格要件すら定められておらず、全く運用されていないとのこと。



写真左：日本側プレゼンの様子。参加者から多数の質問が寄せられた。

写真右：スリランカ側模擬P T Cの様子。裁判官と弁護人が同一当事者役を演じるなど、交流促進に繋がった。

(3) S O P案の作成

その後、裁判官、検察官、弁護人（司法省も参加）が各チームに分かれ、本ワークショップの主目的であるS O P案を作成した。裁判官チームは、事前にチェックリスト（事件がP T Cに付されてから終結するまでの間に裁判官が実施しなければならない事項を改正刑事訴訟法の規定に従って一枚紙にまとめたもの）を作成しており、また検察官チームは参加者全員が積極的に議論し合いながら、極めて詳細なS O P案を作成するなど、各グループの熱意が感じられた。

S O P素案が完成した段階で、各グループからその内容を発表してもらい、我々日本側専門家及びU S A I D専門家から若干のコメントを付し、曾我教官からは、裁判官チームに対し、争点整理の重要性及び書記官による期日管理など、書記官の有効活用の重要性等を、小職からは、検察官チームに対し、警察等他の関係機関との協力及び情報共有の重要性等を、J I C A枝川国際協力専門員からは、弁護人チームに対し、被疑者・被告人に対してP T Cの内容を分かりやすく説明することの意義等を指摘した。

各機関は、そうしたコメントも踏まえてS O P最終案を完成させた上、最終日には、法務長官局（Attorney General's Dept.）から法務長官、最高裁判所からは同判事、スリランカ弁護士会からは同会長、法務省からは事務次官補（法務担当）の参加を得て、各機関からその内容を発表いただいた。S O Pは各機関の内部文書であるため、その内容を公開することはできないが、いずれも即時運用可能で極めて実務的な内容となっており、参加いただいた各ハイレベルからも総じて高い評価を得た。

今後は、本ワークショップで完成したS O P最終案について細部を詰めて完成させ、各機関において正式なS O Pとして承認を得ることになっている。



写真左：弁護人チームの議論風景。
写真右上：検察官チームの議論風景。
写真右下：裁判官チームの議論風景。

4 おわりに

スリランカ国別研修は、新型コロナウイルスの影響等により、これまでに本邦研修を一度、オンラインでの研修を三度実施するにとどまっていたところ、今次、先方からの強い要請を受け、協力開始後初めて、現地で多数の法曹実務家の参加を得てワークショップを開催することができた。

ワークショップでは、法曹三者がそれぞれ積極的かつ主体的に議論に加わって、すぐにでも実務で運用可能なSOP案の完成に至り、短期間のワークショップではあったが目に見える成果を出すことができた。また、ワークショップを通じ、スリランカ刑事司法手続の改善に向けた現地実務家の情熱とともに潜在的能力の高さを感じることもできた。

このように、本ワークショップはPTCの有効活用に向けたSOP案作成を目的としたものであったが、我々としては、スリランカの法曹実務家に我が国による法制度整備支援の実際を対面で体験いただき、今後の協力関係についての議論・検討の基礎を構築したいとの思惑も有していた。その点、ワークショップのプログラム外の交流等を通じ、例えば複数の参加者から「自分の経験上、スリランカの法曹三者が同じテーブルで

議論したのは初めての経験で、自国内でこのような機会を得られるとは思ってもみなかった。日本の招待だからこそ実現したもので、今後もこうした交流によって相互理解を深めていきたい。」旨の温かい言葉をいただいたり、また私的な会食等で所属を超えて自由闊達な議論を交わしたりすることもでき、オンラインではおよそ困難であった実質的な意思疎通を実現することによって、先方法曹三者内部の交流を僅かでも促進させることができたとすれば、それこそ最大の成果といえよう。

しかしながら、2013年から1年半にわたって行われた調査によれば、警察による逮捕から第一審判決宣告までの平均期間が10年2か月にも及んでおり、有罪率も5%前後にとどまるなど、スリランカ刑事司法実務の問題は相当に根深く、一朝一夕にバックログを解消できるとは到底思えない。しかも、最終日のセッションに参加いただいたヤサンサ・コダゴダ最高裁判所判事によれば、折からの経済情勢も相俟って、スリランカの年間予算中、司法セクターに割り当てられているのは僅か1%に過ぎないとのことで、財政上の制約も存在する。そのような中、日本の協力は非常に重要であると自覚し、引き続き、バックログ解消のため、スリランカ刑事司法実務改善に協力していきたい。

最後に、本ワークショップは、スリランカ前大統領の国外脱出、全土を対象とした非常事態宣言発出などを受け、我が国の外務省からも注意喚起が出される中で実施したものであったが、事前準備から我々の現地滞在中に至るまできめ細かく対応いただいたJICAスリランカ事務所の井出次長、ナマル職員に改めて厚く御礼申し上げます。

【添付資料】

別添1 ワークショップ・タイムテーブル

別添2 ワークショップ・参加者名簿

Timetable for PTC Workshop (FINAL)

	12:00 - 12:30	12:30 - 14:45	14:45 - 15:00	15:00 - 16:00	16:00 - 17:00	17:00 - 17:15
Day1	Coach leaves SC complex at 12:30.	12:30 - 13:45 Travelling to Jetwing Beach 13:45 - 14:45 Lunch (Check-in will be done by Hotel staff during Lunch)	Introduction (JICA/ICD) *Opening Remarks by ICD and JICA Sri Lanka Office	Presentations from Objectives and Expected Outcomes of PTC from the Perspective of MoJ, Prosecution, Defense, Judiciary (4 x 10 min presentations, 20 min Q&A)	Objectives & Outcomes of implementing PTC in Japan, Mock PTC (10 min presentation, 40 min mock PTC, 10 min Q&A)	Preparation for next day: Breakout to 2 groups, hand over case material for mock PTC
Day2	9:00 - 9:30 PTC in US - Objectives & Practices (20 min presentation, 10 min Q&A)	9:30 - 10:00 PTC as a Means of Speedy and Fair Trial: Sri Lankan Perspective (20 min presentation, 10 min Q&A)	10:00 - 10:30 Mock PTC (20 mins PTC, 10 mins discussion) Case 1	10:30 - 10:45 Tea Break	10:45 - 11:15 Mock PTC (20 mins PTC, 10 mins discussion) Case 2	11:15-12:15 Break out to Teams: Presentation by Panelists to their corresponding teams, on specific steps inherent to their team's role to start the discussion on what needs to be included in their SOP. (40 min presentation, 20 min discussion)
	9:00 - 9:30 Mr. Emery Adoradio (Expert Resource Person from USA, in collaboration with USAID)	9:30 - 10:00 Senior Additional Solicitor General Mr. Priyantha Nawana, P.C.,	10:00 - 10:30 Demo PTC by Participants Review/ Feedback by Resource Persons/ Panelists	10:30 - 10:45 Tea Break	10:45 - 11:15 Demo PTC by Participants Review/ Feedback by Resource Persons/ Panelists	11:15-12:15 Presentation by each Panelist to their corresponding team (Prosecution, Defense, Judiciary).
	9:00 - 9:30 Observations on the draft SOPs from an international perspective, and discussion (30 mins observations, 30 mins discussion)	9:30 - 10:00 Observations by International Experts (Mr. Emery Adoradio & ICD)	10:00 - 10:30 Break out to Teams Incorporate observations, and improve/ finalize the SOPs	10:30 - 10:45 Tea Break	10:45 - 11:15 Incorporate observations, and improve/ finalize the SOPs	11:15-12:15 Finalize the presentations for final session
Day3	9:00 - 10:00	10:00 - 10:30	10:30 - 10:45	10:45 - 11:15	11:15-12:15	12:15 - 13:15 Lunch Break
	9:00 - 9:30	9:30 - 10:00	10:00 - 10:30	10:30 - 10:45	10:45 - 11:15	11:15-12:15
	12:15 - 13:15	13:15 - 14:45	14:45 - 15:00	15:00 - 16:00	16:00 - 17:00	17:00 - 17:15
	Lunch Break	Teams draft the SOPs	Tea Break	Teams draft the SOPs, and prepare 10 min presentation	Sharing Team Outputs: Presentation of first draft - Prosecution, Defense, Judiciary (10 min x 3 presentations, 30 min clarifications)	
	Participants, supported by Panelists/ Resource Persons	Participants, supported by Panelists/ Resource Persons	Participants, supported by Panelists/ Resource Persons	Participants, supported by Panelists/ Resource Persons	Presentation by Participants/ Panelists Clarifications towards understanding the outputs by all	
	Lunch Break	Finalize the presentations & rehearsal	Lunch Break	Prepare for formal session	Opening remarks by Hon. AG. Mr. Sanjay Rajaratnam, P.C., Presentations of SOPs (3 x 10 mins Presentations from Prosecution, Defense, Judiciary); Key Note Speech by Justice Yasantha Kodagoda, P.C., Workshop Recap by Professor Kunii. Remarks by President, BASL, Mr. Saliya Pleris, P.C., Closing Remarks by Chief Representative, JICA, Felicitations & Refreshments	17:00 Coach departs Hotel

Participants at JICA Workshop, 26-28 August 2022, Jetwing Beach/Blue

No.	Name	Designation
High Court Judges		
1.	Mr. T. L. Abdul Manaf	High Court Judge
2.	Mr. Malwattage Kamal Anton Peiris	High Court Judge
3.	Mr. Jagath A.Kahandagamage	High Court Judge
4.	Mr. R. A. Don Giyan Chandra Ranawake	High Court Judge
5.	Mr. W. P. S. Sujeewa Nishshanka	High Court Judge
6.	Mr. L. R. Bandara	High Court Judge
7.	Mr. T. J. Tennakoon	High Court Judge
8.	Mr. D. S. Soosaithas	High Court Judge
9.	Mr. Adithya Patabendige	High Court Judge
Attorney General's Department (Prosecutors)		
10.	Ms. Damithini de Silva	State Counsel
11.	Ms. Vigneswaran_Mathini	State Counsel
12.	Mr. Hansa Abeyrathne	State Counsel
13.	Mr. Shakthi Jagodaarachchi	State Counsel
14.	Mr. Kalana Shyam Arindra Jayasinghe	State Counsel
15.	Ms. Haleema Faiz	State Counsel
16.	Ms. Chathuri Udayanga Wijesuriya	State Counsel
17.	Mr. Kasun Sarathchandra	State Counsel
18.	Mr. Nuski Mohammed	State Counsel
CIABOC		
19.	Ms. L. K. T. D. Dayaratne	Asst. Director - Legal
20.	Ms. Anuradha Siriwardane	Asst. Director -General
21.	Mr. Shaminda Wickrema	State Counsel
22.	Mr. Priyantha Nawana, P.C.	SASG

Bar Association of Sri Lanka (Defense Counsel)		
23.	Ms. Chandima Sugathadasa	AAL
24.	Mr. Amal A. Randeniya	AAL
25.	Mr. Upali Mohotti	AAL
26.	Mr. Newman Henry Weligaarachchi	AAL
27.	Mr. Senerath Jayasundara	AAL
28.	Mr. Mohan Sellapperuma	AAL
29.	Mr. J. Tenny Chathuranga Fernando	AAL
30.	Mr. Pathinathar Anton Punethanayagam	AAL
31.	Mr. Chamara Salinda Wannisekara	AAL
32.	Mr. Anuja Premaratne, P.C.	AAL
Ministry of Justice		
33.	Ms. Ruwanadini Kuruppu	
34.	Ms. I. A. Kotelawala	
JICA/USAID		
35.	Mr. Emery Adoradio	USAID/Chemonics
36.	Hiroki Kunii	ICD
37.	Manabu Soga	ICD
38.	Mitsushi Edagawa	JICA
39.	Yuri Ide	JICA
40.	Namal Ralapanawe	JICA

【対外研修】

令和4年度選択型実務修習及び 霞が関・法務省インターンシップ実施報告

国際協力部教官

村上愛子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、令和4年8月29日から同年9月2日までの間、第75期司法修習生を対象とした選択型実務修習（以下「本修習」という。）を実施し、それに引き続き、同月5日から同月9日までの間、大学生及び大学院生を対象とした霞が関・法務省インターンシップ（以下「本インターンシップ」という。）を実施したので、各研修の概要を報告する。

第2 令和4年度選択型実務修習について

1 本研修の目的及び趣旨等

司法修習は、司法研修所における導入修習、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会で行われる分野別実務修習、選択型実務修習及び集合修習などから構成され、その期間は約1年間とされている。このうち、本修習は、選択型実務修習のプログラムの一つとして実施したものであるところ、選択型実務修習とは、分野別実務修習を終えた司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ることを目的として、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行うことなどを目的として実施されるものである。

例年、当部は、選択型実務修習先として司法修習生を受け入れてきたが、その方法としては、司法修習生が、自ら修習先を開拓するプログラム（「自己開拓プログラム¹」）を用いて実施してきたものであり、受け入れ人数も、毎年1名ほどであった。

他方、本年度は、当部初の試みとして、選択型実務修習の「全国型プログラム²」の一つとして、「法制度整備支援プログラム」を創設し、当部が実施する法制度整備支援に関する体系的なプログラムを提供することとした。当部のプログラムに対しては、光栄なことに、全国各地の修習地から多数の応募をいただいたが、定員の都合上、あらかじめ設定していた募集人数に従い、5名の司法修習生を受け入れて、本修習を実施した。

¹ 選択型実務修習のプログラムのうち、司法修習生が、自ら修習先を開拓して設定し、修習するものをいう。司法修習生は、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に密接な関係を有する分野の修習先を自ら開拓することができる。

² 選択型実務修習のプログラムのうち、司法修習生が、配属修習地にかかわらず修習できるものをいう。知的財産権訴訟の専門部での裁判修習、法務省における法務行政に関する修習、いわゆる渉外・知財事務所での弁護修習等、その修習の性質上、特定の地域の配属先にしか提供できないようなプログラムについては、全国の司法修習生に当該プログラムを提供するとされている。

2 日程、場所及び参加者等

(1) 日程

令和4年8月29日(月)～同年9月2日(金)

(2) 実施場所・方法

国際法務総合センターにおいて実施。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上、合計5日間の日程を、全て対面にて実施した(なお、一部の講義や意見交換会については、講師や相手方の参加者と、オンライン(Z o o m)にて接続して実施した。)

(3) 参加者

第75期B班の司法修習生5名(各参加者の修習地は、盛岡、津、岡山、広島及び長崎)

3 プログラムの内容

(1) 概要

本修習のプログラムは、大きく分けて、法制度整備支援の基本的理解を深めるとともに、法曹として法制度整備支援に関わるためのキャリアパスを知ってもらうことを目的とした講義や座談会、法制度整備支援の現場に触れてもらうためのインタビュー企画、各支援対象国から日本に留学している留学生らとの意見交換会という3つのカテゴリーを設けた。

以下、それぞれのプログラムの内容を報告する。

(2) 各種講義・座談会について

本修習では、初めに、法制度整備支援の概要、関係機関の役割及び支援対象国における具体的な支援内容を学んでもらうため、当部副部長による導入講義、国際協力機構(J I C A)専門員による講義を実施したほか、当部教官より、各国に対する具体的な支援内容や教官業務に関する講義を行った。また、法務省が関わる国際関係業務について幅広く学んでもらうことを目的として、国連アジア極東犯罪防止研修所(U N A F E I)所長の講話、法務省官房国際課の業務に関する講義も実施した。さらに、法曹三者それぞれの立場において、どのように法制度整備支援に関わっているかを知ってもらうため、当部の裁判官出身教官及び検察官出身教官との座談会や、長期派遣専門家の経験を有する弁護士による講義を実施した。

司法修習生は、各講義を熱心に聴講しており、質疑応答の中では、日本の法制度整備支援の特徴である「寄り添い型支援」について、その具体的内容や他の諸外国による支援との違いなどについて質問をするなど、各種講義を通じて、基本的な理解を深めようとする姿勢が感じられた。また、キャリアパスに関する話題については、とりわけ積極的に質問が寄せられた。その中には、これまでの法曹としての実務経験が法制度整備支援にどのように活かされているのかといった質問や、弁護士

として長期派遣専門家になるために必要とされる素養や要件などといった具体的な内容を問うものもあり、参加者が、今後のキャリアの一つとして、法制度整備支援に関わることを強く意識していることがうかがわれた。

(3) カンボジア長期派遣専門家へのインタビューについて

本修習では、カンボジアのプロジェクトオフィスとオンラインで接続し、長期派遣専門家である伊藤みずき専門家、金納達昭専門家及び内藤裕二郎専門家に対するインタビューを実施した。

司法修習生は、人材育成を内容とするカンボジアの次期プロジェクト活動に関連し、日本とカンボジアの法曹養成制度の違いについて質問していたほか、法曹三者からそれぞれ1名ずつ長期専門家が派遣されていることに関して、それぞれが貢献できる分野の違いはあるのかといった質問もなされた。これに対し、専門家からは、異なるバックグラウンドや様々な専門知識を有した専門家が集まることにより、それぞれの知見を活かしながら活動を進めることができるといった説明があった。

司法修習生は、現在進行形でプロジェクトに携わっている現地の専門家と交流する機会を得たことにより、専門家の役割やその活動の重要性につき、より具体的なイメージを持つことができた様子であった。

(4) ラオスからの留学生との意見交換会について

本修習では、ラオスから慶應義塾大学大学院法務研究科に留学中（当時）のラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポーン・パパックディ氏と、ラオス司法省国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクン氏の2名³をゲストとして迎え、司法修習生との意見交換を行った。

冒頭、両名から、これまでのキャリア及びラオスでの担当業務の内容等につきお話しいただいた。パパックディ氏からは、ラオスにおいて、検察官が民事事件に関与する仕組みなどにつき説明いただき、サイモンクン氏からは、ラオスの司法研修所における教育内容などについて解説をしていただいた。司法修習生は、両名の説明に熱心に耳を傾け、日本の制度と比較しながら、積極的に質問をしていた。

また、ラオスの法制度整備支援に関しても議論が及び、司法修習生からは、両名に対し、支援国から派遣される実務家に期待することは何かといった質問がなされ、両名がそれぞれの意見を述べるなど、充実した意見交換が行われた。

³ 当部は、令和4年3月、両名をインターンシップ生として受け入れ、研修を実施した（同インターンシップの概要は、ICD NEWS第91号78頁以下を、同インターンシップにおける両名の発表内容は、ICD NEWS第92号15頁以下参照）。また、同年5月に当部が実施した「法制度整備支援へのいざない」においては、対談のスピーカーとして両名に参加いただいている（ICCLC NEWS第87号参照）。



【意見交換会終了後の様子。写真左から3人目がサイモンクン氏、同左から4人目が
パパックディ氏。】

(5) 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の留学生との意見交換会
について

本修習では、司法修習生に、法制度整備支援を実施するにあたって重要となる相互理解の視点を学んでもらうため、CALE副センター長の牧野絵美講師の協力を得て、CALEの留学生との意見交換会の場を設けた。CALE側からは、カンボジア、台湾及びモンゴルから留学中の合計4名の学生に参加いただき、当日は、昭島の国際法務総合センター側の参加者と、名古屋のCALE側の参加者をオンラインで接続し、意見交換会を実施した。

司法修習生は、A、Bの2つのグループに分かれ、意見交換のテーマに関するプレゼン資料を作成し、発表を行った。初めに、Aグループは、「日本の法学教育と司法修習における実務家養成教育について」をテーマとし、大学における法学教育、法科大学院における教育制度及び司法修習における法曹養成教育という3つの観点から、それぞれの特徴やカリキュラムの内容を説明した。発表後、CALEの留学生からは、法科大学院制度の必要性を問う内容の鋭い質問がなされた。これに対し、発表を担当した修習生は、法科大学院制度には日本国内でも賛否があるという現状に触れた上で、自らの経験をもとに、法科大学院で学ぶことの意味や有用性を説明していた。続いて、Bグループは、「日本の民事裁判制度について」をテーマに据えて、プレゼンを行った。本テーマを担当した2名の司法修習生は、短い準備期間の中で、民事訴訟手続IT化の動きなど、最新のトピックを含めた民事裁判手続に関する諸問題について調査を行い、発表資料を作成していた。このうち、IT化に関する発表は、担当した司法修習生両名のアイデアに基づき実施したものであり、修習生の創造性や調査能力の高さには目を見張るものがあった。

さらに、本意見交換会においては、CALEの留学生からも法学教育に関するプ

レゼンをしてもらった。発表を担当したモンゴルの留学生2名は、同国の歴史や国家の体制、大学における法学教育の内容及び今後の課題について、日本語で発表していただいた。両名は、日本語能力が極めて高く、その発表内容も非常に分析的であり、司法修習生のみならず、当職を含めた当部からの参加者も全員、熱心に聞き入っていた。司法修習生は、モンゴルの法学教育や法曹になるまでのプロセスについて尋ねるなど、全員が次々と手を挙げて質問しており、充実した意見交換を行うことができた。



【CALE留学生との意見交換会の様子①－司法修習生Aグループの発表－】



【CALE留学生との意見交換会の様子②。最右列の3名が留学生、最左列下が牧野講師。】

第3 霞が関・法務省インターンシップについて

1 本インターンシップの目的及び趣旨等

本年度、当部では、人事院が主催する「霞が関インターンシップ」及び法務省が主催する「法務省インターンシップ」を同時に開催した。これらのインターンシップは、行政機関の業務を実際に体験することを通じて、行政への理解を深めてもらい、公務の魅力伝えることなどを目的とするもので、「霞が関インターンシップ」は、公共政策大学院及び法科大学院の学生を、「法務省インターンシップ」は、大学の学

部生を対象として実施している。

例年、当部では、これらのインターンシップ生の受け入れを行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一昨年はインターンシップの開催自体が中止となり、昨年は全面オンラインでの実施となった。そのような中、本年度は、感染症対策を十分に講じた上で、3年ぶりに対面形式にて行うこととした。本インターンシップも、光栄なことに、全国の大学及び大学院から事前に多数の応募をいただいたが、感染症対策や研修全体の規模等を考慮し、合計9名のインターンシップ生を受け入れて、研修を実施した。

2 日程、場所及び参加者等

(1) 日程

令和4年9月5日（月）～同月9日（金）

(2) 実施場所・方法

国際法務総合センターにおいて実施。

選択型実務修習と同様に、合計5日間の日程を、全て対面にて実施した（なお、一部については、オンライン（Z o o m）を併用）。

(3) 参加者

霞が関インターンシップにつき、公共政策大学院生1名・法科大学院生3名
法務省インターンシップにつき、大学の学部生5名

3 プログラムの内容

(1) 概要

本インターンシップのプログラムでは、選択型実務修習と同様に、各種講義、長期派遣専門家へのインタビュー及びCALE留学生との意見交換の場を設けたほか、実際の法制度整備支援の現場における活動をより深く知ってもらうため、オンラインを介した現地セミナーの傍聴や、JICA本部に企画いただき、インターンシップ生自身がプロジェクトを策定するワークショップを実施した。また、本インターンシップには、法学部や法科大学院の学生だけではなく、法学以外を専攻する学生も多くいた上、それぞれが希望する進路も様々であったことから、多様なキャリアパスを学ぶことができるように工夫した。

以下、それぞれのプログラムの内容を報告する。

(2) 各種講義について

本インターンシップでは、当部部長による講話及び副部長による導入講義等を実施し、インターンシップ生に、法制度整備支援の概要や国の施策の中での位置づけなどを学んでもらった。さらに、UNAFEI及び法務省官房国際課の業務説明を通じて、法務省が取り組む国際業務の全体像を知ってもらった。

また、在外公館や法務省保護局における勤務経験を有する教官及び民事局出身教官による講義等の機会を設け、各教官の多様なキャリアや、これまでの実務での経験をどのように活かしているかといった点を学んでもらった。

インターンシップ生は、どの講義も真剣に耳を傾け、積極的に講師らに質問をしていた。質疑応答では、法制度整備支援における企業の関与の有無を問うもの、使用言語やコミュニケーションにあたっての苦勞を尋ねるもの、支援の効果を評価する指標の有無及び内容について問うものなど、様々な質問が寄せられた。

(3) オンラインセミナーの傍聴について

本インターンシップでは、実際の法制度整備支援がいかに行われているか体験してもらうため、ラオス司法省国立司法研修所（N I J）と当部との間で定期的に実施しているオンラインセミナーを傍聴する機会を設けた。本オンラインセミナーでは、ラオス刑法のうち、犯罪の客体的要素をめぐる問題をトピックとし、当部の担当教官が事前に準備した設問を元に、N I J側の参加者と議論をするという形式で進められた。

インターンシップ生は熱心にセミナーを傍聴し、中には、セミナーの休憩時間に取り上げられた設問を本職に質問してくれる学生もあり、場外での議論も盛り上がった。セミナー終了後には、インターンシップ生から、「実際のセミナーを傍聴することができて、とても勉強になった。自分だったら、相手に対して、どのように説明するか、考えながら聞いていた。」などという声上がり、オンラインでの傍聴ではあったものの、インターンシップ生は、実際の法制度整備支援の現場から多くを学んだ様子であった。

(4) ベトナム長期派遣専門家へのインタビューについて

本インターンシップの参加者の中には、国家公務員を志望する者が多数いたことから、法制度整備支援に国家公務員の立場から携わるキャリアパスを知ってもらうため、ベトナムの長期派遣専門家である渡部吉俊専門家にスピーカーとして参加いただき、インターンシップ生によるオンラインインタビューを実施した。

初めに、渡部専門家より、法務省入省後、民事局の各課やI C D等での勤務を経て、専門家としてベトナムに赴任された経緯等につき説明をいただき、現在の業務内容や、専門家として必要な素質等についてもお話しいただいた。

インターンシップ生には、あらかじめ質問を考えた上で本インタビューに臨んでもらったが、その内容は、専門家の普段の生活について尋ねるような日常にまつわるトピックから、ベトナムの政治体制の下で法制度整備支援の担い手はどのような点を留意すべきかといった具体的な意見を問うものまで、様々なものがあり、インターンシップ生の関心の高さがうかがわれた。

(5) J I C A本部訪問について

本インターンシップでは、J I C Aガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの西木陽子氏及び芳村慶祐氏にご協力いただき、J I C A本部に訪問する機会を得た。当日は、J I C Aのガバナンス・法制度整備支援分野の取組に関する講義及びJ I C A本部のオフィス見学に加え、法制度整備支援プロジェクトを策定するワークショップなど、充実したプログラムを提供いただいた。

このうち、ワークショップでは、インターンシップ生が2つのグループに分かれ、東南アジアに所在する架空のK国に対する次期プロジェクトの内容（成果、活動及び投入）を検討した。インターンシップ生の中には、課題資料に目を通すや否や、積極的に自己の意見を述べ、グループの議論をリードする者もいた一方、資料を理解することに精一杯な様子で、自らの意見をまとめて発言することに難しさを感じている様子の者もいた。このような中、西木氏及び芳村氏が各グループの議論を導いてくださったおかげで、徐々に各グループ内で意見が交わされるようになり、終盤では、インターンシップ生それぞれが、浮かんだアイデアを次々と付箋やホワイトボードに書き込み、活発な議論が展開された。本ワークショップの最後には、各グループの代表者が検討結果を発表したが、その中には、「K国の弁護士にとって参考となる契約書のひな形集を作成する」といったようなアイデアも含まれており、限られた時間の中でも、インターンシップ生が確実に実践的な考え方を身につけていることがうかがわれた。



【JICA本部におけるワークショップの状況①】



【JICA本部におけるワークショップの状況②】

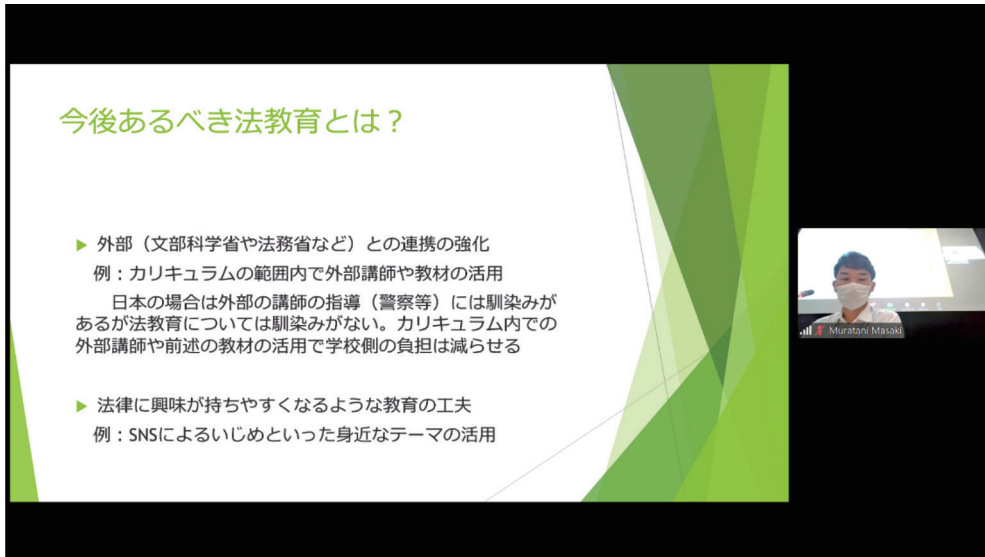
(6) C A L E 留学生との意見交換会について

本インターンシップにおいても、選択型実務修習と同様、C A L E 副センター長の牧野講師ご協力の下、C A L E 留学生との意見交換会を実施した。

インターンシップ生は、3名ずつ、A・B・Cの3グループに分かれ、意見交換のテーマとなるトピックについて調査し、発表を行った。テーマ設定に関しては、今回のインターンシップ生が大学生と大学院生の混合である上、必ずしも全員が法学を学んでいるわけではないことを考慮し、教育問題や身近な法律に関する話題を取り上げることとし、グループAは「法教育について」、グループBは「大学・大学院での教育内容と国際分野との関わりについて」、Cグループは「成人年齢引下げについて」を、それぞれのテーマとした。インターンシップ生は、それぞれのグループで協力しながらプレゼン資料を作成しており、中でも、グループBにおいては、就職活動と留学を同時に実現することの難しさについて、大学生の生の声に基づいた発表が行われたほか、グループCにおいては、法改正により18歳で成人となったインターンシップ生の一人が、まさに改正の影響を受けた世代としての視点から意見を述べるなどしており、充実した内容の発表が行われた。

C A L E 側からは、カンボジア、ウズベキスタン、台湾及びモンゴルからの留学生合計5名に参加いただき、インターンシップ生の発表に対して多くの質問や意見をいただいた。これらの質問の中には、成人年齢引下げの根本的な意味や必要性について尋ねるものや、インターンシップ生の発表の中で用いられた留学経験者の就職率を示す資料について触れ、同資料のみでは一概に留学経験者が就職に有利という結論は導けないのではないか、といった分析的な意見も示され、大いに議論が盛り上がった。

さらに、本意見交換会の後半では、カンボジア及びウズベキスタンからの留学生2名より、それぞれの国の大学における法学教育の内容を中心に、プレゼンをしていただいた。両名のプレゼンでは、それぞれの国の概要説明に始まり、大学の法学部におけるカリキュラム、教員、教材及び成績評価など教育制度に関する網羅的な説明と各国が抱える課題について言及があった。本職を含め、本意見交換会の日本側参加者は皆、発表者両名の流ちょうな日本語による明瞭かつ分析的なプレゼンに、大変感銘を受けた。発表後の質疑応答では、大学で使用されている教材や卒業後の進路に関するものなど、学生であるインターンシップ生が身近に感じるテーマについて質問があった。中でも、教材の点については、留学生側から、現地語で書かれた教科書が少ないといった点や、教科書は法律の条文がそのまま紹介してあるだけで、教科書と法律の違いがほとんどないといった問題について言及があったが、まさに法制度整備支援で取り組むべきこれらの課題について、インターンシップ生が理解を深めるきっかけになった。



【C A L E 留学生との意見交換会の様子①－インターンシップ生Bグループによる発表－】



【C A L E 留学生との意見交換会の様子②。オンラインにて留学生5名と牧野講師が参加。】

第4 終わりに

当部では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、しばらくの間、対面による研修を実施できない状況が続いていたが、今年に入り、国内から参加者を募る研修については、徐々に対面研修を再開してきた。今年度、選択型実務修習及びインターンシップについては、感染症対策に十分留意した上で、対面により実施することができたが、研修参加者が一堂に介し、直接コミュニケーションを取りながら、5日間のプログラムを実施できたことにより、非常に実り多いものとなった。

それぞれの研修を通じて、まず初めに驚いたことは、研修参加者の多くが、事前に何らかの形で法制度整備支援に関する情報を見聞きしており、当部の業務に高い関心を抱いた上で、各プログラムに応募してくれたということであった。特に、司法修習生に関

しては、大学の講義やゼミ、弁護士会又は当部が実施するイベント等を通じて、法制度整備支援の世界を知り、将来の希望進路の一つとして、あるいは、法曹としての知見を更に深めるためとの目的から、本修習への参加を希望するに至ったことが分かった。これまで、当部をはじめとした法制度整備支援に関わる関係機関は、学生向けのイベントを定期的で開催するなど、若い世代に向けた広報に力を入れてきたが、その効果が着実に広まっていることを実感した。

また、各研修を通じて感じたことは、若い世代の柔軟性や想像力の高さである。いずれの研修でも、研修日程の後半にCALE留学生との意見交換会を実施したが、この発表の準備に費やせる期間は、3、4日程度であった。しかしながら、参加者たちは、この短い期間の中で、調査から資料の作成までを難なくやり遂げた上、本職が事前に準備していたテーマに加えて、民事裁判手続きのIT化など、最新のトピックも取り入れながら、創意工夫を凝らして、プレゼンを行っていた。このように、研修を通じて、若い世代が、物事を柔軟に捉え、聴衆の興味を引きつけるためにはどうすれば良いかといった観点から常に想像力を働かせている様子を目にし、とても刺激を受けた。

各研修終了後、参加者からは様々な感想が寄せられた。このうち、本インターンシップに参加した大学生の一人は、印象に残ったものとしてCALE留学生との意見交換会を挙げ、その理由として、「質疑応答で、あれほど長い時間にわたり質問されたのは初めてだった。」と率直な感想を話してくれた。参加者にとっても、質疑応答や意見交換を通じて、様々な考え方に触れ、議論をすることのおもしろさを実感するなど、多くの学びを得た様子であり、主催者側として大変嬉しく思った。さらに、参加者からは、「将来、法制度整備支援に関わりたいという思いを強くした。」、「今後、法曹として国際協力に携わることができればと思っている。」といった感想も多く寄せられた。本修習及び本インターンシップを通じ、法制度整備支援の魅力を伝えることができたのであれば、この上ない喜びである。

最後に、意見交換会にご協力いただいた牧野講師、CALE留学生の皆さん、サイモン氏及びパパックディ氏をはじめ、各種講義及びインタビュー等を快く引き受けてくださった講師、JICA本部及び専門家の皆さま、そして、各研修の実施に向けてご尽力いただいた全ての方々にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

以上

【研修等実施履歴】

2022年8月から同年10月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 オンラインセミナー

(1) ラオス

日 時 2022年9月9日（金）

テーマ 犯罪の客体的要素

担 当 国際協力部教官 矢尾板隼（前担当）、坂本達也
国際専門官 徳井靖士

(2) ベトナム

日 時 2022年9月13日（火）

テーマ 法の適用関係（一般法と特別法の関係等）について

担 当 国際協力部教官 茅根航一
国際専門官 清水勇一、飯澤聖愛

(3) インドネシア

日 時 2022年10月5日（水）

テーマ 日本における条例案の作成について

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子
国際専門官 清水勇一

2 共同研究

第23回日韓パートナーシップ共同研究

日 時 2022年10月21日（金）から11月5日（土）

場 所 国際法務総合センターほか（日本セッション）、大韓民国大法院法院公務員教育院ほか（韓国セッション）

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度、民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 川野麻衣子
国際専門官 清水勇一、飯澤聖愛

3 その他

(1) 司法修習（選択型実務修習）

日 時 2022年8月29日（月）から同年9月2日（金）まで

場 所 国際法務総合センター

形 式 対面実施及びオンライン実施の併用

担 当 国際協力部教官 村上愛子、池田暁子

国際専門官 大久保志朗、向井沙織

(2) 霞が関・法務省インターンシップ

日 時 2022年9月5日（月）から同月9日（金）まで

場 所 国際法務総合センターほか

形 式 対面実施及びオンライン実施の併用

担 当 国際協力部教官 村上愛子、池田暁子

国際専門官 大久保志朗、向井沙織

(3) 国際民商事法金沢セミナー

日 時 2022年9月16日（金）

場 所 北國新聞会館

テーマ 東南アジア進出成功の秘けつ～魅力を知り、課題と向き合う～

担 当 国際協力部教官 茅根航一

国際専門官 飯澤聖愛

【活動予定】

2023年1月から同年3月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については記載しておりません。

記

共同研究

第1回刑事司法に関する統計共同研究

日 時 令和5年2月27日（月）から同年3月8日（水）まで（予定）

場 所 法務省赤れんが棟共用会議室ほか

テーマ 犯罪白書作成について

AI、アルゴリズムを利用した犯罪予測について

担 当 国際協力部教官 國井弘樹、庄地美菜子、池田暁子

国際専門官 菅原優志、飯澤聖愛

1 はじめに

平成29年10月、法務総合研究所の国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所：アジ研）と国際協力部（ICD）、そしてそれぞれの事務部門が東京都昭島市の国際法務総合センターに移転しました。私はこれまで、残念ながらICDで勤務をする機会には恵まれませんでした。アジ研が当時まだ府中市に所在していた際、2度ほど勤務をした経験があります。

そこで今回は私のアジ研勤務時代における回想を基に専門官から見た国際協力についてご紹介をさせていただきます。

2 主任時代

【本邦（国内）研修における食事でのやり取り】

宗教上の理由や持病、アレルギー、果ては単なる嗜好まで、各研修参加者からのリクエストに基づく食事を（可能な範囲で）提供すべく、毎回細心の注意を払っております。ところが、ある時外国人参加者A氏から、「糖尿病だからライスやパンなどの炭水化物は出さないようにお願いしたはずなのだけど」とクレームがありました。早速食堂のスタッフに確認すると、「A氏には炭水化物は出していない」とのこと。そこで宿直担当者とも協力して観察してみると、朝食（ビュッフェスタイル）時、A氏自らがパンを選んで食べていたことが判明しました。後日、同氏に確認すると、「だって出たから」とのこと。（唾然としつつ）「そこは自己管理でお願いします」と丁寧に申し上げました……。

【現地（海外）セミナーでの一幕】

アジ研、ICDともに国内だけではなく、海外においてもセミナーを実施しております。当時、私は、とあるセミナーの日本側担当者として現地担当者B氏と頻りに電話とメールを使ってやり取りをしておりました。お互いネイティブではないため、とにかく知っている英単語を並べ、それでも相手の意図が分からない部分は想像を働かせ、どうにかこうにかコミュニケーションを取っている、そんな惨状でした。そんな二人ですから、なかなか話は前に進まず、それを億劫と感じたのかB氏からの返事の頻度は低くなる一方で、当然【P】の箇所が【P】のままセミナー開催までの期限が1か月を切り、2週間前、1週間前と迫ってきました。遅々として準備は進まず、心ばかりが焦る日々。そんな現状を打破すべく、現代社会最強のコミュニケーションツールであるスマートフォンによるコンタクトを試みることにしました。日中は役所のパソコンを利用してメールを送信し、夜はスマホのLINEを活用してしつこくも粘り強くメッセージ

を送り続けました。それが功を奏したのか、ようやくB氏からも返信が来るようになり、なんとか日本を発つ直前にはセミナー開催の見通しが立つまでに至りました。セミナーも始まってみれば滞りなく進み、あっという間の3日間でした。

さて、現地での最後の夜、担当者を交えた打ち上げの場、お互いがお互いを讃え合い、口々に「Good Job!!」と言ってその苦労を労っている最中、B氏がこんなことを打ち明けてきました。

B氏：やっと今夜から熟睡できるよ。

当職：無事セミナーも終わったからね。

B氏：いやいやそうではなく、昼夜を問わず送られてくる君のメールからやっと解放されるからだよ。

当職：・・・。

当時（30代前半）、検察庁の現場から異動して間もない私は、期限は守るもの、約束は果たすもの、判断は法と証拠に基づいてするものと頑なに信じ、また相手にもそのように振る舞うことを期待しておりました。しかし、このセミナーを通じて外国の方と協働する際の心持ち、そして何より最後はナントカなるものだという楽観的なマインドを持つことの大切さを学びました。

3 統括時代

【思い出の海外出張】

平成26年6月10日、羽田発の深夜便でパリを経由し、目的地であるセネガル共和国へ旅立ちました。日本からパリまでが約12時間40分、その後、パリからダカール（セネガル共和国）までが約5時間40分、経由地パリでの乗継ぎ時間も合わせると優に1日を超えるロングフライト。到着とともに襲いくる過酷な業務と気候、黄熱病やマラリアを始めとした風土病、異なる食文化、加えて言語はフランス語という八方塞がりの状況を前に、せめて片言でもとフランス語の挨拶本と格闘するものの、機中で記憶にあるのはセボ〜ンな食事とトレビア〜ンなCAのみ。

そもそも出張の目的は、アジ研で実施する仏語圏アフリカ研修の対象地域8か国のうち2か国を訪問し、同地域における刑事司法の実情や課題を調査するというものでした。2週間の滞在期間中に訪問した官庁やドナー機関は、セネガルとコートジボワールを合わせて44か所、面談した専門家は100名超え。その際に見聞きした専門家からの知見に富んだ助言や提言の数々は、間違いなく私にとってのアイオープナーとなり、両国、ひいてはアフリカを理解する上での大きな助けとなりました。

アフリカを理解する上で忘れられない出来事ということでもう一つ紹介しましょう。忘れもしない6月14日（土）深夜（日本時間15日）、時差ボケが完全に抜けない私は、部屋で悶々としていても仕方がないと思い、同行する教官を誘いセネガルでの滞在ホテルに隣接するカフェバーに行きました。そしてそこでパブリックビューイングの大型スクリーンに目が釘付けになってしまいました。2014 FIFAワールドカップ初

戦、相手は我々の次の訪問国でもあるコートジボワール。翌日が休日という安心感も手伝って、必勝を期したこの一戦にテンションはマックス。しかし周囲には酒に酔った大勢のアフリカンが試合開始からしきりにコートジボワールに声援を送っている。それに対してこちらはわずか二人。圧倒的不利な状況下、ここはひとつそっと心の中で日本を応援しようと思っていた矢先の開始16分、本田の鮮やかなゴールに思わずくり出したガッツポーズと雄叫び。

(それと同時に向けられた四方からの鋭い視線)

「 Are you Japanese? 」

(こうなったら腹を括るしかない)

「 Yes, we are Japanese!! 」

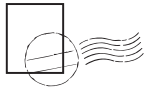
しかし、意外にも対戦国の国民がいるということで会場はそれまで以上に盛り上がり、試合中はお互いに歓声と叫声を交わし合った。とはいえ、試合が進むにつれ、歓声はフランス語、叫声は日本語というのがもっばらだったような気がする。その比率が物語るとおり、試合は2対1でコートジボワールの勝利。会場は大いに盛り上がり、その後善戦した日本にも大きな拍手が送られ、私も観戦していた大勢のアフリカンと握手やハグを交わし、バーを後にした。スポーツの素晴らしさを再確認するとともに、アフリカ大陸には54の国があり、それぞれに異なる風土や文化を持つものの、こうしたイベントではオールアフリカという連帯感が生まれるのだなと妙に感心しました。果たして私はアジアの国々がヨーロッパや南米と対戦した時、どちらを応援するだろうか……。

このように海外出張では、その本来の目的と併せて、その国の文化、食事、国民性に直接触れることができるため、肌感覚で様々な事柄を感じ取り、理解することができます。国際協力に携わる一員として、来日する研修参加者のバックグラウンドを知った上で応接することは非常に重要です。当所では、専門官にもこのような機会（海外出張など）があり、またその能力が期待されます。

4 おわりに

今回、ICD NEWSに寄稿する機会に恵まれ、思いがけず自身のこれまでの経験を振り返る好機を得ました。当時はそれなりに苦勞したつもりでいましたが、今思えばそこには笑顔と活気に溢れたハートフルな時間が流れていたように思います。そんな研修風景が一転し、現在はコロナによりオンラインシステムを利用した研修が主流となっております。もちろんこれもスマートかつ合理的な研修形式であるのは間違いのないのですが、私のような古い人間は些か味気なさを感じてしまいます。一日も早くコロナが収束し、かつてのような苦勞と達成感を味わえることを心から願っております。

最後になりましたが、JICA、ICCLC、CALEを始めとした国内外の関係機関、大学関係者の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



各国プロジェクトオフィスから

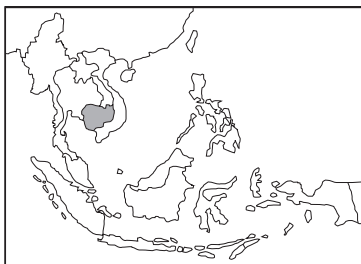


8月18日に着任いたしました、塚原正典と申します。かつて2014年3月から2018年4月に長期専門家として派遣されておりましたので、今度が2回目の赴任となります。

以前に住んでいたとはいえ、まだまだベトナムの日常は私にとって新鮮な印象を与えてくれます。着任して間もないころ、私は、ハノイでは一番大きな湖である西湖周辺を散歩していたら、ある公園で草を食んでいるヤギがいることを発見しました。その後、当該場所あたりを散歩するごとにそのヤギを見かけます。先週末は、そのヤギが子を身ごもっているらしいことも見て取れました。その公園は、若者たちや家族連れでにぎわっていますが、誰もそのヤギに注意を払いません。その公園の日常風景に完全に溶け込んでいます。こうなると誰かが放し飼いにしているのしか思われません。当地ではヤギは食材の一つであり（ヤギ鍋は著名な地元料理の一つです）、持ち主がいないヤギはすぐにさらわれてしまう？と思われるからです。そこで、私は疑問に思うのです。そのヤギは首輪その他、誰かの所有権を示すものを全く身につけていません。所有権の公示はいかにしてなされているのでしょうか。地域住民や公園利用者の間で、クチコミにて所有者名が伝わっているのでしょうか。前回の赴任時では、当地の司法省により財産の登記・登録に関する新法制定の試みがなされるも、結果的に実現しませんでした。そんなことを思い出しつつ、そのヤギが無事出産をして、子ヤギと共にくつろぐ姿が見られる日を期待しております。

今後ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

（ベトナム長期派遣専門家 塚原正典）



10月31日、カンボジアでの任期を終え、帰国しました。

在任中、一人では抱えきれない起草作業の量や、不動産登記法の奥の深さに悩まされ続けましたが、皆様のお力添えで、執行官法案に続き、不動産登記規定案も司法大臣に提出するところまで漕ぎつけました。様々なご助言、ご助力をいただいた皆様に、改めてお礼を申し上げます。

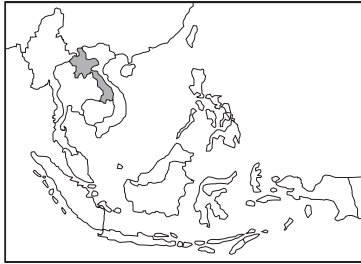
今後は、東京の法律事務所にて、気心の知れた同僚とともに弁護士業を再開する予定です。

また、12月中旬から数カ月単位でプノンペンに戻り、日本とカンボジアを行き来しながら、現地コンサルティング会社にて日本法弁護士としても活動する予定です。

もちろん、弁護士登録以来10年以上活動を継続している日弁連国際交流委員会のメンバーとしても、引き続き国際司法支援に携わっていきますので、色々な場面で今後とも皆さんにお世話になると思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

改めまして、これまでお世話になり、ありがとうございました。

（前カンボジア長期派遣専門家 内藤裕二郎）



もうすぐ離任するので振り返ります。2020年3月までICD教官でした。2020年3月31日付けで「辞職を承認する」という人事異動通知書を受けました。法務総合研究所長から「お餞別」を頂きました。お餞別が頂けるなんて知らなかったです。日本でコロナが蔓延し始めた頃であり、退官パーティーも中止、その後の63期の10周年熱海旅行も中止でした。2020年4月1日付けで弁護士登録をしました。退官から1日で登録されるのは本邦最速です、工夫が必要でした。もともと2020年5月頃にまず短期専門家として赴任し長期に切り替えるという話になっていたのも最速の登録を準備

していたのですがパンデミックのため無期延期となり2020年4月28日から「派遣予定専門家」として業務委嘱を受けて日本からオンラインで長期専門家の仕事を始めました。ICD時代にSWGメンバーやPJスタッフと親しくなっていたお陰でオンラインでも円滑に仕事を進められたと思います。2020年11月21日に日本を発ちましたが、当時は民間のフライトが無く、クアラルンプール経由で国連世界食糧計画の飛行機に乗せてもらい、翌22日にラオスに到着しました。2021年4月頃からラオスもパンデミックに巻き込まれ、外出もままならない活動の日々を過ごしました。その辺りから瞬きをしたら本日に至りました。とても早かったです。10年後に振り返ったとき希有な時期に赴任したと思返すでしょう。長期専門家への応募を決めたときから帰国する今まで多くの方に力になって頂き、優しい言葉をかけて頂きました。心から感謝申し上げます。(本稿は2022年10月に執筆したものです)

(前ラオス長期派遣専門家 鈴木一子)



2022年10月現在、インドネシアの国民は1つの刑事裁判の行方に釘付けとなっています。その事件は、インドネシアの警察幹部が部下を計画的に銃殺したという事件です。

事件の詳細な内容をここで説明するのは控えますが、私が驚いたのは、証人尋問等の刑事裁判の様子が、インドネシアのテレビで大々的に連日ライブ中継され、ニュースでも、繰り返し証人尋問等の動画が放映されることです。Youtube、Instagram等でも証人尋問等の動画を視聴でき、アップロード後わずか1時間で25万回再生を超えたものもあり、大人気動画です。証人が証言に窮する場面も幾

度となく放映され、Instagram等のコメント欄には、証人は嘘つき等の批判のコメントが殺到します。連日、証人尋問等の動画を見ながら、改めて、日本の常識が他国の常識とは限らないことを痛感しています。この法制度整備支援の肝ともいえる視点を忘れず、引き続きプロジェクト活動に邁進したいと思います。

(インドネシア長期派遣専門家 及川裕美)

－編集後記－

I C D NEWS 第93号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

「巻頭言」では、村上正子氏より、「CALE 20年の歩みと今後の展望」と題して、今年、設立20周年を迎えたCALE（名古屋大学法政国際教育協力研究センター）のこれまでの活動と、今後の展望について御寄稿いただきました。

「外国法制・実務」では、ラオス、スリランカにおける法制度・実務等を御紹介するとともに、シンガポール国際調停センターを研修実施機関として開催された国際仲裁及び国際調停に関するオンラインセミナーについて御紹介する内容となっております。

ラオスについては、前JICA長期派遣専門家の鈴木氏、JICA長期派遣専門家の阿讃坊氏より、Access to Justice に関するラオスの現状を総論・各論に分けてそれぞれ御紹介いただきました。

スリランカについては、当部茅根教官より、スリランカ改正刑事訴訟法の概要及びその全文の試訳を御紹介いただきました。

また、当部曾我教官及び坂本教官からは、Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century（J S P P 2 1）の新規コースとして実施された東南アジア・太平洋及び南アジア諸国の行政機関等の職員を対象者とする国際仲裁及び国際調停に関するオンラインセミナーについて御紹介いただきました。

「活動報告」では、2022年6月に開催された第23回法整備支援連絡会、同年8月のスリランカへの海外出張、同年8月から9月にかけて実施した選択型実務修習、インターンシップについて、当部教官から御紹介しております。

「専門官の眼」では、多田首席国際専門官から、過去に主任国際専門官・統括国際専門官としてUNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）で勤務された際の業務・経験について御紹介いただきました。

「各国プロジェクトオフィスから」では、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアの現地専門家より各国の現地での出来事などにつき御紹介いただきました。

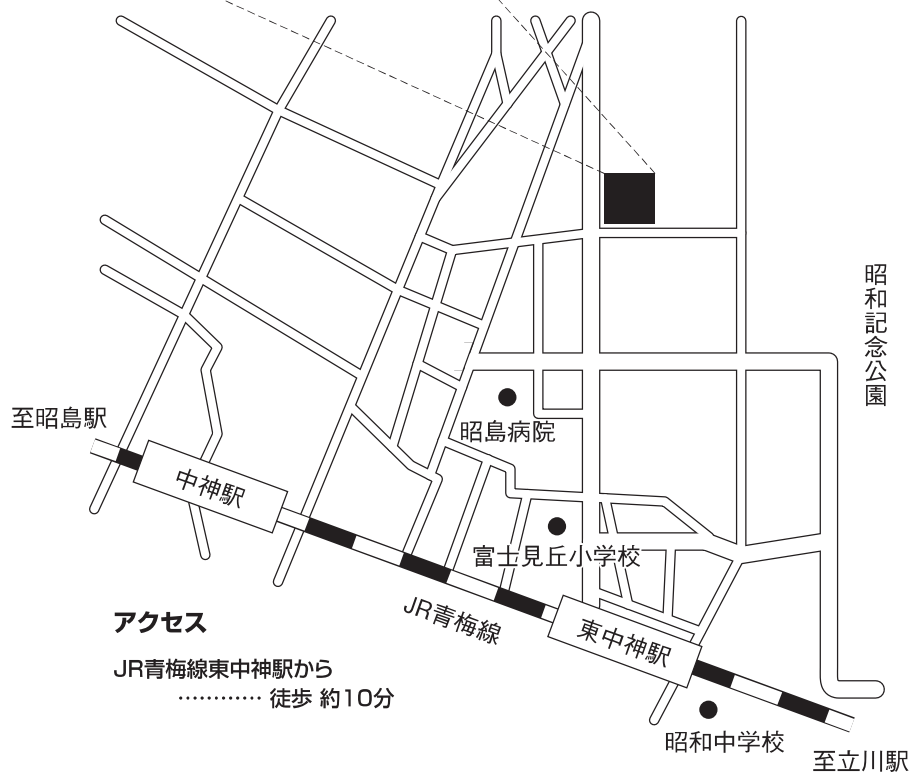
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

国際専門官 向井 沙織



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2022年12月

